

I 栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使からの意見書

I-1-1	意見書〔栃木県労働組合総連合〕（令和8年7月23日付）	・・・	1
I-1-2	意見発表発言要旨〔「意見陳述書」栃木県労働組合総連合〕	・・・	35
I-2-1	意見書〔佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン〕 （令和8年7月23日付）	・・・	37
I-2-2	意見発表発言要旨 〔「2026年最低賃金銀審議会意見陳述書」労働組合わたらせユニオン〕	・・・	41
I-3	意見書〔宇都宮市民ユニオン〕（令和8年7月23日付）	・・・	43
I-4	意見書〔全国福祉保育労働組合栃木支部〕（令和8年7月23日付）	・・・	45
I-5	意見書〔栃木公務公共一般労働組合〕（令和8年7月23日付）	・・・	47
I-6	意見書〔とちぎコープ労働組合〕（令和8年7月23日付）	・・・	49

II 第1回 目安に関する小委員会 資料

II-1	令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問文写し）	・・・	111
II-2	令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について ・・・	・・・	113
II-3	主要統計資料	・・・	119
II-4	足下の経済状況等に関する補足資料	・・・	181
II-5	最低賃金に関する調査研究	・・・	283

III 第2回 目安に関する小委員会 資料

III-1	令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について	309
III-2	令和8年賃金改定状況調査結果	・・・ 313
III-3	生活保護と最低賃金	・・・ 325
III-4	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	・・・ 329
III-5	賃金分布に関する資料（都道府県別、総合指数順）	・・・ 333
	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ (347)
	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・ (347)
	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・ (360)
III-6	最新の経済指標の動向	・・・ 373

Ⅲ－ 7	委員からの追加要望資料	423
Ⅲ－ 8	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	451
Ⅲ－ 9	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	487
Ⅲ－10	パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移	509

Ⅳ 第3回 目安に関する小委員会 資料

Ⅳ－ 1	委員からの追加要望資料	559
Ⅳ－ 2	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	567
Ⅳ－ 3	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	571

Ⅴ 第4回 目安に関する小委員会 資料

Ⅴ－ 1	日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026等について	575
------	---------------------------------	-----

Ⅵ 第5回 目安に関する小委員会 資料

Ⅵ－ 1	委員からの追加要望資料	589
Ⅵ－ 2	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	599
Ⅵ－ 3	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	601

Ⅶ 統計資料

Ⅶ－ 1	栃木県鉱工業指数（令和8年4月：栃木県）	609
Ⅶ－ 2	あしぎん経済概況（2026年7月：㈱あしぎん総合研究所）	623

Ⅷ その他

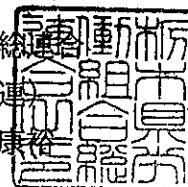
Ⅷ－ 1	最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明[栃木県弁護士会会長] （令和8年7月1日付）	633
Ⅷ－ 2	栃木労働局に対する要請書[宇都宮市民ユニオン] （令和8年7月28日付）	637

2026 年 7 月 23 日

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤井 亮二 様



栃木県労働組合総連合
(栃木県労連)
議長 青木 康裕



2026 年度栃木県最低賃金の改正決定に対する意見書

1, 栃木県最低生計費試算調査結果について

全国労働組合総連合（全労連）は、全国すべての都道府県で「最低生計費試算調査」として、健康で文化的な最低限度の生活に必要な生計費を調査する方針を掲げ、すでに全国 31 都道府県で実施されています。遅ればせながら栃木県においても 2025 年に労働組合員などを対象とする調査を実施し、900 人余からの回答を得ました。このたび集計・分析が終了し、本年 6 月 30 日に記者発表を行うことができました。なお、この様子は、下野新聞（7 月 1 日付朝刊）及び NHK（7 月 7 日 18:30～『とちぎ 630』）において報道されています。また、詳細な資料を添付していますので、参考としてください。

その結果、栃木県において 25 歳単身者が自立した生活を営むには月額 28 万円余が必要であることが明らかになりました。これを時間給にすれば、月 150 時間換算で 1,900 円前後になり、現行の地域別最低賃金より 800 円以上も上回ります。

この結果からみても、現行水準は言うに及ばず、前政権が政府目標とした「2020 年代に 1,500 円」でさえ、はるかに不十分であることが明らかです。栃木県労連は 2026 年春闘方針の中で、最賃要求を「ただちに 1,700 円以上に」としていますが、今回の調査結果を受けて「1,900 円必要なのに 1,700 円では不十分だ」という声も出始めています。

貴会として、思い切った賃上げに踏み込んでいただくことを求めます。

2, 物価高騰を上回る賃上げで生活改善を

この数年、物価は急上昇し続けています。特に日常生活で実感しやすい食料品や光熱費など生活必需品等の上昇が著しく、数%前後の賃上げでは物価上昇を後追いしているだけというのが、多くの労働者の生活実感です。中小企業においてはそのわずかな賃上げすら難しく、物価上昇にともなって実質賃金が低下しているのが実態です。

中小企業に対して必要な支援策を講じることはもちろんですが、「支援が先か、賃上げが先か」ではなく、ただちに最賃の大幅引き上げによって社会的賃金水準を引き上げ、同時に賃上げに必要な継続的支援を実行することを求めます。

3, 地域間格差をなくして少子化に歯止めをかけ、地域振興を

現在、日本では都道府県によって大きな最賃格差があります。最高の東京都（1,226 円）

と、最低の沖縄など3県（1,023円）では203円の差になり、月150時間働くとな収では365,400円の差になります。栃木県と東京都では時間額158円（年284,400円）と、平均的な労働者の月収に匹敵する差が生じています。栃木県で東京都と同じ年収を得ようとすれば、1か月のただ働きを強いられているに等しく、日本国憲法第13条に定める法の下での平等に反するものだと私たちは考えます。

都道府県別の人口転出入はほぼ完全に最賃の高低とシンクロしており、地方から都市部への人口流出、特に最賃に近い水準で働く若年層の移動が深刻な問題となっています。これから結婚・出産・子育てをする若者が地方から都市部へ移動してしまえば、地方の少子化が加速し、ますます地方は衰退していきます。

私たちが全国で取り組んでいる最低生計費試算調査においても、栃木県の1,892円（25歳男性）に対して、東京都北区では1,901円（同）などという結果が出ており、都市部と地方の生計費に大差ないことが明らかになっています。

都市部は家賃など住居費が高い一方、公共交通機関が充実しており、交通費は安くなっています。地方では住居費は安いものの、自動車がほぼ必需品で、これに要する費用が高額になっており、結果的に総額では大差ない水準になります。

最賃は早期に全国一律の制度とし、地域間格差の解消をめざすよう求めます。

4、国際競争力を維持する賃金水準を

また、日本の最低賃金は国際的にも低すぎます。フランス12.31ユーロ（2,277円；1ユーロ＝185円）、ドイツ13.90ユーロ（2,572円）、オーストラリア26.44豪ドル（2,988円；1ドル＝113円）など、日本に近い経済状況を示す諸国の最賃は2,000円以上から3,000円に迫る水準になっています。

さらに、かつて賃金が日本よりはるかに低い水準にあった途上国・新興国でも、今や日本を上回っています。日韓の最低賃金を比較すると、1992年度に栃木県548円、韓国925ウォン（当時の為替レートで約150円）と、4倍近い水準であったものが、2025年度では栃木県1,068円、韓国10,320ウォン（1,135円；1ウォン＝0.11円）であり、完全に逆転されています。

このまま推移すれば、遠からず日本は「世界で最も賃金の低い国」になり、労働力が国外に流出してしまうおそれも現実のものとなっています。

競争力とは、「同程度の商品をより安く提供する」ことのみが着目されがちですが、生産コストを下げるために賃金を抑制することは、短期的には利益が出るかもしれませんが、長期的には「質の良い商品を生産する」ための労働者がいなくなり、技術や知識が散逸し、競争力を失うことになります。一度失った技術は一朝一夕には回復できず、長期にわたって日本経済が低迷することになりかねません。

こうした未来を招かないためにも、早期に諸外国と肩を並べる最賃水準を実現し、国際競争力の維持に努めるべきだと私たちは考えます。

5、審議の前提として客観的なデータを用いること

現在、最賃は①生計費、②賃金水準、③事業の支払い能力、の3要素によって決定されることが法で定められています。このうち②については詳細な資料が添付されておりますが、①と③について、客観的・具体的な資料に基づかない議論がされているのではないかと疑問を持っています。

①については第1回審議会で配布された資料の69ページに「標準生計費」が掲載されています。しかし、これは「何をどれだけ保有し、消費するか」が明らかになっていないばかりか、「1人世帯より2人世帯の方が被服・履物費が低い」「2人世帯をピークに世帯人数が多くなると住居関係費が減少し、4人・5人世帯が1人世帯より低い」など、明らかに矛盾する数字が用いられています。物価上昇を反映しているかどうか不明で、恣意的に必要生計費を低く見せるため操作された数字ではないかという疑問が払拭できません。

その点、私たちの調査は、衣食住にかかる詳細で多岐にわたる項目を、実際の労働者の消費動向や保有物品を積み上げることによって算出した、科学的根拠のある数字です。すでに愛知県などの地方最賃審議会が、地元県労連の調査結果を資料として採用しています。栃木においても、今後の最賃の審議にあたり、私たちの最低生計費試算調査結果こそ生計費の資料にふさわしいと考え、これを資料として採用するよう求めるものです。

③については、日本の企業の経常利益は総額100兆円を超え、内部留保の総額も600兆円に達する一方、労働分配率は37%程度まで低下しています。巨額の利益が労働者に還元されていないことが数字上も明らかになっています。個々の企業においては差があるものの、全体として支払い能力は十分であると考えます。

6. 審議の民主化を

民主主義の基本は、「決定プロセスをすべて公開し、検証可能な状態におく」ことにあります。審議会の公開については、この間、一定の進歩があったものの、実態は「非公開の二者協議でほぼ決まる」という、不透明な状態のままになっています。

また、「傍聴人数に根拠不明の制限がある」「事前申し込みが必要で、申し込み手段も限られる」「椅子のみで机もないため、配布資料を置くのも難しく、メモもしにくい」「TVカメラで撮影され放送されることもあるのに、撮影・録音を一律禁止している」等、審議の公開に対する消極的な姿勢が目立ちます。

ついでには、県民の多くに影響を与える最賃の決定プロセスを明らかにし、関心を高めるためにも、次の4点の改善を求めます。

- ①傍聴の人数制限を緩和し、空席がある場合は当日の申し込みも可能とすること
- ②二者協議を含め、原則としてすべての審議を公開すること
- ③報道機関による撮影・録音を認める場合は、傍聴者にも認めること
- ④傍聴席に机を配置すること

以上、栃木県労連の意見とします。

なお、意見陳述にあたっては、当県労連の事務局長である近藤康弘を県労連代表として推薦いたします。

栃木県最低生計費試算調査結果報告書

—若年単身世帯（25 歳男性および 25 歳女性）—

2026 年 6 月 30 日

栃木県労働組合総連合

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

栃木県の最低賃金は昨年 10 月に 64 円（6.4%）引き上げられて 1,068 円となった。全国平均を上回る引き上げ率は、県内の最賃近傍ではたらく労働者にとっては朗報であったかもしれない。しかしながら、2022 年からのロシアのウクライナ侵攻と円安の影響、さらに今年に入ってからの中東情勢の影響を受けて物価高騰は継続しており、実質賃金については 4 年連続でマイナスである。

8 時間はたれば普通に暮らせる社会を目標に、全国労働組合総連合（全労連）とその加盟地域組織は、全国各地で継続して「健康で文化的な最低限度の生活」＝「普通の暮らし」を送るための費用を試算し続けている。栃木県労働組合総連合（県労連）も、2025 年に県単独としては初めての**最低生計費試算調査**のプロジェクトを始動させた。本報告書は、初めて栃木において若者が普通に一人暮らしをするための費用を明らかにしたものである。

1. 調査の概要

最低生計費試算調査の目的は、若年単身世帯や子育て世帯、高齢者世帯など、様々な世帯類型ごとに「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための費用（＝最低生計費）を明らかにすることである。最低生計費を試算するための基礎資料を得るために実施された調査は、以下の 3 つの調査である。

- ① **生活実態調査**：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ② **持ち物財調査**：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかをすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ③ **価格（市場）調査**：実際の対象市（宇都宮市）において、生活実態調査の購入先を参考に価格調査を実施。ヤマダ電機、ジョイフル本田、ユニクロ、カンセキ、靴流通センターなどで価格調査を実施。

これらの 3 調査に統計資料を利用した食費、住居費、被服費、教養娯楽費などの試算結果を組み合わせ、最低生計費の試算を行っている。さらに、当事者の意見を試算に反映させるために、2025 年 6 月に栃木県内で一人暮らしをしている若者による「合意形成会議」を実施している。同会議の役割は、データからだけでは確定ができない部分を補うためである。

アンケート票の配布開始（約 4400 部）。このうち、906 部を回収（回収率＝20.6%）。なお、このうち、若年単身世帯（20 歳未満＋20 歳代＋30 歳代）の回答数は 53 部（男性＝17 部、女性＝36 部）であった。

◆調査対象：主に県労連の単産の組合員や協力する民主団体を通じて県内在住の知人

◆調査期間：2024 年 11 月～2025 年 5 月

2. 算定の対象となるモデルと地域

(1) 対象モデル：月額賃金 24 万円、一時金・年 48 万円、年収 336 万円

最低賃金の引き上げ要求運動につなげるため、若年単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、「年齢は 25 歳で、大学卒業後就職し、勤続年数が 3 年である労働者を想定」した。

ちなみに、「賃金構造基本統計調査」の令和 5 年版によると毎月きまって支給する所定内給与額（産業規模別計、男女計）は、20～24 歳で 21 万 1,500 円、25～29 歳で 25 万 4,000 円となっている。これらのことを踏まえ、月額賃金が 24 万円、一時金が年 48 万円で年収 336 万円の対象モデルを設定した。ちなみに生活実態調査の結果では、若年単身世帯の 1 ヶ月の賃金については「20～25 万円未満」の割合が 35.8%と、この層が最も厚かった。なお、今回の試算結果は、原則 2025 年時点で試算している。

(2) 居住地域：栃木県宇都宮市

はじめに、若年単身世帯の居住地域としては、他の地域で実施されている最低生計費試算調査と同様に県庁所在地である宇都宮市在住を想定した。また、合意形成会議で物件が多く、比較的家賃が安い地域を検討したところ、宇都宮市の東部エリアが若者の一人暮らしする地域としてふさわしいと判断した。

4. 算定の方法

今回の最低生計費試算調査を含めて、監修者が 2015 年から 2026 年までに全国 31 都道府県で実施されている諸調査は、佛教大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008 年 4～6 月実施、2,039 ケース集約）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009 年 5～6 月実施、1,615 ケース集約）、「愛知県最低生計費試算調査」（2010 年 5 月～6 月実施、518 ケース集約）などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。¹調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金制の実現に結びつかなくなるからである。

「持ち物財調査」にもとづいて、原則 7 割以上の所持率の物を「最低限度の生活」のために必要な物＝必需品と判断し、「価格調査」を行った。「持ち物に関する調査」と「価格調査」をもとに、一般労働者の生活を反映させるために、若手の労働組合員を中心に「合意形成会議」を行い、合意価格を決定した。なお、所持数（消費数）については所持数の「下から 3 割」の目安にして決定している。

¹ 監修者は今回の調査以外に、「新潟県最低生計費試算調査」（2015 年）、「静岡県最低生計費試算調査」（2015 年）、「愛知県最低生計費試算調査」（2015 年）、「北海道最低生計費試算調査」（2016 年）、「東北地方最低生計費試算調査」（2016 年）、「埼玉県最低生計費試算調査」（2016 年）、「福岡県最低生計費試算調査」（2017 年）、「京都府最低生計費試算調査」（2018 年）、「鹿児島県最低生計費試算調査」（2018 年）、「長崎県最低生計費試算調査」（2019 年）、「東京都最低生計費試算調査」（2019 年）、「佐賀県最低生計費試算調査」（2019 年）、「岡山県最低生計費試算調査」（2020 年）、「大分県最低生計費試算調査」（2021 年）、「兵庫県最低生計費試算調査」（2020 年）、「高知県最低生計費試算調査」（2021 年）「岐阜県最低生計費試算調査」（2022 年）等の監修も担当している。

ただし、所持率が 7 割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については所持させている。例えば、ノートパソコンは 54.7%の所有率であったが、デスクトップパソコンを合わせると 7 割に達するため、代表させてノートパソコンを所持するものとした。

所有したものの価格については、「価格調査」を実施した店舗で販売されているさまざまな価格帯の中から原則、最低価格で試算している。使用年数については、国税庁「減価償却資産の使用年数等に関する政令」およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を参考にした。

5. 最低生計費の試算

(1) 食費の算定：男性 47,803 円、女性 42,807 円

食費については、2025 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、二人以上世帯の全国での平均および最も年間収入の低い第 I 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「2025 年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については飲料・酒類で代表させ、100 k カロリー当たりの価格で算出）。同様に宇都宮市における 4 つの食品群の 100g 当たりの消費単価の平均値も求めて、同市における第 I 五分位階層の消費単価を推計している。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表 2024 資料編』にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを算出した（25 歳男性 1 日当たり 2,650 k カロリー、25 歳女性 1 日当たり 2,000 k カロリー）。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1 人 1 日当たりの重量 = g）」（香川芳子：女子栄養大学名誉教授案）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、食べ残しの廃棄率を 5%と想定している。なお、昼食や仕事の帰りや休日のお酒や会食については、生活実態調査の結果から、その回数や費用を算定している。宇都宮市内に住む 20 代単身者の食費は以下のように算定した。

宇都宮市内に住む 20 代単身者の食費は以下のように算定した。

朝食については、生活実態調査では男女ともに基本的に家で食べている人が過半数であったため、家で食べることにしている。また、夕食についてもこれまで実施された他の調査から家で食べる人が多数派であったことが明らかになっているため同様とした（ただし、友人や恋人などとの会食は除く）。

昼食については、生活実態調査の結果をみると「家から弁当を持参する」が最も多く 41.5%で、「コンビニで弁当やパンなどを買って職場で食べる」（26.4%）と「給食」（17%）と合わせた割合とほぼ同じであった。ここから昼食は、月のうち 10 日間は家から弁当を持参して、残りの 10 日間は「コンビニなどで弁当やパンを買う」ものとした。なお、「弁当やパンを買う」費用については平均額より少し低い 700 円と設定した。

プライベートで休日にお酒、お茶、会食をする回数は、生活実態調査では、最も多いのが「月 1~2 回程度」で 37.7%、次いで「ほとんどない」が 30.2%、「月に 3~4 回」が 22.6%であった。飲み会や会食については、月に 2 回とした。1 回あたりの費用は、4,000 円とした。

1 日あたりの推定エネルギー必要量は、18~29 歳の男性、身体活動レベル II（低い、ふつう、高いの 3 段階のふつう）で 2650k カロリー、18~29 歳の女性、身体活動レベル II で 2000k カロリー、とされている（香川明夫監修「食品成分表 2024 資料編」、女子栄養大学出版部、2024 年）。

表 1 は、4 つの食品群別に必要な食品構成と 100g あたりの消費単価をまとめたものである。消費単価については、「2025 年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた。なお、嗜好品（飲料・酒類）は 100k カロリーあたりの金額である。

① 25 歳男性 1 日当たり 2,650 k カロリー（30 日＝79,500k カロリー）

表 1 4 つの食品群別にみた、100g 当たりの消費単価

第 1 群				第 2 群			
乳・乳製品		卵		魚介・肉		豆・豆製品	
32.36		円	44.91		円	191.45	
						円	
18.88							
第 3 群				第 4 群			
野菜・海藻		いも類		果物		穀類	
54.38		円	41.71		円	70.59	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	

表 2 25 歳、男性、身体活動レベルⅡ、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額（宇都宮市）

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	180 g
金額	97.08 円	金額	344.61 円
卵		豆・豆製品	
必要量	55 g	必要量	80 g
金額	24.70 円	金額	15.10 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	440 g
金額	190.34 円	金額	288.63 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	41.71 円	金額	3.07 円
果物		油脂	
必要量	150 g	必要量	30 g
金額	105.88 円	金額	20.63 円

(参考)：香川明夫監修『食品成分表 2024 資料編』(女子栄養大学出版部、2024 年)、p.86。

(注) 推定エネルギー必要量の 93～97%で構成

表 2 においては、25 歳男性にとって 1 日に必要な熱量 2650k カロリーのうちの平均 95% (=2517.5k カロリー) の熱量を摂取するためにかかる金額は 1,131.75 円である。

1 日エネルギー必要量の 90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

	2,385 k カロリー	1072.18 円
嗜好品	265 k カロリー	257.53 円
合計		1329.71 円

従って、1 カ月、すべて家で食事したと仮定すると、1,329.71 円×30 日=39,891 円の食費となる。
昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当	1 食	730k カロリー	700 円
	1 カ月 10 食	7,300k カロリー	計 7,000 円

25 歳男性の会食（飲み会）の内容とそのエネルギー量

枝豆、焼き餃子、ポテトサラダ、だし巻き卵、もつ煮込み、ビール中ジョッキ×2=100k カロリー+250k カロリー+150k カロリー+200k カロリー+300k カロリー+160k カロリー×2
月 2 回 2,640k カロリー 計 8,000 円

家での食事	62,260 k カロリー	31,241 円
昼食	14,600 k カロリー	7,000 円
会食	2,640 k カロリー	8,000 円
廃棄 (5%)	3,113 k カロリー	1,562 円
合計	82,613 k カロリー	47,803 円

② 25 歳女性 1 日当たり 2,000 k カロリー (30 日=60,000k カロリー)

表 3 25 歳、女性、身体活動レベルⅡ、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額 (宇都宮市)

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	250 g	必要量	120 g
金額	80.90 円	金額	229.74 円
卵		豆・豆製品	
必要量	55 g	必要量	80 g
金額	24.70 円	金額	15.10 円

第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350g	必要量	320g
金額	190.34円	金額	209.91円
いも類		砂糖	
必要量	100g	必要量	10g
金額	41.71円	金額	3.07円
果物		油脂	
必要量	150g	必要量	15g
金額	105.88円	金額	10.31円

(参考) (注) とともに表 2 と同じ。

表 3 においては、25 歳女性にとって 1 日に必要な熱量 2,000k カロリーのうちの 95% (=1,900k カロリー) の熱量を摂取するためにかかる金額は 911.67 円である。

1 日エネルギー必要量の 90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

	1,800 k カロリー	863.68 円
嗜好品	200 k カロリー	194.36 円
合計		1058.05 円

従って、1 カ月、すべて家で食事したと仮定すると、1,058.05 円×30 日≒31,741 円の食費となる。昼食のとり方や会食については以下の通り算定し、男性と同様である。

・コンビニ弁当	1 カ月 10 食	7,300k カロリー	計 7,000 円
・飲み会	月 2 回	2,640k カロリー	計 8,000 円
家での食事	50,060 k カロリー	26,483 円	
昼食	7,300 k カロリー	7,000 円	
会食	2,640 k カロリー	8,000 円	
廃棄 (5%)	2,503 k カロリー	1,324 円	
合計	62,503 k カロリー	42,807 円	

(2) 住居費の算定：41,667 円

住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」(平成 28～37 年度)による「最低居住面積水準」にもとづき、単身世帯 25 m²に設定し、「最低限度の生活」として最低価格帯(下から 3 割程度の物件)の物件を採用することにした。

市場調査の結果、宇都宮駅東部エリアで単身用住宅として、25 m²の民間賃貸アパート・マンション(間取りワンルーム or 1 K)では 106 件中、最低で 33,500 円、最高が 56,000 円であった。ここでは 40,000

円とした。これに更新料 1,667 円を加えた 41,667 円を住宅費とした。

(3) 水道・光熱費の算定：男性 11,545 円、女性 11,850 円

水道・光熱費については、総務省「2024 年全国家計構造調査」の栃木県における勤労者・単身世帯のうち、男女別の全年齢平均および 34 歳以下のデータをもとに、按分計算して栃木県における若年単身世帯の男女別に推計し、さらに 2024 年から 2025 年の物価上昇率を加味して判断した。物価指数は、水道・光熱費の場合、2024 年に比して 1.92% 増になっており男性は $11,327 \text{ 円} \times 1.0192 \div 11,545 \text{ 円}$ 、女性は $11,626 \text{ 円} \times 1.0192 \div 11,850 \text{ 円}$ とした。

(4) 家具・家事用品の算定：男性 5,846 円、女性 5,505 円

所持率が 7 割に達しているものと、合意形成会議で 7 割以下ではあるが所有が望ましいものを選定し、おおよそ所有者の「下から 3 割」を目安として所有数を算出した。そのうえで、実際の宮崎での販売価格を調査し、それを耐用月数で割り、月額費用を算出した。結果は以下の通りになった。

- ・家事用耐久財 : 男女 1,491 円
- ・冷暖房用機器 : 男女 69 円
- ・居間・寝室用家具 : 男女 169 円
- ・室内装飾品 : 男女 255 円
- ・寝具類 : 男女 485 円
- ・家事雑貨 : 男女 1,396 円
- ・家事用消耗品 : 女性 1,640 円、男性 1,981 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用耐久財				
温水洗浄便座	16,280	6	1	226
電子・ガスレンジ	9,800	6	1	136
自動炊飯器	4,980	6	1	69
電気冷蔵庫	35,900	6	1	499
電気掃除機	7,480	6	1	104
電気洗濯機	27,900	6	1	388
電気ポット (ケトル)	4,980	6	1	69
小 計				1,491

(注 1) 消費税込みで税率は 10%。

(注 2) 各品目の月価格の合計金額と小計の金額は、端数処理のため必ずしも一致しない (以下同様)。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
冷暖房用機器				

扇風機	4,980	6	1	69
小 計				69

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
居間・寝室用家具				
座り机	10,691	15	1	59
カラーボックス	1,980	3	2	110
小 計				169

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
室内装飾品				
照明器具（天井用）	9,020	8	1	94
カーテン	2,120	3	2	118
カーペット	2,580	5	1	43
小 計				255

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
寝具類				
敷き布団	3,980	4	1	83
掛け布団	3,980	4	1	83
タオルケット	1,280	2	1	53
毛布	1,280	3	1	36
シーツ	1,513	2	2	126
まくら	498	3	1	14
布団カバー	698	2	1	29
まくらカバー	1,480	2	1	62
小 計				485

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事雑貨				
飯茶碗	398	2	2	33
どんぶり	498	2	1	21
マグカップ	498	2	2	42
洋皿	698	2	3	87
小さな皿	298	2	3	37

コップ	198	2	2	17
スプーン	198	5	2	7
フォーク	198	5	2	7
水筒	298	5	1	5
弁当箱（ランチジャー）	980	5	1	16
タッパー	348	5	3	17
なべ	1,480	5	1	25
フライパン	1,980	5	1	33
水切りかご・ざる	767	4	1	16
ボウル	987	5	1	16
包丁・ナイフ	2,728	5	1	45
まな板	1,738	5	1	29
スポンジ	217	1	1	18
はし・菜はし	162	5	2	5
しゃもじ	195	5	1	3
ふきん	347	1	2	58
フライ返し	327	5	1	5
物干しざお	1,000	5	1	17
くずかご	932	5	1	16
洗濯用かご	800	5	1	13
タオル	300	1	5	125
バスタオル	1,980	1	3	495
電球（非 LED）	298	1	2	50
蛍光灯（非 LED）	1,980	3	1	55
バスマット	1,980	2	1	83
小 計				1,396

品目	価格	耐用年数	月消費量	月価格
家事用消耗品（女性）				
ポリ袋（10 枚）	198	1	0.6	119
ラップ	198	1	0.5	99
ティッシュペーパー（5 箱）	398	1	0.4	159
トイレットペーパー（12R）	498	1	0.25	125
台所洗剤	148	1	0.5	74
トイレ用洗剤	178	1	0.5	89
ふろ用洗剤	478	1	0.5	239

洗濯用洗剤	478	1	1	478
トイレ芳香剤	258	1	1	258
小 計				1,640

品目	価格	耐用年数	月消費量	月価格
家事用消耗品（男性）				
ポリ袋（10 枚）	198	1	0.4	79
ラップ	198	1	1	198
ティッシュペーパー（5 箱）	398	1	0.2	80
トイレットペーパー（12R）	498	1	0.17	85
台所洗剤	148	1	1	148
トイレ用洗剤	178	1	1	178
ふろ用洗剤	478	1	1	478
洗濯用洗剤	478	1	1	478
トイレ芳香剤	258	1	1	258
小 計				1,981

（５）被服および履物の算定：男性 5,888 円、女性 6,061 円

被服・履物の数量については個人差が大きい。そこで少ない方から数えて合計 3 割の人が保有する数を算定基準とした。女性 5,582 円、男性 5,505 円。

なお、※のついた品目については、人前で着用するもののため、最低価格ではなく、標準価格（最多価格帯）で試算している。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
被服・履物（女性）				
フォーマルドレス※	24,000	5	1	400
ワンピース※	4,990	4	2	208
オーバーコート※	12,900	4	2	538
ジャケット※	7,990	4	2	333
スカート	2,990	3	3	249
スラックス・ジーンズ	2,990	4	2	125
ジャンパー（ブルゾン）	3,990	4	1	83
ブラウス	1,049	3	3	87
Tシャツ・ポロシャツ	780	2	5	163
長袖・半袖シャツ	1,210	2	4	202
セーター・カーディガン	2,990	2	3	374
ショーツ	590	1	5	246

ブラジャー	1,430	2	5	298
肌着（夏）	315	1	4	105
肌着（冬）	805	1	3	201
パジャマ（夏）	2,480	2	2	207
パジャマ（冬）	2,739	2	2	228
トレーナー・スエット	1,216	2	2	101
スリッパ	1,080	1	1	90
サンダル	1,365	2	2	114
靴・ブーツ※	3,580	2	3	448
運動靴・スニーカー	2,680	2	2	223
パンティストッキング	292	1	3	73
ソックス	243	2	10	101
マフラー・スカーフ	1,080	1	2	180
手袋	1,000	1	1	83
ベルト	1,481	2	2	123
小 計				5,582

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
被服・履物（男性）				
背広※	28,116	4	2	1,172
礼服※	43,890	5	1	732
オーバーコート※	6,680	4	1	139
ジャケット※	3,885	4	1	81
チノパン・ジーンズ	2,499	4	2	104
パーカー	2,980	2	2	248
ワイシャツ	1,613	2	3	202
長袖シャツ	1,898	2	2	158
半袖シャツ	1,480	2	2	123
ポロシャツ	1,469	2	2	122
セーター・カーディガン	2,460	3	1	68
肌着（夏）	580	1	3	145
肌着（冬）	680	1	3	170
Tシャツ	980	2	4	163
ジャージ	3,638	2	2	303
トレーナー	1,849	2	2	154
パンツ・ブリーフ	680	1	5	283

パジャマ冬	2,879	2	1	120
吸湿発熱衣類（ステテコ）	1,340	2	1	56
靴※	3,380	2	2	282
スリッパ	982	1	1	82
運動靴・スニーカー	1,996	2	2	166
靴下	299	2	5	62
手袋	1,099	1	1	92
ネクタイ※	1,691	2	3	211
バンド・ベルト	1,584	2	1	66
小 計				5,505

クリーニング代：月あたり・女性 479 円、男性 383 円

- ① 女性＝フォーマルドレス 1 着・ワンピース 2 着・オーバーコート 2 着分のクリーニング代を想定した（1 着＝1,150 円）。 1 着 1,150 円×5/12＝月額 479 円
- ② 男性＝背広 2 着・礼服 1 着・オーバーコート 1 着のクリーニング代を想定した（1 着＝1,150 円）。 1,150 円×4/12＝月額 383 円

（６）保健医療費の算定：男性 1,604 円、女性 1,784 円

保健医療費については、総務省「2024 年全国計構造調査」の栃木県における勤労者・単身世帯のうち、男女別の全年齢平均および 34 歳以下のデータをもとに、按分計算して栃木県における若年単身世帯の男女別に推計し、さらに 2024 年から 2025 年の物価上昇率を加味して判断した。物価指数は、保健医療費の場合、2024 年に比して 2.6%増になっており男性は 1,563 円×1.026≒1,604 円、女性は 1,738 円×1.026≒1,784 円とした。

（７）交通・通信費の算定：男性 40,255 円、女性 38,815 円（軽自動車を所有時）

a) 交通用具（自動車）・諸経費（ガソリン代、駐車場代）：月あたり 30,542 円（軽自動車を所有時）

生活実態調査において職場までの交通手段を質問したところ、75.5%が「自家用車」と回答した。持ち物財調査においては、所持率は「普通自動車」＝50.9%、「小型自動車」＝13.2%、「軽自動車」＝20.8%となっていた。以上をふまえて、移動手段として「自家用車」を所有させることとした。自家用車の種別については、合意形成会議の結果、コストを抑えられる「**軽自動車**」**所有で試算**することとした。

具体的な価格の算定にあたっては、7 年落ち（2018 年式、5～7 万 km 走行）の中古車を購入後 6 年使用し、車検直前に廃車し手放すことを想定し、6 年間に掛かる諸経費を合わせて 1 か月あたりにかかる費用を計算して求めた。なお、消費税については 10%で変わらないとしている（2025 年 5 月時点の試算）。

諸経費を計算するにあたって、生活実態調査では、1 か月に支出するガソリン代の平均は約 14,000 円（全体の平均）であった。宇都宮市内在住であれば職場に比較的に近い場所に居住することを考えて、**1 か月のガソリン代は 7,000 円**を計上することとした。駐車場代については、宇都宮市内では 6,000 円が最も多い回答となっており、**駐車場代は 1 箇所、6,000 円**かかるものと判断した。

自動車関係費：軽乗用車

費 目	金額(円)	備考	6年間の 金額 (円)	1カ月当 たりの額 (円)
車両価格（車検基本料込み）	651,000		651,000	9,042
税・保険料（①～⑥）の計	129,170		449,520	6,243
①消費税（10%、取得時）	65,100		65,100	—
②軽自動車税（毎年）	10,800		64,800	—
③重量税（1年分）	2,500	エコカーで2年分5,000円の1/2	15,000	—
④自賠責保険料（1年分）	8,770	2年分17,540円の1/2	52,620	—
⑤任意保険料（年額）	42,000		252,000	—
整備費用（⑥～⑩）の計			162,476	2,257
⑥車検（2年ごと）	17,540	6年間で2回	35,080	—
⑦上記の消費税（10%）	1,754	同上	3,508	—
⑧印紙代	1,850	同上	3,700	—
⑨部品・消耗品の交換費用	*詳細は下表を参照		109,262	—
⑩上記の消費税（10%）			10,926	—
駐車場代（月額）	6,000	生活実態調査を参考	—	6,000
ガソリン代（月額）	7,000	生活実態調査を参考	—	7,000
合 計				30,542

注 1)7年落ち(2020年に初回登録、約6万km走行)の中古軽乗用車(660cc)を購入後6年使用する(車検直前に手放す)。

2)軽自動車はWebサイトで条件に合ったのは30台で、価格(車両本体)の最低が44万円、最高が89万円、安い方から3割程度の価格は65.1万円(消費税抜き)。2026年1月調査。

3)消費税率は10%で不変とした。

4)任意保険の契約内容は、対人賠償無制限、対物賠償無制限、免責金額=車対車免ゼロ、搭乗者傷害=1,000万円で16等級とした。

部品・消耗品の交換費用

費 目	交換時期	部品代(円)	工賃(円)	交換回数 /6年	6年間の 金額 (円)
エンジンオイル	10,000 kmごと	3,580	550	4	16,520
オイルフィルター	10,000 kmごと	1,280	550	4	7,320
バッテリー交換	4年間に1回	5,000	1,100	2	12,200
冷却水交換	10万kmごと	2,000	1,100	1	3,100

ヘッドライトバルブ	切れたら	2,200	1,100	1	3,300
タイヤ交換	4万kmごと	4,980	1,222	1	6,202
エアコンフィルター	車検時	2,000	770	2	5,540
ブレーキフルード	車検時	1,500	4,000	2	11,000
補機駆動ベルト	5万kmごと	6,000	5,000	1	11,000
フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	5,000	8,000	1	13,000
リアブレーキシュー	40,000 kmごと	3,980	10,000	1	13,980
ワイパーブレードラバー	年1回	1,000	220	5	6,100
合 計					109,262

注 1) 部品・消耗品の交換費用については、整備工場 2 社に問い合わせ設定した。2026 年 1 月調査。

2) 部品交換時に 12 カ月点検を含むものとした。

3) 購入後 6 年間の走行距離を 42,000km とし、以下のようにして算定した。

上表(自動車関係費)の月額ガソリン代(7,000 円)を 2025 年 4 月時点のガソリン価格(180 円/ℓ)で除したものに、燃費(軽乗用車: 15km/ℓ)を乗じ、それを 12 倍することによって 1 年間の走行距離(約 67,900km)を算定し、これを 6 倍した。

b) 通信費：男性 9,713 円、女性 8,273 円

通信費については、総務省「2024 年全国家計構造調査」の栃木県における勤労者・単身世帯のうち、男女別の全年齢平均および 34 歳以下のデータをもとに、按分計算して栃木県における若年単身世帯の男女別に推計し、さらに 2024 年から 2025 年の物価上昇率を加味して判断した。物価指数は、通信費の場合、2024 年に比して 7.38% 増になっており男性は $9,046 \text{ 円} \times 1.0738 \approx 9,713 \text{ 円}$ 、女性は $7,704 \text{ 円} \times 1.0738 \approx 8,273 \text{ 円}$ とした。

(8) 教育費の算定：0 円

教育費については、若年単身世帯のため、今回は算定に含めない。

(9) 教養娯楽費の算定：男性 26,856 円、女性 26,888 円

a) 教養娯楽用品：3,306 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用耐久財				
カラーテレビ(24 型)	30,000	5	1	500
ノートパソコン	132,800	4	1	2,767
USB(16G)	949	2	1	40
小 計				3,306

b) 教養娯楽用品：男性 884 円、女性 916 円

また、教養娯楽用品として、水着やゲーム機などを所持させた。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品（女性）				
水着	2,388	2	1	100
携帯ゲーム機	32,970	5	1	550
ゲームソフト	4,800	3	2	267
小 計				916

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品（男性）				
水着	1,638	2	1	68
携帯ゲーム機	32,970	5	1	550
ゲームソフト	4,800	3	2	267
小 計				884

c) 教養娯楽サービス：日帰り行楽 5,000 円、1泊以上の旅行 8,333 円、余暇費用 4,000 円

教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り行楽の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

ハイキング、ドライブ、温泉地に行くなどの日帰り行楽についての生活実態調査の結果は「1回」が24.5%で、「0回」のほうが34%で割合が高かった。ただし、2回以上を合わせれば4割に達することから、「2か月に1回」は県内外の行楽地へ出かけることにした。1回の行楽代は平均額よりも少し低い10,000円とした（月あたりの費用＝5,000円）。

1泊以上の旅行についての生活実態調査の結果は、年「0回」が24.5%で最も多く、次いで「1回」「2回」「3回」がそれぞれ20.8%であった。少なくとも4分の3は年間1回以上は旅行に出かけていることになる。帰省を含めて年に2～3回は1泊以上の旅行に行くものとして、年間の費用を100,000円とした（1ヶ月あたり8,333円）。

生活実態調査で休日（余暇）の過ごし方を3つまでの複数回答で聞いたところ、「自宅で休養」が7割強、「恋人や友人との交際」が4割弱、「ショッピング」が約3分の1などと続いた。これらのことから、上記の日帰り行楽や旅行を除いて、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを楽しむのを月に2回程度とし、その余暇費用を月4,000円とした。

d) NHK受信料等：3,333 円

テレビはほとんどの人が所有しており、NHK受信料は月1,100円となるほか、インターネット接続料として月2,233円を計上した。

e) 定額制コンテンツ（サブスクリプション）会費 2,000 円

映像や音楽などのコンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、平均額は約3,700円であ

った。ここでは月額 2,000 円を計上した。

(10) 理美容費の算定：男性 5,585 円、女性 11,148 円

a) 理美容品：男 3,385 円、女性 6,148 円

品目	価格	耐用年数	年間消費数	月価格
理美容用品（女性）				
ヘアドライヤー	3,980	6	1	55
ヘアブラシ	798	3	1	22
歯ブラシ	158	1	12	158
かみそり	100	1	12	100
化粧石鹸	100	1	12	100
シャンプー	598	1	12	598
リンス・トリートメント	598	1	12	598
ボディーシャンプー	398	1	12	398
歯磨き	398	1	6	199
化粧クリーム	980	1	12	980
化粧水	980	1	12	980
口紅（リップクリーム）	980	1	6	490
乳液	980	1	12	980
ファンデーション	980	1	6	490
小 計				6,148

品目	価格	耐用年数	年間消費数	月価格
理美容用品（男性）				
ヘアドライヤー	3,980	6	1	55
歯ブラシ	158	1	12	158
かみそり	100	1	12	100
化粧石鹸	100	1	12	100
シャンプー	598	1	12	598
リンス・トリートメント	598	1	12	598
ボディーシャンプー	398	1	12	398
歯磨き	398	1	12	398
化粧水	980	1	6	490
乳液	980	1	6	490
小 計				3,385

b) 理美容サービス：男性1ヶ月あたり2,200円、女性1ヶ月あたり5,000円

理髪（美容）料としては、価格調査や合意形成会議の結果をふまえて男性は2か月に1回4,400円で月あたり2,200円、女性は3か月に1回15,000円で月あたり5,000円とした。

(11) 身の回り用品の算定：男性2,510円、女性3,620円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
身の回り用品（女性）				
傘	2,990	2	1	125
旅行用スーツケース	15,000	5	1	250
ショルダーバッグ	6,930	5	2	231
ハンドバッグ	5,940	5	1	99
リュックサック	5,990	5	1	100
財布	25,300	5	1	422
腕時計※	90,000	10	1	750
指輪	22,000	10	2	367
ネックレス	15,000	10	2	250
イヤリング・ピアス	9,600	10	3	240
帽子	3,500	1	2	583
ハンカチ	490	1	5	204
小 計				3,620

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
身の回り用品（男性）				
傘	2,990	2	1	125
旅行用スーツケース	15,000	5	1	250
ショルダーバッグ	6,989	5	1	116
リュックサック	5,990	5	1	100
財布	25,300	5	1	422
腕時計※	130,000	10	1	1,083
帽子	3,500	1	1	292
ハンカチ	490	1	3	123
小 計				2,510

(12) その他の消費支出費用：男性14,858円、女性15,483円

a) 自由裁量費：6,000円

自由裁量費（こづかい）については、これまでの算定では計上しなかった自動販売機などでのコーヒー

代、スマートフォンの有料アプリへの課金などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物に関する調査では保有率が分散していて 7 割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1 人 1 日 200 円として月 6,000 円とした。

b) 冠婚葬祭費：男性 1,458 円、女性 2,083 円

生活実態調査では、冠婚葬祭の参加状況は「ほとんど参加している」が約 3 人に 1 人で、「ほとんどよばれない」が 26.4%で続いた。合意形成会議ではコロナ禍以降は冠婚葬祭の参加頻度は減っているという意見が多かったため、25 歳は 2 年間に 1 回結婚式に参加するものとして、その 1 回あたりの費用は男性で 35,000 円、女性で 50,000 円とした（男性＝月あたり 1,458 円、女性＝月あたり 2,083 円）。

c) お中元・お歳暮：0 円

生活実態調査では、「贈らないことにしている」が 50.9%で、「経済的に無理」を含めると約 3 分の 2 が贈っていないため、贈らないと判断した。

d) プレゼント費用：3,333 円

見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼント費用については、生活実態調査では年間平均 44,488 円であった。ここでは平均額より少し低い 40,000 円（月あたり 3,333 円）を計上した。

e) 忘年会等：1,667 円

忘・新年会、歓送迎会のうち年 4 回は出席し、1 回あたり 5,000 円の会費を支出することにした（月あたり 1,667 円）。

f) 自治会費（町内会費）：0 円

合意形成会議での聞き取りの結果、集合住宅における自治会費は月額 0 円とした。

g) 組合費：2,400 円

現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月 2,400 円を想定（月収の 1%を目安）して計上した。

(13) 予備費：男性 20,400 円、女性 20,500 円

その他、予備費として、消費支出の 1 割を計上する。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。

(14) 総括

表 4：栃木県宇都宮市在住 25 歳単身世帯（男女）の最低生計費試算の結果

	宇都宮市	
	男性	女性

消費支出		204,417	205,628
食費		47,803	42,807
	家での食事	31,241	26,483
	外食・昼食	7,000	7,000
	外食・会食	8,000	8,000
	廃棄分	1,562	1,324
住居費		41,667	41,667
	家賃	41,667	41,667
光熱・水道		11,545	11,850
家具・家事用品		5,846	5,505
	家事用耐久財	1,491	1,491
	冷暖房用機器	69	69
	居間・寝室用家具	169	169
	室内装備品	255	255
	寝具類	485	485
	家事雑貨	1,396	1,396
	家事用消耗品	1,981	1,640
被服・履物		5,888	6,061
	被服・履物	5,505	5,582
	洗濯代	383	479
保健医療費		1,604	1,784
	保健医療費	1,604	1,784
交通・通信		40,255	38,815
	交通費（自動車関係費）	30,542	30,542
	通信費	9,713	8,273
教育		0	0
教養娯楽		26,856	26,888
	教養娯楽耐久財	3,306	3,306
	教養娯楽用品	884	916
	日帰り行楽	5,000	5,000
	旅行	8,333	8,333
	余暇費用	4,000	4,000
	定額制コンテンツ	2,000	2,000
	NHK受信料等	3,333	3,333
理美容費		5,585	11,148
	理美容用品	3,385	6,148

	理美容サービス	2,200	5,000
	身の回り用品	2,510	3,620
	その他	14,858	15,483
	自由裁量費	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	1,458	2,083
	お中元・お歳暮	0	0
	プレゼント費用	3,333	3,333
	自治会費	0	0
	忘年会等	1,667	1,667
	組合費	2,400	2,400
	非消費支出	58,967	58,967
	所得税	6,543	6,543
	住民税	11,516	11,516
	社会保険料	40,908	40,908
	予備費	20,400	20,500
最低生計費	税等抜き月額	224,817	226,128
	税等込み月額	283,784	285,095
	税等込み年額	3,405,408	3,421,140
	必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,633	1,640
	必要最低賃金額（150 時間換算）	1,892	1,901
	最低賃金額（2026 年）	1,068 円	

（注１）消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10％（100 円未満切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費

（注２）一般的に正規労働者には「通勤手当」が支給されるケースが多い。たとえば、企業から通勤手当が支給されたとすると、そのぶん最低生計費は減る。

（注３）非消費支出には、「所得税」＝6,543 円、「住民税」＝11,516 円、「社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）」＝40,908 円を含む。非消費支出の算出方法は、以下の通り。

１）所得税

４月分の給与を 240,000 円とすると、国税庁『令和 7(2025)年分 源泉徴収税額表』より、**4,910 円**。これにボーナスに対する分（月額 1,633 円）を加算すると、**6,543 円**

２）住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4％、市民税＝6％）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝336 万円÷4×2.8－8 万円＝2,272,000 円

給与所得－(社会保険料控除＋基礎控除)＝2,272,000 円－ (490,896 円＋43 万円) ＝1,351,104 円

市民税 (税率 6%) は、

1,351,104 円×6%＝81,066 円

県民税 (同 4%) は、

1,351,104 円×4%＝54,044 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、81,066 円－1,500 円＝79,500 円

県民税は、54,044 円－1,000 円＝53,000 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3, 0 0 0 円
県民税	1, 7 0 0 円

*これらに加えて森林環境税 (国税) 1,000 円が均等割額に加算される

したがって、住民税額 (年額) は、79,500 円＋53,000 円＋3,000 円＋1,700 円＋1,000 円＝138,200 円となり、1 か月当たりでは **11,516 円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3% (うち労働者分＝9.15%)

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ (栃木県) 保険料率＝9.82% (うち労働者分＝4.91%)

→標準報酬月額 240,000 円では、11,784 円が本人負担分

③雇用保険料率 (失業給付分) ＝1.45% (うち労働者分＝0.55%)

→月収を 240,000 円とすると、1,320 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960 円＋11,784 円＋1,320 円＝35,064 円となり、×12 ヶ月分＝420,768 円となる。これにボーナス分 70,128 円を加えると **490,896 円**となる (月あたり **40,908 円**)。

(参考文献)

金澤誠一 (2012)『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社

中澤秀一 (2011)「現代版マーケット・バスケット方式による貧困の測定」『貧困研究』明石書店

中澤秀一編著 (2012)『これだけは必要だ！静岡県府の最低生計費』本の泉社

福祉国家構想研究会編 (2018)『最低賃金 1500 円がつくる仕事と暮らし』大月書店

労働運動総合研究所 (2019)『労働総研クォーター』No.112 本の泉社

中澤秀一 (2020)「総論：問題提起、論点と全体のまとめ」『貧困研究』vol.24 明石書店

中澤秀一 (2023)「地方における若者の『普通の暮らし』を考える」『日本労働社会学会年報』第 34 号 東信堂

県労連が試算結果発表

若者の生計費、月28万円超 最低賃金と隔たり大きく



調査結果について説明する近藤事務局長(前列右端)ら
＝30日午後、県庁

県労働組合総連合(県労連)は30日、県庁で記者会見を開き、本県の若者が健康で文化的に暮らすために必要な「最低生計費」の試算結果を発表した。25歳の単身者が宇都宮市で暮らす

場合、月額28万円超が必要と算出。月150時間労働の時給換算では女性1901円、男性1892円となり、現行の最低賃金1068円や政府目標の1500円を大きく上回ったとして

いる。

調査は全労連の全国的な取り組みで、本県は2024年11月～25年5月に初実施。県労連に加盟する労組の組合員らに各世帯の生活

実態や持ち物を尋ね、906人の回答が集まった。

今回は1人暮らしの10～30代53人分の回答を抽出して分析。宇都宮市東部在住、家賃は月4万円などと想定した1カ月の最低生計費は

女性28万5095円、男性

28万3784円となった。

物価高の影響で、数年前の他県調査に比べ15～20%ほど上昇したという。

本年度の最低賃金を巡っては、7月から本県の地方審議会が始まる予定。県労連は全国一律での最低賃金

の大幅引き上げを求め、今回の調査結果を踏まえた意見書を提出する方針だ。

記者会見で近藤康弘事務

局長は「賃金の高い都市部

への人口流出に歯止めをかけるためにも、要求実現に向けて運動を強化していきたい」と強調。調査を監修

した静岡県立大短期大学部の中澤秀一准教授は「中小企業支援をしながら全国

一律で賃金を引き上げること、地域経済を元気にすることを提案したい」と話した。

(佐藤友佳)

5月 有効求人倍率1・12倍 雇用情勢「求職を上回る」

栃木労働局は30日、5月の県内有効求人倍率(季節調整値)が前月を0・01ポイント下回り1・12倍だったと発表した。有効求人数が0・

7%減少したのに対し有効求職者数は0・8%増加した。本県の全国順位は前月と同じ30位。これまで「持ち直しの動きに足踏みがみ

られる」としていた雇用情勢判断については、「求人倍率を上回って推移している」と2023年8月以来33カ月ぶりに修正した。

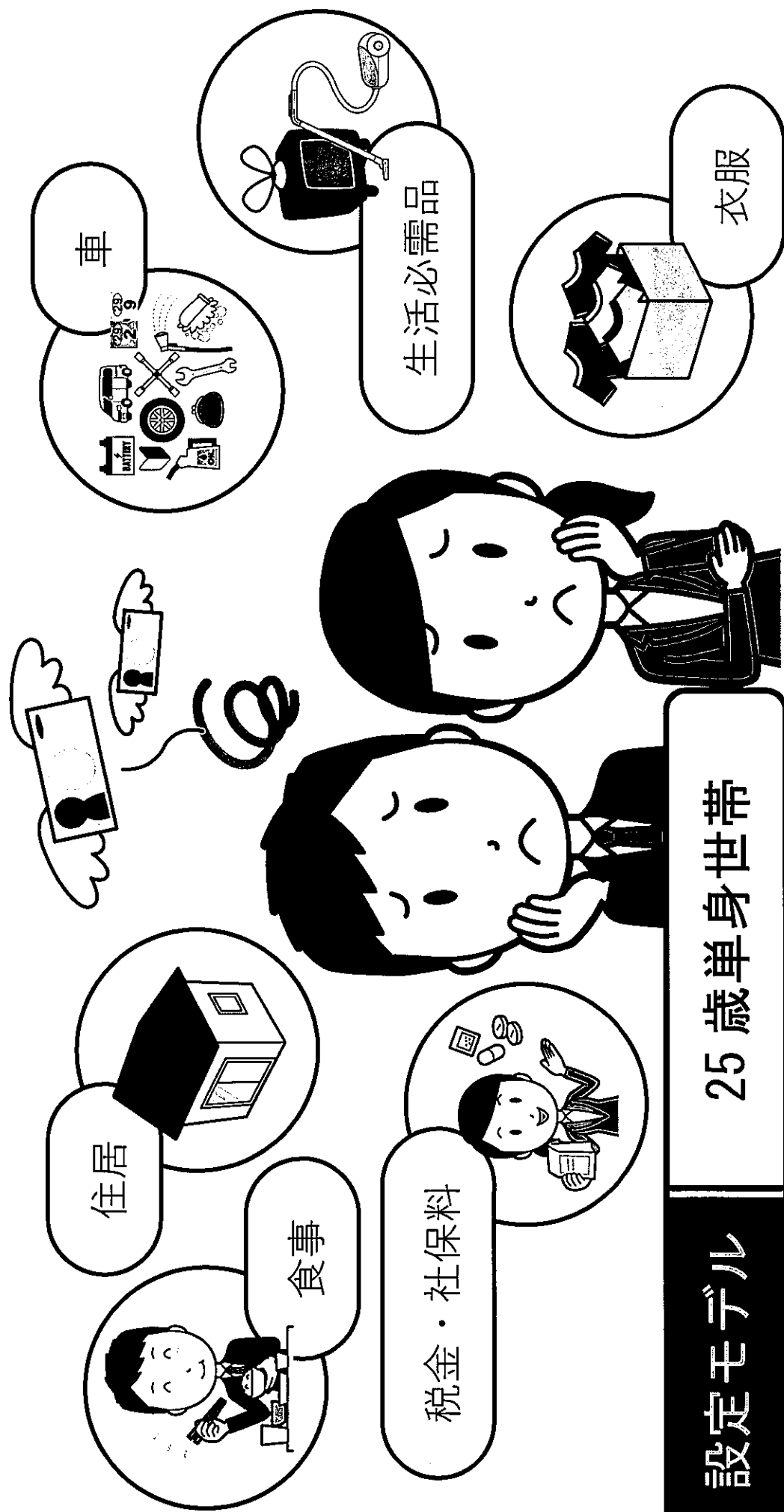
同局は雇用情勢判断の変更理由を「世の中の肌感覚と隣県も参考にして、現在の実態に即した表現にした」と説明。有効求人数は減

●新商品●

●短信●

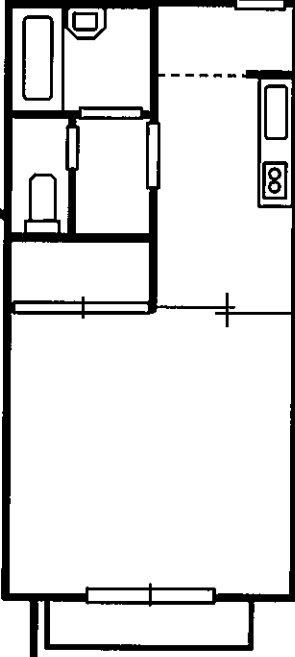
県内で初試算

若者がふつうに生活するために必要な賃金

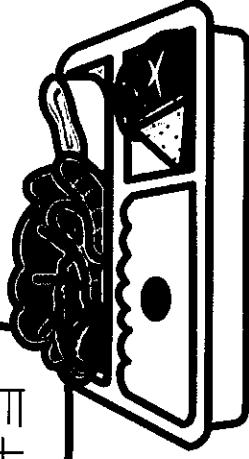


25 歳男性で月に 28 万円は必要

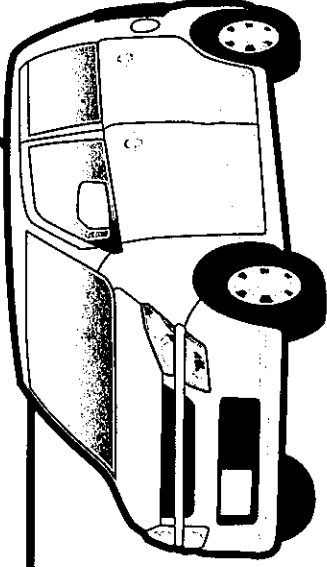
宇都宮市内・1K (8 畳)



平日昼食：700 円の弁当



7 年落ち、5~7 万 km の軽自動車



家賃・更新料

4 万 1, 667 円

食費

4 万 7, 803 円

被服・履物

5, 505 円

車・維持費

3 万 542 円

税・社保料

5 万 8. 967 円

...

月額

28 万 3, 784 円

人間らしい生活のためには1900円は必要

人間らしい生活と両立させるには
(月 150 時間)

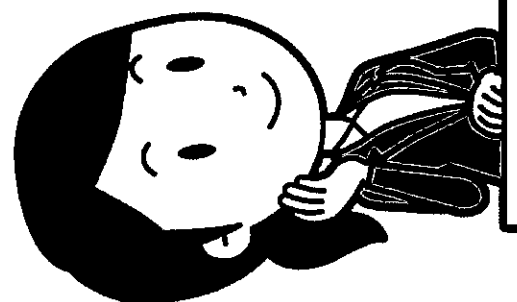
必要な
時 給

男性：1892 円
女性：1901 円

フルタイムで祝・祭日関係なく働いて
も

必要な
時 給

男性：1633 円
女性：1640 円



時間あたり 800 円以上不足

時間あたり 600 円近く不足

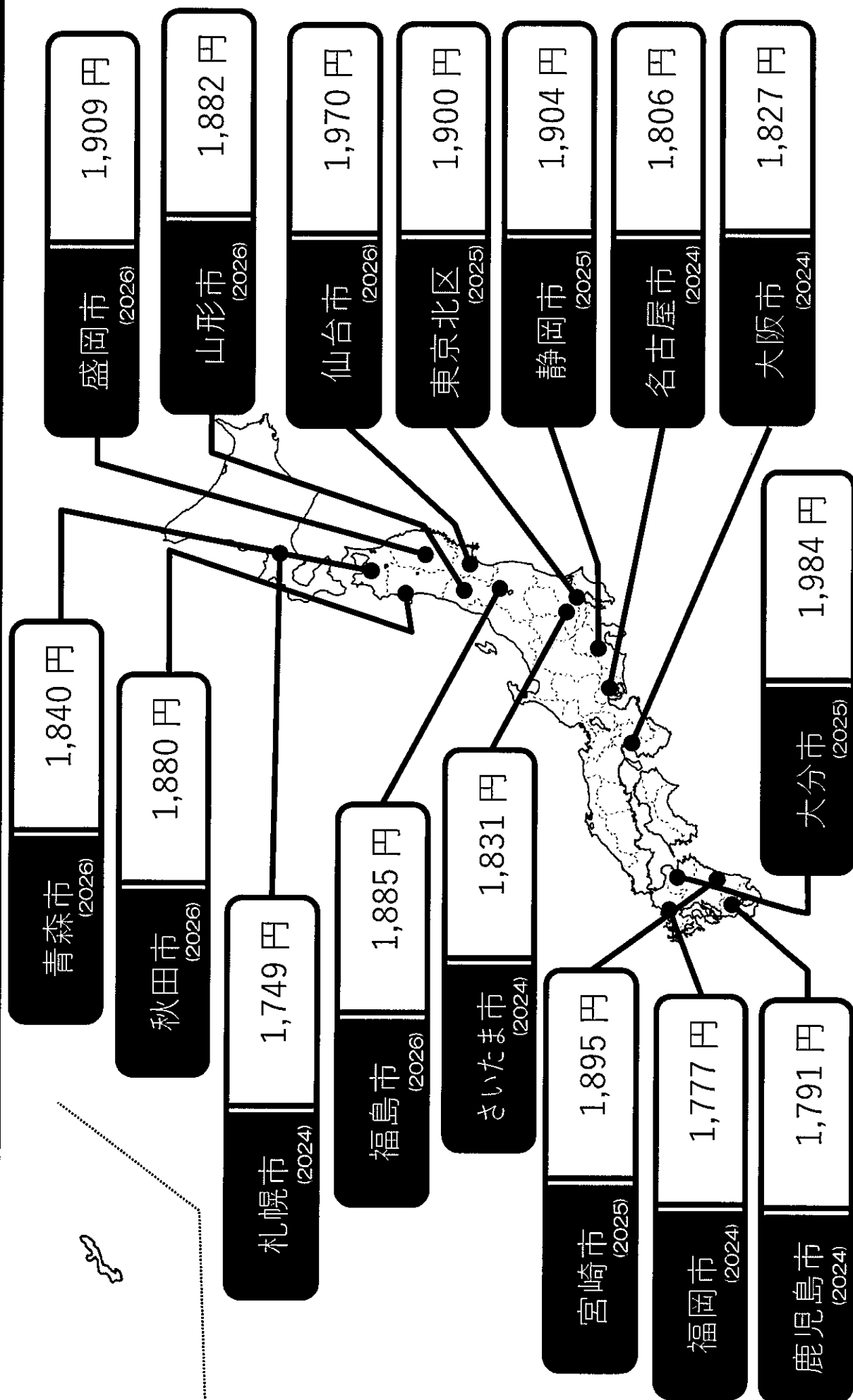


栃木県の最賃額

1068 円

全国どこでも変わらない生計費

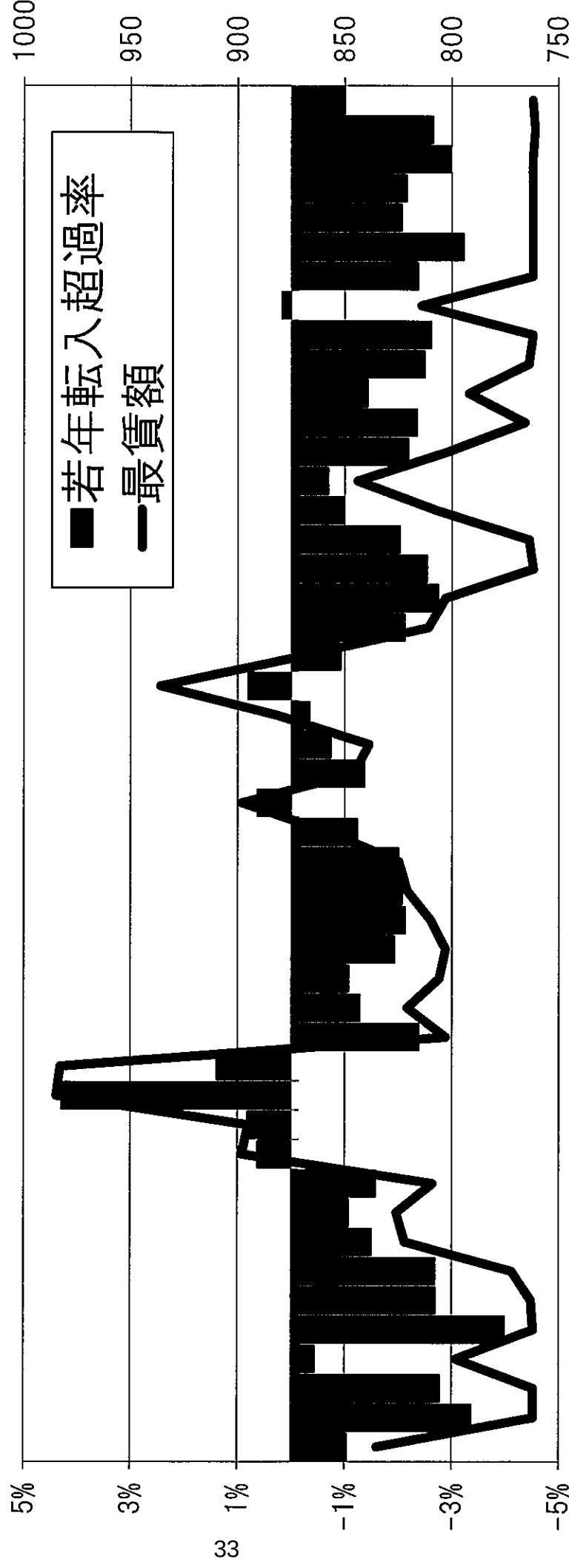
(男性・月150時間労働)



最賃の格差が地方の衰退につながる

都道府県別若年（15～29 歳）転入超過率と地域別最賃の相関関

(円)



資料：総務省統計局「平成 30 年住民基本台帳人口移動報告」、「平成 30 年 10 月 1 日現在人口推計」よりプロジェクトチーム作成

2026 年 7 月 28 日

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様

栃木県労働組合総連合

事務局長 近藤 康弘

2026 年度栃木県最低賃金の改正決定に対する意見陳述書

はじめに

このたびは意見陳述の機会をいただきありがとうございます。栃木県労連として、また、私たちの労組に結集する労働者の代表として、意見陳述を行います。なお、すでに県労連議長名での意見書を、添付資料とともに提出しており、本審議会でも配布されていると思いますので、詳細はそちらをご覧ください。

1, 栃木県最低生計費試算調査結果について

本年 6 月 30 日に記者発表を行った、栃木県最低生計費試算調査の結果、25 歳単身者が宇都宮市で自立した生活を営むには月額 28 万円余が必要であることが明らかになりました。これを時間給にすれば 1,900 円前後になり、現行の栃木県最低賃金より 800 円以上も上回ります。

この結果からみても、現行水準はもちろん、前政権が政府目標とした「2020 年代に 1,500 円」でさえ、はるかに不十分であることが明らかです。現政権がその不十分な目標さえ先延ばししようとしています、論外です。

貴会として、思い切った賃上げに踏み込んでいただくことを求めます。

2, 物価高騰を上回る賃上げで生活改善を

この数年、物価は急上昇し続けています。特に日常生活で実感しやすい食料品や光熱費など生活必需品等の上昇が著しく、数%前後の賃上げでは物価上昇を後追いしているだけというのが、多くの労働者の生活実感です。中小企業においてはそのわずかな賃上げすら難しく、物価上昇にともなって実質賃金が低下しているのが実態です。

中小企業に対して必要な支援策を講じることはもちろんですが、「支援が先か、賃上げが先か」ではなく、ただちに最賃の大幅引き上げによって社会的賃金水準を引き上げ、同時に賃上げに必要な継続的支援を実行することを求めます。

3, 地域間格差をなくして少子化に歯止めをかけ、地域振興を

現在、日本では都道府県によって大きな最賃格差があり、東京都と栃木県との間では時間額 158 円、1,800 時間働くとして年間 284,400 円と、平均的な労働者の月収に匹敵する差が生じます。日本国憲法第 14 条（※意見書で 13 条と記載したのは誤記ですので訂正します）に定める法の下での平等に反するものだと私たちは考えます。

全国の調査結果から明らかなように、都市部と地方の生計費には大差ありません。しかし最賃には大きな差があるため、都道府県別の人口転出入はほぼ完全に最賃の高低とシンクロしており、地方から都市部への人口流出、特に最賃に近い水準で働く若年層の移動が深刻な問題となっています。これから結婚・出産・子育てをする若者が地方から都市部へ移動してしまえば、地方の少子化が加速し、ますます地方は衰退していきます。

最賃は早期に全国一律の制度とし、地域間格差の解消をめざすよう求めます。

4、国際競争力を維持する賃金水準を

また、日本の最低賃金は国際的にも低すぎます。先進諸国の最賃は 2,000 円以上から 3,000 円に迫る水準になっています。さらに、栃木県の最賃が 548 円だった 1992 年度には約 150 円だった韓国でさえ、現在は本県を上回っており、完全に逆転されています。

このまま推移すれば、遠からず日本は「世界で最も賃金の低い国」になり、労働力が国外に流出し、技術や知識が散逸し、競争力を失うことになります。一度失った技術は一朝一夕には回復できず、長期にわたって日本経済が低迷することになりかねません。

こうした未来を招かないためにも、早期に諸外国と肩を並べる最賃水準を実現し、国際競争力の維持に努めるべきだと私たちは考えます。

5、審議の前提として客観的なデータを用いること

現在、最賃は①生計費、②賃金水準、③事業の支払い能力、の 3 要素によって決定されることが法で定められています。このうち特に①について、客観的・具体的な資料に基づかない議論がされているのではないかと疑問を持っています。

①について人事院作製の「標準生計費」が用いられていますが、これは「何をどれだけ保有し、消費するか」が明らかになっていないばかりか、「1 人世帯より 2 人世帯の方が被服・履物費が低い」「2 人世帯をピークに世帯人数が多くなると住居関係費が減少し、4 人・5 人世帯が 1 人世帯より低い」など、明らかに矛盾する数字が用いられています。

その点、私たちの調査は、実際の労働者の消費動向や保有物品を積み上げることによって算出した、科学的根拠のある数字です。すでに愛知県などの地方最賃審議会が、地元県労連の同様な調査結果を資料として採用しています。栃木においても、私たちの最調査結果こそ生計費の資料にふさわしいと考えますので、資料として採用するよう求めます。

6、審議の民主化を

民主主義の基本は、「決定プロセスをすべて公開し、検証可能な状態におく」ことにあります。審議会の公開については、この間、一定の進歩があったものの、実態は「非公開の二者協議でほぼ決まる」という、不透明な状態のままになっています。これを改善し、より開かれた審議会運営を求めます。

以上、栃木県労連の意見とします。

2026年7月23日

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様

佐野地区労働組合 会長
議長 久保田 宏光労働組合わたらせユ
委員長 小野 勉

最低賃金法25条5項にもとづき2026年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。
 - (2) 全国一律最低賃金制度とすること。
 - (3) 実質的な審議が行われる専門部会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。
- 以下、理由を述べます。

- (1) 長引く物価上昇に鑑み、最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。

① 政府は引上げ目標を後退せず、改訂は年2回とし、発効日10月1日を堅持すること

昨年の地域別最低賃金改定は、全国加重平均1,121円（前年比66円・6.3%増）と額・率とも過去最高となりました。中央最賃審議会が地域間格差を縮める目安を出し、39道府県がそれを上回りました。地域間格差の解消を目指す流れが強まりました。しかし、高市政権は前政権の「2020年に1,500円に引き上げ」目標を、「30年代の前半のできる限り早期」と、骨太方針案に明記しようとしています。もともと低い最低賃金の上に、物価上昇が生活を直撃しているにも関わらず、最低賃金引き上げの流れを断ち切ってはならず、後退させてはならないことを強く訴えるものです。

異常なまでの物価上昇・高止まりが続いており、最低賃金近辺での水準で働く労働者の生活はますます脅かされ、苦境に立たされています。政府は最低賃金の引上げ目標と道筋を明らかにするべきです。早期に全国一律1,500円とすることを求めます。物価上昇を上回る最低賃金を引き上げるため、年2回の最低賃金の改訂を行うべきです。

昨年は発効日の大幅な遅延が急増した中で、栃木県では全国で唯一10月1日発効を維持されたことは評価できます。発効日遅延はより地域間格差が生じ、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものであり、法に基づき今年度も10月1日に発効されることを求めます。

- ② 最低賃金の水準は、ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとすること。

2007年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。その結果、2014年以降、すべての都道府県で逆転現象は解消されたとなっています。当時、「生活保護との整合性」に対する比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、最も重要な問題は、比較対象を若年単身者の生活保護基準としている点でした。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基

準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告していました。生活保護基準は全国を1級地の1から3級地の2まで格差を設けていますが、地方の生活に絶対不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円以上の最低賃金は十分根拠のある金額です。

③ 最低賃金の3要素の見直しが必要です。

最低賃金法第9条2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされています。

労働者の生計費については、現状では物価指数と考えられています。総務省の公表する物価指数には、「総合」「生鮮食品を除く総合」「持家の帰属家賃を除く総合」「頻繁に購入する品目」等があります。中央最低賃金審議会が主に参考としている「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数よりも、「頻繁に購入する品目」のほうが高くなる傾向にあります。「頻繁に購入する品目」指数のほうが、物価の上昇を敏感に反映しているのではないのでしょうか。最低賃金近傍で働く労働者にとって、「頻繁に購入する品目」指数こそがまさに物価の実感に近いものです。したがって、生計費を検討する際には、これまでの「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数よりも、「頻繁に購入する品目」指数を重視すべきです。

生計費については、ここ3～4年、毎年4%から5%の物価上昇の中で改正作業が行われています。こうした中で23年の中央最低賃金審議会は、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。ナショナルミニマムの柱の一つである最低賃金の改正において、この見解は重要なものですが、物価が年4～5%も上昇する中では、最低賃金の年1回の改訂では、物価上昇に追いつけず、最低賃金近辺で働く労働者は生活にきわめて困窮しています。したがって、毎年4月と10月の2回、最低賃金の改訂を行うべきです。

労働者の賃金については、類似の労働者の賃金として、30人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第4表）を最重要参考資料としてきました。日本を代表するような大企業であっても現場で働く非正規雇用労働者は、最低賃金＋アルファのような募集賃金で、働いている労働者が大勢います。中小零細企業だけが最低賃金近傍の労働者ではなくなっています。調査対象企業を中小零細企業に限定するのではなく、調査対象の拡大が必要です。また、最低賃金近傍の労働者は、賃上げは、4月よりも最低賃金が改訂される10月に実施される労働者の割合が、現在ではとても多くなっています。賃金改定状況を調査するのであれば、6月だけでなく、12月にも調査を行うべきです。

通常の事業の賃金支払能力とは、「当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない」とされていますが、実はその中身はよくわかっていません。一方、実際の金額審議における使用者側委員の発言は、個別の企業の支払い能力を基に、引上げを抑制するということが行われています。一般的に考えれば、通常の事業の賃金支払い能力は、政府がいかに中小企業を支援するかという政策の問題が大きいです。毎年の最低賃金改正の答申の中に中小企業に対する支援策の充実を求められていますが、政府から有効な中小企業支援策が提示されておらず、使用者側委員が不満を覚えるのは当然のことです。但し、だからと言って個別企業の支払い能力を根拠に引き上げを抑制しようとするのは筋違いです。あ

らためて、最低賃金審議会として中小企業支援策を政府に建議すべきであって、当面は最低賃金の決定3要素から「通常の事業の賃金支払能力」は外して議論することが必要です。

（2）全国一律最低賃金制度とすること。

昨年、中央最低賃金審議会はA・Bランク63円、Cランク64円と、1円差ながら地方を意識した目安を示しました。この答申に対し、39の地方審議会が上乘せ答申を行いました。これは低いランクに位置付けられてきた地方からの“反乱”と言えます。3年続けてCランクの引き上げ額がA・Bランクの引き上げ額を大きく超えました。目安額の上乗せは近隣県との格差是正だけでなく、深刻な人手不足や若者の人口流出に歯止めをかけ、地域経済を維持したいという切実な危機感の表れです。栃木では、全国的に見ても労働力人口が都市部へ転出する危機感が特に高まり、加えて23年度では男女賃金格差が全国ワーストであり、25年は格差が縮小されてはきましたが、若年女性の労働力流出は深刻な状況となっています。地方からの全国一律最低賃金制度を求める声が年々高まる中で、全国一律最低賃金制度に改正することを直ちに決断すべきです。

現在の地域最低賃金額は、最低で1,023円、最高で1,226円で、差額は203円です。1ヶ月法定労働時間である173.8時間働くとする、約35,281円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は158円の差がついており、1ヶ月に換算すると27,460円もの差になります。この差は東京に通勤、転居することを検討する十分な根拠となります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなることが各方面から指摘されており、早急な地域間格差の是正が必要です。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがいますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どこのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、私たちの調査によれば、コンビニスタッフの募集賃金は、全国どこの地域でも最低賃金に貼り付いている実態があります。地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

（3）実質的な審議が行われる専門部会をはじめ、全審議会を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる専門部会です。審議は栃木地方最低賃金審議会運営規程第6条によれば「原則として公開」であり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、金額審議などの重要な議論に対して適用され、議事録も残りません。これでは審議会は原則、非公開であるとしきれないようがありません。

「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」とし、栃木もこれに基づき、3年前から公労使三者がそろって専門部会が公開されています。しかし、具体的な議論は公労会議、公使会議で行われ、議論の中身はさっぱりわからないものでした。公労会議、公使会議をはじめ、全面的な議事の公開をするべきです。

以上

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様



2026年7月23日

労働組合わたらせユニオン
委員長 小野 勉

2026年最低賃金審議会意見陳述書

意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述をさせていただきます。わたらせユニオンの小野です。意見書を提出してありますので、全般的な意見については意見書を参照願います。

意見陳述では、最低賃金の地方と都市部との格差解消と全国一律最賃制度、発効日について述べさせていただきます。

2025年の人口移動報告（総務省1月発表）によると、栃木県はほかの自治体へ人口が流出する「転出超過」が前年に続き、3年連続で2千人前後となりました。転出先は首都圏がほとんどで、女性の転出が目立ち、男性の約3倍となり、20代女性が最も多かったとのことです。これは少子化にも影響し、人口減少に拍車がかかり、栃木県の衰退につながります。

それを裏付けるように、賃金構造基本統計調査（厚労省発表24年）によると、栃木県の男女賃金格差は、2019年に格差指数が75.4%に対し、22年は73.9%で全国45位、23年についに71%となり全国ワースト、男女の金額差は10万3,200円になり、24年は74%と格差は縮まらず改善されていません。これは非常に不名誉なことであり、深刻な状況といえます。

地方では地域格差により労働力人口が都市部へ流失する危機感が近年、強まっています。23年の佐賀県で目安をそれまでにない8円超える引上げがされました。一昨年は、徳島県で84円の目安超えとなり大きな話題となりました。昨年は、39の道府県が目安を上回ったように、地方では地域格差をやめて、全国一律最低賃

金制度を求める声が高まっていると言えます。最低賃金の地域間格差の拡がりが、人口減や人手不足など地方の衰退を促進する要因の一つであることが指摘されています。栃木県も例外ではありません、今その現状にあるということを直視し、最低賃金を地方と都市部の早急な地域間格差を是正すること、全国一律最賃制度に改正するよう上申されることを申し上げます。

昨年は、発効日が大幅に遅延し、6県が越年しました。最長3月まで半年にわたって不利益による生活苦が強いられました。全国的には地域間格差が212円から203円へと縮小したはずですが、秋田県では半年間にわたり275円にまで拡大し、地元でも群馬県とは5か月間にわたって、わたらせ川との境一つで83円もの格差が生じていました。昨年、本県では全国唯一、10月1日発効されたことは評価されるものと思います。本年の発効日についてはすでに確認されている通り、10月1日とされ、最低賃金法の趣旨に則り実施されますよう、申し上げまして意見陳述いたします。

以上

栃木労働局最低賃金審議会におかれましては、県内労働者の生活実態を踏まえた慎重かつ適切な審議が行われていることに敬意を表します。私は栃木県内の零細企業に勤務する労働者として、現行の最低賃金が生活に及ぼす影響について、以下の通り意見を申し述べます。

近年、栃木県の高卒初任給は約 21 万円となり、所定労働時間に基づく時間給換算では 1200 円から 1300 円の水準にあります。2025 度から 2026 年度にかけては約 4.5%の賃上げが行われており、企業の新規採用においては賃金上昇が進んでいます。一方で、地域別最低賃金は 2025 年 10 月発効で 1068 円にとどまり、初任給水準との乖離が拡大しています。

最低賃金近傍で働く労働者の生活は厳しさを増しています。最低賃金の 10%増し程度で働く層は、全労働者の 10%と推計されていますが、この水準では月収は 18 万円程度にしかありません。栃木県の標準世帯の生活費は 28 万から 32 万円とされており、最低賃金水準では最低限の生活にすら届かない状況です。特に子育て世帯や働く単身高齢者にとっては、生活の維持が困難です。

物価上昇も深刻です。総合的な物価上昇率は 2%台後半で推移していますが、食料品は 8~10%の上昇が続いています。最低賃金近傍で働く層ほど食料品支出の割合が高く、実質賃金は大幅に低下しています。私の勤務先でも、最低賃金の上昇に合わせて時給が引き上げられたものの、最低賃金を上回った途端に賃金は据え置かれ、2024 年以降は時給 1100 円のままです。物価上昇に対して賃金が追いつかず、生活は年々苦しくなっています。

また、六十五歳以上のパート・アルバイトの方々は、年金と賃金を合わせてようやく高卒初任給程度の収入となる状況です。最低賃金に貼りつく賃金では生活の維持が難しく、健康や就労継続にも影響が出ています。安心して働き続けられる環境を整えるためにも、最低賃金の引き上げは不可欠です。

最低賃金を 1500 円とした場合、月収は 24 万から 25 万円となり、標準世帯の生活費に近づきます。これは県民の生活改善に直結し、地域経済の活性化にもつながります。さらに、地域別最低賃金制度は地方の賃金水準を恒常的に低く抑える構造となっており、若年層の流出や地域間格差の固定化を招いています。全国統一最低賃金制度への移行も、今後の重要な検討課題であると考えます。

以上の理由から、栃木県の最低賃金については、生活実態に基づき、早急かつ大幅な引き上げを強く求めます。最低賃金が県民の生活を支え、安心して働ける地域社会を築くために、本審議会における前向きなご審議をお願い申し上げます。



2026年7月23日

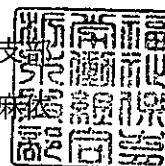
栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様



全国福祉保育労働組合栃木支部

執行委員長 飛川 麻太郎



令和8年度栃木地方最低賃金の改定に向けた意見書

貴会におかれましては、最低賃金の改定にご尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

私ども全国福祉保育労働組合栃木支部は、民間の保育園や介護事業所、障害福祉事業所、学童保育、児童館、児童養護施設などの福祉職場で働く職員で構成している産業別の労働組合です。

【意見の趣旨】

令和8年度の栃木県最低賃金については、現行の時給1,068円から大幅に引上げ、時間額1,200円以上、直ちに1,500円以上へと改定することを強く求めます。また、生存権保障の精神に基づき、地域間格差の解消に向けた「全国一律最低賃金制度」の確立を国に求める付帯決議を採択するよう要請します。なお、使用者都合による発効日の大幅な先送りは認めず、例年通り「10月1日の即時発効」を厳守することを求めます。

【意見書の理由】

1. 物価高騰による生活苦と「最低生計費試算調査」に基づく大幅引き上げの必要性
長引く物価高騰は、食品や光熱費などの生活必需品を直撃し、労働者の実質賃金を大きく目減りさせています。栃木県労働組合総連合（以下、栃木県労連という）が実施した「最低生計費試算調査」からも明らかなように、地方であっても人間らしく暮らすためには女性は1,901円、男性は1,892円と現行の最低賃金1068円、政府目標の1,500円を大きく上回る結果となりました。最低賃金近傍で働きながら生計が困窮しているケア労働者からもこの調査を通して「自分の給料だけでは家庭を養えない現実」「買い物に行って、金額を見ておかずを減らした」「奨学金返済を抱えながら働いている」など切実な声を聞いています。大幅に引き上げる合理的理由になると考えます。
2. ケア労働者の専門性に見合った賃金保障と、他産業・近隣県への人材流出防止
福祉・保育・介護などの「ケア労働」は、地域の社会基盤を支える重要なエッセンシャルワークです。しかし、現在の賃金水準は他産業と比較して依然として低く、これが深刻な人手不足を招いています。栃木県は首都圏に隣接しているため、より賃金の高い近隣都県（東京都や埼玉県など）への専門人材の流出が止まりません。専門性を活かした職種でも低賃金、重労働、慢性的な人手不足による介護現場で働く外国人技能実習生も同様の事態が発生しており、地域

の福祉・保育体制を維持し、子どもたちの安全や福祉利用者の命を守るためにも、魅力ある最低賃金への底上げによって人材を定着させる必要があります。

3. 価格転嫁が出来ない福祉現場への「公的財政支援」の強化要請

一般的な中小企業とは異なり、社会福祉法人や保育所などの福祉施設は、国が定める「公定価格（診療報酬・介護報酬・公定価格）」で運営されているため、人件費の上昇分をサービス価格に自由に上乗せ（価格転嫁）することができません。最低賃金の大幅引き上げを現場で確実に実施するためには、施設任せにするのではなく、国および栃木県が責任を持って財政措置（各種補助金や処遇改善施策の拡充）を行うことが不可欠です。当審議会におかれましても、改定額の答申にあわせ、国に対して福祉・介護・保育分野への十分な予算確保と処遇改善を強く働きかけるよう要請いたします。

国や社会全体で『介護の特定最低賃金』の新設が議論されるほど、ケア労働の現場の低賃金と人手不足は社会問題化しています。それが未だ実現していない以上、地域別最低賃金を大幅に引き上げることこそが、今の地域福祉の崩壊から守る唯一の安全網であると考えます。

以上の理由からすべての福祉労働者が安心して栃木県内で働き続けられる社会の実現に向け、大幅な最低賃金の引き上げを答申されるよう重ねてお願い申し上げます。

なお、意見陳述については、栃木県労連を推薦いたします。

以上

2026 年 7 月 23 日

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様

栃木公務公共一般労働組合

執行委員長 薄田数雄

2026 年度栃木県最低賃金の改定にあたっての意見

栃木県最低生計費試算調査結果について

全労連は、全国すべての都道府県で「最低生計費試算調査」として、健康で文化的な最低限度の生活に必要な生計費を調査する方針を掲げ、すでに全国 31 都道府県で実施されています。

栃木県においても、2025 年に労働組合員等を対象とする調査を実施し、900 人以上からの回答をえることができました。その集計・分析の結果を去る 6 月 30 日に栃木県労連として記者発表を行いました。

結果についてですが、栃木県において 25 歳単身者が自立した生活を営むには月額 28 万円余が必要であることが明らかになりました。これを時給換算すれば、月 150 時間換算で 1,900 円前後になります。現行の地域別最低賃金より 800 円以上も上回ります。

この結果からみても、現行水準は言うに及ばず、前政権が政府目標とした「2020 年代に 1500 円」でさえも全く不十分であることが明らかです。栃木県労連は 2026 春闘方針で「ただちに時給 1700 円以上に」としましたが、今回の調査結果を受けて、1900 円以上が必要であることは明らかであると考えます。

貴会として、ぜひ、この結果を真摯に受け止めていただき、思い切った最低賃金の引き上げに踏み込んでいただくことを求めます。

現在の物価高騰の実態を考慮すれば上記 1900 円という水準は当然のことであると考えます。

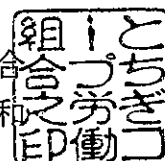
更に大幅賃上げが困難な中小企業に対する政府及び地方自治体による支援は必要不可欠です。公的支援を貴会として求めることも併せて要請します。



2026 年 7 月 23 日

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様

とちぎコープ労働組合
書記長 生澤 秀和

2026 年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

令和 8 年度栃木県最低賃金の改定審議に当たり、最低賃金法の趣旨である、労働者の生活の安定、労働力の向上及び事業の公正な競争の確保を実現する観点から、下記のとおり意見を申し述べます。

1 物価上昇に対応した大幅な引上げを求めます

私たちは、すべての労働者が健康で文化的な生活を営むことができる賃金水準を確保する観点から、2026 年度栃木県最低賃金について大幅な引上げを求めます。

近年、食料品、光熱費、住居費をはじめとする生活必需品の価格上昇が続いており、最低賃金近傍で働く労働者の生活は一層厳しさを増しています。賃金の上昇が物価上昇に追いつかない状況では、フルタイムで働いても安定した生活を送ることが困難であり、最低賃金制度本来の役割を十分に果たしているとは言えません。

また、栃木県内では製造業、介護、福祉、運輸、サービス業など幅広い分野で人手不足が深刻化しています。最低賃金の引上げは、労働力確保や人材流出防止の観点からも重要な施策であり、地域経済の持続的発展につながるものと考えます。

最低賃金法では、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案することとされています。事業者の支払能力のみを重視するのではなく、労働者が安心して生活できる賃金水準を最優先に議論すべきです。

一方で、中小・小規模事業者にとって賃金引上げが経営負担となることも理解しています。そのため、最低賃金の引上げと併せて、業務改善助成金の拡充、社会保険料負担の軽減、生産性向上への支援など、国による実効性ある支援策を充実させることを強く求めます。



2 一人ひとりのウェルビーイングの向上につながる最低賃金の実現を求めます

最低賃金制度の目的である労働者の生活の安定と向上を実現するとともに、県民一人ひとりのウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に満たされた状態）の向上につながる最低賃金の実現を求めます。

近年、物価上昇が続く一方で、最低賃金近傍で働く労働者の生活は依然として厳しく、生活費への不安は心身の健康や家庭生活、子育て、地域活動への参加にも影響を及ぼしています。働いても安心して暮らせない状況は、個人のウェルビーイングを損なうだけでなく、地域社会全体の活力の低下にもつながります。

十分な所得、安心して暮らせる住環境、健康、働きがい、人とのつながりなど、多様な要素によって支えられています。その基盤となるのが、生活に見合った賃金です。最低賃金は単なる労働条件ではなく、誰もが尊厳を持って暮らし、自らの能力を発揮できる社会を支える重要な社会基盤であると考えます。

また、栃木県では人手不足が深刻化し、若年層の県外流出も課題となっています。働く人の身体的・精神的・社会的に満たされた状態を高める賃金水準を実現することは、人材の定着や地域への愛着の醸成、地域経済の持続的な発展にも資するものです。2025年に初めて県単独で行われた、栃木県最低生計費試算調査から見える「栃木において若者が普通に一人暮らしをするための生計費」を踏まえれば、物価上昇に対応し、安心して生活できる水準への引上げが必要だという事がわかります。

以上のことから、2026年度栃木県最低賃金の改定に当たり、物価上昇を上回る十分な引上げを行い、労働者の生活改善と地域経済の好循環を実現できる改定となるよう、「生活できる賃金」の実現を通じて、働く人々のウェルビーイングの向上と地域社会の持続可能な発展を両立させる視点を重視し、十分な引上げを行うよう強く要望します。

以上

2026 年 7 月 23 日

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤井 亮二 様

とちぎコープ労働組合
副中央執行委員長 永吉喜代美



2026 年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2026 年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表すとともに、栃木県で働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。最低賃金の改定審議にあたり、意見を述べさせていただきます。

1. 働く人々をめぐる全般的な状況

とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連では、全国の生協や関連会社で働くパート・アルバイトを対象に、当事者からの声を集め働き方やくらしの実態、抱えている悩みについてヒアリングをおこない「パート労働黒書」を発行しています。毎年声を集め続け、今年で13号となるパート労働黒書には、長引く物価高騰と低賃金の固定化のもと生活の限界を超えるなど、これまで以上に切実な声が数多く寄せられました。

2. 「パート労働黒書No.13」から見えてきたもの

主な概要は以下の通りです。ぜひ本黒書をお読みいただき、非正規労働者が置かれている厳しい現実を知っていただくとともに、最低賃金の改定審議において、私たち非正規労働者の実態が反映されることを求めます。

- ①終わりの見えない物価高騰と生活の崩壊
- ②「時給 1,500 円」はもはや通過点
- ③重くのしかかる教育費と介護・医療負担
- ④ダブルワーク・トリプルワークの状態化と疲弊
- ⑤定年再雇用の格差とモチベーションの低下

パート・アルバイトなど、かつては家庭の補助的労働と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、私たちの賃金が生活するために必要な生計費となっています。最低賃金が上がれば賃金(時給)が上がる。それは、賃金(時給)が最低賃金に張り付いているからです。賃金(時給)が上がれば消費に回することは確実で、貯金に回すのは二の次。何歳まで働き続けなければならないのか、不安ばかりが募ります。

最低賃金が上がっても、最賃近傍で働く非正規労働者の生活はますます厳しいものとなっています。長引く物価高騰の危機を乗り越えるためにも、労働者の生活と地域を守り、最低賃金を引き上げて消費にまわすなど、経済を活性化させる事が必要です。



3. 全国一律で最低生計費を保障する最低賃金制度の確立を

最低賃金は非正規労働者だけの問題ではありません。全労連と全国地方組織で取り組んでいる最低生計費試算調査が全国31都道府県で行われており、「栃木県で健康で文化的に暮らすためにはどれくらいの費用がかかるのか。」この問いに答えるために、栃木県で初めて最低生計費試算調査を実施しました。本調査の結果第一弾として、宇都宮市内で若者がふつうに一人暮らしをするために必要な費用は、女性＝月額285,095円、男性＝月額283,784円が必要で、年額に換算すると約340万円。時給換算で女性＝1,640円、男性＝1,633円（中央最低賃金審議会で用いる労働時間＝月173.8時間の場合）。これは、お盆もお正月もGWもない、非現実的な働き方の場合で、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間（月150労働時間）で換算すると、女性＝1,901円、男性＝1,892円となり、現行最低賃金額の約1.8倍との結果が出ました。

とちぎコープ労働組合が方針に掲げる、最低賃金は全国一律「どこでも誰でも1,700円以上、めざせ2,000円」の根拠となる結果が出されたこととなります。

地域間格差も問題視されており、中央最低賃金審議会がランク別に目安を出している事が地域間格差が縮まらない要因となっています。人間らしく暮らすための最低生計費については全国どこでもほとんど変わらない、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。

各地方審議会でも、目安通りの引き上げでは格差が広がるばかりです。全国一律最低賃金制度の実現、地域間格差是正は、労働力の確保と疲弊する地域経済の活性化につなげるためにも、最低賃金を全国一律で大幅に引き上げることが必要です。

4. 栃木県民が関心をもてる審議会運営の改善を

栃木地方最低賃金審議会は、私たちが求めてきた審議の「原則公開」をおこない、審議会と専門部会の傍聴が可能になりました。しかし、審議は「公開」したものの、金額など実質的な審議は「非公開」で議事録も残りません。「原則公開」で審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくこと、多くの県民が傍聴できるよう傍聴者の人数を増やすこと、意見聴取としての意見陳述は10分2団体ではなく、希望する者すべてが意見陳述できるよう求めます。

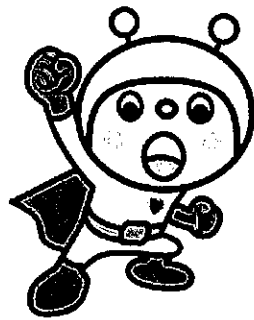
本審議会に置かれましては、各団体から出された意見書や意見陳述の意見が、少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう強く求めます。

以上

パート労働黒書 No.13

**最低賃金は全国一律
1,800 円以上！**

めざせ 2,000 円



だれもが人間らしく暮らせる社会へ

正規と非正規の格差解消、均等待遇を実現させよう！

雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」

2026年2月 全国生協労働組合連合会

非正規で働く人々をめぐる実態

【1】はじめに

生協労連は、全国の加盟単組に所属する生協および関連会社で働くパート・アルバイトのみなさんを対象に、働き方やくらしの実態、抱えている悩みについてヒアリングや手記の集約をおこない、「パート労働黒書」を発行しています。

今年で13号となる「パート労働黒書No.13」では、長引く物価高騰と低賃金の固定化のもと、生活の限界を訴える、これまで以上に切実な声が数多く寄せられました。

調査は、2025年10月から2026年1月30日にかけて、各地の加盟単組を通じてアンケートおよび対面でのヒアリングを実施しました。23単組260人から寄せられた声は、物価上昇に賃金がまったく追いついていない現状、食費や光熱費の切り詰めだけでは立ちゆかない生活実態、そして将来に対する強い絶望感が浮き彫りになっています。

多くのみなさんに、本黒書をお読みいただき、非正規労働者が置かれている厳しい現実を知っていただくとともに、処遇改善と「誰もが普通にくらす社会」の実現に向けた一步を踏み出す契機となることを願っています。

【2】パート労働黒書No.13 から見えてきたもの

「パート労働黒書No.13」から見える生活と働き方の実態の特徴は、以下のとおりです。

1. 終わりの見えない物価高騰と生活の崩壊

物価高騰が家計を激しく圧迫しており、食費や光熱費の負担増が限界に達しています。「スーパーで値札を見て値段が高くて買えずに、2～3周まわって、仕方なくお買い得品を買う」「お米の高騰がかなり家計に響く」といった悲鳴が上がっています。

冬場の暖房費についても、「設定温度を下げ、家の中でも厚着で過ごす」「シャワーで済ませる」などの節約が常態化しており、生活の質そのものが著しく低下していることがわかります。

2. 「時給1,500円」はもはや通過点

私たちはこれまで「最低でも時給1,500円は必要」と訴えてきましたが、「1,500円になっても、この物価高では余裕のある生活はできない」「2,000円以上にならないと、安定した生活は無理」という声が多く寄せられています。「時給1,500円」に対し、「1,500円になっても、この物価高では余裕のある生活はできない」「2,000円以上にならないと、安定した生活は無理」という声が多く寄せられています。

現行の賃金水準では、「生活を維持するために働くだけで精一杯」であり、将来に向けた貯蓄が一切できない状況が大きな課題となっています。

3. 重くのしかかる教育費と介護・医療負担

子育て世帯では、大学・高校の学費や塾代が極めて重たい負担となっています。「学費を賄うために労働時間を増やしたが、社会保険料の負担も増え、手取りとしては以前と変わらない」という矛盾に直面しています。

また、親の介護費用や自身の医療費も家計を圧迫しており、どの世代においても将来不安が解

消されない実態があります。

4.ダブルワーク・トリプルワークの状態化と疲弊

単一の仕事では生活が成り立たず、トリプルワークをこなす 20 代や、定年後も働きつづけるを得ない 60 代が増えています。

週 7 日勤務や過密なスケジュールのもと、「仕事をしていないと不安」「体がもたない」といった身体的・精神的な限界を訴える声は、より深刻化しています。

5. 定年再雇用の格差とモチベーションの低下

「20 年以上働いても、再雇用で時給が最低賃金まで下がる」「仕事内容は変わらないのに賃金だけが大幅に下がる」という実態に、多くの労働者が強い不満と悲しみを感じています。

正規職員との大きな賃金格差は、働く意欲を削ぐだけでなく、労働者の尊厳を傷つける要因となっています。

昨年(No.12)と比較した今年の特徴

1. 賃上げ水準をさらに引き上げる声

昨年は「1,500 円」を求める声が主流でしたが、今年は「1,500 円では足りない」「1,800 円～2,000 円が必要」と、要求水準が一段階上がっています。

2. 若い世代が安心して将来を描けない状況

20 代の労働者から「今の収入では子どもを育てていける自信が持てず、諦めざるを得ない」「仕事をしていない時間があると不安」といった声が寄せられています。

将来の生活や子育てに対して強い不安を抱き、希望が持ちにくい状況が広がっています。

3. 暮らしの中の“当たり前”が削られている

昨年は「食費の切り詰め」が中心でしたが、今年は「外食をほとんどしない」「美容院にも年に 2～3 回しか行けない」「大好きなお菓子を我慢する」「クリスマスケーキやおせちなどの季節行事をやめた」など、かつての当たり前であった日常の楽しみや潤いが、経済的理由で失われていく実態が見られます。

4. 社会制度への具体的な不満と要求

「106 万円・130 万円の壁」による就労制限に加え、奨学金返済の免除や、遺族年金と労働収入の関係による働きづらさ、高額な国民健康保険料への不満など、制度の構造的な問題に対する指摘が増えています。

5. 一時金・退職金制度を求める声の強まり

正規職員との格差是正がより意識され、「パートにもボーナスを出してほしい」「非正規でも退職金があれば少しは安心できるのに」「再雇用になっても一時金がないので貯えができない」といった声が昨年以上に強まっています。

パート労働黒書は、生協で働く現場の生々しい声をまとめたものです。物価高に追い付かない賃金水準は、もはや個人の努力で解決できる段階を超えています。

誰もが健康で文化的な生活を送り、将来に希望を持てる社会を実現するために、私たちは最低賃金の大幅引き上げと均等待遇の実現を、さらに強く求める声を上げつづけていきます。

手記編

パートの手記A生協

「このままでは老後が見えない——50代からの賃金不安」

入協11年目、50代の定時スタッフ(パート)です。

夕食宅配スタッフとして入協し、途中、支所拠点セット業務を経て、現在は配達同乗スタッフとして働いています。

週34.75時間の契約で働いていますが、今の時給では残業がないと生活は苦しいです。

「最低賃金を1,500円に」という声がありますが、残業なしで普通の暮らしを営むためには、少なくとも時給1,800円程度はないといけないと思います。実際にはそこから更に社会保険料や税金を引かれ、手取りは思っている以上に少なくなります。

数年前に離婚し、現在は娘と二人暮らしています。お互いがお金を出し合って、節約しながら何とか生活していますが、光熱費や食費、日用品などの値上がりが続き、買い物をするたびに合計金額に驚くことも多々あります。

今は二人で助け合って生活していますが、いずれ娘は独立し、私は1人暮らしになると思います。60歳を過ぎれば、今より時給も下がります。そうなれば、今より安い家賃のところへ引っ越す、車を手放すなど、さらに生活を切り詰めざるを得ません。

65歳からの年金を受け取るようになりますが、それだけでは生活できると思いません。老後の蓄えが十分でなければ、生きている限り働かないといけない。それが今の現実です。将来のためにも健康で長く働けるように頑張らないといけません。

贅沢はいらない、ただ普通に不安なく生活していける賃金が欲しいだけです。収入が少ない人からこれ以上税金や負担を重くしないでほしいと思います。

最低賃金が引き上げられ、不安なく、明るく生きていける未来を切に望みます。

パートの手記B生協

「正規でなければ暮らせない社会はおかしい」

私は40代で、30代の夫と2人暮らしです。

生協に入協してもうすぐ6年になります。週5日、1日7.5時間のパート勤務です。時給1,195円(手当込み)で、夫は月給職ですが、体が弱く、無理はできません

ん。

近年の物価高により、食費を節約するのは当たり前になっています。光熱費を抑えるため、お風呂はシャワーで済ませ、冬になると、エアコンは使わず、石油ストーブを使いますが、灯油代の節約するため、足元用の小型ヒーターで暖をとっています。私は今年、結婚式を控えています。この結婚式は、今までお世話になった方々に感謝を伝えるために、私が強く望んだものです。しかし、ここにも物価高の波が押し寄せており、30人ほどの結婚式でも最低200万円以上が必要なため、招待客を減らさざるを得なくなりました。この結婚式費用は、入協してから貯めたものではなく、以前勤務していた会社の退職金などから充てる予定です。時給が1,500円以上あれば、もっと招待客を呼べたのに…、式でやりたいこともできたのに…と何度も思います。

また、私には、高齢の両親がいます。実家の修繕費やローンの支払いなど、両親の年金だけでは賄えないため、毎月3万円を仕送りしています。奨学金の返済をやっと終え、結婚式を控えた私からの仕送りを、両親はとても心苦しく思っているようです。それでも両親は、食費を切り詰め、維持費を削るため、自家用車を手放しました。私が年金を受け取る年齢になったとき、今の両親の年金額より少なくなるのではないかと不安を感じています。将来のために、少しでも貯蓄をしたいところですが、今の時給額では、ほとんどできません。

入協した当初は、すぐにでも正規職員になりたいと思っていました。しかし、私は以前から、パニック障害を患っており、これ以上の心身の負担には耐えられないと判断し、正規職員の道を断念しました。

仕事で求められることが増える一方で、時給はなかなか上がりません。物価高で買いたい物も満足に買えず、両親を旅行に連れて行くこともできない現状に、心はすり減るばかりで、「正規職員だったら…」と思うことも何度もありました。しかし、労働組合で勉強をするうちに、正規職員にならなければ満足に暮らしていけない今の社会がおかしいと思うようになりました。物価高に悩まされ、食費を削るのが当たり前のような今の生活はもう嫌です。時給を引き上げ、お金の心配なく暮らせる世の中になるよう、私も頑張っていきたいと思います。

パートの手記C生協

「働く時間を増やしても、暮らしは楽にならない」

私は生協で17年働いています。

その17年の間に3人の子どもも成長しましたが、現在は高校生の長男の不登校に悩まされています。高校入学後の6月から全く学校に通えず、同じ高校では通学が難しいと判断し、通信制高校へ転校することになりました。転校先は私立高校

のため、高校授業料無償化の対象外となり、学費が大きな負担になっています。学費を賄うため、週 20 時間の勤務を週 25 時間に増やしましたが、労働時間を増やしたことで社会保険料の負担も増え、手取りとしては以前とあまり変わらない状況です。子どもの世話や家事もあり、これ以上労働時間は増やすことはできません。最低賃金 1500 円を実現すれば、手取りが増え、家計の助けにもなるため、ぜひ実現していただきたいです。

パートの手記D生協

「子どもも、親も、自分の老後も不安」

私は惣菜部門で、週 22 時間、時給 1,055 円で働いています。私には大学生の子どもが 2 人いますが、2 人とも県外の私立大学に通っており、学費だけでなく交通費もかなりかかります。2 人ともアルバイトはしていますが、学業を優先しているため、長時間は働くことはできていません。

そのため定期代は私たち親が支払っています。下の子は奨学金を借りていますが、将来の返済を考え、借入額は少額にしています。ただ、将来、少額とはいえ返済が負担になり、やりたいことを我慢しなければならなくなるのではないかと思うと、親として申し訳ない気持ちになります。子どものことだけでなく、自分たちの親のこと、自分たちの老後のことを考えていくと、これからはまだまだお金が必要で、とても不安な気持ちになります。そのため、体が動くうちに、しっかり働いていかないといけないなと思っています。余裕のある生活をしていくためには、非正規労働者の場合、時給 1,500 円以上が必要だと、改めて思います。また、賃上げだけでなく、社会制度の充実も、誰もがお金の心配をすることなく生活していくために必要だと強く感じています。そのために私自身も頑張っていきたいです。

パートの手記E生協

この先…生きていくことが不安です。安心して暮らせるためには一

生協で働き始めて 23 年目になります。配送メイトの募集を見て応募し、採用されました。当時は、普通のパートに比べれば、時間給はまだいい方でした。その頃の最低賃金は 755 円くらいだったと思います。私は 1,000 円の時給でした。12 年間配送をしていましたが、その後、事務的な仕事に変わりました。時給は配送時より下がりましたが、最低賃金は上回っていました。子供は 3 人います。下の子が 5 年生のときに離婚し、それからはシングルで頑張ってきました。幸い、元夫の持ち家に住んでおり、その後、元夫が亡くなったため、子どもたち名義でその家を相続することになりました。家賃がかからないのは、本当に助かっています。それから 20 年ほどたった今、私は再雇用になり、賃金は大幅に下がりました。最低賃金です。一時金もなく、退職金もなかったもので、貯えもありません。今は上の二人は自

立してくれ、次男との二人暮らしです。しかし、次男が定職に就いておらず、家にお金を入れてもらえていません。貧乏ながらも、どうにか暮らしています。この先 2 年半は、最低賃金でも生協で働けますが 65 歳で終わりです。年金だけでは、ともに暮らしていけないので、まだまだ働かななくてはなりません。この先どうやって生きていけばいいのか…生きて行けるのか、不安でしかありません。

追い打ちをかけるように、止まらぬ物価の高騰。もうこれ以上、何を削って生きていけばよいのでしょうか…。長生きはしたいけど、長く生きたら辛いだけだと思うと、長生きすることさえ怖くなります。もっと、人が暮らしやすく、普通に生きて行ける日本になってほしいです。そのためには、最低賃金の引き上げは必須です。物価が上がるなら、賃金も上げてくれなければどうしようもありません。とはいえ、使用者側は、そう簡単には賃上げをしてくれません。だからこそ、最低賃金の引き上げが必要だと思います。物価高騰にともなった賃上げは、絶対に必要です。そして、均等待遇の実現も求めます。同じように働いていても、賃金格差は大きすぎます。均等とまでは言わなくても、せめて均衡——それなりの賃金にしてほしいです。再雇用になっても、私の仕事内容は変わっていません。変わったのは、賃金だけです。正規職員の方と一緒に働きながら、「この人は私の倍以上の賃金をもらっているんだ」と思うと、とても悲しくなり、やる気もなくなります。安心して生きて行ける最低賃金の引き上げと、均等待遇の実現を求めます。

パートの手記F生協

低賃金と物価高により生活のゆとりを失う子育て家庭の実態

夫は 40 代で、他県に勤務しており、車で通勤しています。平日は朝 6 時ごろに出勤し、帰宅は 20 時ごろになります。私は時給 1,045 円で、週 3 日・1 日 4 時間のアルバイトとして働いています。小学生(小学 2 年生)の子どもと、幼稚園年少の子どもがいますが、小学生の子どもには障害があり送迎が必要で、幼稚園の子どもも同様に送迎が必要です。そのため車は 2 台所有しています。

住宅ローンや車のローンに加え、ガソリン代や車の維持費、子どもたちの用品代や食費など、物価高騰の影響で出費は増える一方です。特に日々の買い物では、以前と同じ内容でも会計が 2 千円以上高くなるのが珍しくありません。こうした状況では、仮に月に数千円程度賃金が上がったとしても、生活はまったく楽にならず、実感としてはプラスにならないのが現実です。

アルバイトのシフトを決める際も、子どもたちの通院や行事、夫の仕事の都合を見ながら勤務日を調整しなければならず、予定を立てるだけでも大きな負担になっています。平日はほぼワンオペ状態で、仕事が終わればすぐに買い物をし、そこから子どもたちの送迎に向かいます。自分の体を休める時間はほとんどなく、毎日ギリギリのスケジュールをこなしています。

こうした生活状況から、これ以上勤務日数や労働時間を増やすことは現実的にできません。また、仕事を続けながら幼稚園や小学校で求められる保護者の役員活動をこなすことにも、大きな苦痛を感じています。家計にも時間にも余裕がなく、常に追い詰められている感覚があります。

毎月 3 万円以上収入が増えれば、生活に少しでもゆとりが生まれ、気持ちの面でも救われます。今の賃金水準では、物価高騰の中で必死に働いても生活は苦しくなる一方で、安心して暮らし続けることができません。

パートの手記G生協

働く若者が希望を持てる社会を求めて

私は 20 代で、最近パートナーと籍を入れました。現在はマンションで、配偶者と犬 3 匹と一緒に暮らしています。生活を成り立たせるため、いまはトリプルワークをしています。生協のルート配送を週 4 日、1 日 4 時間。時給は 1,545 円です。それに加えて、タイミーでの仕事を週 5 日、さらに別のアルバイトを週 3 日行っており、配送以外の仕事の時給は平均すると 1,400 円ほどです。

毎月の支出はとても大きく、マンションの高い家賃に加え、学生時代の奨学金の返済がまだ終わっていません。固定で出ていくお金が多く、簡単には減らせない状況です。犬たちの餌代や、病院にかかればその分の医療費も必要です。さらに、自家用車のローン、ガソリン代、駐車場代もかかります。どれも生活に欠かせないもので、「節約」だけではどうにもならない支出ばかりです。

睡眠は分割しながら、なんとか合計で 6 時間ほどは取れていますが、仕事をしていない時間があると不安にかられてしまいます。体がきつと感じることがあっても、「とりあえず働かない」という気持ちが先に立ち、がむしゃらに仕事を続けているのが正直な実態です。

子どもを持ちたいという気持ちはあります。しかし、物価高騰が続く中で、この収入と生活状況で本当に育てていけるのかと考えると、自信が持てず、今はあきらめざるを得ません。将来について前向きな選択をしたくても、経済的な不安がそれを止めています。

だからこそ、いくつか強く求めたいことがあります。奨学金は対象者全員が無利子になるべきだと思います。パートや非正規で働いていても、住宅補助や手当が受けられる制度が必要です。週 20 時間未満で働く人でも社会保険に加入できるようにしてほしいです。また、時給が全体的にもっと引き上げられれば、物価が上がっても生活は成り立つはずで、食品だけでなく、生活に必要な物資全般の消費税も引き下げてほしいと思います。

ペットは私にとって生きがいであり、家族同然の存在です。責任をもって育てるための手続きや条件、資格をきちんと整えたうえで、ペットを飼う人への補助制度

があってもいいのではないかと感じています。

たくさん働いても、将来が見えず、不安を抱え続けなければならない今の状況は、個人の努力の問題ではなく、制度や社会のあり方の問題だと思っています。安心して暮らし、将来を描ける社会にしていくために、私たちの声がきちんと届いてほしいと願っています。

パートの手記H生協

節約でもう追いつかない家計の現実

我が家では、生協での購入予算を月 5 万円と設定してきましたが、毎月赤字となる最大の原因は、この購入予算を守っていけないことでした。これまでと同じ内容の買い物を続けるには、予算自体を引き上げざるを得ません。しかし、現在の収入では他に削れる支出がなく、改めて物価高騰が家計を大きく圧迫していることを実感しています。

住宅ローンは 65 歳まで残っており、ローンを組んだ当初は、夫の退職金を充てる予定でした。しかし、その後の転職により当初の見通しは大きく狂っています。また、車を 2 台保有していますが、それぞれ走行距離は 15 万 km、12 万 km を超えており、いつ買い替えが必要になっても不思議ではありません。通勤には車が不可欠なため、現時点では 1 台に減らすこともできません。60 歳が近づき、今後収入が減少することが予測される中で、車購入のために新たなローンを組むことには大きな不安があります。本来であれば、将来に備えて貯蓄額を増やしていかなければなりません、現状では貯蓄を十分に増やすことができていません。

時給2000円くらいに大幅に上がれば、貯蓄を増やすことができ、食費予算も増やせるので 健康に気をつけた食事でも60歳過ぎても元気に働くことができると思っています。

パートの手記I生協

最低賃金大幅引き上げで「時間のゆとり」を取り戻したい

入職して 9 年になります。2 年前までは、1 日 4 時間・週 4 日の短時間契約で働いていましたが、チーフの異動により長時間パートが必要となり、店長から打診を受けました。

同じ時期に夫が会社を独立することとなり、税理士から「扶養の範囲を超えて働く方が有利」との助言もあったことから、契約変更を決断しました。

業務については、短時間契約時代に一通り習得していたため、長時間契約となっても新たに覚える作業はなく、体力的にも大きな問題はありません。しかし、働く時間が増えた一方で、家事はこれまでと変わらず自分が一切を担っており、時間的にも体力的にも負担が大きく、家事がおろそかになりがちになっています。

長女は高校生の頃から同じ店舗でアルバイトとして働いており、大学生となった現在は、自分にかかる費用をバイト代から捻出するようになりました。親の持ち出しがないことは助かっています。

一方、長男はすでに進学先の希望があり、受験に向けて塾に通っています。塾代は大きな負担であり、さらに希望する学校は私立の 6 年制であるため、今後相当な学費が必要になります。長時間契約に変更して増えた収入は、当初からその学費に充てるための預金に回すと決めており、実際ほぼ全額を貯蓄しています。

長引く物価高騰により、これまでと同じ食材を購入しても支払い額は 1.5 倍以上となり、特に食費の負担が大きくなっています。節約できる余地があるのは食費くらいしかなく、日々苦慮しています。また、水道光熱費の負担も増しており、特にエアコンは一年を通して稼働時間が長くなっています。

生活費専用の預金口座を作り、必要な支出はそこから引き出しています。家計管理は夫が担い、毎月、前月に使用した金額相当を入金してくれているため、支払いに行き詰まることはありません。しかし、月を追うごとに引き出す金額が増えていることは、通帳を見て実感しています。

家計は夫が管理しているとはいえ、賃金が月に 2 万円から 5 万円程度増えれば、毎月の出費を補填でき、わずかながら余裕も生まれると感じています。

そして、仕事に拘束される時間を減らし、仕事以外の時間を確保したいという思いがあります。

仕事以外の時間を使って、自分のペースで余裕をもって家事をこなし、短時間契約の頃のように、仕事終わりや休みの日に友人と食事や買い物に出かけ、心身をリフレッシュする時間を再び持ちたいと考えています。自分の自由時間を有効に使いながら、そのうえで最低限、現在の収入は確保したいというのが率直な願いです。

そのため、ベースアップが図られ、現在よりも少ない契約時間で、同水準の収入が得られる働き方を実現してほしいと考えています。

現在、基本時給は最低賃金と同額となっており、最低賃金の引き上げがそのまま賃金アップにつながる状況です。最低賃金 1,500 円以上は当然であり、待ったなしの要求だと感じています。

パートの手記J生協

健康を守りながら働きつづけられる賃金と制度を

現在、遺族年金を受給しており、働いて得られる収入は年間 100 万円までに抑えなければなりません。本当は 70 歳まで社会保険に加入して働きたいと考えていましたが、遺族年金との関係でそのような働き方ができない現状があります。

定年の 60 歳までは、生活のためにトリプルワークをしてきました。夫に先立たれた後、正社員とアルバイトを掛け持ちしながら必死に働いてきましたが、現在の年金制度のもとでは、今もなお節約を強いられる日々が続いています。

持病があり定期的な通院が必要ですが、その医療費も家計に重くのしかかっています。住んでいる地域では車がなければ生活も通勤も成り立たず、車の維持費が高額になることも大きな負担です。ダブルワークで働く今も身の回りの物を買うことも控え、できる限り我慢を重ねながら生活しています。

また、息子の扶養に入ることができないため、国民健康保険に加入していますが、その保険料が非常に高額であることも大きな問題です。年金とわずかな収入の中で、保険料の支払いが生活を圧迫しています。

こうした状況から、国民健康保険料の引き下げを強く求めています。また、年金を受け取る年齢になっても、健康を保ちながら無理なく働ける制度や環境が必要だと感じています。生協で働くパートの定年についても、年齢で一律に区切るのではなく、本人の意思と健康状態に応じて働き続けられる仕組みにしてほしいと考えています。

時給が引き上げられれば、これまで我慢してきた自分自身のためにも、少しお金を使えるようになります。現在は美容院にも年に 2～3 回しか行けていませんが、身なりを整え、モチベーションアップしたいと思っています。年齢とともに体の不調も増えてくる中で、働き続けるためにも、マッサージなどのケアを受けたいという思いがあります。また、医療費を気にせず、必要な通院をためらわずにできる生活を望んでいます。

賃金の引き上げは、単に贅沢をするためではなく、年齢を重ねても健康を守り、尊厳をもって働き続けるために不可欠な条件だと感じています。

パートの手記K生協

家族を支えたい気持ちと追いつかない賃金

8 年前にドライ部門のパートとして入職し、6 年前からは店舗で部門をまたぐ「部門横断シフト」契約で働いている。

家族は母と兄の 3 人暮らしで、兄と自分が毎月一定額の生活費を母に渡し、そこに母自身の収入を合わせて家計をやりくりしている。しかし、物価高騰の影響は大きく、母は食費を抑えるために安いスーパーを回ったり、値引き品を探したりするなど、日々苦労している。

自分の昼食は職場で購入しているが、おにぎりは以前の約 2 倍の価格になり、弁当も値上がりした。金額を抑えれば満足感が得られず、満足感を優先すれば家計が苦しくなる。たとえ数百円であっても、毎日の積み重ねは想像以上の負担となっている。また、甘いもの、特にチョコレートが好きで、小さなお菓子を食することが

1 日のささやかな楽しみだったが、物価高騰により、それさえも我慢することが増えた。他に特別な趣味はなく、この程度の楽しみを躊躇しなければならない状況になるとは思っておらず、切なさを感じている。水道光熱費を少しでも節約するため、湯船にお湯を張らず、シャワーだけで済ませる生活も続けている。

自分が自由に使えるお金を増やしたいだけでなく、母に渡す生活費を少しでも増やしたいという思いがある。母親任せにしている現状に申し訳なさを感じているが、現実には余裕がなく、思うようにできていない。長年使い続けてきた家具や家電も買い替えたいと考えているが、まとまった出費が必要なため、日々の生活を送りながらでは実現が難しい。

こうした生活状況の中で必要なのは、事業状況に左右される一時金ではなく、すべての時間給労働者に安定して支給される基本時給の引き上げである。現在の労働契約は自分にとって都合がよく、今後もこの働き方を続けたいと考えているため、現行契約を堅持したうえでの賃上げを強く求めたい。現在の時給は、最低賃金がそのまま基本時給となるため、早急に時給 1,500 円の実現が必要であるが、正直に言えば、時給 1,500 円になってもなお生活は厳しいと感じている。

パートの手記L生協

突然の夫の死により将来不安つもの

2024 年 5 月から建築業の夫に仕事が無くなり、収入がゼロに近い状態になりました。友人を頼って、夜間の仕事や土木の仕事をしてなんとか家族 4 人で生活していましたが、2024 年末に個人事業主となり土木の仕事を受ける様になりました。それにより給与が当月×の翌月払いとなり 1 ヶ月收入ゼロになりました。労金も共済会から借りたお金の返済中だった私は、貯金や労金の積み立てを崩してなんとか切り抜けました。その後夫は他県の仕事が入ったと単身赴任しました。3 月に確定申告のため一時帰宅しましたがコロナに感染。自宅療養もそこそこに現場に戻りました。4 月中旬に入って、ひと段落したと帰宅した夫は咳が酷く、心配する私に「寝てれば治る」言った言葉を信じていたのに、数日後には帰らぬ人となりました。

その後の告別式やローンの返済等で夫の生命保険金はほとんど無くなりました。2025 年課税分は夫の収入より経費が上回ったのでゼロになりましたが、2024 年課税分は住民税や個人事業主税を納付しました。また固定資産税が今住んでいる家や土地だけでなく、亡くなった義父母が暮らしていた家・土地、倉庫や土地の分も支払っていることが分かりました。今は自分も働いているから先取り貯金で積み立てていますが、もし自分が働けなくなったら子どもたちへ継寄せが行き、しんどい思いをさせるのではと不安が募ります。

2026 年春には次男も社会人 1 年目としてがんばることになりました。発達障害

の長女はまだ就活中です。長男は他県で一人暮らしをしています。残る 2 人の子ども達が自立して生活していけるよう、最低賃金は 1800 円にしてほしいです。物価高で、頑張った自分たちへのご褒美に外食を控えるのも辛いです。笑顔で暮らせるよう給料を上げて欲しいです。

パートの手記M生協

物価高のなかで失われていく“ふつうの暮らし”

私は、家族 3 人で暮らし、週 35 時間勤務しています。

近年の物価上昇により、日々の生活は以前よりも明らかに苦しくなっています。時給が低いままなのに、食料品や日用品の値上がりがつづき、買いたいものを買えない状況が広がっています。パートで得られる収入はほとんど変わらず、家計のやりくりは年々難しくなっている。

特に負担が大きいのは、食費や光熱費です。節約を心がけてはいるものの、これ以上削ることには限界を感じています。外食を控え、洋服も買わず、生活の質を下げざるを得ない状況です。物価が上がりつづける中で、将来への不安も強くなっています。今の収入では、急な出費や病気に対応できる余裕がなく、貯蓄も思うように増えません。物価上昇がつづけば、さらに生活が厳しくなるのではという不安を常に抱えています。物価高は日常生活だけでなく、将来に対する安心感まで奪っていると感じています。

本当はコブで買い物がしたいのに、より安いスーパーで選ばざるを得ない場面も増えました。また、近年の価格上昇により、車を購入することも難しくなっています。以前であれば、手の届いた価格帯の車でも、本体価格に加え、経持費や保険料を考えると大きな負担となります。安心して生活するための環境が、少しずつ失われつつあると感じています。

時給が 1,500 円になれば、生活は大きく変わると感じています。圧迫されていた家計にようやく余裕が生まれ、食費や光熱費の値上がりにも、過度に切り詰めることなく対応できるようになります。将来への不安も軽減され、これまで難しかった貯蓄が可能になり、急な出費や病気にも対応しやすくなります。さらに、車の購入や修理、家電の買い替えなど、必要だとわかっていながら、先延ばしにしてきた支出に向き合えるようになり、生活の選択肢が広がります。

経済的な余裕は、精神的な安心感にもつながります。毎月の支払いに追われる不安が減り、「生活を維持するために働く」から「生活の質を高めるために働く」という意識へと変わっていくと思います。時給 1,500 円の実現は、単なる賃上げにとどまらず、パートで働く人の暮らしの安定と将来設計を可能にする、重要な施策だと考えています。

パートの手記N協

1,500 円は通過点——若者の生活を守る賃金水準へ

私は 20 代男性で、単身世帯、週 39 時間位勤務しています。

日々の食費や光熱費などの 生活の基盤となるものの値上がりによって、暮らしに直接的な経済的影響が出ています。賃金の引き上げは物価高に追いついておらず、生活の苦しさは日に日に増す一方です。私の住むアパートでも、4 月から家賃の値上げが通知され、この苦しさは止まるところが見えない状況です。

どこで働いても同じ最低賃金が保障されることで、地域による不公平感を感じずに働くことができます。地方から働き手の流出する状況に歯止めがかかれば、人手不足や欠員の改善につながり、結果として残業時間が短くなり、生活に時間的な余裕が生まれると考えます。

時給 1,500 円が実現すれば、この物価高や生活苦のなかにも、希望が見えてくると思います。ただし、1,500 円は通過点です。若者が安心して働き、暮らし、将来を描いていくためには、今後さらに高い賃金水準を目指していく必要があると感じています。

パートの手記O生協

子どもたちに誇れる母として働きつづけたい

支所センターのパートとして積み込み業務をしています。入協したての頃はつらい作業でしたが、子どもには頑張って働きつづける母親の姿を見せたいと踏ん張り、7 年間働いてきました。昨年秋からは勤務時間を延長し、社会保障に加入しました。生協に入った当時は、まだ子どもたちも小さかったため、午前中だけの勤務を希望していましたが、いずれ子どもから手が離れたら勤務時間を伸ばして働けると考えていました。しかし、積み込み作業は午前中で終了するため、自分の希望どおりに時間を延ばせないという現実に出くわりました。その結果、夕方に再出勤して片付けなどを行い、トータルで時間を延ばすという変則的な働き方になりました。現在の 1 日の勤務時間は 6 時間ほどです。

物価高のなか、中学生と高校生になった食べ盛りの子どもの食費がまず高くなっています。そこに学費や部活動などにかかる諸費用が加わり、家計への負担が大きくなっています。勤務時間を延ばしたのは、もちろん家計のために収入を増やしたいという思いもありますが、自分が使えるお金を持ちたい気持ちも大きな理由です。子育ての時間は無給です。これまで自分に使うお金に後ろめたさを感じてきました。しっかり働ける状況になった今だからこそ、「母だから我慢しなければならない」ではなく、やりたいことや手に入れたいものを、自分の収入の中で実現したいと思っています。正直、朝出勤して一度家に帰り、

家事をこなして、子どもの帰りと入れ違うように再度出勤する生活は楽ではありません。連続した時間での勤務ができればいいのですが、今の仕事の内容ではそういった働き方はできないのが現状です。ただ、仕事は自分の性に合っているし、福利厚生がしっかりしているのも魅力です。家族の理解と協力に感謝しながら頑張っています。

長い時間働くようになって、確かに収入は増えましたが、社会保障費など引かれるものが多すぎて、思った以上に収入が増えた実感はありません。賃金を得ることに意味が見いだせるよう、社会保障費の引き下げを望みます。働いている人全員が社会保障に加入して、収入に応じた負担をする仕組みの方が良いのではないのでしょうか？将来が不安だからこそ、貯蓄や投資に回す余裕がほしいです。そして、子どもたちには自分の好きな道を選ぶだけの準備をしておきたい。そのために今の職場が長く安定して働ける場所であってほしいと思います。

聞き取り編

1. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給 1,060円 週31時間勤務
暮らしの実態 困っていること	スーパーへ行って値段を見て高くて買えずにウロウロして、2~3周まわって、仕方なくお買い得品を買う。自分の思っていた会計より1,500~2,000円は高く、毎回ギョツとする。※お米の高騰がかなり家計に響く。 今の仕事は20年つづけて、自分よりキャリアの短い人に相談されたり、フォローしているけれど、仕事に対して時給が見合っていない。 65歳以上の非正規はすべて、今までの経験も全く考慮されず、十把一絡げ(じっぱひとからげ)の時給に納得できかねる。
要求・希望	最賃1,500円を一刻も早く実現してほしい

2. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分 夫
働き方の実態	時給1,055円
暮らしの実態 困っていること	定年後の再雇用時給が最賃の1,054円と1円しか変わらない。
要求・希望	27年勤務で仕事をしてきた。定年後の再雇用後も仕事内容は変わらないどころか増えている状況。定年後の再雇用時給が下がるなら、毎年少しずつ下げていくなどの配慮が欲しい。仕事をするモチベーションが厳しい。

3. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給1,095円
暮らしの実態 困っていること	物価が高くなり、食費が家計を圧迫している。子の学費など貯金がすすまない。老後のこと、不安ばかりです。
要求・希望	いま、しっかり貯金ができるよう賃金UP、一時金UPをしてほしい

4. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	時給1,060円
暮らしの実態 困っていること	今の時給では、この物価高のなか、年金も少なく、生活がとても苦しいです。私の暮らす地域の冬は長いです。光熱費もバカになりません。

要求・希望	賃金UPをお願いします。
-------	--------------

5. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分 夫
暮らしの実態 困っていること	契約の更新ごとに家賃が上がり、光熱費、食品などの値上がりで生活は逼迫しています。
要求・希望	賃金UPを望みます

6. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分 夫 子ども2人
暮らしの実態 困っていること	スーパーへ行っても、全部の値段がかなり高くなっており、倍ほどになっているものもあります。何を買えば良いのか迷ってしまいます。
要求・希望	時間給者の賞与を0.5ヶ月ではなく、少しでも上げてほしいです。

7. 女性 50代

家族構成	3人家族
働き方の実態	時給 1,095 円
暮らしの実態 困っていること	物価の値上げがキツイ
要求・希望	情勢にあった賃金

8. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分 夫
働き方の実態	時給 1,060 円 週 30 時間から 24 時間に変更
暮らしの実態 困っていること	年金のみの生活は、家計が苦しく、貯金も少なくて働かざるを得ない。
要求・希望	同一労働同一賃金にすべき。 時給 1,500 円！！ 定年後の時給は下げず、定年時の時給を維持してほしい。

9. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分 子ども2人
働き方の実態	週 4 日 25 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	光熱費、物価上昇で苦戦している。車がないと不便な土地柄である。 公的な控除、支援、制度など(自分で努力して調べるが大変)。 老後(働けなくなったとき)の資金の不安。

要求・希望	控除、支援、制度などを知る機会が欲しいです。 年金の増額が不安の解消につながりますね
-------	---

10. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし
働き方の実態	時給 1,055 円 週 3 日 12 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	大学生の学費などにお金がかかる 配偶者が 65 歳になり、年金受給開始になった 大学の学費が高額 物価(特に食費)が上昇しすぎている。 配偶者の給与も上がる年齢ではなく、貯蓄に回せない。
要求・希望	食料品の価格上昇が落ち着いてほしい。 (消費税 0%、もしくは数%下がるのが希望)

11. 女性 50代

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	週 2 日 4 時間勤務 他社での勤務あり
暮らしの実態 困っていること	家のローン、学費ローン、車ローンを返済中。なるべく早く完済したい。 物価上昇、支払うことが多く、子どもが結婚を考えだす年齢のため、どこから捻出したらよいか困惑中。
要求・希望	なるべく長く雇用してほしい

12. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども1人
働き方の実態	時給 1,055 円 週 6 日 32.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	車の維持費にお金がかかる。 物価高のため買い物を考える。 物価高なのに賃金が低い
要求・希望	賃金が少しでも上がること

13. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分 夫
働き方の実態	時給 1,020 円 週 5 日 30 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	夫が年金のみになり、生活はかなり苦しいです。食費、ガソリン代・・・なにもかも高い。
要求・希望	年金を増やしてほしい。社会保険料を下げしてほしい。 時給 1,500 円以上になり、生活に余裕を持てるようになりたい

14. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分 夫
働き方の実態	時給 1,020 円 週 4 日 16 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	意外と食費にお金がかかる。
要求・希望	時給が 1,250 円になれば老後の貯えにまわせる パートにも年金積立保険のような感じのものがあればいいな

15. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分 夫 子ども 3人
働き方の実態	時給 1,090 円 週 4 日 16 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの学費、自動車学校などにお金がかかる。毎月の通院にお金がかかる。 大学の学費や医療費を下げてほしい。年金額を増やしてほしい。
要求・希望	定年退職後に働かなくても、楽な生活ができるようにしてほしいです

16. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分 夫 子ども(大学生 2人・中学生 1人)
働き方の実態	時給 1,020 円 週 5 日 30 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	大学生 2人にお金がかかる。この先が不安。 奨学金がないと授業料が出せない。 物価高で、1日の買い物(食品)が高い。食費の割合が高い。
要求・希望	企業と一緒に奨学金返済の仕組みを作してほしい。 パートでも賞与が欲しいです。

17. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分 夫 子ども 2人(中学生、園児)
働き方の実態	時給 1,020 円 週 5 日 20 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	光熱費や食費の高騰、税金などの支払いが多い。 希望する保育園に入れない。 過疎地域の交通網が車に頼るしかない。
要求・希望	収支のバランスが異常にならないような、税金の構築にしてもらいたい。 オンライン授業など公立校も導入してほしい。 「収入の壁」などの撤廃。 年金が保障されるのか不安。 車の維持費や、光熱費など必需品の高騰は困るので防いでもらいたい。

18. 不明 40代

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	時給 1,152 円
暮らしの実態 困っていること	一人暮らしであるが、家賃や水道光熱費は夫婦で暮らしていた頃と同じくらいの金額。節約を心がけているがカツカツ。
要求・希望	賃上げ、人手不足の解消 時給が上がって余裕ができれば、体の不調時くらいは通院、治療したい。

19. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分 夫 子ども2人(社会人、大学生)
働き方の実態	①時給 1,160 円 週 5 日 36 時間 15 分(残業含む) ②時給 1,290 円 週 5 日 20 時間
暮らしの実態 困っていること	大学生の子どもにお金がかかる。 社会人になった子どもの学費を親に借りているので、その返済分がある。 今は健康で働けているが、体調を崩して働けなくなったときや老後が心配です。
要求・希望	子どもの教育にかかるお金、高校・大学などの無償化 高齢者の医療費の負担軽減 老後、安心して暮らせる日本になってほしいです。 時給をもう少し上げてほしいです。

20. 女性 50代

家族構成	自分 子ども 4 人
働き方の実態	①時給 1,160 円 週 5 日 ②時給 1,200 円 月 20 日前後
暮らしの実態 困っていること	価格上昇もあり、欲しいものは我慢して、少しでも安く買えるものを選んでいく。
要求・希望	時給 1,500 円以上希望 時給が 1,500 円になると、働く意欲も上がる。 ダブルワークをしなくてすむようになりたい。

21. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし
働き方の実態	時給 1,010 円 1 日 3.5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	食費では、値引き商品でメニューを考えています。ガソリンも現在値下がり中で、10㍊ずつ様子を見て入れています。 お米が高価なので、健康のために炭水化物をなるべく減らしています。

	収入が少なく、食費や光熱費の節約をしている。
要求・希望	103 万円の壁をなくし、もっと働きたい

22. 女性 60代以上

家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	時給 1,200 円位 1 日 6 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	商品の値段がすべて 40 円～100 円位値上がりしているの、買い物をする回数を減らしている。 この先、健康で働き続けられるか不安
要求・希望	物価が高騰しているので、せめて食料品の消費税はなくしてほしい。

23. 女性 50代

家族構成	2 人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,180 円（資格手当込み）
暮らしの実態 困っていること	今まではスーパーでの買い物はカゴいっぱい買っても、おおよそ 5,000 円～7,000 円だったのだが、いま、同じ買い方をすると 10,000 円を超えるので、今までみたいな買い方ができなくなった。 本当に必要なものを吟味して買うようになった。そのため、買い物に時間がかかるようになった。 電気、水道、ガスなど光熱費の使用料金明細を紙でもらわなくなったため（紙の発行が有料になったため）わざわざネットを開いて見ないで、どれだけ使用しているか全くわからなくなってしまった。
要求・希望	時給（賃金）アップが社会的の流れになっているが、物価上昇に追いついていない。時給も同様かそれ以上にアップを

24. 女性 40代

家族構成	4 人家族 自分 夫 子ども 2 人
働き方の実態	時給 1,155 円 1 日 3 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	昨年の途中でアルバイト職員からパートになり、収入は増えたが、子どもの教育費がかかるうえに、食費と光熱費が高くなっていて困る。 老後の生活費が貯められるか不安。
要求・希望	子ども自身が希望する教育が受けられるように、教育費が安くなってほしいです。

25. 女性 50代

家族構成	5人以上家族
働き方の実態	時給1,200円弱 1日3.5時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	昨年より収入は増えたが、物価が上がって感覚がない。 食材は単価で買うのに悩むことが多くなった。惣菜なら、あと少し待てば安くなるのかな・・・とか、価格が高いので、我慢しようかな・・・とか、買い物の手が止まってしまう。 物価の上昇、光熱費の上昇、節約・節電しても家計を圧迫している。
要求・希望	贅沢はできなくていいけど、悩まずに買い物ができたり、誘われたイベントなども、悩まず参加できるような生活がしたい。

26. 女性 50代

家族構成	4人家族 住まいは別だが、生計は一緒(3人・1人)
働き方の実態	時給1,500円位(手当含むと) 1日6.5時間 週5～6日勤務
暮らしの実態 困っていること	最低賃金が上がり、時給が上がったので収入は増えているが、出ていくのも多い。ここ数年の物価高騰で、買いたい物が買えなくなった。値段を見ながら買い物することはもちろん、値引き品が並ぶ夜に買い物に行くことが多くなった。昼間に買い物に行っても買えるものがなく、夜にまた買い物に行く悪循環な生活。 住宅ローン、教育ローン、車のローンが落ち着いたと思ったら、家電製品やガス給湯器など、消耗品が立てつづけにダメになり購入。 車も20万キロ走行車！そろそろ限界がきそうで怖いです。
要求・希望	いまは、働けるので何とかなっていますが、老後は楽に暮らしたい。

27. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給1,200円 1日4時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	今は大丈夫ですが、今後老後にケガや病気などで働けなくなったとき、ある程度の蓄えがないと不安です。
要求・希望	時給を上げてほしい

28. 女性 40代

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	①時給1,605円 1日7時間 週4日勤務 ②時給1,300円
暮らしの実態 困っていること	物価高なので収入が減ったという感覚しかない。 食費にお金がかかる。老後が心配

要求・希望	賃金・ボーナスを上げてほしい
-------	----------------

29. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分 夫 子ども3人
働き方の実態	時給 1,600円 1日7時間 週4日
暮らしの実態 困っていること	食費が増えた。収入が増えた以上に支出が増えた。
要求・希望	賃金を上げてほしい

30. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分 子ども2人
働き方の実態	時給 1,540円 1日8時間以上 週4日勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの受験で、塾代にすごくお金がかかる。11,12月は通院費できつかった。水道・光熱費・灯油代が冬はかかるのできつい。
要求・希望	賃金を上げてほしい。有給休暇を増やしてほしい。

31. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども1人
働き方の実態	①時給 1,465円 1日5時間 週4日勤務 ②時給 1,200円
暮らしの実態 困っていること	子どもの専門学校の学費(医療系)がとても高いうえに・・・車が一人1台所有なので・・・車の維持費が大変です。 老後資金が貯められない。
要求・希望	パートにもボーナスを出してほしい (貯金にまわしたり・・・旅行に行ったり・・・ちょっとした贅沢に使いたい!!)

32. 男性 60代以上

家族構成	2人家族 自分 妻
働き方の実態	時給 1,300円 1日5時間 週3日未満
暮らしの実態 困っていること	年金収入との合計金額では収入は増えてましたが、生活費の中で、食費と交際費がかかりすぎる。 孫のお世話での費用(お菓子や食事など)が増えた。 健康面での不安がある
要求・希望	時給(賃金)を上げてほしい。

33. 女性 50代

家族構成	5人以上家族
働き方の実態	時給1,230円 1日7.5時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が高騰しているのに、収入は変わらない。支出ばかり増えている。 老後、生活できるか不安。
要求・希望	時給を上げてほしい。残業時間も増やしてほしい。

34. 女性 50代

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	時給1,230円 1日7時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で生活するのが大変。 いつまで働けるか不安。老後が心配。
要求・希望	時給を上げてほしい。ボーナス(賞与)がほしい。 契約時間を長くして欲しい。

35. 女性 60代以上

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	時給1,230円 1日7.5時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	食費、光熱費、日用品など物価が高い。 年取ってからの生活が不安。
要求・希望	賃金を上げてほしい。

36. 女性 50代

家族構成	4人暮らし
働き方の実態	時給1,200円 1日7時間 週5日勤務
要求・希望	時給を上げてほしい

37. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	時給1,185円 1日7時間 週4日勤務
暮らしの実態 困っていること	生活費がかかる。 将来の生活が不安
要求・希望	賃金を上げてください。

38. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし
------	-------

働き方の実態	時給 1,185 円 1 日 3 時間以内 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	日々の生活費が、物価上昇で時給が上がっても追いつかない。 貯金ができない。
要求・希望	賃金を上げてほしい。 年末年始を休みにしてほしい。

39. 女性 50代

家族構成	5 人以上家族
働き方の実態	時給 1,185 円 1 日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの学費にお金がかかる。 物価が上がっているの、今まで通りのものを買ってもお金がかかる。
要求・希望	106 万円の壁を撤廃

40. 女性 40代

家族構成	3 人暮らし
働き方の実態	時給 1,185 円 1 日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が高い。食品、日用品など。 高校生の子もがいて、現在暮らすのに不自由はないが、この先大学などの学費、塾代、住宅ローンもある。年金など、老後が心配。
要求・希望	ボーナスが欲しいです。

41. 女性 60代以上

家族構成	3 人家族 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,185 円 1 日 3 時間以内 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	夫が年金生活になったため 病気になったため働けない。 住宅ローンがあるので不安です。今の生活を維持していけるか不安になります。
要求・希望	子どもばかりに給付するのではなく、全員に給付してほしい。

42. 女性 50代

家族構成	3 人家族 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,185 円 1 日 5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が高くなっているのに、時給は思うように上がらず、日々の生活にゆとりがなくなった。食費を減らすようになった。 これから年を取っていくにあたって、医療費がかかってきて、それに加えて大物の必要な家電の買い替えもできるのか不安です。(冷蔵庫やエアコンや給湯器など…)

要求・希望	元気なうちは働きつづけたいと思います。 生活のために！！
-------	---------------------------------

43. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,185 円 1日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で貯金ができない。 老後が心配
要求・希望	時給を上げてほしい。大幅な賃金(時給)UP 頑張っていることをみとめてほしい

44. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,185 円 1日 3.5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	自分自身の収入は少し増えたが、夫は年金収入のため、現在の物価高には対応しきれず生活は大変。今後、年金だけで生活するとなると大変不安を感じる。これからも物価が上がりつづけると生活できない。
要求・希望	物価が下がってほしい。

45. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,185 円 1日 3 時間以内 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	食料品がここ数年で倍近く値上がりし、収入はさほど変わらない。医療費も上がって 3 割負担はお金がかかりすぎて支払いが大変です。 もう少しで定年退職になります。その後は夫と自分の年金だけで生活することになります。夫が亡くなったあと、遺族年金はいつまでも受け取れるものではありません。少ない年金で固定資産税、県・市民税、保険料その他の支払いができるか心配です。そのためにも少しでも貯金をしようと考えていますが、病気になって入院になっても支払いができるのかと心配事は多いです。
要求・希望	時間で働いた分と交通費だけが手取りです。ボーナスも退職金もありません。パートでもボーナスが出る企業があると聞いたことがあります。ぜひボーナス支給してほしいです。

46. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,175 円 1日 5 時間 週 4 日勤務

暮らしの実態 困っていること	毎日の食品、雑貨などの値上がり 電気代、ガス代(家が古いのでかかります)水道代も上がりました。 将来、働けなくなったときは、年金で細々と思いますが、一軒の家を持っていると、修繕の費用が心配です。
要求・希望	前政権の時に時給 1,500 円にと言っていましたが、実現してほしいです。

47. 女性 60代以上

家族構成	2 人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,165 円 1 日 7 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	老夫婦 2 人暮らし、夫の収入が減っている。
要求・希望	ボーナスがほしい。

48. 女性 40代

家族構成	3 人家族 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,165 円 1 日 7 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	学費、生活費、税金で大変 一ヶ所のパートのみだと収入不安。Wワークか転職を考えている。
要求・希望	賃金UP 人手不足時の加給

49. 男性 30代

家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	時給 1,160 円 1 日 5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	金曜日の夜も勤務しだした。
要求・希望	時給を上げてほしい。

50. 女性 30代

家族構成	3 人家族 自分 子ども 2 人
働き方の実態	時給 1,160 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子育てにお金がかかる(習い事や服etc) 1 ヶ月に 1 度、1 ヶ月分の薬を買うのでお金がかかる。 勤務形態がこのままでいいのか。もっと働ける環境の方が良いかと思う。
要求・希望	賃金を上げてほしい。

51. 女性 40代

家族構成	4人暮らし
働き方の実態	時給 1,155 円 1日 3.5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子育てにお金がかかって大変。これから大学に行く予定なので、余計大変になる。 物が高すぎる。
要求・希望	賃金UP

52. 女性 40代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 親
働き方の実態	時給 1,155 円 1日 3 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	住宅ローン、教育ローンで夫が手いっぱい。子どもが社会人になり自立したものの、引っ越しなどでの出費が重なり、生活費までまわらない。 食料品、日用品などは、私の働いた分で賄っているが、間に合うわけもない。 生活が成り立たなくなるのではないかという金銭的な不安。 家電の調子が悪くても、買い替えを検討する余裕すらない。ギリギリの状況で、どうにか働きつづけてくれるのを願う日々。
要求・希望	さまざまな理由で、扶養範囲内でしか働けない人もいます。この先いわゆる106万の壁の88,000円条件が撤廃されることを前提にするのであれば、時給アップしてほしい。

53. 女性 50代

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	時給 1,140 円 1日 7 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	通院でお金がかかる。アパートの家賃がかかる。食費がかかる。 全体のお休みになるとき、有休が使えないと収入が減るため、生活するのに大ダメージを受ける。
要求・希望	事務も正社員として雇用してほしい。 賃金も上げてほしい。

54. 女性 30代

家族構成	5人以上家族
働き方の実態	時給 1,063 円 1日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	育ち盛りの息子 2 人の食費にお金がかかる。 止まらない物価高に賃上げの幅が追いついていない。 自分の老後、子どもたちの将来が不安。
要求・希望	生活が安定していて、お金や気持ちに余裕があると、仕事も頑張れる。 若い人にコープで働きたいと思ってもらえるようにするには、時給アップや労

	働条件の改善が一番だと思う。
--	----------------

55. 男性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 妻
働き方の実態	時給 1,235 円 1日 6 時間 週 4 日
暮らしの実態 困っていること	今のところは、パート収入(再雇用)でなんとかだが、年金が当初の予定より少ないため、仕事ができなくなることを考えると不安。今後(今はないが)病気や妻の介護、孫の世話などを考えると、より不安。

56. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 弟
働き方の実態	時給 1,123 円 1日 5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	旅行やコンサートなど行かなくなりました。季節の行事(クリスマスケーキ、おせち、恵方巻)もしなくなりました。 健康で働けているうちは大丈夫ですが、この先病気や高齢で働けなくなってくると、途端に生活が立ち行かないという不安があります。
要求・希望	短時間正規になりたい。

57. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分 子ども 2人(息子 10代)
働き方の実態	時給 1,113 円 1日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	高校生と中学生の息子がいます。学費、食費・・・とてもお金がかかります。 シングルマザーで子育ては本当に大変です。 子どものこれからの進学にも多大なお金がかかるので、とても心配。 食費は年々増え、食べ盛りの息子がいるのでとても困っている。
要求・希望	賃金を上げてほしい。

58. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分 夫 子ども 2人(社会人)
働き方の実態	時給 1,090 円 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	税金が高い(国民健康保険、社会保険、年金等)
要求・希望	税金を安くして。

59. 女性 30代

家族構成	4 人家族 自分 夫 子ども 2 人(幼稚園・小学生)
働き方の実態	時給 1,040 円 週 5 日 17.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	小学生の子どもの習い事にお金がかかる。
要求・希望	一時金一か月分支給してほしい。 習い事の月謝も年々値上がりをしているので、家計に余裕ができれば、子どもたちの好きな習い事をさせてあげられる。

60. 女性 50 代

家族構成	3 人家族 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,090 円 週 5 日 17.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	定年後の生活の不安、年金等。 いまどうすれば良いのかわからない。税金、物価高など

61. 女性 40代

家族構成	4 人家族
働き方の実態	時給 1,035 円 週 4 日 16 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	大学生と高校生の子どものお金がかかる

62. 女性 50代

家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 20 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	生活すべてに困っている

63. 女性 50代

家族構成	4 人暮らし 自分 夫 子ども 2 人
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	通院などのお金がかかる

64. 女性 50 代

家族構成	2 人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,145 円 週 5 日勤務

暮らしの実態 困っていること	今は、困ってはいないが老後の金銭面が不安
-------------------	----------------------

65. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 18.75 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	通院でお金がかかる。 介護でお金がかかる。

66. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,070 円 週 5 日 17.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で必要最低限のものしか買えない。 生活が苦しいと感じる。
要求・希望	時給がせめてあと少し上がればと思う。

67. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	時給 1,150 円 週 6 日 26.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	光熱費が高い 物価が高い
要求・希望	灯油も値下げしてほしい

68. 女性 60代以上

家族構成	4人暮らし 自分 夫 娘夫婦 孫(年長)
働き方の実態	時給 1,050 円 1日 3.45 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	少しでも貯金がしたい
要求・希望	時給・賞与のアップ

69. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 22.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	体の不調で通院しているが、時間がうまく取れないこと(予約や診察時間内)と 医療費が高い 人員確保

要求・希望	ギリギリの人員のため、急な休みの人が重なると、自分の予定を変更しざるを得ないので、もう少しゆとりが欲しい。
-------	---

70. 女性 40代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども(小学生・中学生)
働き方の実態	時給 1,080 円 週 5 日 17.25 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	冬は暖房費(電気・灯油)が夏の 2~2.5 倍になり、暖をとるためには、使用せざるを得ないので大変。家計が苦しいので、市から就学援助を受けていますが、部活にかかる費用は別なので、中学 1 年生ということもあり、大変なお金がかかりました。そのうえ物価高で食料品代が以前の 3 倍近くになっています。まだ下の子が小学 2 年生なので、早朝・深夜の時間帯は働く事ができず大変厳しい状態です。
要求・希望	冬場の寒冷地、暖房費援助を希望します。 物価は、東京も地方も同じなので、東京と同じ時給でも良いと思います。

71. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	週 4 日 18 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高、特に食品の物価上昇が大きいので、あっという間に 1 万円札がなくなるので出ていく分不安
要求・希望	時給を上げてください！

72. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	①時給 1,120 円 週 5 日 20 時間勤務 ②時給 1,050 円 週 4 日 16 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	生活すべて
要求・希望	時給 1500 円以上の実現と、給付金支援金

73. 女性 30代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども 1 人
働き方の実態	時給 1,050 円 週 3~4 日 16 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの塾にお金がかかる

要求・希望	時給がもう少し上がれば良いのに ボーナスがもう少し上がれば良いのに
-------	--------------------------------------

74. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 20 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	親の介護で大変
要求・希望	有給休暇取得の充実

75. 女性 50代

家族構成	未記入
働き方の実態	時給 1,145 円 週 5 日 30 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	生活が苦しい
要求・希望	時給 1,500 円希望

76. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども1人
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 25.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食費が高い
要求・希望	手当が欲しい

77. 女性 40代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども3人(中学生・大学生)
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 25 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食費がとても大変
要求・希望	とにかく何かしら給付金が欲しい 時給が1,500円になれば生活費がうるおうと思う

78. 女性 50代

家族構成	夫 子ども(大学生)
働き方の実態	時給 1,090 円 週 5 日 18.75 時間勤務

暮らしの実態 困っていること	県外の大学に行っている子どもの生活費など、学費以外にもお金がかかる
要求・希望	県外学生のための生活支援給付金 時給 1,500 円以上

79. 女性 50代

家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	時給 1,060 円 週 3 日 9 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	親の介護のため帰省する際にお金がかかる。 介護の費用は親の年金で賄えますが、自身の交通費は誰にも請求できません。

80. 女性 40代

家族構成	3 人家族
働き方の実態	時給 1,040 円 週 5 日 15 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	子供の教育費にお金がかかる

81. 女性 60代以上

家族構成	3 人暮らし 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	時給 1,115 円 週 5 日 32.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	夫は年金が少ないので、バイトで補っている。 水道光熱費、食費すべてにおいて高くなっているのが大変。 子どもは高額奨学金を返済しているので生活が大変そう
要求・希望	奨学金の無償化(給付型奨学金)はどうなった？実現を！！ 平均の生活水準に満たない年金受給者に対し、援助があればいいと思う。 同居人の収入はあてにせずに生活できるようになってほしい。

82. 女性 50代

家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	①時給 1,115 円 1 日 6 時間 週 5 日勤務 ②時給 1,040 円 週 8 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食費がかかる 余裕のない生活 貯金ができない
要求・希望	1,500 円の時給だと貯金ができる Wワークしなくてすむ

83. 女性 20代

家族構成	4人家族
働き方の実態	時給1,038円 週5日20時間勤務
暮らしの実態 困っていること	通院・治療費、学費にお金がかかる

84. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給1,120円 週5日22.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	社会保険料が高いので収入が減った。
要求・希望	時給アップ

85. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	時給1,120円 週5日 18時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価上昇により生活が大変です。

86. 女性 30代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども2人(年長・年中)
働き方の実態	時給1,070円 週5日 17.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食費、光熱費にお金がかかる。 習い事をさせるためにお金が必要
要求・希望	時給が上がれば勤務日数が減り、子どもと一緒にいられる

87. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 子ども
働き方の実態	時給1,050円 Wワーク週4日勤務
暮らしの実態 困っていること	通院でお金がかかる
要求・希望	時給をもっとあげてほしい

88. 女性 40代

家族構成	4人家族
働き方の実態	時給1,060円 週5日 17.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの学費にお金がかかる

89. 女性 20代

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	週5日 20時間勤務
暮らしの実態 困っていること	家賃、光熱費の値上がりを受け、生活費が足りない。 食費(材料費)も値上がりし続けているので困る。

90. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 18.75 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	年とともに病院代、薬代がかかる。
要求・希望	時給が 1,500 円になれば、1 日 3 時間の勤務で体(体力)が楽になる

91. 女性 50代

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	時給 1,070 円 週 3~4 日 12~16 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が上がっているので困る。 交通費が1日1,160円かかるので困る 通院するときの交通費などもお金がかかる

92. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 25 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	老後のための蓄えをしたくてもなかなかできない
要求・希望	一時金を増やしてほしい

93. 女性 60代以上

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども 孫
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日勤務

暮らしの実態 困っていること	物価高騰 医療費控除
要求・希望	時給 1,500 円 一時金UP

94. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 22.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食品などの物価高
要求・希望	時給が 1,500 円になればうれしい

95. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども(高校生)
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が高いので貯金ができない
要求・希望	収入の壁見直し

96. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 25 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	もう何もかもお金がかかりすぎて大変
要求・希望	定年の延長 時給が上がれば一時金を減らすなんてことがないようになってほしい

97. 女性 30代

家族構成	3人暮らし 自分 子ども 2 人(中学生)
働き方の実態	時給 1,120 円 週 6 日 36 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもが食べ盛りなので食費がかかる 中学生の子どももお金がかかる
要求・希望	切実に時給を上げてほしい

98. 女性 60代以上

家族構成	4 人家族
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	大学生の娘が県外にいますので大変です
要求・希望	時給UPしてください

99. 女性 30代

家族構成	4 人暮らし 自分 夫 子ども 2 人
働き方の実態	時給 1,070 円 週 4 日 16 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	保育所と幼稚園の子どもがいてお金がかかる。 保育所送迎、通院などでガソリン代がかかる。
要求・希望	時給があがれば子供と過ごす時間が増える

100. 女性 40 代

家族構成	4 人家族
働き方の実態	時給 1,080 円 週 5 日 22 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもにお金がかかる

101. 女性 60代以上

家族構成	2 人暮らし 自分 夫
働き方の実態	未記入
暮らしの実態 困っていること	住居費、車の維持費、物価が上がり大変。医療費も・・・
要求・希望	パートで働いていると 10 年前と何も変わらない

102. 女性 40代

家族構成	4 人暮らし 自分 夫 子ども 2 人(中学生・高校生)
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 18.75 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもにお金がかかる 物価高

103. 女性 50 代

家族構成	2 人暮らし 自分 夫
働き方の実態	未記入

暮らしの実態 困っていること	光熱費が高い 物価高 大学までの授業料無償化の実現
-------------------	------------------------------

104. 女性 50代

家族構成	6人暮らし 自分 夫 子ども2人 祖父母
働き方の実態	時給 1,120円 週5日 22.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	大学生の子どもが工学部なのでお金がかかる。下の子どもも、高校に進学するためお金がかかる。塾にも通わせているので大変です。 物価高のため、子どもたちが満足できる食事をとれているか心配
要求・希望	物価が大幅に上がっているのに対して、時給は比例していない どうにかしていかないといけない問題だと思う。それをクリアしないと、家族旅行どころか何もできない。

105. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,120円 週5日 18.45時間勤務
暮らしの実態 困っていること	生活の基本の食費が高い。 住宅ローンの金利が上がって困っている。
要求・希望	物価上昇を上回る賃上げ 普通にらせる賃金で不安のないくらしの実現

106. 女性 60代以上

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	時給 1,120円 週5日 20時間勤務
暮らしの実態 困っていること	通院にお金がかかる

107. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども1人(社会人)
働き方の実態	時給 1,090円 週5日 25時間勤務(月1~2日 週6日 29時間勤務)
暮らしの実態 困っていること	食費にお金がかかる
要求・希望	物価上昇に時給が追いついて！！

108. 女性 60代以上

家族構成	2人家族
働き方の実態	時給 1,090円 週5日 17.5時間勤務

暮らしの実態 困っていること	早急に人員の確保
要求・希望	時給が1,500 円になれば貯蓄ができると思う

109. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 子ども(社会人)
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 30 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	毎週及び毎月の通院が通うのが大変 親の介護
要求・希望	土曜日もしめればもっと自分の時間が持てる

110. 女性 50代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給 1,090 円 週 5 日 20 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食費を切り詰めることが多くなり、家族に申し訳ない。 外食はほとんどできない モチベーションが上がらず、生活が楽しくならない 貯蓄があまりできず、将来の見通しが厳しい
要求・希望	時給が1,500 円になったら外食ができたり、普段の食事でも1品増やしたり、デザートや果物を加えたりできてテンションUPにつながり楽しみが増えると思う。それが心のゆとりにもなり、家族の良い関係にもなると思う。

111. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども(大学生)
働き方の実態	時給 1,090 円 週 5 日 22.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	県外に住む大学生の子どもにお金がかかる。 食料品をはじめとする物価高(家族の健康を維持するために食費を削るのが難しい)
要求・希望	一時金の増額 実現できれば貯蓄がもっとできて将来の備えになり安心

112. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	時給 1,090 円 週 5 日 20 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で食費にお金がかかる その他、通院でもお金がかかっています。

113. 女性 60代以上

家族構成	3 人家族
働き方の実態	時給 1,090 円 週 5 日 25 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	生活費全般にお金がかかりすぎてているのと、通院のためのお金が増えて困っている
要求・希望	1,500 円位の時給が欲しいです。

114. 女性 60代以上

家族構成	7 人家族
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価がどんどん上がっていくため、食費が大変
要求・希望	全国一律の賃金になってほしい。

115. 女性 50 代

家族構成	3 人家族 自分 夫 子ども 1 人
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 17.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高

116. 女性 60代以上

家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	時給 1,210 円 1 日 3.5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	税金の支払い(固定資産税等) 社会保険料の支払い 物価高で食料品の購買に困惑！！

117. 女性 60代以上

家族構成	3 人家族 自分 夫 子ども 1 人
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 25.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	単身赴任での二重生活でお金がかかる。 通院でお金がかかる
要求・希望	これからの子どもたちも手厚い支援はとても大事ですが、今現在、奨学金返済している社会人にもなにかしら支援はできないのだろうか

118. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給1,088円 週5日 22.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高がひどい！
要求・希望	年収がもう少し増えればいいと思う

119. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給1,115円 週5日 22.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	老後が不安。お金がかかる 通院にお金がかかる 子どもたちの将来が不安。ちゃんとくらしていけるのか
要求・希望	現在、返済している奨学金を返さなくてもいいようにしてほしい 一時金、手当てが欲しい 将来安心してらせるようにしてほしい。年を取ってから心配事を増やしたくない。

120. 女性 40代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども2人(小学生・高校生)
働き方の実態	時給1,070円 週4日 31.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	高校生の子供にお金がかかる 物価高で大変
要求・希望	私立高校の授業料無償化 児童手当の引き上げ

121. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給1,088円 1日5.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	時給が上がっても支出が多く、安定した生活ができない。もっと働きたくても働けない。
要求・希望	時給の大幅アップ 一時金の大幅アップ 月の給料があと5万円アップしてほしい

122. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども1人
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 22 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で生活が大変
要求・希望	労働が可能な状態であれば年齢関係なく働きつづけたい

123. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 親
働き方の実態	時給約 1,000 円 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が高い
要求・希望	賃金アップ 物価が高いのは仕方ないので、賃金が上がれば生活が良くなると思います。

124. 女性 40代

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	時給 1,070 円 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高

125. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	時給 1,120 円 週 5 日 35 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食費が年々高くなる

126. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 親
働き方の実態	時給 1,110 円 週 5 日 35 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	家の修繕にお金がかかる。 子どもの奨学金の返済の手助けをしたい。(別居で家賃が高い)

127. 女性 50代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給 1,030 円 週 5 日 30.15 時間勤務

暮らしの実態 困っていること	物価高に収入が追いつかず、くらしに余裕がない。 全く貯蓄に回すことができず老後が不安。 色んな事を我慢している
要求・希望	正規と同月数の一時金が欲しい(せめてもう少し上げてほしい。)

128. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども1人
働き方の実態	時給 1,030円 週6日 30.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	半日有休をとって親のサポートをしている。

129. 女性 50代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給 1,102円 1日6時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	生協のカatalogを見ている、あ～高いな～前はもう少し安かったのと思うと、注文するのをためらってしまいます。
要求・希望	賃金が上がってほしい。同じ仕事なら同じ待遇にしてほしい。

130. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 義母
働き方の実態	時給 1,162円 1日4時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	マイカーローン 介護費用

131. 女性 40代

家族構成	2人暮らし 自分 子ども1人
働き方の実態	時給 1,000円 1日6時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	給与が増えても、引かれる税金が多くなるので何も変わらない・・・。

132. 男性 20代

家族構成	4人暮らし 自分 父母 妹
働き方の実態	時給 朝 1,325円 昼 1,065円 1日6時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価がどんどん上がって生活が苦しい
要求・希望	これからも物価が上がっていくので、少しでも生活が楽になるように時給を上げてほしい。

133. 女性 50代

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	①時給1,200円 ②1,100円 1日3時間未満 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの大学費用が大変 親の介護も大変 親の介護の行方が心配

134. 男性 60代以上

家族構成	3人暮らし 自分 妻 実母
働き方の実態	Wワークの時給1,033円 1日3時間未満 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で食費増。特に米代 老後のことが心配

135. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	1日3時間以内 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	毎月の保険料の支払いが大変。買い物の回数を減らすようになった。服もあまり買えなくなった。 他の人との作業スピードを合わせることに負担を感じることもある。
要求・希望	労働内容と給与のバランス

136. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし
働き方の実態	1日6時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	再雇用になっても仕事は変わらず、時給は下がりモチベーションが上がりにません。

137. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給1,162円 1日6時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	子育ても終わり、ローンもないので、今のところそんなに大変ではないが、あちこちガタが来ているので修繕費洋画かかりそう 老後貯蓄がない

138. 女性 60代以上

家族構成	5人暮らし 自分 夫 子ども2人 義父
働き方の実態	時給1,265円 1日4時間 週5日勤務

暮らしの実態 困っていること	家のローンの返済がまだまだあるので大変です。
-------------------	------------------------

139. 女性 50代

家族構成	4人暮らし
働き方の実態	1日6時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	夫の退職で収入ダウンした。 老後の備えが足りないかも

140. 不明 40代

家族構成	5人家族
働き方の実態	時給1,000円 週4日 14時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が常に上がっている

141. 不明 40代

家族構成	4人家族
働き方の実態	時給1,000円
暮らしの実態 困っていること	物価、ガソリン高、教育費
要求・希望	どうせ無理だと思っている

142. 女性 60代

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	時給1,120円 週4日 18時間勤務
暮らしの実態 困っていること	老後の資金 親の介護
要求・希望	時給が上がれば時間に余裕が持て、年収もUPし、老後資金にまわせる

143. 女性 50代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 両親
働き方の実態	時給1,120円 週5日 22.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	両親の介護と仕事の両立が難しい
要求・希望	時給が上がれば、もう少し介護にまわせる時間も作れると思う

144. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	時給 1,195 円 週 5 日 20 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	老後の不安
要求・希望	時給アップと一時金アップを希望 有給休暇がもっと欲しい

145. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 子ども(社会人)
働き方の実態	時給 1,195 円 週 6 日 34 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高騰で今までの数倍 生活にかかる。お金が果てしなく必要。 足りないお金が！！ 自身の体のことも不安しかない
要求・希望	税金減税、社会保険料の負担軽減 収入が上がればもっと気持ちの負担が減るのに・・・不安なくくらしたい。

146. 女性 40代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども 2人
働き方の実態	週 5 日 22.5 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高
要求・希望	賃金アップ

147. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども 1人
働き方の実態	時給 1,040 円 週 5 日 30 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で生活が苦しい 医療費がかかる
要求・希望	パートも一時金支給 時給が上がり、手取り収入が増えたら生活が豊かになる

148. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども(高校生)
働き方の実態	時給 1,115 円 週 5 日 30 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高 教育費

要求・希望	毎年のように長時間給が減っている。これ以上減額しないで欲しい。
-------	---------------------------------

149. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分 夫 子ども(社会人)
働き方の実態	週5日 32.5時間勤務
暮らしの実態 困っていること	物価 特に米が高い
要求・希望	米の値を下げてほしい 時給が2,000円になれば、いろいろ気にせず食品が買えるかも

150. 女性 50代

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	時給1,090円 週5日 25時間勤務
暮らしの実態 困っていること	食材や消耗品(洗剤など)の大幅な値上げで、生活の質を落とすか、収入を上げようか迷っている

151. 男性 20代

家族構成	2人暮らし 自分 両親
働き方の実態	時給1,080円 1日6時間 週4~5日勤務
暮らしの実態 困っていること	本当は正規で働きたいが、高卒なのでむずかしい。チャンスがあれば正規を目指したい。いまの給与では一人で別に暮らすことはできないので、親と一緒に暮らしている。月に一度くらいは友人と遊びたいが、休みも合わないので、それもできない。お金の面でもどうにか生活している。今のままでは将来が不安。
要求・希望	時給はせめて1,300円以上になってほしい。賃上げ、ボーナスの支給を求めたい。 内部登用制度があるのでがんばりたい。このまま働いて将来はチーフ、店長をめざしたい。

152. 女性 40代

家族構成	3人暮らし 自分 子ども2人(小学生・中学生)
働き方の実態	時給1,120円 1日6時間 週4~5日勤務
暮らしの実態 困っていること	生活はギリギリです。親と同居しているのでなんとか暮らしていますが、子どもたちと遊びに行くことも、外食することもできません。
要求・希望	早く、くらせる賃金になってほしい。仕事が同じなら、せめて時給1,500円にしてほしい。 半年に1回くらいは家族で外食したい。本当は、ディズニーランドにも行きたいが、いまはとても無理です。

153. 男性 60代以上

家族構成	2人暮らし 自分 妻
働き方の実態	時給 1,100 円 1日 6 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	妻が病気になり、今後介護が必要になるかもしれない。今までの契約通りに働けるかどうかかわからず不安。この先どうなるか見えないが、いまは頑張るしかない
要求・希望	少しでも時給があがることを望んでいます。生活できる賃金にしてほしい。年齢が高くなると、リスク(病気)も増えるので、安心して生活できる社会になってほしい。 まずは最賃の引き上げを希望します。

154. 男性 50代

家族構成	4人暮らし
働き方の実態	時給 1,185 円 1日 6 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	儉約中 物価高になった。お菓子は控えめ
要求・希望	定年制は 75 歳に。

155. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし 自分 夫 夫の父
働き方の実態	1日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	どんどん値上がりするので不安になる(買いにくくなる) インボイスの廃止
要求・希望	元気な人は 80 歳くらいまで雇用を伸ばしてほしい。 1 時間ほど契約時間を延ばしてほしい。

156. 女性 50代

家族構成	5人暮らし
働き方の実態	時給 1,000 円程度 1日 5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	数年後に子どもの大学進学があるので経済的に不安がある。 夫の扶養の範囲内で働いていますが、契約以上の時間は持病もあり、体力的にしんどいのでしたくないのが本音です。

157. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	時給 1,125 円 1日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態	各種、保険類が悩むところである。生命、家財、車どこまでタイトにすれば安心

困っていること	も得られるのか？かなり家計の中でウエイトを占めているように思う。年金とパートの収入でやっているが、国民健康保険の高額には驚くばかりであるが、これはどうもできない。本当に悩ましい！
要求・希望	パートは 70 歳まで働くのは可能ではあるが、この年齢近くになると病院へ行くことも多くなる。休みがもっと取りやすくなると、この 70 歳まで働ける人が多くなるのではないのでしょうか？人手不足の中、大事な条件である気がするが、それともこの年まで雇用してもらえることをありがたいととらえるべきか自問自答です。

158. 女性 60 代以上

家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間以内
暮らしの実態 困っていること	ローンの返済が大変 70 歳で定年なので老後のことが不安

159. 女性 40 代

家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	時給 1,085 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子育てにお金がかかる(習い事×食費×学校等) 人手不足で休みがなかなかとりにくい。

160. 女性 60 代

家族構成	2 人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,165 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	家のローンの支払い 人手不足

161. 男性 30 代

家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	車検のお金がかかる。 生活のお金がかかる。
要求・希望	時給を上げてほしいです。

162. 女性 50 代

家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	時給 1,125 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務

暮らしの実態 困っていること	通院(医療費)でお金がかかる。 老後が不安。
-------------------	---------------------------

163. 男性 60代以上

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	時給 1,100 円 1日 6 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	光熱費、物価の高騰、親の介護にお金がかかる。生活に余裕がない。 年金、貯蓄がすくないので、一生働かないと生活が苦しい。
要求・希望	時給を上げてほしい 契約時間を長くして欲しい

164. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日 7.5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	血圧、腰痛で薬代、病院代で年間 10 万円はかかる。 困っていることばかりです。

165. 女性 40代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども 2人
働き方の実態	時給 1,045 円 1日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高ですべてにお金がかかる。 貯金ができない
要求・希望	賃上げ(大幅な)

166. 女性 50代

家族構成	1人暮らし
働き方の実態	時給 1,065 円 1日 4 時間 週 6 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が高くなり、特に食費のやりくりが大変だ。 60 歳以上でも働きたい意欲はあるが、仕事内容が高年齢では処理しきれない だろうと思い、いつまで働けるか考えている。

167. 女性 50代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,105 円 1日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	食料品が値上がりして食費がかかるようになった。
要求・希望	一時金のないパートに冬の特別支給があるがもっと上げてほしい。

168. 女性 40代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給 1,105 円 1日4時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	食べ盛りの男の子2人いるため、食費にお金がかかる
要求・希望	一時金を上げてほしい

169. 女性 40代

家族構成	4人暮らし 自分 夫 子ども2人
働き方の実態	時給 1,085 円 1日4時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの教育費がかかるので大変
要求・希望	一時金を上げてほしい

170. 女性 60代以上

家族構成	3人暮らし
働き方の実態	時給 1,165 円 1日4時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	老後が不安
要求・希望	パートにもボーナス(一時金)が欲しいです。

171. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	時給 1,165 円 1日4時間 週5日勤務
暮らしの実態 困っていること	老後、年金だけで生活していくのに、支払いや買い物など支払いが多くなるため不安
要求・希望	ボーナス(一時金)を

172. 女性 60代以上

家族構成	2人暮らし
働き方の実態	時給 1,165 円 1日4時間 週5日勤務
要求・希望	ボーナスが欲しい！

173. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,075 円 1日4時間 週5日勤務
暮らしの実態	子どもたちが社会人になり、出費が減って楽になるかと思っていたのですが、

困っていること	ここ数年の物価高で食費や光熱費が思っていたよりかかって家計を圧迫している。 年金をずっと納めているが、将来ちゃんともらえるかが心配。年金定期便を見て計算してみたが、生活ができる金額がもらえる感じではない。
要求・希望	パートも一時金があると働きがいがあるうれしい。収入の壁があるので時給UPしてほしいが、税金等の心配なく働けるようになってほしい。

174. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,105 円 1日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	一時金もなく思うように給料も上がらないので、節約しながら生活しています。 なかなか貯金に回らないのが現実です。外食も減りました。 これ以上物価が上がったら…不安です。
要求・希望	一時金がほしい。

175. 女性 20代以上

家族構成	5人以上家族
働き方の実態	時給 1,075 円 1日 5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子育てにお金がかかって大変 子どもにお金を残せない
要求・希望	子供が3人いてお金がかかるので、時給を上げてほしい。

176. 女性 50代

家族構成	5人以上家族
働き方の実態	時給 1,165 円 1日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	住宅ローンが大変 年金がもらえるか。物価高なのに年金額は増えないのか

177. 女性 50代

家族構成	3人暮らし
働き方の実態	時給 1,046 円 1日 5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子どもの教育費
要求・希望	給料を上げてほしいのとボーナスが欲しい

178. 女性 50代

家族構成	5人以上家族 自分 夫 子ども 4人
------	--------------------

働き方の実態	1日 7.5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	通院・ローン返済、生活費にお金がかかる。

179. 女性 40代

家族構成	2人暮らし 自分 夫
働き方の実態	時給 1,150 円 1日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高で食費が上がって大変。

180. 女性 60代以上

家族構成	4人暮らし 自分 夫 長男 孫
働き方の実態	時給 1,155 円 1日 7 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が上がっているため全体の支出が多くなって困る。 食費、通信費、交通費、電気代など、収入が少し増えても追いつかない。また、夫が退職したため(まだ年金をもらっていない)とても生活が苦しい。 これからの老後のことが不安。定年が 70 歳までになったが、年金が少ないため、働きたいと思っていますが、体が健康であるか不安・心配。ちゃんと働けるか?どうかも心配です。
要求・希望	全国でも低い最低賃金の地域ですが、水準を上げてほしい。

181. 女性 50代

家族構成	3人暮らし 自分 子ども 2人
働き方の実態	時給 1,185 円 1日 7.5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子育てにお金がかかって大変。

182. 女性 50代

家族構成	5人以上家族
働き方の実態	①時給 1,215 円 ②時給 1,155 円 1日 7.5 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	親からの相続、離婚など手続きが大変。子どもの結婚、就職のことも…。 物価高騰で生活も大変。
要求・希望	給料(時給)アップ

183. 男性 30代

家族構成	3人暮らし
------	-------

働き方の実態	時給 1,135 円 1 日 7.5 時間 週 5 日勤務
要求・希望	もっと時給を上げてほしい。

184. 女性 50代

家族構成	3 人暮らし 自分 夫 子ども
働き方の実態	時給 1,105 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	夫の通院や子どもの学資ローンの返済で貯金をする余裕がありません。 食品の値上がりでますます家計を圧迫してやりくりが大変です。 自分の老後の貯蓄ができるか不安です。
要求・希望	パートの時給や、賞与がもう少し上がることを希望します。

185. 女性 40 代

家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	時給 1,105 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価高騰により大変

186. 女性 40代

家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	時給 1,105 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	物価が上がって大変。

187. 女性 40 代

家族構成	5 人以上家族
働き方の実態	時給 1,105 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	収入が増えても物価が上がって大変。

188. 女性 50 代

家族構成	2 人暮らし 自分 長男
働き方の実態	時給 1,160 円 1 日 7.5 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	大学入学に際し、これから出費が多くなると思われる。

189. 女性 30代

家族構成	4 人暮らし 自分 夫 子ども 2 人
------	---------------------

働き方の実態	時給 1,115 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務
暮らしの実態 困っていること	子育てにお金がかかる。

190. 女性 40 代

家族構成	4 人暮らし 自分 夫 子ども 2 人
働き方の実態	時給 1,115 円 1 日 7~7.5 時間
暮らしの実態 困っていること	大学生が 2 人になるため(4 月から)生活費のやりくりは大変です。
要求・希望	時給が上がると嬉しいです。

191. 女性 40 代

家族構成	4 人暮らし 自分 夫 子ども 2 人
働き方の実態	時給 1,115 円 1 日 4 時間 週 4 日勤務
暮らしの実態 困っていること	上の子どもが高 1 で塾代にお金がかかる。また、県外に進学を希望しているため、この先いくらお金が必要なのか考えると恐ろしい。 夫が仕事をやめたがっているので、転職などするちなると、家計の収入が減る可能性があることを考えると、自分の働く時間を増やした方が良いと思うが、実家の親の手伝いも必要なため、バランスをとるのが難しいと悩んでいる。
要求・希望	できるだけ長く働きたい。

192. 女性 50 代

家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	①時給 1,115 円 1 日 5 時間 週 4 日勤務 ②時給 1,200 円(1 月よりダブルワーク)
要求・希望	パートであっても売り上げや実績に貢献した時は、プチボーナスがあれば大変うれしいです。

193. 女性 60 代以上

家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	時給 1,165 円 1 日 6 時間 週 3 日未満勤務
暮らしの実態 困っていること	墓じまいをどうするか。 家を解体する費用をどうするか。

194. 女性 60 代以上

家族構成	3 人暮らし
働き方の実態	時給 1,046 円 1 日 4 時間 週 5 日勤務

暮らしの実態 困っていること	家が古くなってリフォームにお金がかかる。 このまま働けるかどうか。体力と能力に不安。
-------------------	---

195. 女性 60代以上

家族構成	4人家族
働き方の実態	時給 1,098 円 週 12 時間勤務
暮らしの実態 困っていること	夫が定年したため収入が減った
要求・希望	シニア・シルバーにもボーナスを！ 年度末までにパートにしてほしい。

196. 女性 40代

家族構成	4 人家族
働き方の実態	①週 2 日 ②週 1 日勤務
要求・希望	夏季休暇の有給化と賃金アップ

生協労連（全国生協労働組合連合会）2026.02
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル 3 F
電話：03-3408-0067 F A X：03-3408-8955
Email：QYG03057@nifty.com

⑦

厚生労働省発基 0626 第 1 号
令和 8 年 6 月 26 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 上野 賢一郎

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。

令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料」及び令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会に提出しました「参考資料 No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）」について、資料に誤りがあることが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

誤りのあった資料は、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（令和7年8月4日）」の参考資料としても使用されておりましたので、併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

訂正内容等は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

（訂正内容）

「雇用保険 適用事業所数（前年同月比）」のグラフにおいて、Aランク、Bランク、Cランク別のデータに誤りがあったため、再計算し、訂正しました。なお、全国計のデータには誤りはありませんでした。

（誤りの原因）

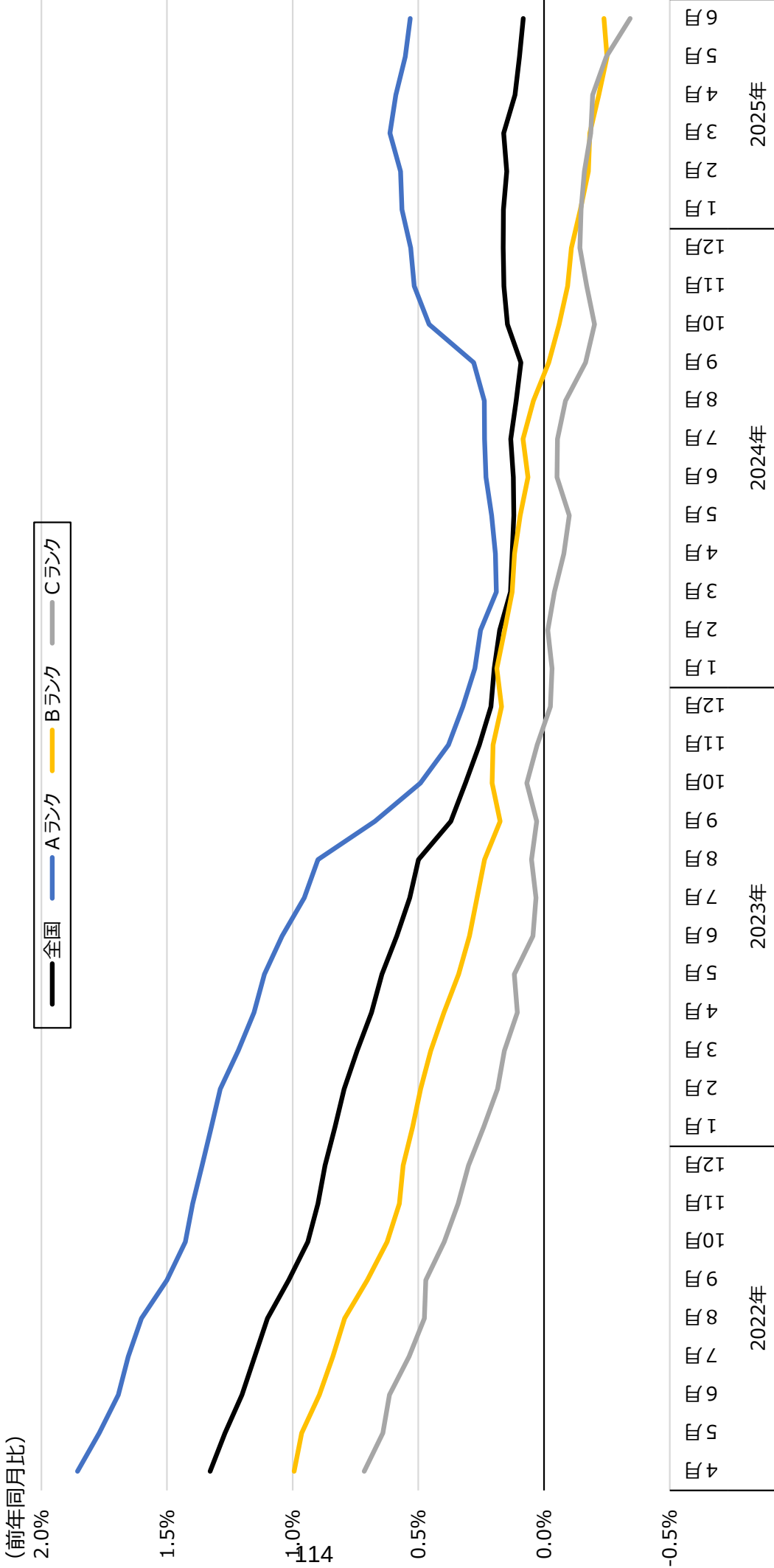
「雇用保険事業統計」における都道府県別の適用事業所数を最低賃金における目安のランク別に集計する際、誤りがあったため、Aランク、Bランク、Cランク別の前年同月比に誤りが生じたものです。

（再発防止策）

令和8年度以降、都道府県別のデータをランク別に集計する際は、各ランクの合計が全国計と一致していることや、各都道府県のランク別の振り分けが正しく行われていることの確認を徹底するよう、作業手順を見直します。

令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会
「参考資料No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更
新部分のみ抜粋）」
及び 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
（令和7年8月4日）」参考資料

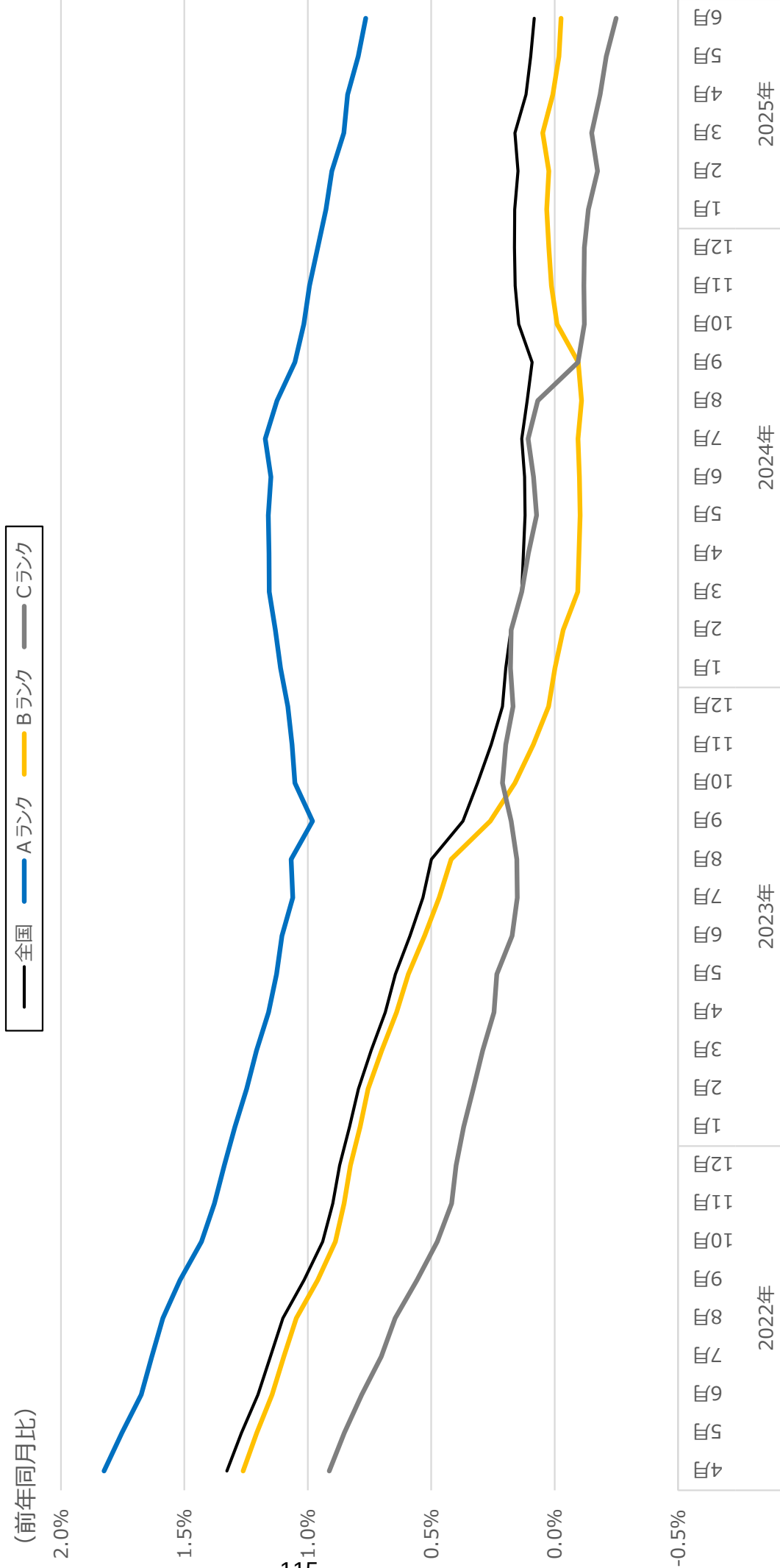
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会
「参考資料No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更
新部分のみ抜粋）」
及び 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
（令和7年8月4日）」参考資料

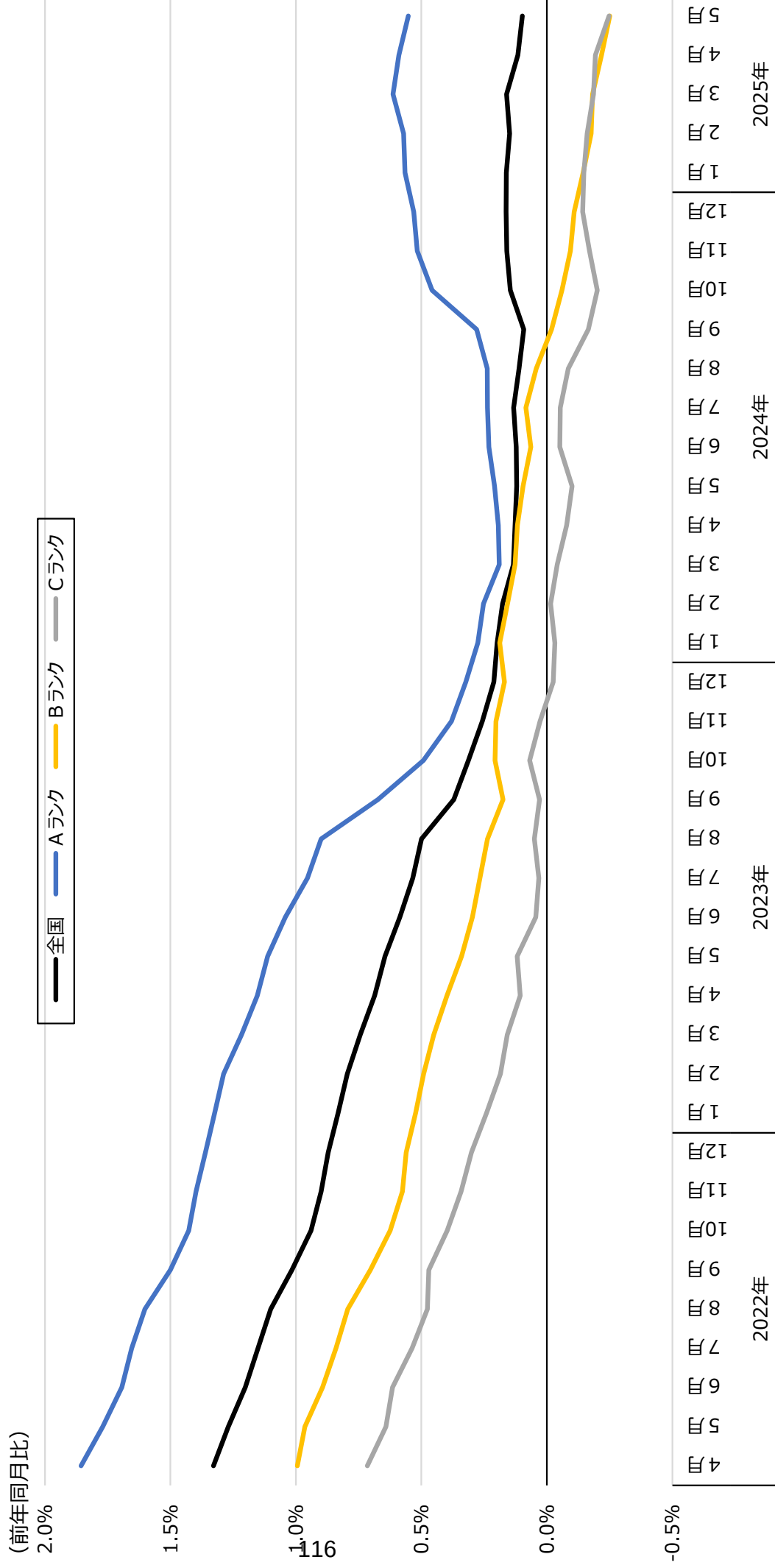
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会
「資料No.4足下の経済状況等に関する補足資料」

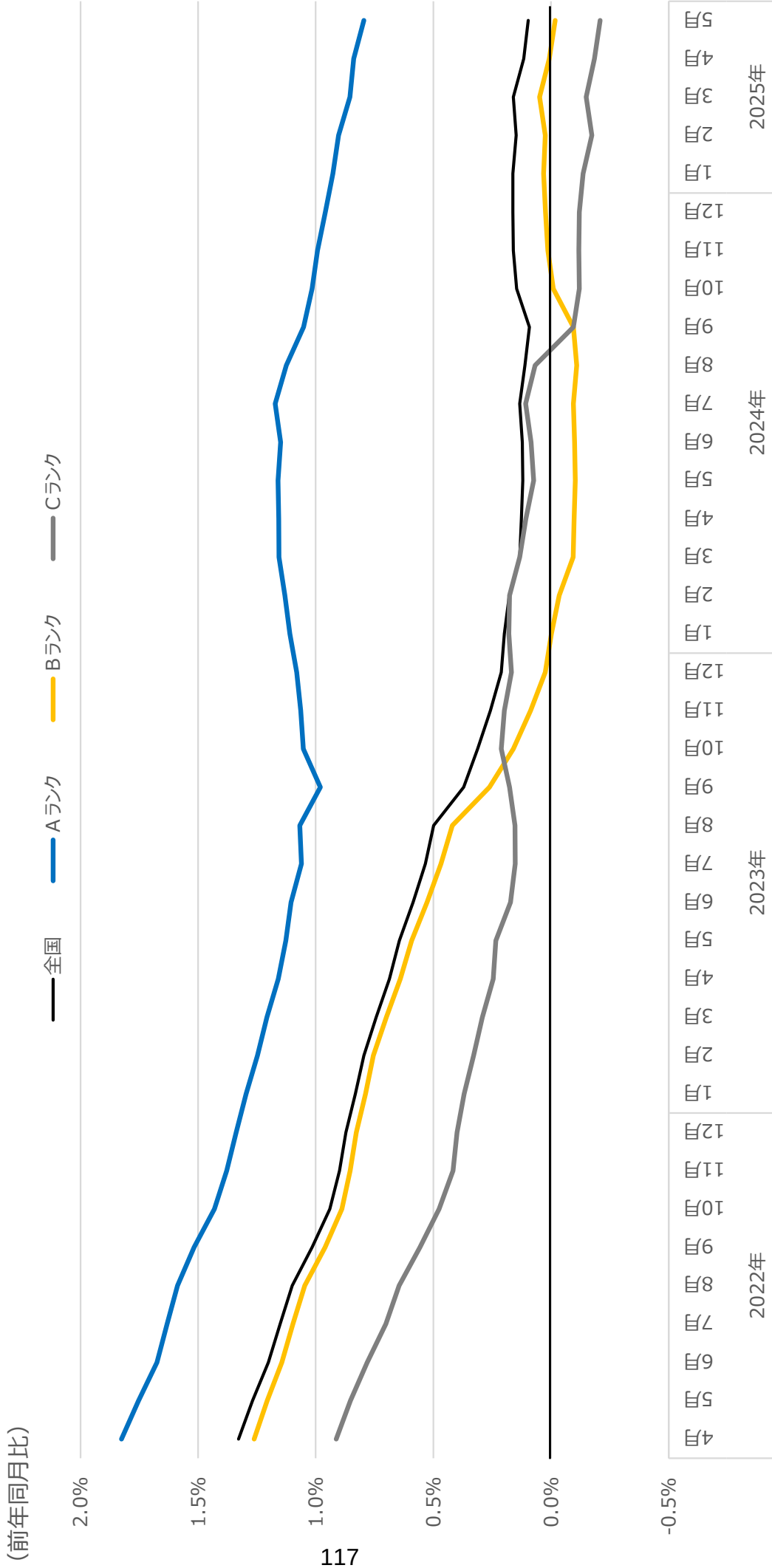
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会
「資料No.4足下の経済状況等に関する補足資料」

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別 (10人以上・10～99人・5～9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5～29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況等
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (2026年) 等 (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)、日商) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (2025年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (連合、経団連) …… 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年) …… 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
Ⅱ 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・38
(2) 労働時間	
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・39
5 消費者物価指数等の推移	
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・40
(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・41
消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・42
6 消費支出額の推移	
(1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・43
(2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・44
7 労働者数等の推移	
(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・45
(2) 雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・46
(3) 就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・47

Ⅲ 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況	
(1) 2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・48
(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・49
(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・50
(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・51
(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・52
(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・53
2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・54
(2) 業種別法違反の状況(2026年1月～3月、全国計)	・・・55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	
2016 年	5,559,706	1.3	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,651,190	1.6	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,691,535	0.7	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,718,380	0.5	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,735,688	3.5	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,849,006	2.0	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	6,160,330	5.3	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,347,513	3.0	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2025 年	6,634,656	4.5	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	10,300	2.9	176	0	2.5
2025 年 1～3月	6,523,168	0.9	3.5	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月	6,645,612	1.9	7.7	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	2,533	△ 3.0	182	△ 7	2.6
7～9月	6,655,837	0.2	0.6	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	2,639	6.3	178	△ 1	2.5
10～12月	6,714,693	0.9	3.6	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	2,671	3.0	173	10	2.5
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	2,662	8.3	185	16	2.7
2026 年 1月	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	887	5.6	191	6	2.7
2月	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	851	11.4	185	△ 6	2.6
3月	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	924	8.3	186	1	2.7
4月	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	883	6.6	179	△ 7	2.5
5月	-	-	-	-	-	-	-	-	780	△ 9.0	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2020暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。
また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率								
									調査産業計				製造業				
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15	
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32	
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74	
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37	
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35	
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45	
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57	
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47	
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95	
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00	
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19	
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99	
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86	
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96	
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75	
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68	
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84	
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.7	0.9	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73	
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.3	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59	
5月			115.9	0.5	134.5	0.9											
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」								

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年5月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22	1.18	1.19	1.18	1.18
Aランク	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.12	1.09	1.09	1.08	1.08
Bランク	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.29	1.25	1.25	1.25	1.25
Cランク	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.27	1.23	1.23	1.22	1.23

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計								男性								女性							
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上			
2016年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3			
2017年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2			
2018年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8			
2019年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8			
2020年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1			
2021年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1			
2022年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1			
2023年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0			
2024年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0			
2025年	2.5	3.8	3.3	2.3	2.0	2.6	1.9	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.7	2.3	2.3	3.7	3.1	2.2	1.9	2.3	1.2			
2026年	2.7	4.3	3.3	2.5	2.2	2.9	1.9	2.9	5.2	3.4	2.5	2.5	3.1	...	2.5	3.5	3.5	2.4	1.8	2.9	...			
2月	2.6	3.8	3.3	2.5	2.3	2.6	1.9	2.8	4.2	3.2	2.9	2.4	2.8	...	2.4	3.4	3.5	2.1	2.1	2.4	...			
3月	2.7	3.8	3.7	2.5	2.2	2.5	1.8	2.9	3.8	4.2	2.8	2.5	2.7	...	2.4	3.9	3.2	2.1	1.8	2.3	...			
4月	2.5	3.6	3.2	2.5	2.0	2.7	1.8	2.7	4.1	3.0	2.6	2.2	3.0	...	2.3	3.2	3.4	2.3	1.9	2.4	...			

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
											1月	2月	3月	4月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91
500人以上	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89
100～499人	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

	高校卒						短大卒 (事務) (2026年度は 2年制・事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)			(現業)				一律	基幹職	差あり		
	一律	差あり		一律	差あり							
		基幹職	補助職		基幹職	補助職				基幹職		補助職
2017 年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)		
2018 年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)		
2019 年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)		
2020 年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)		
2021 年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)		
2022 年度	174,214 1,967 (1.1)	177,922 2,050 (1.2)	167,016 2,109 (1.3)	172,803 1,871 (1.1)	192,547 1,883 (1.0)	185,158 1,669 (0.9)	212,129 1,789 (0.9)	216,397 1,375 (0.6)	190,808 1,275 (0.7)	228,266 1,817 (0.8)		
2023 年度	180,494 5,988 (3.4)	185,320 6,238 (3.5)	174,104 6,139 (3.7)	178,920 6,084 (3.5)	200,791 6,673 (3.4)	193,240 6,361 (3.4)	219,946 6,161 (2.9)	225,971 7,567 (3.5)	198,124 6,007 (3.1)	237,300 7,158 (3.1)		
2024 年度	191,455 10,490 (5.8)	197,345 8,807 (4.7)	184,337 7,884 (4.5)	190,625 10,946 (6.1)	214,621 11,111 (5.5)	203,873 10,072 (5.2)	231,127 10,544 (4.8)	241,085 13,644 (6.0)	211,616 10,757 (5.4)	250,449 12,287 (5.2)		
2025 年度	204,870 12,047 (6.2)	208,833 13,977 (7.2)	193,494 10,606 (5.8)	202,197 11,506 (6.0)	227,779 14,110 (6.6)	216,190 12,639 (6.2)	244,602 13,115 (5.7)	251,438 14,067 (5.9)	221,805 11,311 (5.4)	263,740 14,357 (5.8)		
2026 年度	217,981 12,868 (6.3)	232,940 14,277 (6.5)	214,190 12,754 (6.3)	219,485 13,536 (6.6)	245,627 12,835 (5.5)	231,975 11,336 (5.1)	266,708 13,283 (5.3)	269,707 9,919 (3.8)	237,875 10,233 (4.5)	282,645 12,614 (4.7)		

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。
このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 2026年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

5 2026年度は、高専卒、短大卒について、集計対象は2025年度以前と同じだが、集計対象を明確化するため、高専卒（本科・技術）、短大卒（2年制・事務）に表記を変更している。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数 (2020年=100)				実数 (参考)		
	所定内給与 ①	所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①/②	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	前年比	前年比	前年比				
2016 年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	(円) 1,968
2017 年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	135.8
2018 年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	135.7
2019 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	134.9
2020 年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	132.0
2021 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	129.6
2022 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	130.8
2023 年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	1.4	131.0
2024 年	107.2	2.7	101.2	△ 0.6	105.9	3.2	131.7
2025 年	109.7	2.3	100.0	△ 1.2	109.7	3.6	283,594
2024 年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	3.2	297,225
4～6月	107.6	2.8	103.2	△ 0.6	104.3	3.4	284,691
7～9月	107.8	3.1	100.8	△ 0.7	106.9	3.7	291,658
10～12月	108.4	3.0	102.7	△ 0.2	105.6	3.3	292,274
2025 年 1～3月	107.1	1.9	96.3	△ 1.8	111.2	3.8	293,922
4～6月	110.1	2.3	102.0	△ 1.2	107.9	3.5	290,283
7～9月	110.3	2.3	100.4	△ 0.4	109.9	2.8	298,363
10～12月	111.1	2.5	101.2	△ 1.5	109.8	4.0	298,969
2026 年 1～3月	111.0	3.6	96.6	0.3	114.9	3.3	301,208
厚生労働省「毎月勤労統計調査」							300,848
							125.2
							2,403

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

		指数 (2020年=100)				実数 (参考)		
		所定内給与 ①	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり 所定内給与 ①/②	前年比	所定内給与 ③	時間当たり 所定内給与 ③/④
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(円)	(円)
2016 年		99.1	106.6	△ 1.0	93.0	1.4	207,447	1,609
2017 年		99.8	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	1,630
2018 年		99.3	104.6	△ 1.3	94.9	0.7	207,902	1,645
2019 年		99.2	102.1	△ 2.4	97.2	2.4	207,780	1,682
2020 年		100.0	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	1,732
2021 年		100.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	1,736
2022 年		99.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	1,745
2023 年		99.9	98.6	△ 0.1	101.3	0.5	209,202	1,754
2024 年		104.0	99.4	△ 1.2	104.6	2.4	217,877	1,813
2025 年		105.8	98.1	△ 1.3	107.8	3.1	221,582	1,868
2024 年	1～3月	102.5	96.6	△ 1.3	106.1	2.5	214,593	1,837
	4～6月	104.5	101.2	△ 1.5	103.3	2.5	218,802	1,788
	7～9月	104.4	99.1	△ 1.3	105.3	2.7	218,563	1,824
	10～12月	104.8	100.7	△ 0.7	104.1	2.4	219,489	1,804
2025 年	1～3月	103.9	94.9	△ 1.8	109.5	3.2	217,582	1,897
	4～6月	106.5	100.4	△ 0.8	106.1	2.7	223,059	1,837
	7～9月	106.1	98.2	△ 0.9	108.0	2.6	222,236	1,872
	10～12月	106.7	98.8	△ 1.9	108.0	3.7	223,400	1,871
2026 年	1～3月	106.7	93.9	△ 1.1	113.6	3.7	223,350	1,968

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模 5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

口 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①／②		所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④		所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤／⑥	
			前年比				前年比				前年比	
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
2016年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	0.0
2017年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
2018年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
2019年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2020年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
2021年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
2022年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024年	330.4	160	2,065	7.7	299.3	166	1,803	3.6	296.8	165	1,799	4.7
2025年	340.6	162	2,102	1.8	305.6	166	1,841	2.1	298.9	166	1,801	0.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間			
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人	
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2026年）等

連合 第6回回答集計結果（2026年6月4日）

	平均賃金方式 (加重平均)		個別賃金方式（組合数による単純平均） 35歳 30歳	
	455組合 17,715円 (17,613円) 5.14% (5.42%)	17組合 57,706人 13,805円 (12,938円) 4.08% (3.92%)	25組合 13,621円 (12,689円) 4.35% (4.01%)	88,526人 12,689円 (12,689円) 4.35% (4.01%)
1,000人以上	844組合 454,300人 15,716円 (15,475円) 5.15% (5.26%)	50組合 26,811人 12,637円 (14,025円) 4.00% (4.64%)	48組合 25,880人 12,604円 (13,441円) 4.57% (4.96%)	
300～999人	1,060組合 192,090人 14,353円 (13,943円) 5.04% (5.07%)	77組合 13,545人 11,007円 (10,203円) 3.84% (3.71%)	76組合 13,041人 10,119円 (9,713円) 3.88% (3.84%)	
100～299人	1,082組合 52,963人 12,608円 (12,364円) 4.66% (4.73%)	86組合 4,319人 7,700円 (10,001円) 2.92% (3.88%)	91組合 4,703人 7,860円 (9,831円) 3.22% (4.07%)	
～99人	3,441組合 2,513,240人 17,012円 (16,893円) 5.12% (5.35%)	230組合 102,381人 10,332円 (11,179円) 3.58% (4.01%)	240組合 132,150人 10,124円 (10,705円) 3.85% (4.16%)	
規模計				

(注) 1 ()内の数値は、2025年6月5日付 第6回回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	378組合 900,351人	単純平均		加重平均
		賃上げ額	66.85円 (59.67円)	
		引上げ率	5.44% (5.17%)	
月給	141組合 26,688人	平均時給	1,295.30円 (1,214.87円)	1,290.28円 (1,219.88円)
		賃上げ額	10,389円 (9,925円)	10,755円 (10,144円)
		賃上げ率	4.38% (4.30%)	4.50% (4.38%)

(注) ()内の数値は、2025年5月8日付 第5回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(2026年5月27日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要23業種 大手248社	103社 19,964円 (19,342円) 5.46% (5.38%)	

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象248社のうち153社(61.7%)の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2025年5月22日付第1回集計結果(97社)。

経団連(中小企業)最終集計(2025年8月28日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	366社 11,999円 (10,712円) 4.35% (4.01%)	

(注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 381社(50.5%)から回答を把握したが、このうち15社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

	(加重平均)	
正社員	全体 1,604社 20人以下 752社	12,036円 (11,074円) 4.29% (4.03%) 9,573円 (9,568円) 3.52% (3.54%)

(注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 ()の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（％）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2016 年	5,176	4,559	1.9	1.8
2017 年	5,627	4,920	2.0	1.9
2018 年	5,675	4,952	2.0	1.9
2019 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2020 年	4,940	4,250	1.7	1.6
2021 年	4,694	4,087	1.6	1.5
2022 年	5,534	4,818	1.9	1.9
2023 年	9,437	7,755	3.2	3.0
2024 年	11,961	10,078	4.1	3.7
2025 年	13,601	10,818	4.4	3.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2025年）

(単位：％)

	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	1人平均賃金は変わらなかった・変わらない企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(95.3) 100.0	(1.2) 100.0	(1.0) 100.0	(2.5) 100.0
企業の業績	41.0	58.1	45.4	66.2
世間相場	8.0	-	-	-
雇用の維持	11.9	-	-	2.8
労働力の確保・定着	16.4	2.4	23.7	0.2
消費者物価の動向	3.1	-	-	-
労使関係の安定	0.6	-	-	-
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	5.6	-	-	-
前年度の改定の実績	1.1	-	-	-
最低賃金	5.3	-	23.7	2.9
行政からの支援（減税・補助・助成）	0.1	-	-	2.5
専門家からの助言	0.1	-	-	-
その他の要素	0.4	-	-	-
重視した要素はない	4.7	35.0	-	24.5
不詳	1.7	4.5	7.2	0.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。
- 3 計には「不詳」を含む。「不詳」の数値は、100から各項目の合計を差し引いて賃金課で独自に試算。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6 回答集計結果 (2026年 6 月 4 日)

一時金		2026年回答		(参考) 昨年対比	2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数		2.53ヶ月	0.01ヶ月		2.52ヶ月
		1,910組合	1,486,283人		1,908組合	1,546,035人
	回答額		824,717円	49,232円		775,485円
		1,070組合	664,923人		1,102組合	693,618人
年 間	回答月数		5.06ヶ月	△0.08ヶ月		5.14ヶ月
		2,014組合	1,732,061人		2,027組合	1,891,142人
	回答額		1,774,200円	104,195円		1,670,005円
		985組合	849,100人		865組合	762,019人

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。
2 2025年回答の数値は2025年 6 月 5 日付 第6 回答集計結果

経団連最終集計 (2025年 8 月 8 日)

	2025年夏季				2024年夏季			
	社 数	妥 結 額	増 減 率		社 数	妥 結 額	増 減 率	
総 平 均	154社	974,000円	3.44%		156社	941,595円	4.23%	
製造業平均	119社	1,029,479円	4.37%		120社	986,369円	3.55%	
非製造業平均	35社	863,726円	3.30%		36社	836,150円	7.57%	

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均 (一部従業員平均含む)。
2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手247社。
3 23業種157社 (63.6%) の妥結を把握しているが、うち3社は平均額不明等のため集計より除外。
4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの (同対象比較)。
5 2024年夏季の数値は2024年 8 月 7 日付最終集計。
- (最終集計における「増減率 (%)」は、前年公表値(最終集計) との比較により算定)

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7
Aランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7
Bランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6
Cランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯			
	勤労者世帯		勤労者世帯			
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	等価消費支出額
2016年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289
2017年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136
2018年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706
2019年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531
2020年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359
2021年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907
2022年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417
2023年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285
2024年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568
2025年	173,042	191,523	259,880	2.15	177,237	291,397

前年比

年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2016年								
2017年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	0.0%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	2.2%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%
2025年	2.1%	4.1%	3.6%	▲ 0.9%	4.0%	5.7%	▲ 1.2%	6.4%

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
地域別 最低賃金 (円)	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
未満率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
影響率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値 (単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4	2.2	2.2
影響率	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1	8.8	10.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
5 2015年～2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

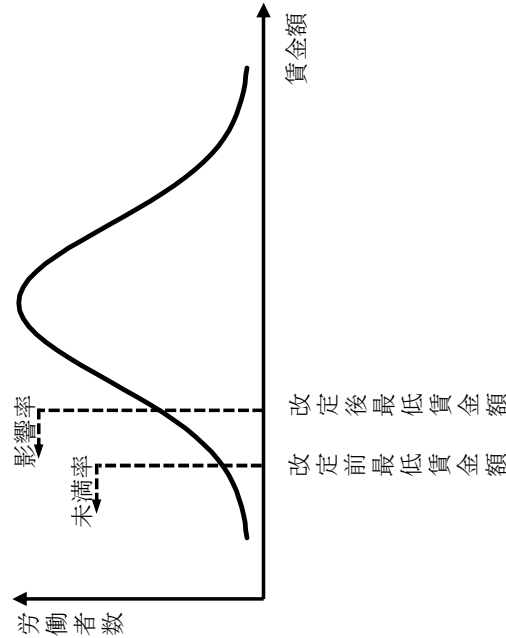
従来の特別集計値 (単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—	—	—
影響率	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
5 賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）								
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人				
		時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
見直し 集計方法 の 前	2016年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	2017年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	2018年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	2019年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
	2016年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
見直し 後の 集計方法	2017年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	2018年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	2019年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2020年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	2021年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	2022年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
	2023年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7
	2024年	1,055	330.4	160	2,065	51.1	299.3	166	1,803	58.5
	2025年	1,121	340.6	162	2,102	53.3	305.6	166	1,841	60.9
	資料出所		厚生労働省「賃金構造基本統計調査」							

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年・全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

短時間労働者										
		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①／②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①／③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①／④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤
見直し 計方法 の集	2016年	823	(円) 1,075	(%) 76.6	(円) 1,054	(%) 78.1	(円) 1,068	(%) 77.1	(円) 1,037	(%) 79.4
	2017年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	2018年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	2019年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
	2016年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
見直し 後の集 計方法	2017年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	2018年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	2019年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2020年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	2021年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0
	2022年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9
	2023年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8
	2024年	1,055	1,476	71.5	1,387	76.1	1,424	74.1	1,358	77.7
	2025年	1,121	1,518	73.8	1,418	79.1	1,491	75.2	1,388	80.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年・全国・産業計、事業所規模5人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
2016 年	(円) 823	(円) 241,519	(日) 18.6	(時間) 132.9	(円) 12,985	(円) 1,817	(%) 45.3
2017 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
2018 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
2019 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2020 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
2021 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
2022 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
2023 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5
2024 年	1,055	262,325	17.7	126.9	14,821	2,067	51.0
2025 年	1,121	267,532	17.4	125.3	15,375	2,135	52.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	2023年			2024年			2025年			2026年3月	
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	先行き
規模計	製造業	-4	-1	0	5	4	5	8	7	7	7
	非製造業	12	14	16	18	18	19	20	21	21	21
大企業	製造業	1	5	9	12	11	13	14	12	13	14
	非製造業	20	23	27	30	34	33	34	35	34	36
中堅企業	製造業	-5	0	0	5	6	8	11	11	10	16
	非製造業	14	17	19	20	20	22	23	25	25	27
中小企業	製造業	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	2	1	7
	非製造業	8	11	12	14	13	12	14	16	15	16

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2026年3月調査の時点で、9,209社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI= (第1選択肢の回答者数構成百分比)－(第3選択肢の回答者数構成百分比)

ロ 経常利益増減

		2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.6	5.8	-0.2	-2.6
	非製造業	14.6	5.5	3.4	-2.2
大企業	製造業	9.1	6.0	-1.6	-2.1
	非製造業	15.5	2.4	3.1	-1.4
中堅企業	製造業	10.5	4.2	9.4	-3.6
	非製造業	13.3	9.0	10.5	-3.2
中小企業	製造業	12.7	6.3	1.0	-5.4
	非製造業	13.2	11.1	-1.9	-3.3

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

		2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.15	8.77
	非製造業	6.14	6.23	6.35	6.14
大企業	製造業	11.50	11.82	11.65	11.23
	非製造業	8.71	8.59	8.83	8.58
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.36	5.07
	非製造業	4.46	4.66	4.83	4.57
中小企業	製造業	4.71	4.82	4.77	4.45
	非製造業	4.10	4.38	4.24	4.11

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

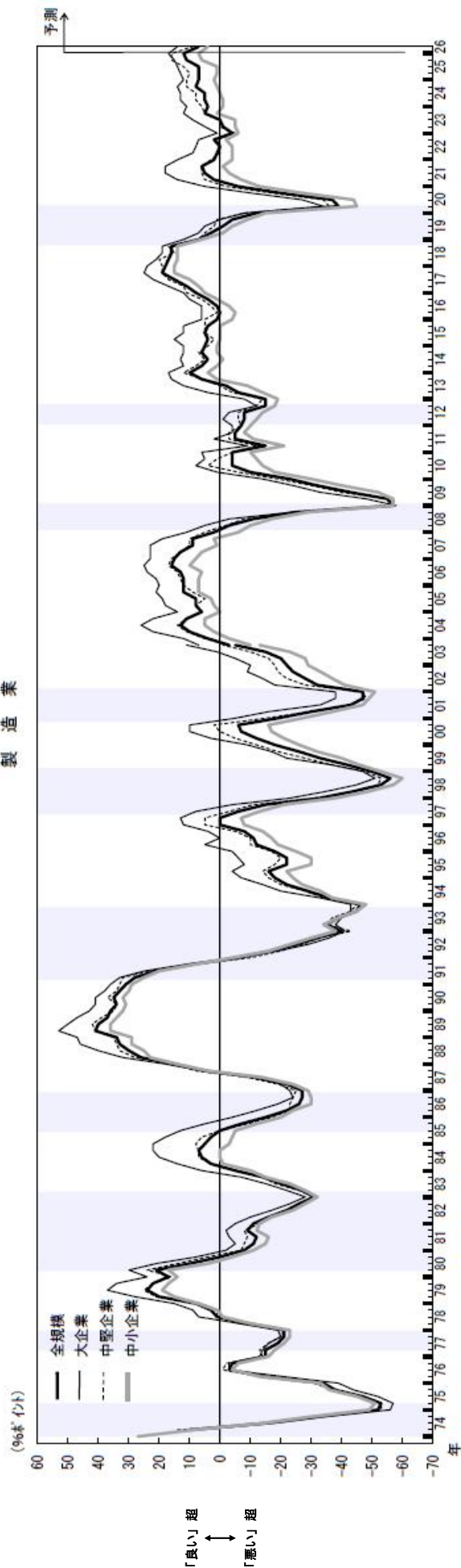
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

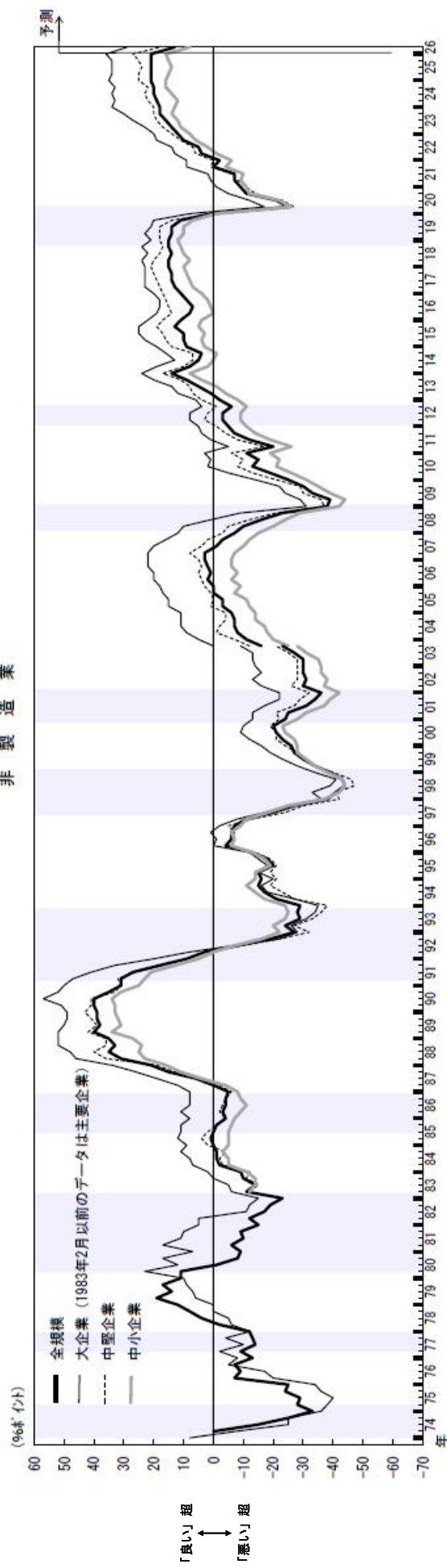
▽業況判断の推移

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

製造業

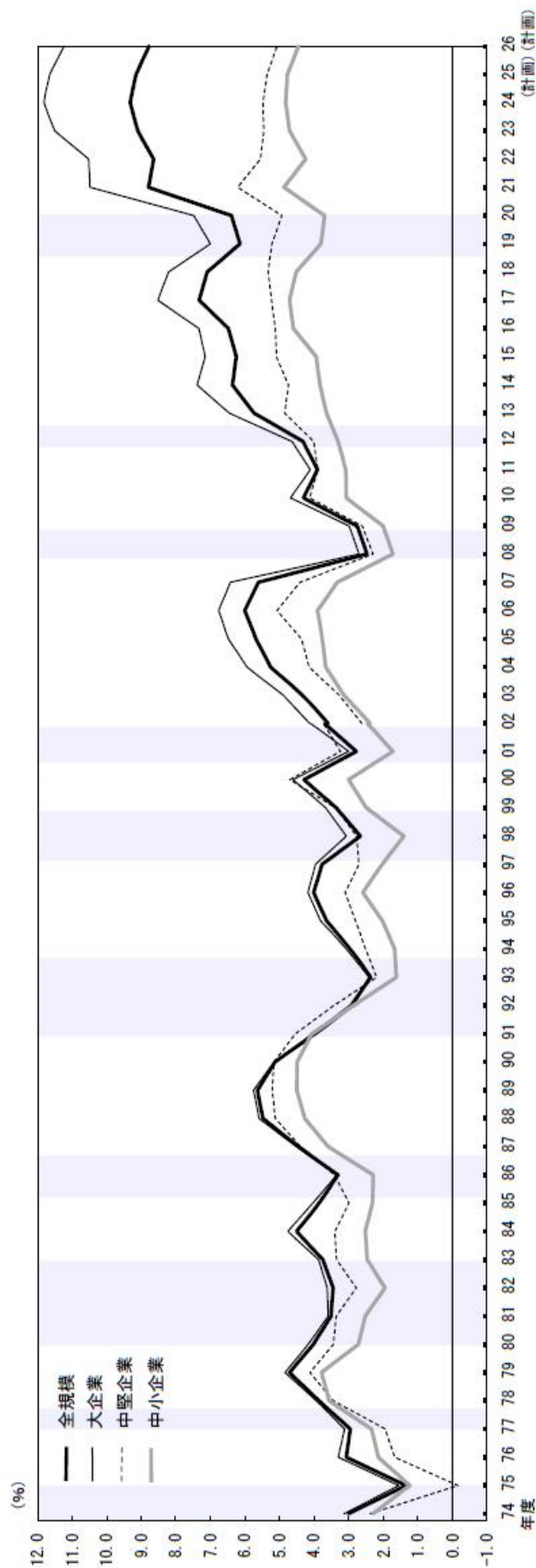


非製造業

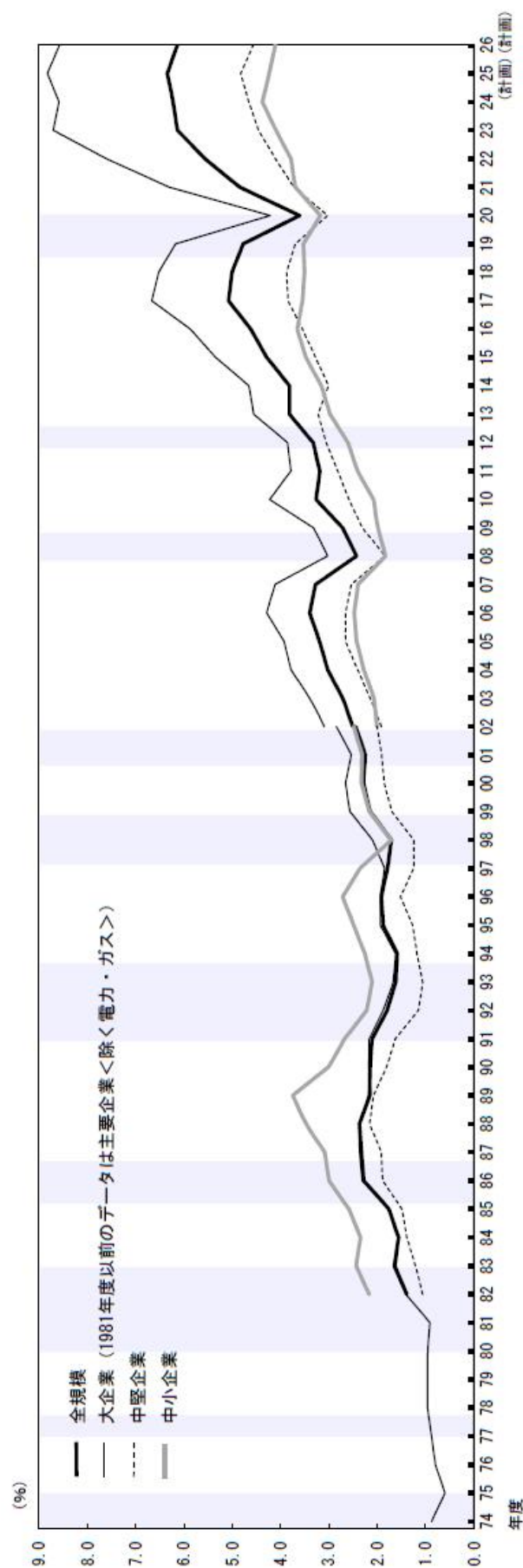


▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2026年3月調査）

(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
規模計										
前年度比										
資本金規模1,000万円以上	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
前年度比	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
前年度比	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
前年度比	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
前年度比	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
前年度比	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
規模計										
資本金規模1,000万円以上	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
前年度比	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
前年度比	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
前年度比	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
前年度比	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
前年度比	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	2024年					2025年					2026年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月
資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919		284,694	358,338	275,385	300,270		326,271
前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5		3.8	0.2	19.7	4.7		14.6
〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227		138,830	249,814	175,535	177,112		173,061
前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5		1.7	▲ 1.7	20.1	9.2		24.7
〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125		53,105	46,099	50,428	52,087		59,048
前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7		8.2	3.3	18.5	▲ 2.0		11.2
〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567		92,759	62,425	49,422	71,071		94,162
前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3		4.6	6.0	19.2	▲ 0.7		1.5
資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2		7.0	9.6	7.3	7.5		8.0
〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2		8.4	16.3	11.2	11.0		10.3
〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6		5.6	5.4	5.7	5.7		6.3
〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9		6.4	4.7	3.7	4.8		6.4
売上高経常利益率											

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

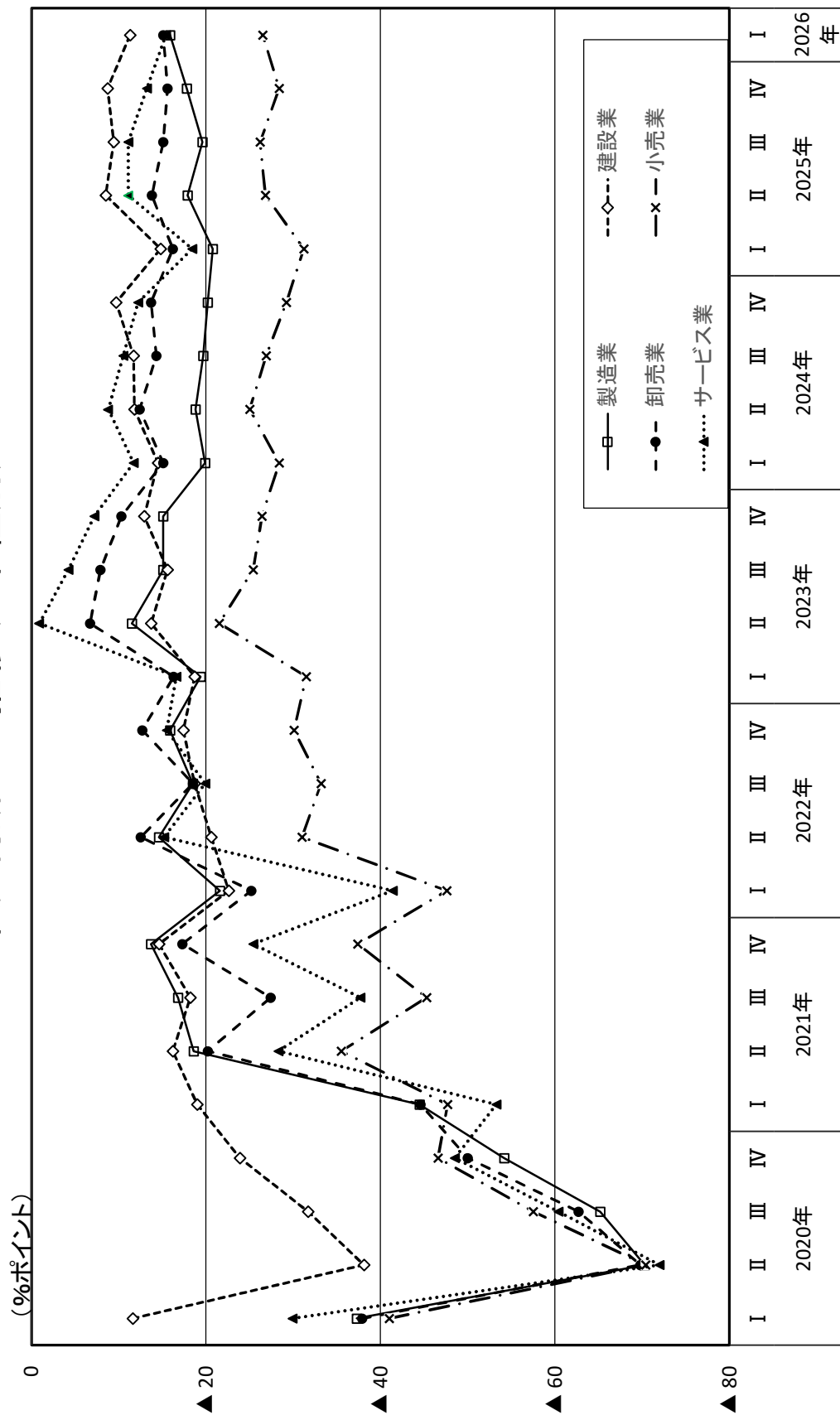
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計	製造業				非製造業								
		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満						
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比						
2015年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024年度	817	5.7	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

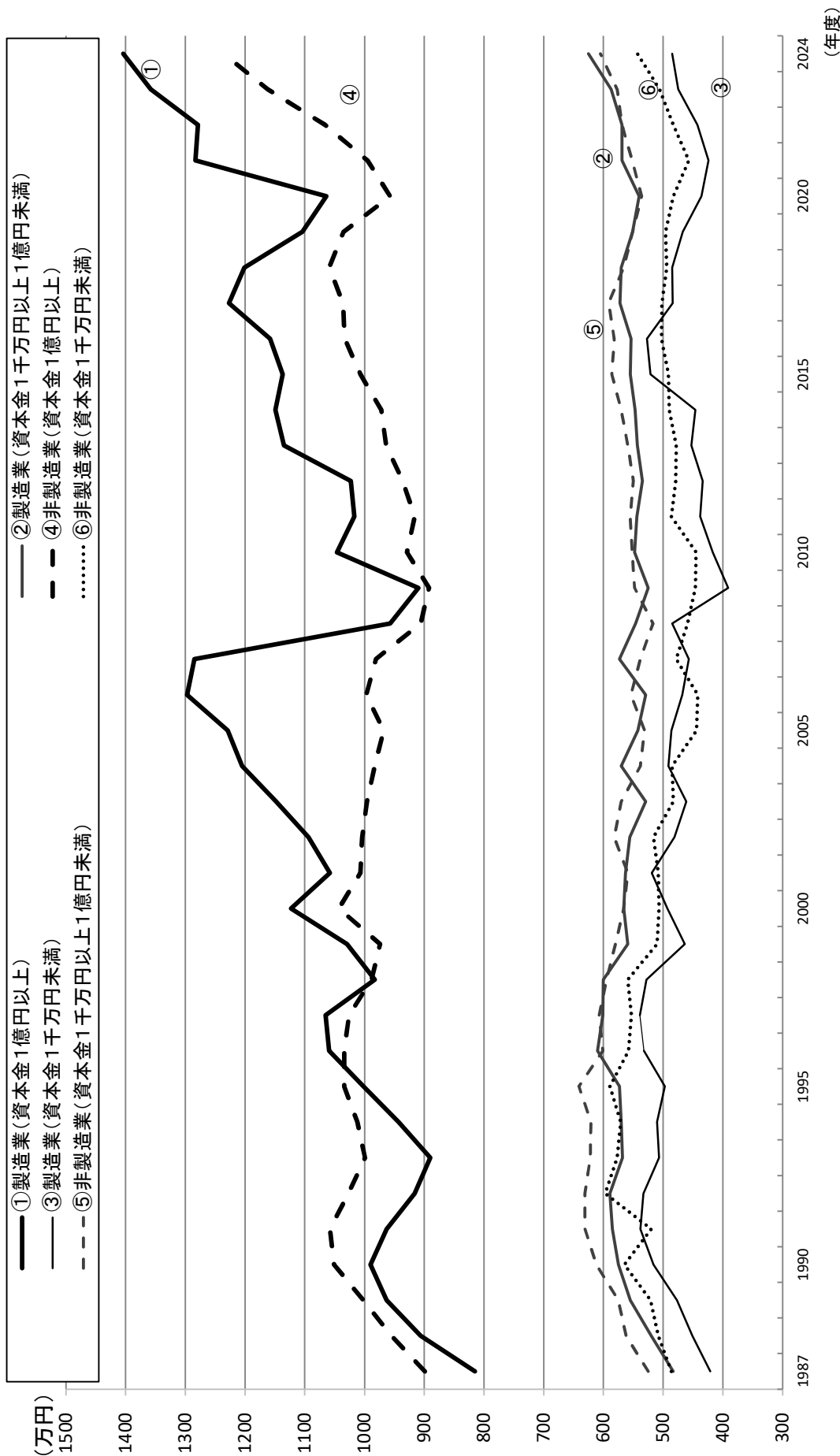
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与

＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用人の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用人の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[2006年度調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものの)との合計である。

[2007年度調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
全産業	4,758	4,810	4,839	4,831	4,903	4,889	4,975	5,039	5,282	5,451
農林水産業	1,703	1,884	1,912	1,708	1,768	1,816	1,791	1,676	1,774	2,215
鉱業	3,978	3,606	3,694	3,946	4,132	3,845	3,972	5,053	5,187	5,230
製造業	5,388	5,511	5,581	5,663	5,743	5,827	5,958	5,817	6,267	6,297
電気・ガス・水道	13,601	13,825	14,210	14,574	15,276	15,153	14,376	12,788	12,983	14,467
建設業	3,563	3,624	3,618	3,529	3,504	3,483	3,542	3,569	3,692	3,654
卸売・小売業	3,845	3,852	3,855	3,832	3,879	4,049	4,303	4,373	4,417	4,812
運輸・郵便業	3,736	3,754	3,810	3,796	3,872	3,295	3,182	3,519	3,941	4,278
宿泊・飲食サービス業	2,385	2,652	2,868	2,806	2,722	1,862	1,769	1,996	2,249	2,486
情報通信業	7,465	7,980	7,940	7,998	8,062	8,157	7,560	7,539	7,856	7,546
金融・保険業	8,184	7,561	7,618	8,162	8,290	8,499	8,598	9,839	10,932	11,422
不動産業	38,504	37,741	38,031	36,527	38,444	35,381	35,845	38,085	39,046	40,141
専門・業務支援サービス業	3,421	3,462	3,407	3,399	3,497	3,613	3,875	4,054	4,120	4,174
公務	7,609	7,852	7,803	7,942	8,255	8,217	8,281	8,398	8,370	8,934
教育	4,863	4,836	4,756	4,798	4,917	4,747	4,734	4,880	5,016	5,172
保健衛生・社会事業	2,916	2,935	2,878	2,896	2,904	2,818	2,755	2,709	2,805	2,851
その他のサービス	3,073	3,069	3,202	3,197	3,184	2,997	3,129	3,239	3,476	3,470
前年比	4.5%	1.1%	0.6%	▲ 0.2%	1.5%	▲ 0.3%	1.8%	1.3%	4.8%	3.2%
全産業	9.3%	10.6%	1.4%	▲ 10.6%	3.5%	2.7%	▲ 1.4%	▲ 6.4%	5.9%	24.8%
農林水産業	▲ 1.3%	▲ 9.4%	2.4%	6.8%	4.7%	▲ 6.9%	3.3%	27.2%	2.7%	0.8%
鉱業	7.0%	2.3%	1.3%	1.5%	1.4%	1.5%	2.3%	▲ 2.4%	7.7%	0.5%
製造業	17.0%	1.6%	2.8%	2.6%	4.8%	▲ 0.8%	▲ 5.1%	▲ 11.0%	1.5%	11.4%
電気・ガス・水道	10.0%	1.7%	▲ 0.2%	▲ 2.5%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	1.7%	0.8%	3.4%	▲ 1.0%
建設業	4.0%	0.2%	0.1%	▲ 0.6%	1.2%	4.4%	6.3%	1.6%	1.0%	9.0%
卸売・小売業	3.5%	0.5%	1.5%	▲ 0.4%	2.0%	▲ 14.9%	▲ 3.4%	10.6%	12.0%	8.6%
運輸・郵便業	1.0%	11.2%	8.2%	▲ 2.2%	▲ 3.0%	▲ 31.6%	▲ 5.0%	12.8%	12.7%	10.5%
宿泊・飲食サービス業	2.0%	6.9%	▲ 0.5%	0.7%	0.8%	1.2%	▲ 7.3%	▲ 0.3%	4.2%	▲ 3.9%
情報通信業	2.9%	▲ 7.6%	0.8%	7.1%	1.6%	2.5%	1.2%	14.4%	11.1%	4.5%
金融・保険業	▲ 5.0%	▲ 2.0%	0.8%	▲ 4.0%	5.2%	▲ 8.0%	1.3%	6.2%	2.5%	2.8%
不動産業	4.8%	1.2%	▲ 1.6%	▲ 0.2%	2.9%	3.3%	7.3%	4.6%	1.6%	1.3%
専門・業務支援サービス業	1.1%	3.2%	▲ 0.6%	1.8%	3.9%	▲ 0.5%	0.8%	1.4%	▲ 0.3%	6.7%
公務	▲ 0.9%	▲ 0.6%	▲ 1.6%	0.9%	2.5%	▲ 3.5%	▲ 0.3%	3.1%	2.8%	3.1%
教育	1.5%	0.6%	▲ 1.9%	0.6%	0.3%	▲ 2.9%	▲ 2.2%	▲ 1.7%	3.5%	1.7%
保健衛生・社会事業	5.7%	▲ 0.1%	4.3%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	▲ 5.9%	4.4%	3.5%	7.3%	▲ 0.2%
その他のサービス										

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2024年度国民経済計算（2020年基準・08SNA）」の経済活動別名目GDP、就業者数及び内閣府「就業者の労働時間数に

係る参考系列」（2020年基準）の労働時間数から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

II 都道府県統計資料編

ひと、くらし、未来のために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（2022年度）			標準生計費（月額、2025年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、2025年）		
		指数	順位	(位)	指数	順位	(位)	男性	女性	指数
A ラ ン ク	東京都	(千円)	(東京=100)	(位)	(円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(千円)
	東京都	6,037	100.0	1	240,580	100.0	7	225.2	100.0	221.9
	神奈川県	3,180	52.7	15	246,290	102.4	5	217.0	96.4	222.8
	大阪府	3,257	54.0	12	219,890	91.4	19	217.9	96.8	208.7
	愛知県	3,819	63.3	2	254,660	105.9	3	210.6	93.5	205.8
	埼玉県	3,138	52.0	19	259,790	108.0	1	210.4	93.4	208.3
	千葉県	3,163	52.4	17	251,010	104.3	4	219.6	97.5	214.9
	兵庫県	3,150	52.2	18	200,500	83.3	38	219.0	97.2	210.0
	京都府	3,129	51.8	20	195,930	81.4	40	216.0	95.9	212.6
	茨城県	3,481	57.7	3	204,005	84.8	33	207.9	92.3	200.6
B ラ ン ク	静岡県	3,478	57.6	4	238,574	99.2	9	210.2	93.3	211.5
	富山県	3,347	55.4	9	235,286	97.8	12	210.9	93.7	200.6
	広島県	3,275	54.2	11	224,176	93.2	16	209.5	93.0	212.0
	滋賀県	3,292	54.5	10	226,160	94.0	15	215.0	95.5	207.0
	栃木県	3,435	56.9	6	205,691	85.5	28	211.9	94.1	203.6
	群馬県	3,467	57.4	5	219,660	91.3	20	212.1	94.2	201.2
	宮城県	2,871	47.6	32	180,958	75.2	41	208.6	92.6	196.5
	山梨県	3,362	55.7	8	173,780	72.2	45	208.2	92.5	199.2
	三重県	3,227	53.5	13	204,730	85.1	30	200.6	89.1	206.0
	石川県	2,977	49.3	27	172,270	71.6	46	213.8	94.9	199.6
C ラ ン ク	福岡県	2,813	46.6	35	204,100	84.8	32	219.8	97.6	206.3
	香川県	3,005	49.8	25	201,063	83.6	37	209.4	93.0	196.5
	岡山県	2,553	42.3	44	217,550	90.4	23	211.6	94.0	193.5
	福岡県	3,095	51.3	22	203,910	84.8	34	228.0	101.2	192.9
	奈良県	2,757	45.7	38	256,660	106.7	2	217.9	96.8	216.0
	山口県	3,068	50.8	23	238,269	99.0	10	211.4	93.9	198.1
	長野県	3,108	51.5	21	218,860	91.0	22	204.0	90.6	205.5
	北海道	2,891	47.9	31	206,990	86.0	26	198.5	88.1	201.4
	岐阜県	3,192	52.9	14	216,760	90.1	24	212.6	94.4	203.1
	徳島県	3,170	52.5	16	202,580	84.2	35	203.8	90.5	189.4
資料出所	福岡県	2,899	48.0	29	228,180	94.8	14	203.3	90.3	190.3
	新潟県	2,934	48.6	28	201,530	83.8	36	206.7	91.8	187.8
	和歌山県	3,375	55.9	7	178,896	74.4	43	190.4	84.5	190.1
	愛媛県	2,764	45.8	37	237,400	98.7	11	207.6	92.2	191.5
	島根県	3,031	50.2	24	204,130	84.8	31	199.8	88.7	194.7
	大分県	2,871	47.6	32	166,720	69.3	47	207.0	91.9	198.2
	熊本県	2,857	47.3	34	239,245	99.4	8	196.8	87.4	204.0
	山形県	2,994	49.6	26	230,980	96.0	13	195.8	86.9	180.8
	佐賀県	2,892	47.9	30	222,860	92.6	18	209.0	92.8	189.4
	長崎県	2,570	42.6	43	219,200	91.1	21	204.1	90.6	194.8
資料出所	岩手県	2,709	44.9	40	206,920	86.0	27	196.6	87.3	191.4
	高知県	2,703	44.8	42	204,850	85.1	29	197.5	87.7	192.5
	鳥取県	2,491	41.3	45	208,920	86.8	25	180.4	80.1	177.8
	秋田県	2,769	45.9	36	223,533	92.9	17	186.9	83.0	189.9
	鹿児島県	2,722	45.1	39	245,720	102.1	6	193.2	85.8	190.4
	宮崎県	2,453	40.6	46	180,840	75.2	42	190.9	84.8	183.3
	青森県	2,704	44.8	41	175,280	72.9	44	188.0	83.5	181.6
	沖縄県	2,249	37.3	47	196,710	81.8	39	191.7	85.1	178.3
	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」			

(注) 1 各ランクは、2023年度からの適用区分である（以下同じ）。
2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
3 1人あたり県民所得は、2015年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東 京	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13	1.10
	神奈川	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11	1.06
	大 阪	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05	1.03
	愛 知	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26	1.26
	埼 玉	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17	1.17
	千 葉	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22	1.24
	兵 庫	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14	1.12
	京 都	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23	1.27
	茨 城	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53	1.40
	静 岡	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27	1.21
	富 山	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57	1.65
	広 島	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33	1.33
	滋 賀	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25	1.32
B ラ ン ク	栃 木	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26	1.30
	群 馬	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44	1.38
	宮 城	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25	1.20
	山 梨	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49	1.52
	三 重	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38	1.36
	石 川	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43	1.52
	福 岡	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09	1.04
	香 川	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60	1.62
	岡 山	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45	1.40
	福 井	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90	1.84
	奈 良	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32	1.32
	山 口	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70	1.60
	長 野	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45	1.40
C ラ ン ク	北海道	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07	1.04
	岐 阜	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58	1.49
	徳 島	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27	1.29
	福 島	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41	1.38
	新 潟	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49	1.44
	和 歌 山	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23	1.17
	愛 媛	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46	1.50
	島 根	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59	1.53
	大 分	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53	1.42
	熊 本	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39	1.32
	山 形	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47	1.42
	佐 賀	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48	1.39
	長 崎	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36	1.27
	岩 手	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28	1.24
資料出所 (注) 1 厚生労働省「職業安定業務統計」 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。 2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。	高 知	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15	1.17
	鳥 取	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45	1.45
	秋 田	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42	1.35
	鹿児島	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25	1.16
	宮 崎	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41	1.34
	青 森	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25	1.21
	沖 縄	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13	1.09

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年1～3月
		(単位：％)										
A ラ ン ク	東京	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.4	2.5
	神奈川	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.5	2.7
	大阪	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	3.0	2.7
	愛知	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3
	埼玉	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.6	2.7	2.6	2.8
	千葉	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4	2.3	2.3
	兵庫	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5
	京都	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.5	2.3	2.4	2.8
	茨城	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.4	2.5
	静岡	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.2	2.5
B ラ ン ク	富山	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	2.2
	広島	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.6
	滋賀	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.5	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3
	栃木	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4
	群馬	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	1.9	1.9	2.3
	宮城	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3
	山梨	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.8	1.8
	三重	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.2	2.5
	石川	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	2.5
	福岡	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7	2.8
	香川	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.4	2.2	2.0	1.8	1.8	2.0
	岡山	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.7	3.0
	福岡	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.2	1.4	2.0
	奈良	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.2	2.3
	山口	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.8
	長野	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	2.4
	北海道	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.8	2.7
	岐阜	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.9	2.1
	徳島	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4	1.4
	福島	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.3	2.5	2.5	2.6	2.8
	新潟	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2	2.7
C ラ ン ク	和歌山	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.2	2.6
	愛媛	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1	2.2
	島根	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7	2.3
	大分	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	1.8	2.2	2.2	1.7	1.5
	熊本	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.3	2.4
	山形	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	2.1	2.2
	佐賀	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.8	1.2
	長崎	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2
	岩手	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.1	2.2	2.2	2.4	2.4	2.6
	高知	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.4	1.7
	鳥取	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.4	2.1
	秋田	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	2.7	3.1
	鹿児島	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.2	2.0
	宮崎	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.0	2.0
	青森	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	3.2
	沖縄	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	3.2	3.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

(注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305
	神奈川	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673
	大阪	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531
	愛知	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947
	埼玉	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304
	千葉	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907
	兵庫	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373
	京都	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069
	茨城	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385
	静岡	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988
	富山	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461
	広島	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912
	滋賀	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855
	栃木	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835
	群馬	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707
	宮城	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392
	山梨	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262
B ラ ン ク	三重	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600
	石川	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
	福岡	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377
	香川	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654
	岡山	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083
	福井	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415
	奈良	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668
	山口	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321
	長野	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359
	北海道	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921
	岐阜	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838
	徳島	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990
	福島	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428
	新潟	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496
	和歌山	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367
	愛媛	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104
C ラ ン ク	島根	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479
	大分	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890
	熊本	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403
	山形	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐賀	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434
	長崎	220,579	217,999	220,483	221,356	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943
	岩手	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799
	高知	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357
	鳥取	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088
	秋田	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344
	鹿児島	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970
	宮崎	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960
	青森	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642
	沖縄	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東京都	1,277	1,292	1,325	1,365	1,409	1,437	1,448
	神奈川県	1,247	1,261	1,300	1,341	1,391	1,431	1,426
	大阪府	1,198	1,213	1,244	1,288	1,339	1,377	1,369
	愛知県	1,160	1,176	1,207	1,253	1,296	1,336	1,336
	埼玉県	1,153	1,166	1,201	1,249	1,292	1,333	1,335
	千葉県	1,175	1,187	1,214	1,259	1,304	1,337	1,339
	兵庫県	1,138	1,150	1,182	1,228	1,273	1,316	1,307
	京都府	1,137	1,149	1,178	1,234	1,280	1,320	1,322
	茨城県	1,076	1,090	1,126	1,179	1,230	1,274	1,258
	静岡県	1,108	1,123	1,156	1,202	1,252	1,295	1,281
B ラ ン ク	富山県	1,053	1,066	1,098	1,142	1,190	1,224	1,241
	広島県	1,068	1,087	1,122	1,172	1,220	1,278	1,263
	滋賀県	1,084	1,102	1,129	1,177	1,240	1,293	1,291
	栃木県	1,071	1,079	1,112	1,162	1,210	1,243	1,257
	群馬県	1,054	1,067	1,093	1,132	1,180	1,231	1,234
	宮城県	1,041	1,054	1,085	1,132	1,193	1,226	1,238
	山梨県	1,051	1,076	1,107	1,156	1,207	1,234	1,231
	三重県	1,075	1,097	1,130	1,179	1,229	1,273	1,259
	石川県	1,024	1,041	1,075	1,126	1,186	1,226	1,240
	福岡県	1,063	1,082	1,118	1,163	1,214	1,269	1,256
C ラ ン ク	香川県	1,044	1,052	1,083	1,130	1,183	1,216	1,224
	岡山県	1,038	1,053	1,086	1,132	1,176	1,219	1,230
	福井県	1,024	1,042	1,081	1,123	1,177	1,214	1,236
	奈良県	1,089	1,097	1,133	1,173	1,228	1,298	1,266
	山口県	1,009	1,030	1,064	1,114	1,166	1,238	1,216
	長野県	1,035	1,054	1,086	1,134	1,192	1,226	1,247
	北海道	1,025	1,049	1,085	1,141	1,191	1,245	1,232
	岐阜県	1,066	1,085	1,110	1,162	1,217	1,249	1,262
	徳島県	1,050	1,055	1,083	1,125	1,189	1,250	1,229
	福島県	993	1,011	1,043	1,094	1,142	1,214	1,194
C ラ ン ク	新潟県	1,008	1,023	1,059	1,103	1,160	1,207	1,204
	和歌山県	1,032	1,061	1,089	1,138	1,188	1,262	1,239
	愛媛県	998	1,019	1,052	1,098	1,153	1,206	1,208
	島根県	998	1,011	1,042	1,096	1,145	1,195	1,198
	大分県	991	1,010	1,050	1,096	1,149	1,208	1,190
	熊本県	1,017	1,042	1,080	1,133	1,186	1,236	1,219
	山形県	977	1,001	1,027	1,078	1,135	1,204	1,191
	佐賀県	993	1,015	1,048	1,099	1,152	1,208	1,173
	長崎県	985	997	1,033	1,086	1,145	1,204	1,190
	岩手県	956	977	1,015	1,064	1,118	1,178	1,172
C ラ ン ク	高知県	1,004	1,014	1,046	1,099	1,159	1,231	1,182
	高知県	994	1,006	1,036	1,092	1,143	1,199	1,184
	秋田県	958	978	1,012	1,063	1,113	1,177	1,171
	鹿児島県	979	996	1,034	1,089	1,147	1,203	1,198
	宮崎県	968	996	1,032	1,078	1,132	1,184	1,180
	青森県	940	959	990	1,046	1,103	1,160	1,178
	沖縄県	1,029	1,046	1,087	1,147	1,226	1,401	1,265
	全国	1,096	1,113	1,148	1,198	1,249	1,296	1,292

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1募集賃金として算出している。
- 4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東京都	1,209	1,227	1,258	1,301	1,344	1,376	1,381
	神奈川県	1,183	1,198	1,235	1,279	1,329	1,367	1,358
	大阪府	1,132	1,150	1,184	1,229	1,282	1,320	1,315
	愛知県	1,087	1,105	1,136	1,183	1,230	1,272	1,271
	埼玉県	1,091	1,108	1,142	1,189	1,234	1,275	1,276
	千葉県	1,112	1,127	1,153	1,198	1,245	1,276	1,278
	兵庫県	1,075	1,091	1,123	1,170	1,219	1,261	1,256
	京都府	1,072	1,086	1,117	1,169	1,218	1,263	1,260
	茨城県	1,013	1,031	1,065	1,117	1,169	1,214	1,202
	静岡県	1,044	1,062	1,095	1,140	1,191	1,237	1,225
B ラ ン ク	富山県	996	1,013	1,044	1,087	1,134	1,178	1,181
	広島県	1,010	1,030	1,065	1,114	1,163	1,217	1,207
	滋賀県	1,028	1,047	1,075	1,122	1,184	1,241	1,240
	栃木県	1,010	1,023	1,056	1,107	1,154	1,194	1,201
	群馬県	993	1,008	1,034	1,075	1,119	1,179	1,185
	宮城県	987	1,001	1,033	1,079	1,136	1,172	1,176
	山梨県	986	1,012	1,042	1,091	1,142	1,180	1,175
	三重県	1,017	1,041	1,071	1,118	1,170	1,211	1,205
	石川県	969	990	1,022	1,071	1,130	1,173	1,182
	福岡県	1,001	1,021	1,056	1,101	1,150	1,204	1,197
	香川県	977	990	1,021	1,069	1,122	1,211	1,166
	岡山県	978	996	1,028	1,076	1,120	1,160	1,171
	福井県	968	986	1,024	1,068	1,119	1,160	1,172
	奈良県	1,028	1,038	1,073	1,113	1,165	1,228	1,209
	山口県	960	982	1,017	1,066	1,115	1,186	1,167
	長野県	981	1,001	1,033	1,081	1,138	1,178	1,190
	北海道	983	1,007	1,043	1,097	1,146	1,191	1,186
	岐阜県	1,003	1,023	1,048	1,096	1,152	1,187	1,199
	徳島県	977	988	1,019	1,060	1,123	1,181	1,170
C ラ ン ク	福島県	943	963	996	1,043	1,090	1,142	1,143
	新潟県	959	976	1,010	1,055	1,108	1,159	1,155
	和歌山県	978	1,004	1,033	1,080	1,128	1,188	1,179
	愛媛県	946	968	1,001	1,047	1,101	1,154	1,157
	島根県	947	961	993	1,046	1,098	1,146	1,152
	大分県	938	961	1,000	1,045	1,096	1,160	1,140
	熊本県	954	981	1,017	1,066	1,120	1,172	1,162
	山形県	930	950	977	1,029	1,085	1,150	1,139
	佐賀県	940	963	995	1,044	1,098	1,152	1,131
	長崎県	937	953	986	1,037	1,095	1,154	1,145
	岩手県	912	934	969	1,019	1,073	1,133	1,130
	高知県	947	959	992	1,044	1,101	1,170	1,137
	高知県	942	960	990	1,042	1,097	1,152	1,139
	秋田県	917	939	971	1,021	1,073	1,140	1,129
	鹿児島県	927	948	984	1,035	1,093	1,147	1,143
	宮崎県	920	950	984	1,029	1,082	1,134	1,131
	青森県	904	924	955	1,006	1,065	1,125	1,137
	沖縄県	972	992	1,029	1,087	1,162	1,336	1,201
	全国	1,036	1,056	1,091	1,140	1,191	1,238	1,235

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間												所定外労働時間											
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年				
A ラ ン ク	東京都	東 京	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6			
	神奈川県	神 奈 川	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5			
	大阪府	大 阪	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3			
	愛知県	愛 知	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0			
	埼玉県	埼 玉	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1			
	千葉県	千 葉	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5			
	兵庫県	兵 庫	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2			
	京都府	京 都	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6			
	茨城県	茨 城	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0			
	静岡県	静 岡	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4			
	富山県	富 山	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3			
	広島県	広 島	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2			
	滋賀県	滋 賀	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5			
	B ラ ン ク	栃木県	栃 木	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3		
群馬県		群 馬	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3			
宮城県		宮 城	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0			
山梨県		山 梨	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8			
三重県		三 重	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2			
石川県		石 川	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1			
福井県		福 井	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3			
香川県		香 川	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6			
岡山県		岡 山	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5			
福岡県		福 岡	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1			
奈良県		奈 良	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6			
山口県		山 口	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7			
長野県		長 野	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9			
C ラ ン ク		北海道	北 海 道	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	8.9		
	岐阜県	岐 阜	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5			
	徳島県	徳 島	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9			
	福岡県	福 岡	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0			
	新潟県	新 潟	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6			
	和歌山県	和 歌 山	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1			
	愛媛県	愛 媛	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3			
	島根県	島 根	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2			
	大分県	大 分	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.1	138.7	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7			
	熊本県	熊 本	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	9.1	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2			
	山形県	山 形	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1			
	佐賀県	佐 賀	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6			
	長崎県	長 崎	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7			
	岩手県	岩 手	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8			
高知県	高 知	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7				
鳥取県	鳥 取	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6				
秋田県	秋 田	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3				
鹿児島県	鹿 児 島	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3				
宮崎県	宮 崎	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5				
青森県	青 森	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.0	8.9	9.0	8.9	8.6				
沖縄県	沖 縄	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1				

5 消費者物価指数等の推移
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

ラング

A

B

C

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

東京都

資料出所 「総務省「消費者物価指数」
(注) 1 数値は、都道府県庁所在地の都市のものである。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
A ランク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）											
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	東 京	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0	104.5	104.0	—
	神奈川	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.3	103.1	103.3	—
	大 阪	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3	99.3	99.3	—
	愛 知	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1	98.5	98.1	—
	埼 玉	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3	100.4	100.3	—
	千 葉	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2	101.5	101.2	—
	兵 庫	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2	99.1	99.2	—
	京 都	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1	100.8	101.1	—
	茨 城	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5	98.0	97.5	—
B ラ ン ク	静 岡	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3	98.5	98.3	—
	富 山	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6	98.8	98.6	—
	広 島	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7	98.8	98.7	—
	滋 賀	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6	99.3	98.6	—
	栃 木	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6	97.6	97.6	—
	群 馬	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2	96.4	96.2	—
	宮 城	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6	99.9	100.6	—
	山 梨	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	97.7	97.8	97.7	—
	三 重	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7	99.1	98.7	—
	石 川	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5	99.4	99.5	—
C ラ ン ク	福 岡	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0	97.3	97.1	—
	香 川	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6	97.8	98.6	—
	岡 山	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7	98.1	97.7	—
	福 井	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3	99.1	99.3	—
	奈 良	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1	97.1	98.1	—
	山 口	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9	99.7	99.9	—
	長 野	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9	97.9	97.9	—
	北 海 道	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9	101.1	101.9	—
	岐 阜	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1	97.2	97.1	—
	徳 島	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3	98.8	99.3	—
C ラ ン ク	福 島	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8	99.3	98.8	—
	新 潟	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0	98.4	98.2	—
	和 歌 山	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2	98.6	98.2	—
	愛 媛	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6	98.1	98.4	—
	島 根	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0	100.1	100.0	—
	大 分	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4	97.0	97.4	—
	熊 本	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4	98.9	99.4	—
	山 形	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4	101.2	101.4	—
	佐 賀	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7	97.5	97.7	—
	長 崎	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3	98.8	99.3	—
C ラ ン ク	岩 手	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0	99.1	99.7	—
	高 知	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0	99.4	100.0	—
	鳥 取	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9	98.2	98.8	—
	秋 田	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2	98.7	98.9	—
	鹿 児 島	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4	96.6	95.9	—
	宮 崎	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0	96.1	96.1	—
	青 森	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5	98.3	98.6	—
	沖 縄	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2	99.0	99.6	—
	総務省「小売物価統計調査（構造編）」												資料出所
	(注) 1 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。												(注) 1
2 2025年結果は、2026年9月公表予定。												2	

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額				等価消費支出額					
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	277,592	277,332	279,319	280,260	297,608	188,009	192,295	189,614	195,742	203,918
	神奈川県	232,059	246,388	263,825	272,943	277,728	161,292	170,839	181,625	186,580	192,108
	大阪府	196,663	211,308	222,395	232,032	233,835	137,692	151,321	154,950	157,152	162,921
	愛知県	221,606	249,640	254,012	252,735	287,991	151,487	169,859	172,435	167,746	198,733
	埼玉県	238,081	249,555	255,697	273,497	261,711	167,929	182,007	186,486	196,867	189,367
	千葉県	216,715	225,587	208,876	229,018	226,464	164,765	176,693	165,131	173,618	172,177
	兵庫県	241,334	244,944	221,983	218,241	246,456	171,077	169,431	161,898	159,594	177,403
	京都府	229,655	244,352	247,571	250,958	243,169	151,760	168,619	177,289	183,519	171,946
	茨城県	252,168	240,726	261,988	270,029	284,325	171,579	167,316	178,260	184,588	189,973
	静岡県	221,676	217,550	232,366	243,591	252,827	152,248	155,791	169,470	172,245	184,393
	富山県	265,734	264,279	264,541	286,405	298,506	171,174	170,948	177,150	183,352	195,139
	広島県	221,238	228,948	240,977	235,142	253,456	149,841	155,063	170,396	164,230	181,504
	滋賀県	262,346	277,837	250,989	261,720	266,195	180,180	188,608	174,030	183,241	192,612
	栃木県	258,105	260,323	280,396	284,819	270,260	168,729	168,038	180,995	188,626	178,984
	群馬県	246,285	257,081	252,685	258,233	269,617	162,396	172,931	169,210	170,645	169,843
	宮城県	204,233	202,684	223,996	234,560	224,609	147,778	149,421	163,366	176,806	165,584
	山梨県	192,344	236,719	223,439	242,950	230,852	142,575	168,655	157,211	172,657	164,475
	三重県	244,592	232,109	281,715	243,206	247,857	161,985	153,048	182,609	162,499	167,486
	石川県	257,606	265,122	265,079	262,394	248,658	161,319	165,379	165,352	169,023	159,187
	福岡県	230,718	231,705	245,679	233,333	233,692	155,550	157,292	172,859	161,787	163,617
B ラ ン ク	香川県	226,112	239,155	232,989	248,910	282,900	150,076	162,349	163,125	168,198	181,855
	岡山県	206,621	237,183	249,763	264,115	238,589	143,266	166,061	173,179	184,917	165,831
	福井県	222,110	219,015	234,708	245,958	239,742	149,070	147,325	157,882	167,742	163,884
	奈良県	264,018	253,130	262,528	271,052	276,775	176,404	171,049	176,197	179,509	189,643
	山口県	214,792	252,464	215,452	229,133	213,953	151,881	184,128	155,489	169,380	161,733
	長野県	251,065	235,092	262,284	268,343	293,861	168,126	158,140	178,876	178,499	197,227
	北海道	218,534	217,347	244,480	234,854	249,935	153,004	155,645	169,110	166,067	178,525
	岐阜県	256,353	261,480	269,015	245,523	246,516	163,445	169,492	179,343	159,149	165,079
	徳島県	227,113	234,076	253,435	234,728	233,909	159,011	161,145	180,108	160,083	163,769
	福岡県	266,672	248,991	261,274	248,721	280,340	173,958	161,397	185,212	170,421	190,747
	新潟県	224,096	237,714	241,794	218,285	216,744	157,285	161,000	166,065	154,738	146,798
	和歌山県	187,273	225,787	225,446	231,942	232,867	124,572	149,860	150,970	159,675	167,189
	愛媛県	222,616	220,403	200,072	231,961	245,566	141,077	143,167	130,236	149,730	158,512
	島根県	207,750	218,660	225,273	247,231	247,269	151,922	156,186	161,321	180,793	181,306
	大分県	233,686	227,246	252,847	240,292	237,072	159,003	159,890	180,146	163,121	159,834
	熊本県	213,032	205,418	215,310	229,100	240,467	154,958	151,436	153,793	170,761	174,914
	山形県	254,178	218,569	235,685	254,785	256,442	168,704	148,374	161,489	173,762	182,707
	佐賀県	214,267	187,405	208,851	210,801	216,117	156,688	144,158	154,387	153,742	163,369
	長崎県	209,987	216,962	225,799	235,153	212,028	143,881	151,904	150,533	161,124	148,449
	C ラ ン ク	岩手県	247,962	230,202	245,926	268,175	252,107	161,069	154,155	165,803	182,470
高知県		238,316	230,233	232,139	240,214	240,125	161,779	159,255	161,348	163,445	163,007
鳥取県		206,360	208,806	206,405	235,310	237,732	145,194	151,087	148,574	170,712	172,469
秋田県		221,509	241,404	228,649	237,634	246,552	149,003	159,874	158,922	165,971	169,333
鹿児島県		256,502	243,020	238,439	256,513	257,879	168,402	160,944	162,237	172,160	170,411
宮崎県		199,923	228,582	229,687	215,172	224,852	146,591	154,110	158,499	147,433	155,907
沖縄県		211,193	207,625	212,623	226,112	221,266	145,048	144,659	145,687	157,540	154,163
沖縄県		195,871	202,555	207,763	199,249	199,880	132,966	140,785	146,182	139,845	142,409
全国計		235,120	244,231	247,322	250,929	259,880	156,747	163,917	166,744	170,342	177,237

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

	消費支出額					等価消費支出額				
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京	319,634	299,562	302,955	295,158	316,724	200,556	202,889	195,557	200,830
	神奈川	248,706	259,721	287,940	273,383	300,316	166,921	172,383	190,276	173,598
	大阪	224,200	225,259	247,376	254,603	267,137	147,513	154,345	163,829	162,993
	愛知	227,628	251,860	262,325	255,346	297,753	153,119	170,581	176,459	165,170
	埼玉	269,050	284,894	275,676	337,033	328,265	179,767	200,451	190,235	218,926
	千葉	237,123	253,996	241,371	291,846	264,183	166,839	186,742	178,427	197,211
	兵庫	270,524	249,137	233,980	234,079	266,315	180,349	155,711	165,864	165,519
	京都	296,999	259,533	341,844	263,534	271,092	171,472	161,892	210,390	185,883
	茨城	283,178	280,446	295,271	303,931	322,288	182,411	183,726	183,119	195,374
	静岡	262,488	272,026	250,593	265,288	289,997	166,345	173,791	175,450	176,467
	富山	295,152	295,180	286,790	325,963	355,860	178,308	175,777	182,851	192,746
	広島	219,205	239,638	246,310	242,778	258,813	142,690	159,759	167,593	161,852
	滋賀	273,492	302,772	265,738	268,342	284,932	182,328	191,490	176,377	180,506
	栃木	288,273	301,179	324,973	292,499	287,852	181,956	180,311	194,906	186,113
	群馬	268,818	316,056	297,513	321,244	309,884	167,684	192,703	182,761	191,298
	宮城	236,531	205,171	258,889	269,494	263,615	157,338	146,551	180,377	195,511
	山梨	206,804	272,458	265,863	314,447	260,972	152,045	184,957	174,925	196,914
	三重	285,063	268,983	330,179	276,591	287,227	173,163	163,095	196,968	166,187
	石川	270,008	297,533	307,423	277,579	270,653	162,232	164,788	177,491	168,929
	福岡	250,987	243,864	261,880	242,776	252,881	159,057	157,414	179,017	157,700
B ラ ン ク	香川	265,346	265,497	260,254	274,960	315,945	163,931	172,096	176,672	178,606
	岡山	239,485	253,776	277,839	282,301	307,021	152,073	168,809	172,975	187,370
	福岡	272,934	275,708	269,852	273,982	282,908	158,372	161,346	163,622	176,122
	奈良	310,093	271,321	303,167	317,075	320,654	186,317	171,256	185,884	192,966
	山口	252,234	273,786	251,284	262,012	242,154	168,531	185,431	159,565	176,248
	長野	283,252	252,615	287,871	288,705	305,830	182,081	167,666	182,066	180,441
	北海道	230,308	241,186	294,841	254,429	280,849	149,287	163,352	187,224	170,378
	岐阜	329,679	325,145	302,080	266,531	273,978	186,049	190,932	189,542	163,729
	徳島	266,998	286,492	283,974	283,556	268,606	173,801	171,518	186,038	173,533
	福島	309,297	284,519	277,321	267,668	334,350	186,175	171,260	189,131	172,420
	新潟	258,446	272,085	277,479	247,389	281,153	173,458	174,185	171,755	167,553
	和歌山	229,816	278,480	272,151	248,882	220,643	136,853	169,165	165,626	162,353
	愛媛	247,895	259,441	229,230	245,527	292,337	146,328	150,039	134,841	144,930
	島根	230,561	254,736	250,556	248,525	278,067	166,393	163,751	170,088	174,430
	大分	258,477	254,823	282,243	266,753	273,700	167,546	167,661	196,172	172,188
	熊本	247,624	235,625	255,933	286,323	303,188	161,532	155,367	161,543	189,622
	山形	281,545	250,202	257,493	273,263	266,119	179,507	158,242	171,662	177,503
	佐賀	238,649	213,578	233,008	269,177	275,590	167,499	152,556	161,175	171,273
	長崎	251,078	246,557	279,109	289,014	268,552	155,117	159,484	165,621	183,895
	岩手	286,825	274,348	290,513	306,546	273,027	179,970	167,585	176,801	193,490
C ラ ン ク	高知	263,497	258,493	249,942	270,462	270,416	170,800	174,276	165,166	174,582
	鳥取	225,412	248,863	250,393	249,722	240,281	148,310	171,324	166,559	177,920
	秋田	255,676	293,133	272,867	271,886	302,990	157,358	177,088	171,212	174,415
	鹿児島	289,971	269,254	258,121	285,837	298,391	176,798	163,560	161,326	177,610
	宮崎	207,153	263,996	279,399	248,438	259,218	148,727	162,478	177,062	157,126
	青森	237,527	233,006	248,362	249,710	269,800	156,621	151,354	161,670	160,852
	沖縄	249,796	250,691	228,194	234,420	227,000	149,549	160,488	155,990	150,691
	全国計	263,907	273,417	272,285	275,568	291,397	166,246	172,924	173,251	176,054
	資料出所	総務省「家計調査」								
	(注)	1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地都市以外の地域も含まれる。 2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。								

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、前年比の数値は、指数の前年比で

[illegible]

✓ / 12.11.2023 10:00 元 10.00 0.00

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比増減（％）					
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	1,056	1,065	1,081	1,099	1,117	1.6	0.9	1.5	1.6	1.7
	神奈川県	228	229	232	235	238	1.0	0.8	0.9	1.6	1.2
	大阪府	373	375	377	379	383	0.9	0.4	0.5	0.6	1.0
	愛知県	294	294	295	297	299	0.4	0.1	0.1	0.7	0.8
	埼玉県	159	159	159	161	162	1.7	0.2	0.3	0.8	1.0
	千葉県	128	128	129	130	132	1.3	0.2	0.4	1.0	1.3
	兵庫県	144	143	143	143	143	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2
	京都府	77	77	77	77	77	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1	0.2
	茨城県	82	82	82	82	82	1.0	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.8
	静岡県	119	119	119	119	119	0.5	0.1	0.1	△ 0.2	△ 0.1
B ラ ン ク	富山県	37	37	37	36	36	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	広島県	103	102	102	102	101	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5
	滋賀県	40	40	40	40	40	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5	0.1
	栃木県	59	59	59	59	59	1.0	0.3	0.6	△ 0.1	△ 0.1
	群馬県	63	64	64	64	64	0.2	1.1	0.7	0.4	△ 0.1
	宮城県	74	73	73	73	72	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.5
	山梨県	23	23	23	23	23	0.6	0.6	0.0	0.3	0.3
	三重県	51	51	51	51	51	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
	石川県	39	38	38	38	39	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3	0.6
	福岡県	178	177	177	178	178	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.3
C ラ ン ク	香川県	32	32	32	32	32	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2	0.1
	岡山県	60	60	60	60	60	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1	△ 0.3
	福井県	26	26	26	26	26	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0	△ 0.6
	奈良県	25	25	25	25	25	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4	0.1
	山口県	41	40	40	40	40	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.1
	長野県	64	64	64	64	64	0.3	0.1	0.2	△ 0.0	△ 0.3
	北海道	157	156	155	155	155	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.1
	岐阜県	61	61	61	60	60	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.6
	徳島県	20	20	20	20	20	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7
	福新島	58	58	57	56	56	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3	△ 1.2
新高島	73	72	72	71	70	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.7	
和歌山	25	24	24	24	24	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 1.0	
愛媛県	41	40	40	39	39	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5	△ 1.1	
島根県	20	20	20	20	20	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.1	
大分県	33	33	33	33	33	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.7	
熊本県	50	50	50	50	50	0.7	0.1	0.4	0.2	0.2	
山形県	32	32	32	32	31	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.5	
佐賀県	24	24	24	24	24	0.2	△ 0.4	0.2	0.1	△ 0.1	
長崎県	37	36	36	36	35	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.9	
岩手県	37	36	36	36	35	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4	△ 1.8	
高知県	20	19	19	19	19	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.2	
鳥取県	16	16	16	16	16	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9	△ 1.1	
秋田県	29	29	28	28	28	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4	△ 0.9	
鹿児島	46	46	46	46	46	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.8	
宮崎県	30	30	30	30	30	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.9	
青森県	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5	△ 1.4	
沖縄県	45	45	45	45	45	1.2	0.2	0.0	0.7	0.5	
全国計		4,461	4,469	4,484	4,506	4,528	0.7	0.2	0.4	0.5	0.5

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（％）				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	823	833	838	845	862	0.9	1.2	0.6	0.8	2.0
	神奈川県	500	503	508	518	528	△ 1.0	0.6	1.0	2.1	1.9
	大阪府	463	465	467	474	482	0.0	0.6	0.4	1.5	1.6
	愛知県	417	418	422	422	425	0.6	0.4	0.8	0.1	0.6
	埼玉県	399	403	405	408	413	0.7	1.0	0.4	0.8	1.1
	千葉県	338	339	342	345	348	0.2	0.4	0.9	0.9	0.9
	兵庫県	276	277	278	280	281	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4
	京都府	135	134	135	136	136	△ 0.7	△ 0.7	0.5	0.4	0.5
	茨城県	152	152	152	153	153	△ 0.1	△ 0.4	0.1	0.6	0.3
	静岡県	198	197	197	197	197	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	0.1
B ラ ン ク	富山県	56	55	55	55	55	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.4
	広島県	145	145	145	145	146	△ 0.2	△ 0.2	0.2	0.3	0.3
	滋賀県	75	76	78	78	77	△ 1.6	1.5	2.1	△ 0.4	△ 0.4
	栃木県	102	103	104	105	105	△ 0.7	0.8	1.0	0.6	0.0
	群馬県	103	103	103	104	103	△ 0.1	0.0	0.4	0.3	△ 0.2
	宮城県	122	121	122	122	122	△ 0.7	△ 0.8	0.9	0.5	△ 0.1
	山梨県	44	44	44	45	45	0.7	△ 0.9	1.4	0.2	0.7
	三重県	95	94	93	92	92	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.2
	石川県	61	60	60	60	60	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.3
	福岡県	262	262	263	266	270	0.1	0.2	0.2	1.0	1.6
C ラ ン ク	香川県	49	48	48	48	48	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	0.0	△ 0.2
	岡山県	97	97	98	98	99	0.0	0.3	0.5	0.7	0.1
	山形県	42	41	41	41	41	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.0	1.5
	福島県	66	66	66	67	66	0.0	△ 0.2	△ 0.6	1.5	△ 0.8
	奈良県	69	67	67	67	67	△ 0.4	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.3	0.8
	山口県	112	111	111	111	111	△ 1.2	△ 1.2	0.1	0.4	0.0
	北海道	261	260	264	265	264	△ 0.8	△ 0.4	1.4	0.3	△ 0.2
	岐阜県	109	108	107	107	108	0.1	△ 0.9	△ 0.5	0.1	0.2
	徳島県	36	36	35	35	35	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福岡県	97	96	95	94	94	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.7
新潟県	116	115	115	114	114	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.5	
和歌山県	46	46	46	46	46	△ 2.7	△ 0.6	0.4	△ 1.1	△ 0.4	
愛媛県	68	68	67	67	66	△ 1.3	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2	
島根県	35	37	35	33	34	1.4	5.1	△ 4.6	△ 5.1	2.1	
大分県	59	59	58	57	57	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.3	
熊本県	91	91	91	91	91	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	△ 0.3	
山形県	58	58	57	57	55	△ 0.2	0.7	△ 1.0	△ 1.4	△ 2.3	
佐賀県	44	44	44	43	43	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8	△ 1.2	
長崎県	66	66	65	65	64	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 1.2	
岩手県	64	63	63	62	60	△ 2.0	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 3.1	
高知県	35	35	34	34	34	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.2	△ 0.3	0.9	
鳥取県	30	30	28	28	29	0.7	△ 0.7	△ 4.4	0.4	1.4	
秋田県	49	47	47	47	46	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.5	0.4	△ 0.9	
鹿児島県	80	80	79	79	79	0.3	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.1	0.8	
宮崎県	55	54	54	54	54	△ 1.8	△ 1.8	0.0	0.2	△ 0.9	
青森県	64	64	63	62	62	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.0	
沖縄県	74	75	76	77	77	0.5	0.8	1.7	1.2	0.1	
全国計		6,713	6,723	6,747	6,781	6,828	0.0	0.1	0.4	0.5	0.7

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」
（注）1 都道府県別に表章するように標本設計を行っており（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。
3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。
5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編

ひとくらし、あいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1,163	1,226	105	63	5.42%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
A	神奈川	1,162	1,225	105	63	5.42%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
A	大 阪	1,114	1,177	106	63	5.66%	8月19日	○ 全会一致	10月16日
A	愛 知	1,077	1,140	106	63	5.85%	8月21日	▲ 労側5名反対	10月18日
A	埼 玉	1,078	1,141	106	63	5.84%	8月8日	▲ 労側5名反対	11月1日
A	千 葉	1,076	1,140	106	64	5.95%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
B	京 都	1,058	1,122	106	64	6.05%	8月27日	● 使側3名反対、 労側1名棄権	11月21日
B	兵 庫	1,052	1,116	106	64	6.08%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	静 岡	1,034	1,097	106	63	6.09%	8月26日	金 額：労側5 名反対 発効日：使側3 名反対	11月1日
B	三 重	1,023	1,087	106	64	6.26%	8月15日	▲ 労側5名退席	11月21日
B	広 島	1,020	1,085	106	65	6.37%	8月18日	● 使側5名反対	11月1日
B	滋 賀	1,017	1,080	106	63	6.19%	8月8日	▲ 労側5名反対、 使側1名反対	10月5日
B	北海道	1,010	1,075	106	65	6.44%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	茨 城	1,005	1,074	107	69	6.87%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	栃 木	1,004	1,068	106	64	6.37%	8月5日	○ 全会一致	10月1日
B	岐 阜	1,001	1,065	106	64	6.39%	8月21日	○ 全会一致	10月18日
B	長 野	998	1,061	106	63	6.31%	8月7日	▲ 労側5名反対	10月3日
B	富 山	998	1,062	106	64	6.41%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	福 岡	992	1,057	107	65	6.55%	8月20日	● 使側5名反対	11月16日
B	山 梨	988	1,052	106	64	6.48%	8月27日	▲ 労側2名反対	12月1日
B	奈 良	986	1,051	107	65	6.59%	8月8日	○ 全会一致	11月16日
B	群 馬	985	1,063	108	78	7.92%	8月26日	● 使側5名反対	3月1日
B	新 潟	985	1,050	107	65	6.60%	8月6日	● 使側5名反対	10月2日
B	石 川	984	1,054	107	70	7.11%	8月12日	● 使側2名反対	10月8日
B	福 井	984	1,053	107	69	7.01%	8月8日	● 使側3名反対	10月8日
B	岡 山	982	1,047	107	65	6.62%	8月20日	▲ 労側4名反対	12月1日
B	和歌山	980	1,045	107	65	6.63%	8月21日	○ 全会一致	11月1日
B	徳 島	980	1,046	107	66	6.73%	9月1日	○ 全会一致	1月1日
B	山 口	979	1,043	107	64	6.54%	8月19日	● 使側3名反対	10月16日
B	宮 城	973	1,038	107	65	6.68%	8月8日	▲ 労側1名反対、 使側3名反対	10月4日
B	香 川	970	1,036	107	66	6.80%	8月20日	▲ 労側3名反対	10月18日
B	島 根	962	1,033	107	71	7.38%	8月18日	● 使側4名反対	11月17日
B	愛 媛	956	1,033	108	77	8.05%	9月1日	○ 全会一致	12月1日
B	福 島	955	1,033	108	78	8.17%	9月5日	● 使側4名反対	1月1日
C	鳥 取	957	1,030	108	73	7.63%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
C	佐 賀	956	1,030	108	74	7.74%	8月26日	■ 使側5名退席	11月21日
C	山 形	955	1,032	108	77	8.06%	9月3日	● 使側3名反対	12月23日
C	大 分	954	1,035	108	81	8.49%	9月4日	● 使側4名反対	1月1日
C	青 森	953	1,029	108	76	7.97%	8月28日	● 使側5名反対	11月21日
C	長 崎	953	1,031	108	78	8.18%	9月2日	■ 使側4名退席	12月1日
C	鹿児島	953	1,026	108	73	7.66%	8月29日	● 使側5名反対	11月1日
C	岩 手	952	1,031	108	79	8.30%	8月28日	● 使側5名反対	12月1日
C	高 知	952	1,023	107	71	7.46%	8月29日	○ 全会一致	12月1日
C	熊 本	952	1,034	109	82	8.61%	9月4日	● 使側2名反対、 使側3名退席	1月1日
C	宮 崎	952	1,023	107	71	7.46%	8月25日	● 使側4名反対	11月16日
C	沖 縄	952	1,023	107	71	7.46%	8月26日	● 使側4名反対	12月1日
C	秋 田	951	1,031	108	80	8.41%	8月25日	● 使側5名反対	3月31日
全国加重平均額		1,055	1,121	106	66	6.26%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,121円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致10件 ●使用者側反対21件 ▲労働者側反対6件 ■使用者側退席等3件
●使用者側一部反対5件 ▲労働者側一部反対2件 ▲●使用者側・労働者側双方一部反対2件
- 3 答申時期 前年より早い2件 前年より遅い43件 前年と同じ2件
- 4 発効日 前年より早い1件 前年より遅い45件 前年と同じ1件
- 5 目安との比較 目安を上回る39件
- 6 異議申出状況 47局（前年度47局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都道府県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
A ランク	東京都					+1					
	神奈川県					+1					
	大阪府	+1				+2			+1		+1
	愛知県					+2					+1
B ランク	埼玉県	+1		+1	+1	+1		+1	+1	+1	+1
	千葉県					+2					+1
	東京都					+1					+1
	茨城県					+2					+1
	静岡県					+1					+1
	富山県					+1					+1
	石川県					+1					+1
	福井県					+1					+1
	香川県	+1		+1	+1	+1			+1	+1	+1
	岡山県					+1					+1
	広島県					+1					+1
	山口県					+1					+1
	徳島県					+1					+1
	高知県					+1					+1
	愛媛県					+1					+1
	福岡県					+1					+1
	佐賀県					+1					+1
	長崎県					+1					+1
	熊本県					+1					+1
	大分県					+1					+1
	宮崎県					+1					+1
	鹿児島県					+1					+1
	沖縄県					+1					+1
C ランク	北海道					+1					
	青森県					+1					
	岩手県					+1					
	宮城県					+1					
	秋田県					+1					
	山形県					+1					
	福島県					+1					
	茨城県					+1					
	栃木県					+1					
	群馬県					+1					
	埼玉県					+1					
	千葉県					+1					
	東京都					+1					
	神奈川県					+1					
	大阪府					+1					
	兵庫県					+1					

(注) 2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
A ランク	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	神奈川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	大阪府	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1	10.16
	愛知県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.18
	埼玉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
B ランク	千葉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	兵庫県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	京都府	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.9	10.1	10.1	11.21
	茨城県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.12
	静岡県	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	10.5	10.1	10.1	11.1
	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.12
	広島県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
	滋賀県	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.5
	栃木県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬県	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	10.5	10.4	3.1
	宮城県	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	山梨県	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	10.20	10.1	10.1	12.1
	三重県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.21
	石川県	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	10.8	10.5	10.8
	福井県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.6	10.5	11.16
	香川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.18
	岡山県	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1	10.1	10.2	12.1
	福岡県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	10.1	10.5	10.8
	奈良県	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.16
	山形県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.13	10.1	10.1	10.16
	長門県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	北陸県	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.2	10.1	10.1	10.4
	岐阜県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.18
	徳島県	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	10.6	10.1	11.1	1.1
	福岡県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	10.1	10.5	1.1
	新潟県	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2
	和歌山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
	愛媛県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	10.6	10.13	12.1
	島根県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	10.6	10.12	11.17
C ランク	大分県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	10.6	10.5	1.1
	熊本県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.5	1.1
	山形県	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.14	10.19	12.23
	佐賀県	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	10.17	11.21
	長崎県	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	10.13	10.12	12.1
	岩手県	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	10.4	10.27	12.1
	高知県	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	10.8	10.9	12.1
	鳥取県	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	10.5	10.5	10.4
	秋田県	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	3.31
	鹿児島県	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	10.6	10.5	11.1
	宮崎県	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	10.6	10.5	11.16
	青森県	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	10.7	10.5	11.21
	沖縄県	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	10.8	10.9	12.1

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位：円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
全 国	823 (3.1)	848 (3.0)	874 (3.1)	901 (3.1)	902 (0.1)	930 (3.1)	961 (3.3)	1,004 (4.5)	1,055 (5.1)	1,121 (6.3)
Aランク	900 (2.9)	920 (2.2)	947 (2.9)	975 (3.0)	976 (0.1)	1,004 (2.9)	1,035 (3.1)	1,077 (4.1)	1,127 (4.6)	1,190 (5.6)
Bランク	806 (3.2)	821 (1.9)	847 (3.2)	874 (3.2)	875 (0.1)	903 (3.2)	935 (3.5)	953 (4.5)	1,004 (5.4)	1,070 (6.6)
Cランク	764 (3.0)	787 (3.0)	812 (3.2)	838 (3.2)	839 (0.1)	867 (3.3)	897 (3.5)	898 (5.3)	953 (6.1)	1,029 (8.0)
Dランク	717 (3.2)	739 (3.1)	763 (3.2)	791 (3.7)	793 (0.3)	822 (3.7)	854 (3.9)	—	—	—

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率 (%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 2017年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 2023年度より3ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
① 最高額 (円)	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京	1,113 東京	1,163 東京	1,226 東京
② 最低額 (円)	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手	951 秋田	1,023 高知 宮崎 沖縄
格差 ②/①×100	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2	81.8	83.4

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：％)

2024年度 ランク	都道府県	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
A ラ ン ク	東 京	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	神奈川	2.8	2.8	2.8	2.8	0.1	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	大 阪	2.9	2.9	3.0	3.0	0.0	2.9	3.1	4.0	4.7	5.7
	愛 知	3.0	3.1	3.1	3.1	0.1	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
B ラ ン ク	埼 玉	3.0	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
	千 葉	3.1	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.3	4.3	4.9	5.9
	兵 庫	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.1	3.4	4.3	5.1	6.1
	京 都	3.0	3.0	3.0	3.1	0.0	3.1	3.3	4.1	5.0	6.0
	茨 城	3.2	3.2	3.3	3.3	0.2	3.3	3.6	4.6	5.5	6.9
	静 岡	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	3.2	3.4	4.2	5.1	6.1
	富 山	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3	6.4
	広 島	3.1	3.2	3.2	3.2	0.0	3.2	3.4	4.3	5.2	6.4
	滋 賀	3.1	3.2	3.2	3.2	0.2	3.2	3.5	4.3	5.2	6.2
	栃 木	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.5	5.2	6.4
	群 馬	3.0	3.2	3.3	3.2	0.2	3.3	3.5	4.5	5.3	7.9
	宮 城	3.0	3.2	3.4	3.3	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.7
	山 梨	3.1	3.3	3.3	3.3	0.1	3.3	3.7	4.5	5.3	6.5
	三 重	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.3	5.1	6.3
	石 川	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.7	5.5	7.1
	福 岡	3.0	3.1	3.2	3.3	0.1	3.3	3.4	4.6	5.4	6.6
	香 川	3.2	3.2	3.4	3.3	0.2	3.4	3.5	4.6	5.7	6.8
	岡 山	3.0	3.2	3.3	3.2	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.6
	山 井	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.8	5.7	7.0
	良 口	3.0	3.1	3.2	3.2	0.1	3.3	3.5	4.5	5.3	6.6
	長 野	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.6	4.5	5.5	6.5
C ラ ン ク	北海道	2.9	3.1	3.1	3.1	0.0	3.3	3.5	4.4	5.3	6.3
	岐 阜	2.9	3.1	3.1	3.2	0.1	3.3	3.5	4.3	5.2	6.4
	徳 島	3.0	3.4	3.5	3.5	0.4	3.5	3.8	4.4	5.4	6.7
	福 島	3.0	3.0	3.2	3.4	0.3	3.5	3.6	4.9	6.1	8.2
	新 潟	3.0	3.3	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.6	5.8	6.6
	和 歌 山	3.0	3.2	3.3	3.4	0.1	3.4	3.5	4.5	5.5	6.6
	愛 媛	3.0	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6	8.1
	島 根	3.2	3.1	3.2	3.4	0.3	4.0	4.0	5.5	6.4	7.4
	大 分	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1	8.5
	熊 本	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.0	8.6
	山 形	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1	8.1
	佐 賀	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2	7.7
	長 崎	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1	8.2
	岩 手	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6	8.3
	高 知	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1	7.5
	鳥 取	3.2	3.2	3.3	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3	7.6
	秋 田	3.0	3.1	3.3	3.7	0.3	3.8	3.9	5.2	6.0	8.4
	鹿 児 島	3.0	3.1	3.3	3.8	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2	7.7
	宮 崎	3.0	3.2	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.1	7.5
	青 森	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.7	3.8	5.3	6.1	8.0
	沖 縄	3.0	3.2	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.0	6.3	7.5

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者の比率（％）
2016 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025 年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2
2026 年	20,685	2,063	10.0	69.8	25.4	4.8	223,187	5,021	2.2

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（2026年1月～3月、全国計）

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,607	484	10.5%	4,309	436	10.1%	298	48	16.1%
01 食料品製造業	1,351	138	10.2%	1,349	138	10.2%	2	0	0.0%
02 繊維工業	257	26	10.1%	257	26	10.1%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	217	18	8.3%	217	18	8.3%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	87	7	8.0%	87	7	8.0%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	72	4	5.6%	72	4	5.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	17	13.9%	122	17	13.9%	0	0	-
07 印刷・製本業	249	25	10.0%	249	25	10.0%	0	0	-
08 化学工業	305	43	14.1%	304	43	14.1%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	84	12	14.3%	83	11	13.3%	1	1	100.0%
10 鉄鋼業	30	3	10.0%	13	0	0.0%	17	3	17.6%
11 非鉄金属製造業	27	3	11.1%	7	1	14.3%	20	2	10.0%
12 金属製品製造業	382	36	9.4%	367	34	9.3%	15	2	13.3%
13 一般機械器具製造業	242	23	9.5%	160	12	7.5%	82	11	13.4%
14 電気機械器具製造業	303	39	12.9%	212	20	9.4%	91	19	20.9%
15 輸送用機械等製造業	110	14	12.7%	50	5	10.0%	60	9	15.0%
16 電気・ガス・水道業	13	0	0.0%	13	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	756	76	10.1%	747	75	10.0%	9	1	11.1%
02 鉱業	9	1	11.1%	9	1	11.1%	0	0	-
03 建設業	377	37	9.8%	377	37	9.8%	0	0	-
01 土木工事業	72	8	11.1%	72	8	11.1%	0	0	-
02 建築工事業	172	18	10.5%	172	18	10.5%	0	0	-
03 その他の建設業	133	11	8.3%	133	11	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	69	10	14.5%	69	10	14.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	50	8	16.0%	50	8	16.0%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
05 貨物取扱業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
1号～5号 計	5,073	532	10.5%	4,775	484	10.1%	298	48	16.1%
06 農林業	187	22	11.8%	187	22	11.8%	0	0	-
01 農業	183	22	12.0%	183	22	12.0%	0	0	-
02 林業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	44	8	18.2%	44	8	18.2%	0	0	-
01 畜産業	31	6	19.4%	31	6	19.4%	0	0	-
02 水産業	13	2	15.4%	13	2	15.4%	0	0	-
08 商業	8,459	812	9.6%	8,393	802	9.6%	66	10	15.2%
01 卸売業	2,005	167	8.3%	2,004	167	8.3%	1	0	0.0%
02 小売業	5,169	533	10.3%	5,105	524	10.3%	64	9	14.1%
03 理美容業	1,070	96	9.0%	1,070	96	9.0%	0	0	-
04 その他の商業	215	16	7.4%	214	15	7.0%	1	1	100.0%
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	10	1	10.0%	10	1	10.0%	0	0	-
02 広告・あつせん業	73	7	9.6%	73	7	9.6%	0	0	-
10 映画・演劇業	11	2	18.2%	11	2	18.2%	0	0	-
11 通信業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
12 教育・研究業	185	17	9.2%	185	17	9.2%	0	0	-
13 保健衛生業	1,791	174	9.7%	1,791	174	9.7%	0	0	-
01 医療保健業	423	42	9.9%	423	42	9.9%	0	0	-
02 社会福祉施設	1,303	123	9.4%	1,303	123	9.4%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	65	9	13.8%	65	9	13.8%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,850	402	10.4%	3,850	402	10.4%	0	0	-
01 旅館業	536	51	9.5%	536	51	9.5%	0	0	-
02 飲食店	3,148	335	10.6%	3,148	335	10.6%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	166	16	9.6%	166	16	9.6%	0	0	-
15 清掃・と畜業	383	30	7.8%	383	30	7.8%	0	0	-
16 官公署	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	608	54	8.9%	607	53	8.7%	1	1	100.0%
01 派遣業	30	4	13.3%	29	3	10.3%	1	1	100.0%
02 その他の事業	578	50	8.7%	578	50	8.7%	0	0	0.0%
6号～17号 計	15,612	1,531	9.8%	15,545	1,520	9.8%	67	11	16.4%
合計	20,685	2,063	10.0%	20,320	2,004	9.9%	365	59	16.2%



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～5月）

○ 2026年5月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるもの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ上昇テンポが緩やかになっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

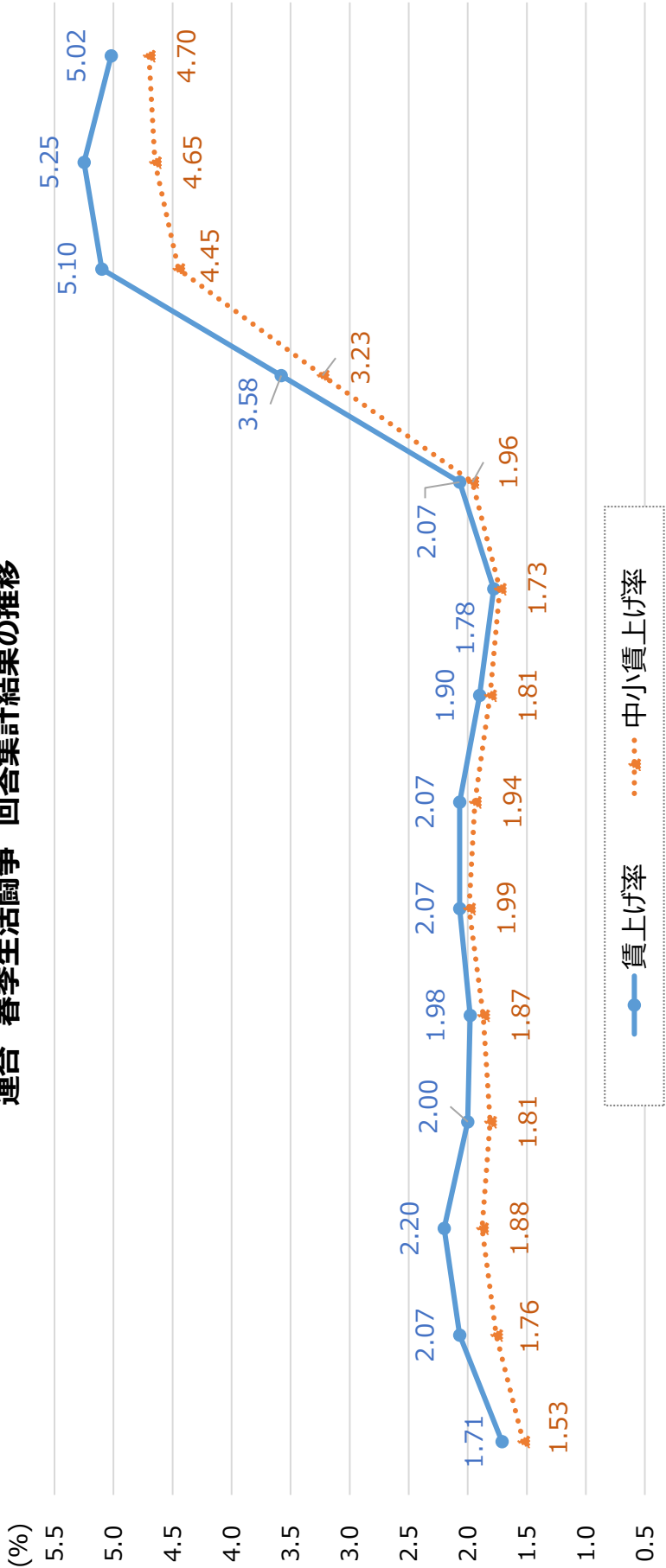
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果（6月4日公表）では、全体の賃上げ率は5.02%（中小4.70%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 回答集計結果の推移



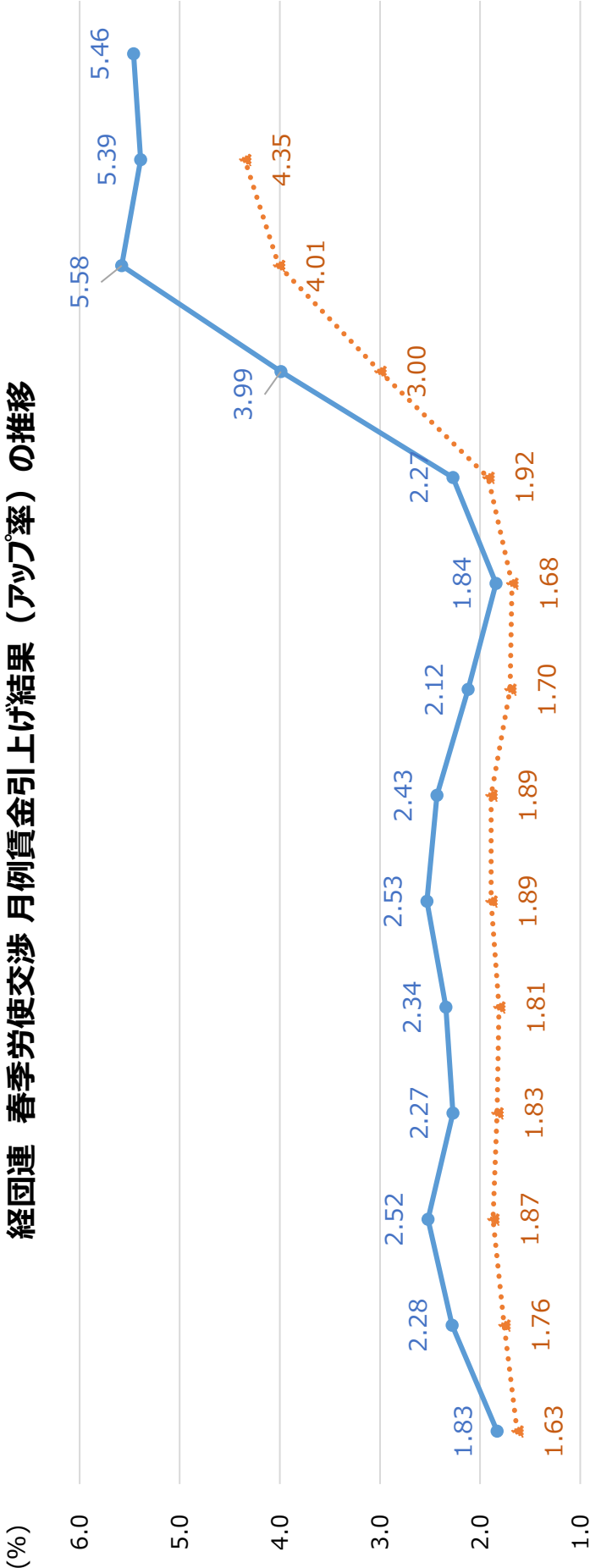
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.6.4
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.02
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.70

(資料出所) 連合「2026春季生活闘争第6回回答集計結果」(2026年6月4日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。2025年までは最終集計結果、2026年は第6回集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



—●— 大手企業 -▲- 中小企業

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	

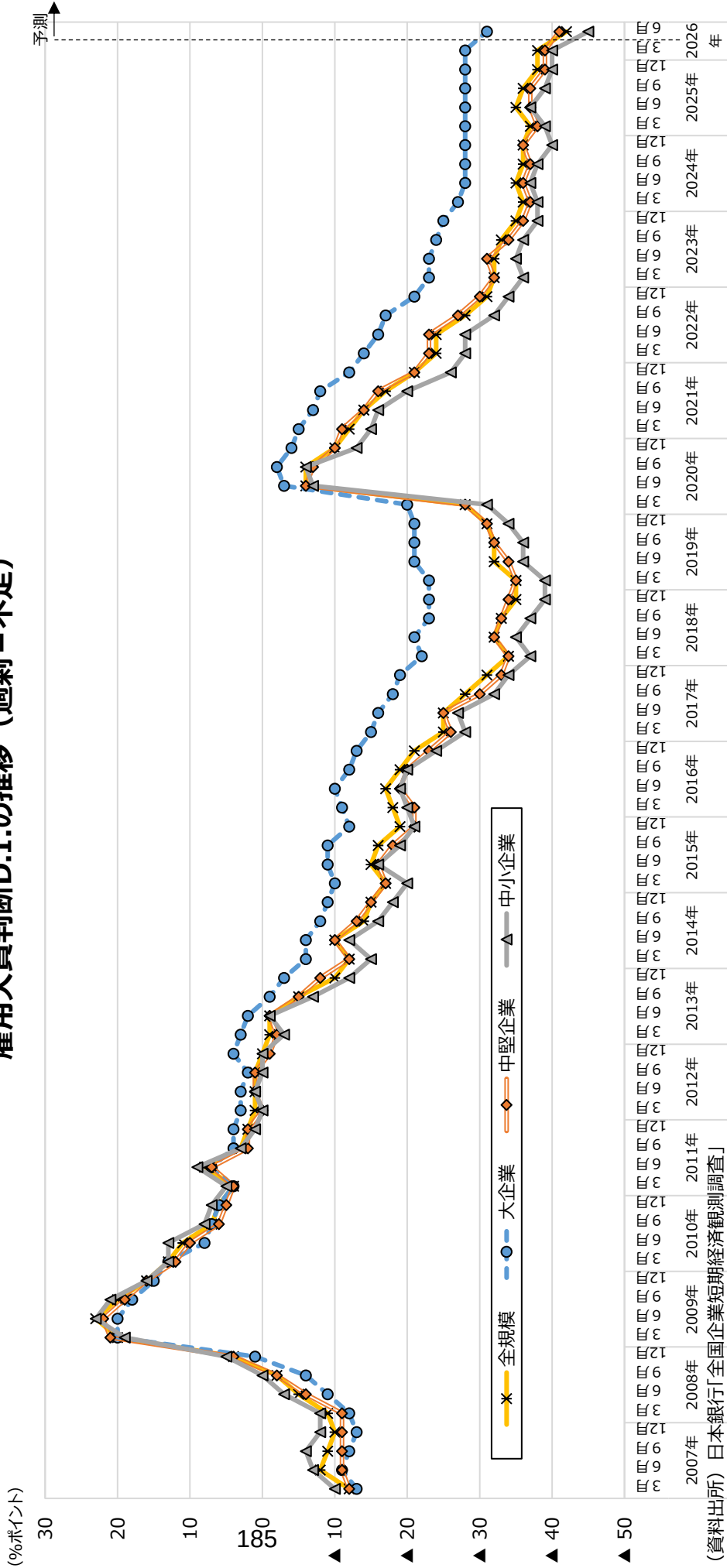
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

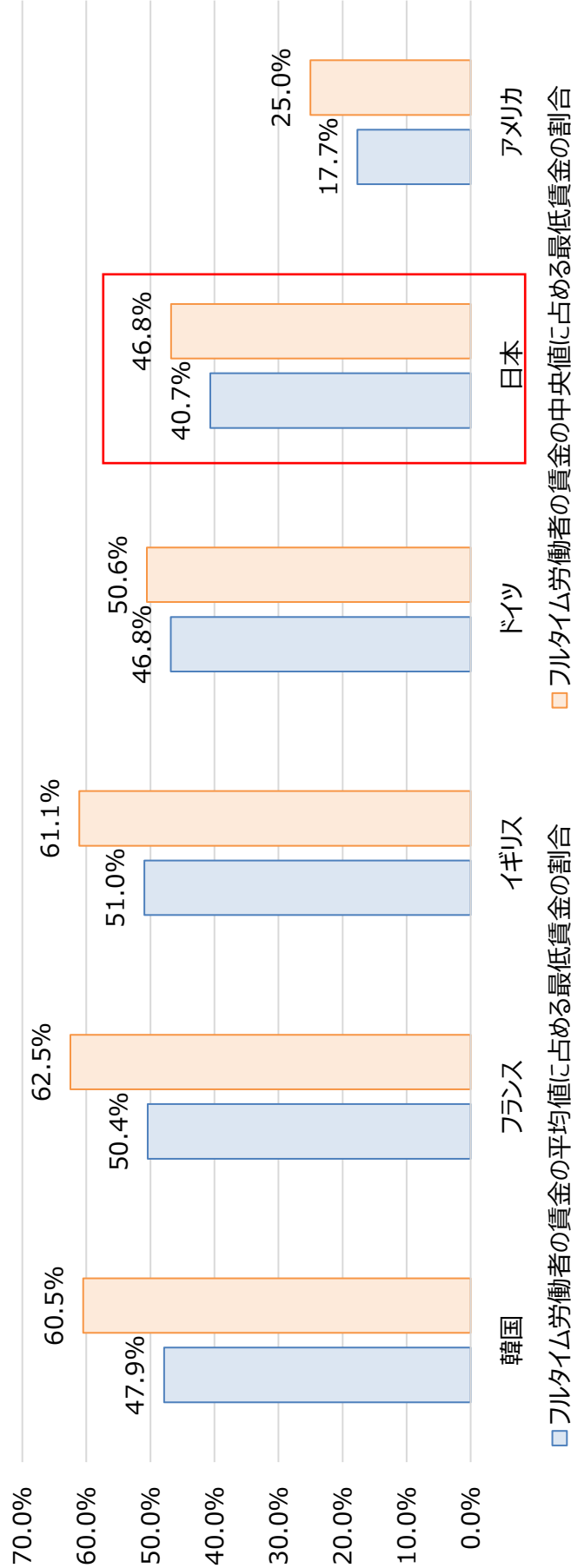


(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 全産業の数値。
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

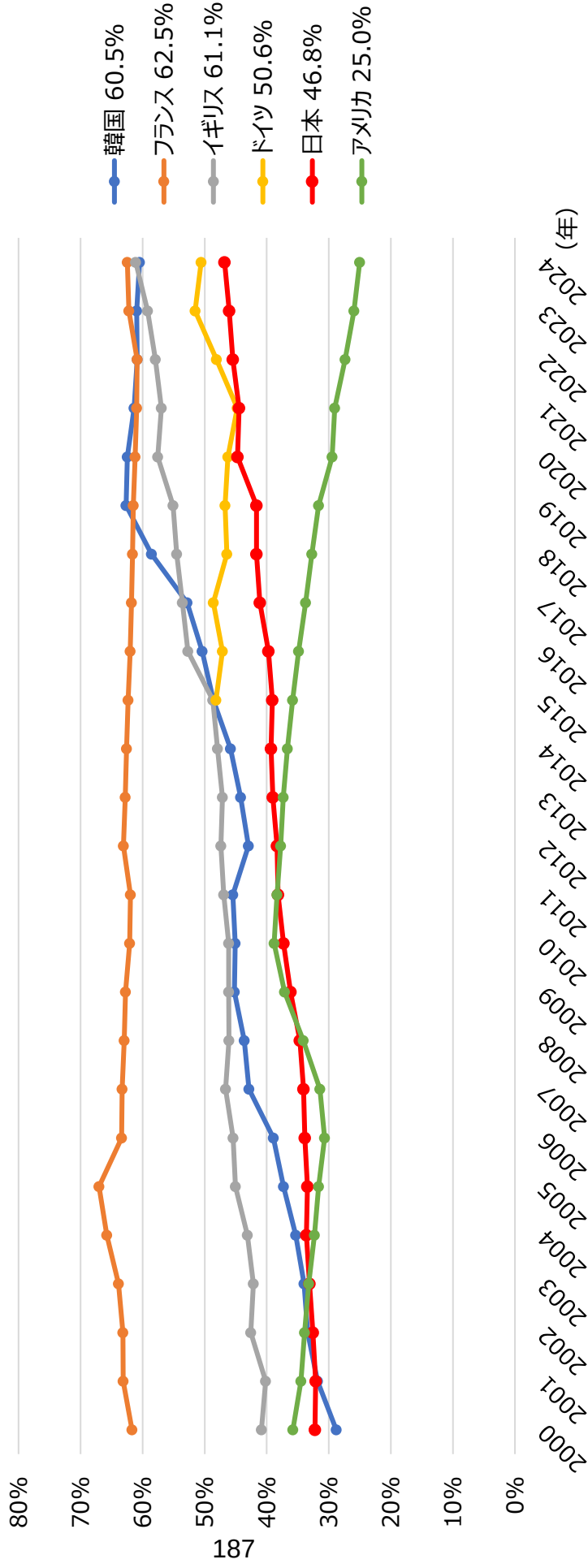
（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



(資料出所) O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- (注 1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- (注 2) アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。
- (注 3) ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典 (L3231-1以下) (1950年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年) ※州別最賃は各州法	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○ 高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○ 労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○ 職業訓練を修了していない未成年者（18歳未満） ○ 職業訓練実習生の一部 ○ 長期失業者の就職時（開始から56か月） 等	【連邦最低賃金】 ○ 管理職、専門職等 ○ 小規模企業従業員等 【州別等最低賃金】 ○ 州により異なる	○ 精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○ 18～20歳：10.85ポンド ○ 16～17歳：8ポンド ○ 見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	(未成年) ○ 17歳：10%減 ○ 16歳以下：20%減 (熟練化契約) ○ 年齢により30～45%減 (見習訓練契約) ○ 年齢と契約経過年数により22～73%減	-	【連邦最低賃金】 ○ 20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○ 障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○ 学生の一部 ○ 習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○ 州等により異なる	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○ 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○ 試の使用期間中の者 ○ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○ 軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者	
(参考) 最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※ 2026年4月1日発効 ※ 成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※ 2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※ 2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※ 2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※ 2026年1月1日発効	1,121円 ※ 全国加重平均 ※ 2025年10月～2026年3月発効

欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

- (注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。
- (注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。
- (注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

ひと、くらし、みらいのために

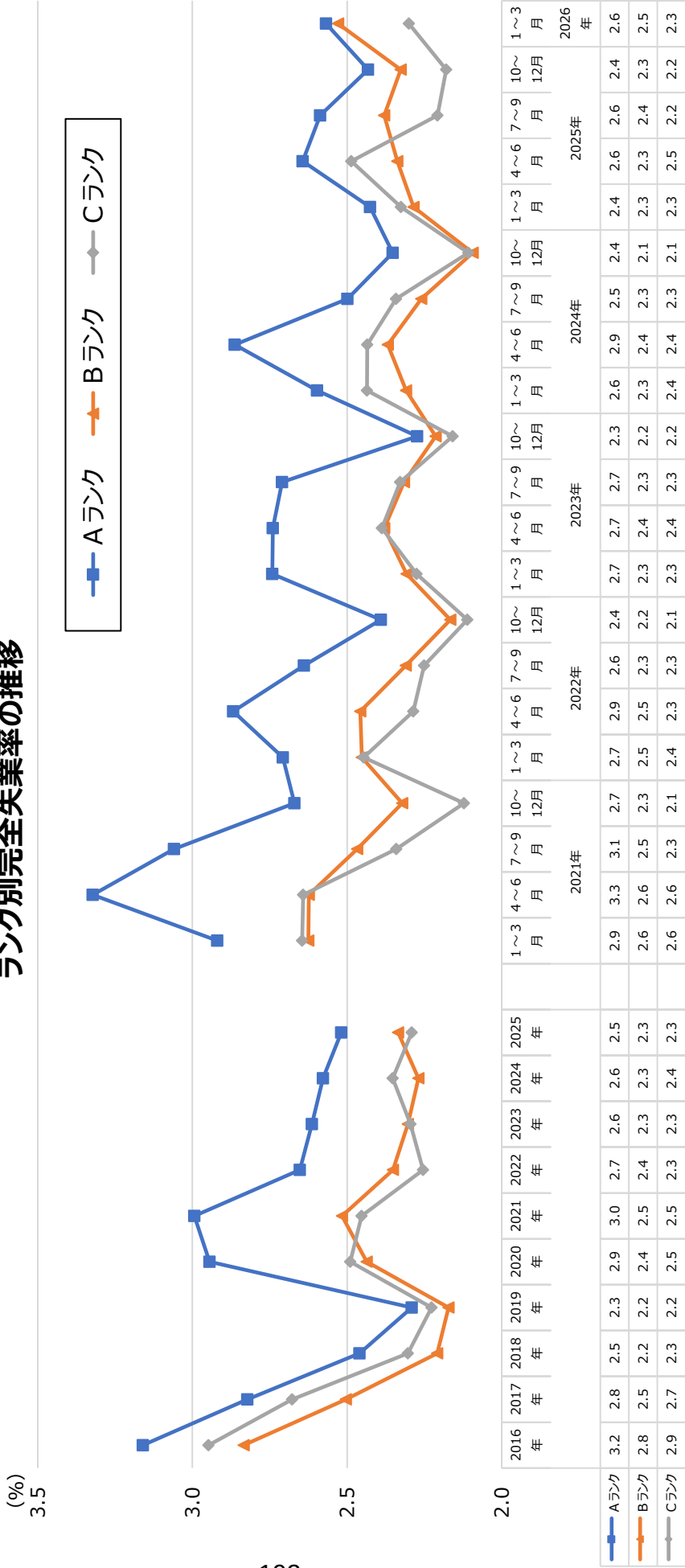


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

ランク別完全失業率の推移

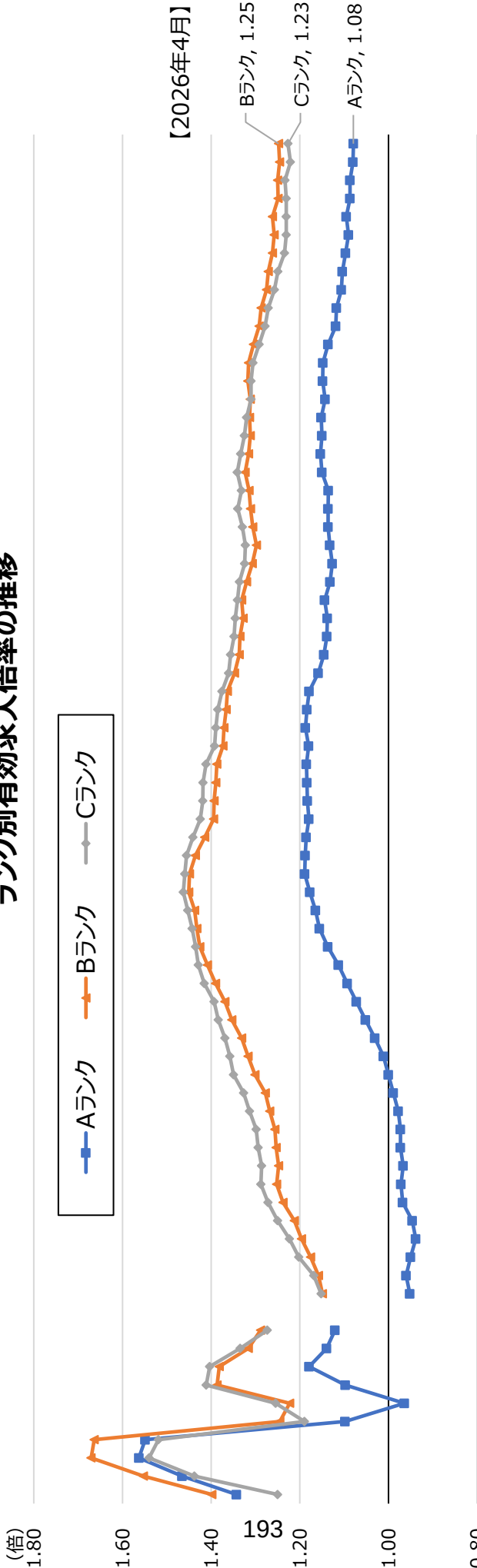


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



2021年												2022年												2023年												2024年												2025年												2026年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数 (就業地別) と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1 の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

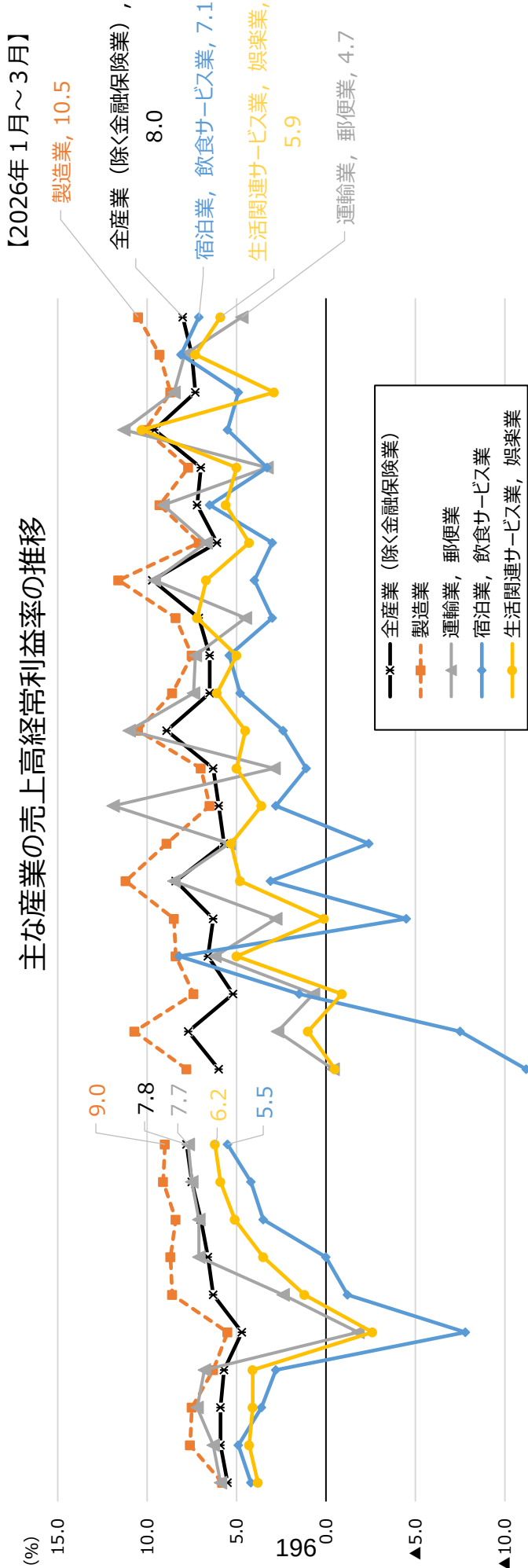
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



▲15.0				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2026年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2025年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2024年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2023年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2022年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2021年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2020年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2019年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2018年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2017年			
				1～3月				4～6月				7～9月				10～12月				2016年			

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026 年					
						1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～ 12月						
全産業（除く金融保険業）	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0	
	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5	
製造業																															
非製造業																															
農林水産業	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7
鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3
建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0
電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2
ガス・熱供給・水道業	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5
情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8
運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7
卸売業・小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9
サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8
宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7
教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8
医療、福祉業	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2
職業紹介・労働者派遣業	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4
その他のサービス業	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3

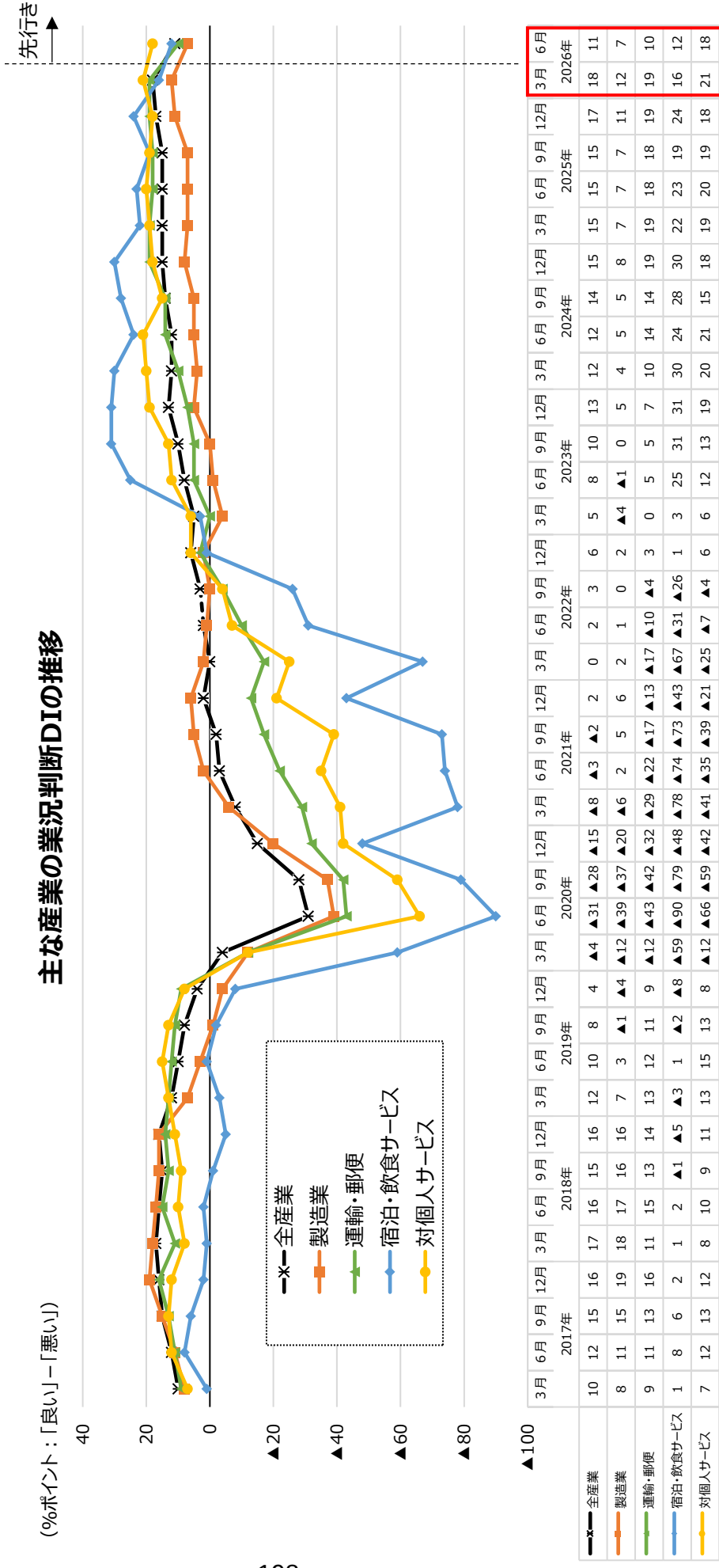
197

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

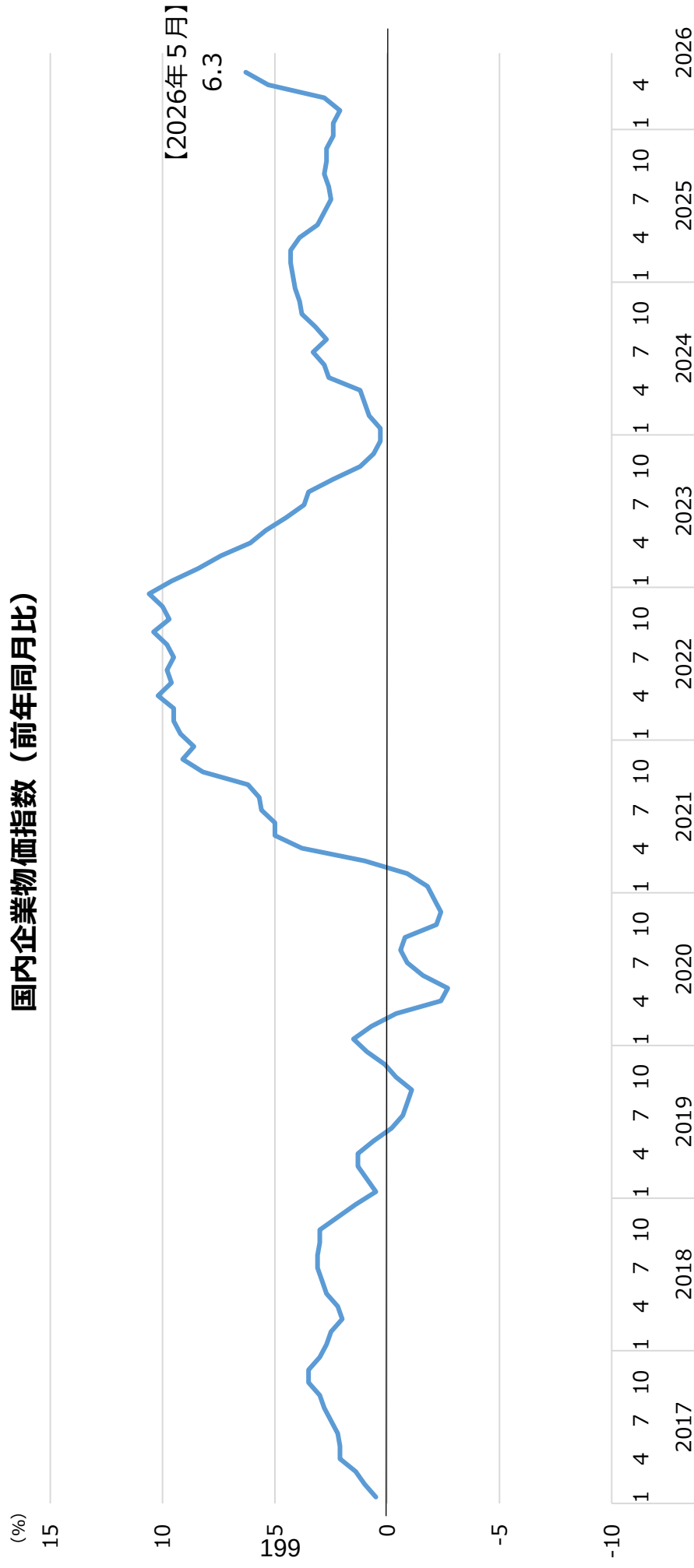
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業 (「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。



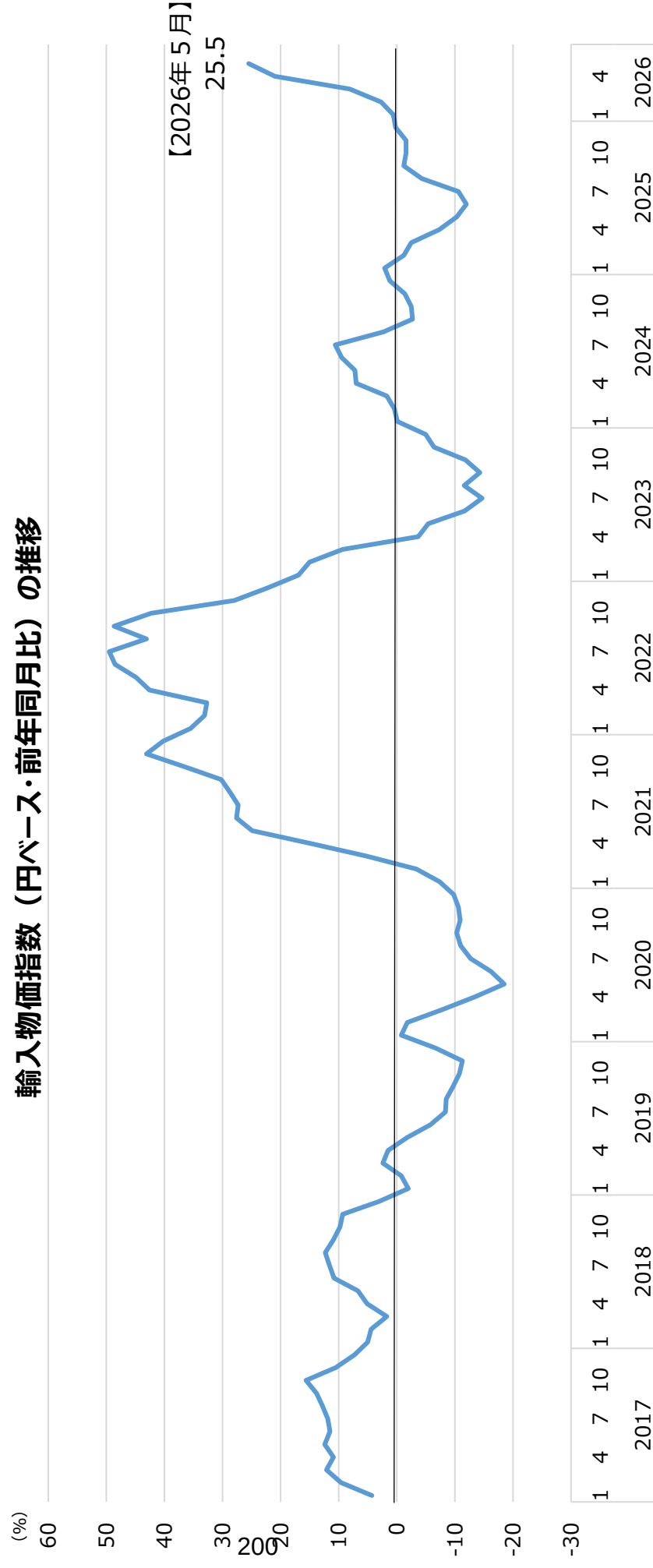
(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2026年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年5月は+25.5%であり、足下では上昇傾向である。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2026年5月速報値。

消費者物価の動向

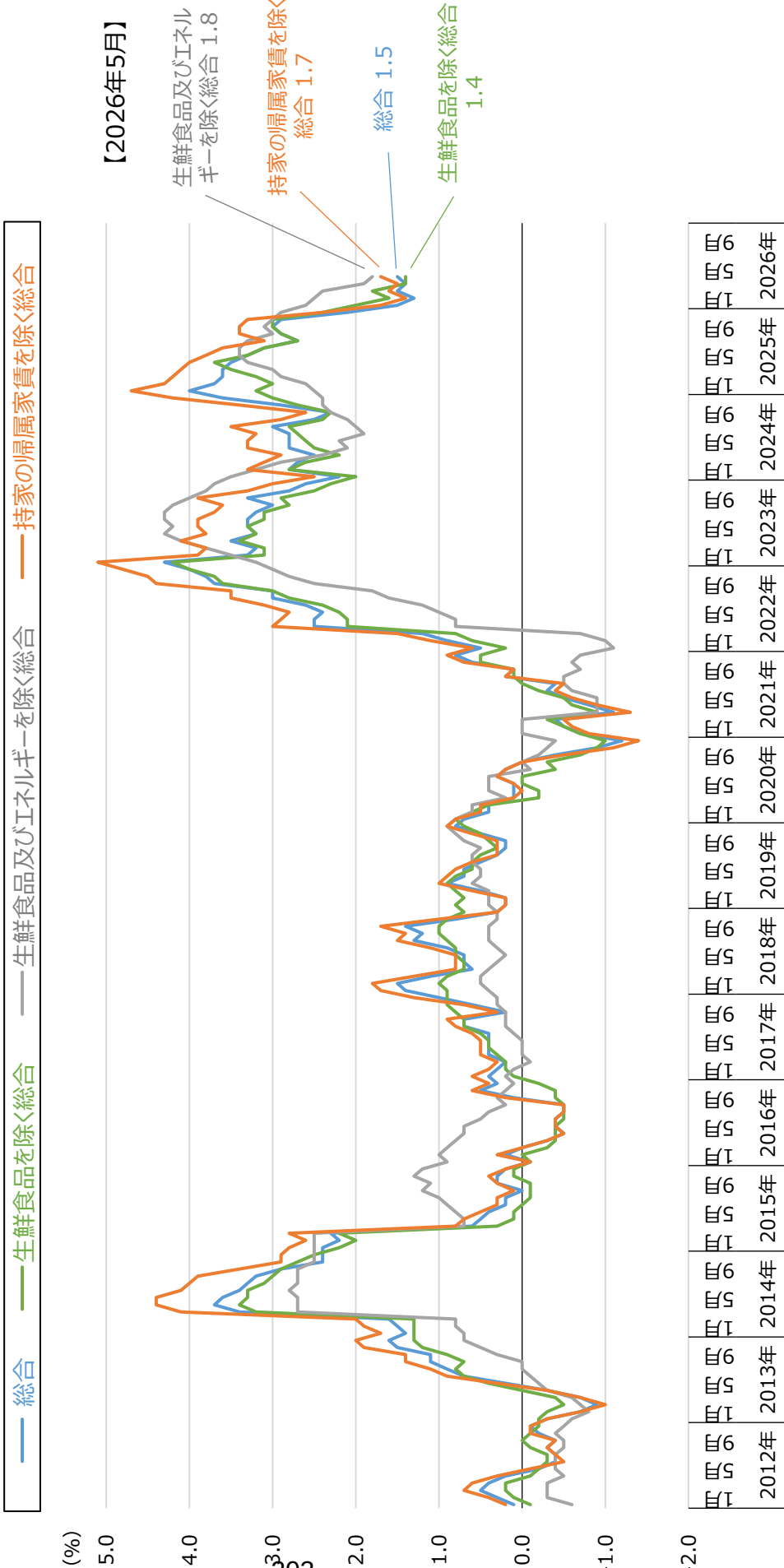
消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

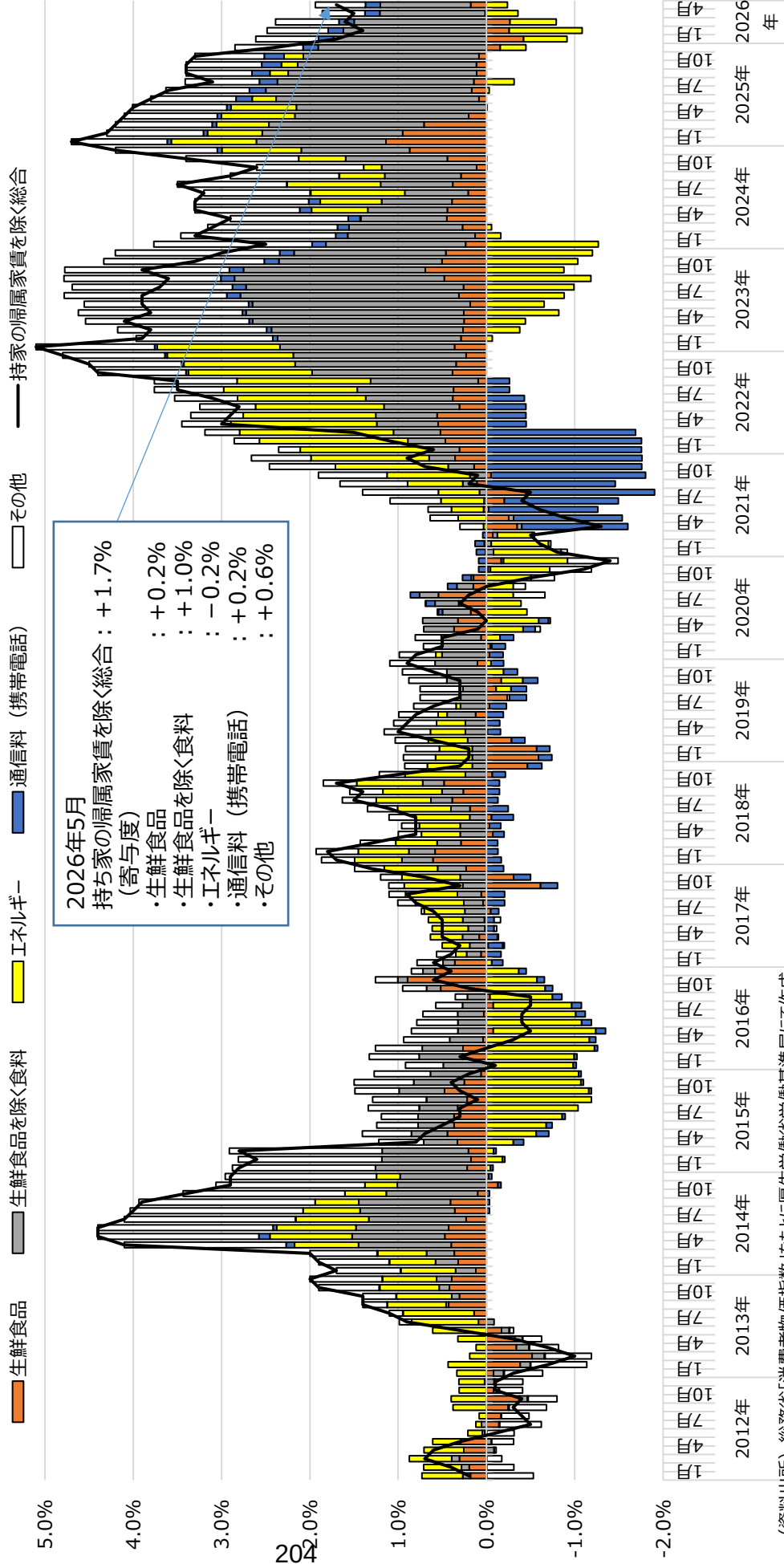
○ 2026年5月の消費者物価指数の「総合」は+1.5%、「生鮮食品を除く総合」は+1.4%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.7%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年5月に+1.7%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

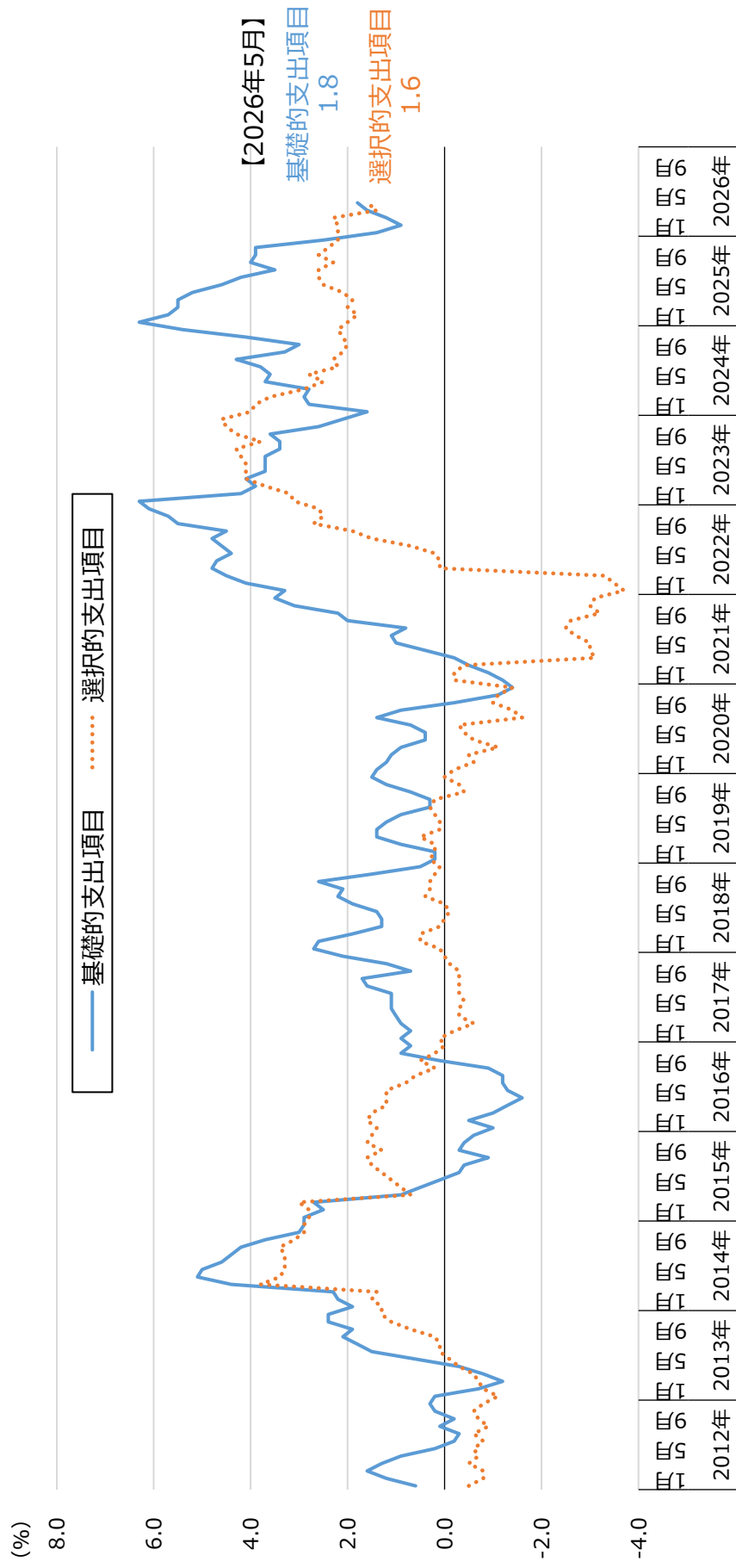
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出目別指数」(対前年同月比)の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「基礎的支出項目」は+1.8%、「選択的支出項目」は+1.6%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

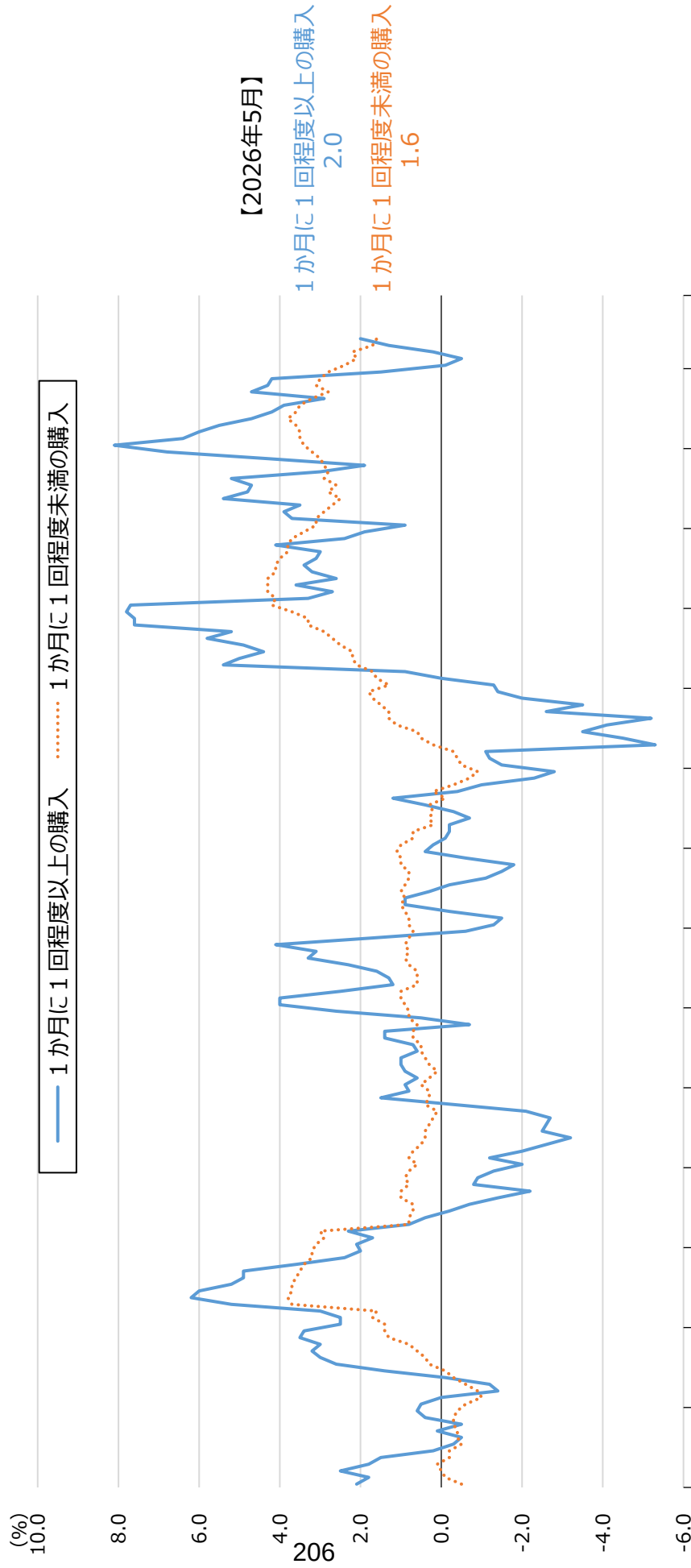
(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.0%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2026年

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
「1か月に1回程度以上の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.2%となっている。

	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.1

資料出所

総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年				2026年				2025年10月～ 2026年5月 平均		(単位：％)
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
		3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2	3.9	
持家の帰属家賃を除く総合	8,420											

	ウェイト (1万分比)	2025年				2026年				2025年10月～ 2026年5月 平均		(単位：％)
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
		1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	0.5	0.5	1.5	1.0	4.2	
頻繁に購入												
1 か月に1 回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.3	6.7	
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.2	5.0	
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	4.5	6.4	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注 1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注 2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注 3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注 4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1 か月に1 回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1 世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1 か月に1 回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料 A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1 か月に1 回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
プロッコー	キャンデー	通信用料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当） A	
だいこん	すし（弁当） B	
かぼちゃ	弁当 A	
なす	弁当 B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

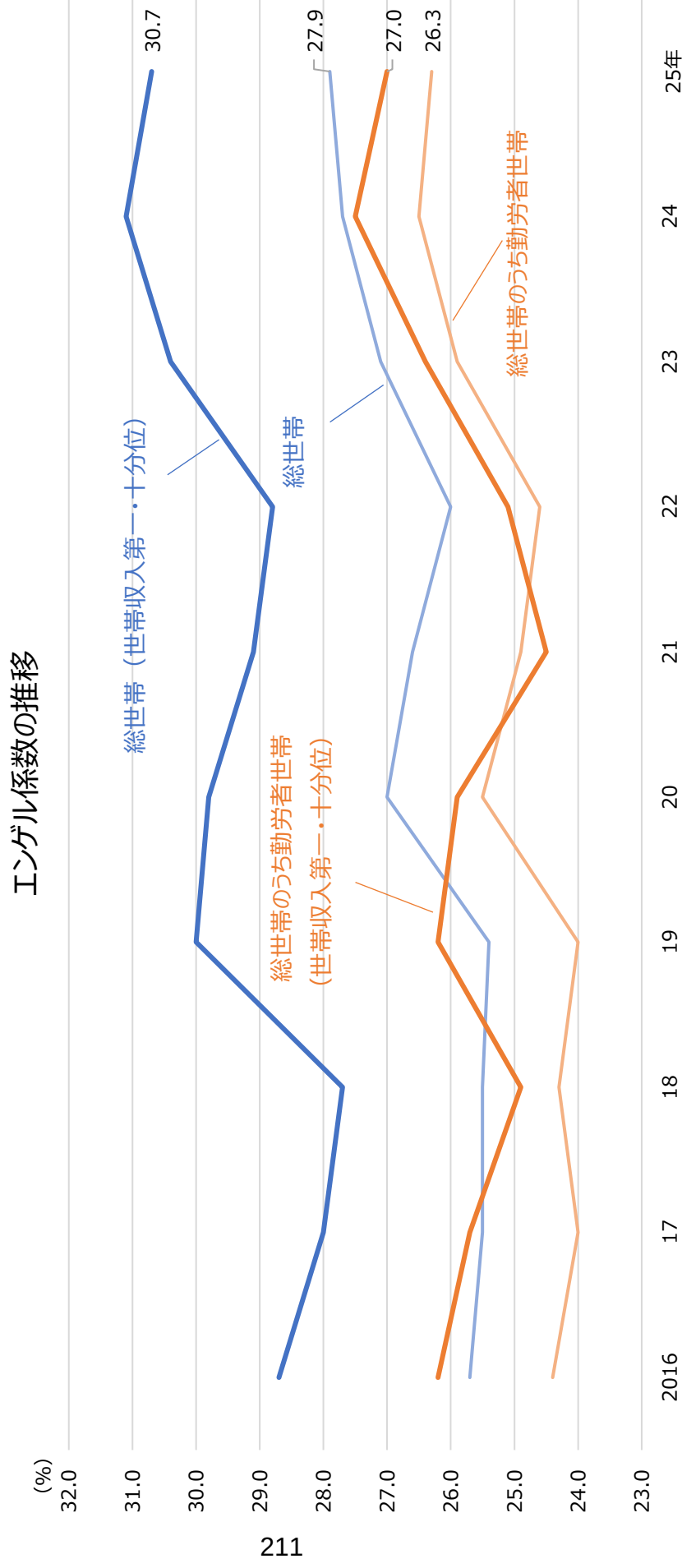
○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー (当月分) (前年剥落分)		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
電気代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.22	-0.22	-0.02	-
		-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
		-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
都市ガス代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.04	-0.04	0.00	-
		-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
		-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
灯油 (当月分) (前年剥落分)		+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
		(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
		(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
ガソリン (当月分) (前年剥落分)		-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
		(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
		(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査(総務省)

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

倒産の動向

ひと、くらし、みらいのために



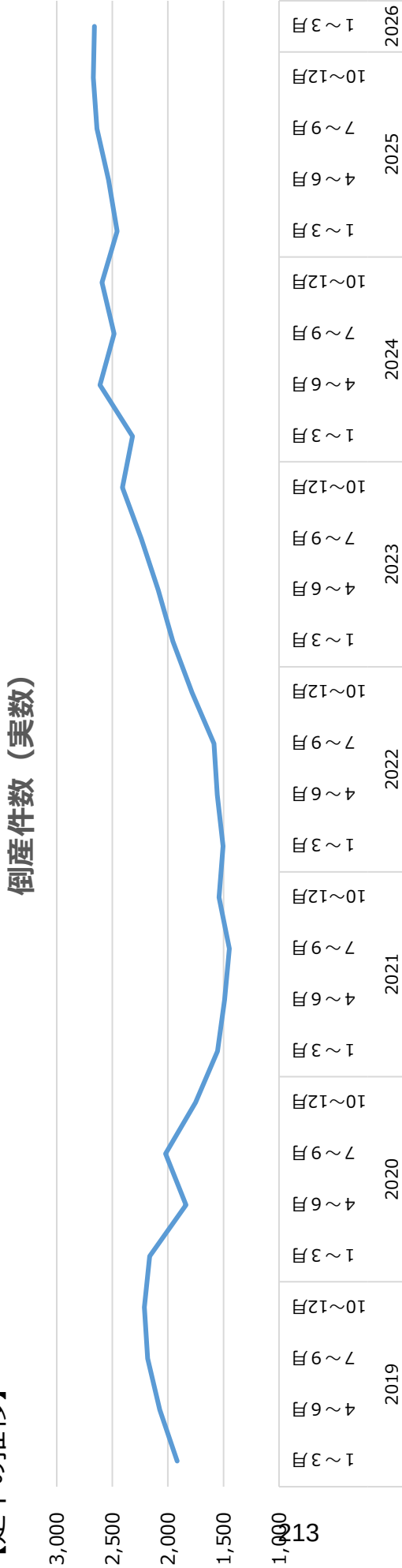
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

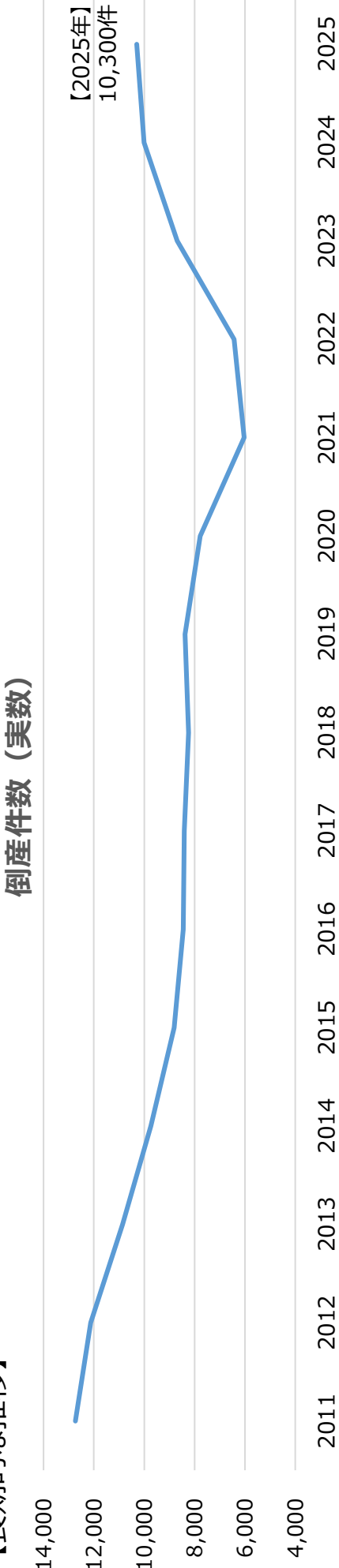
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわ寄せ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

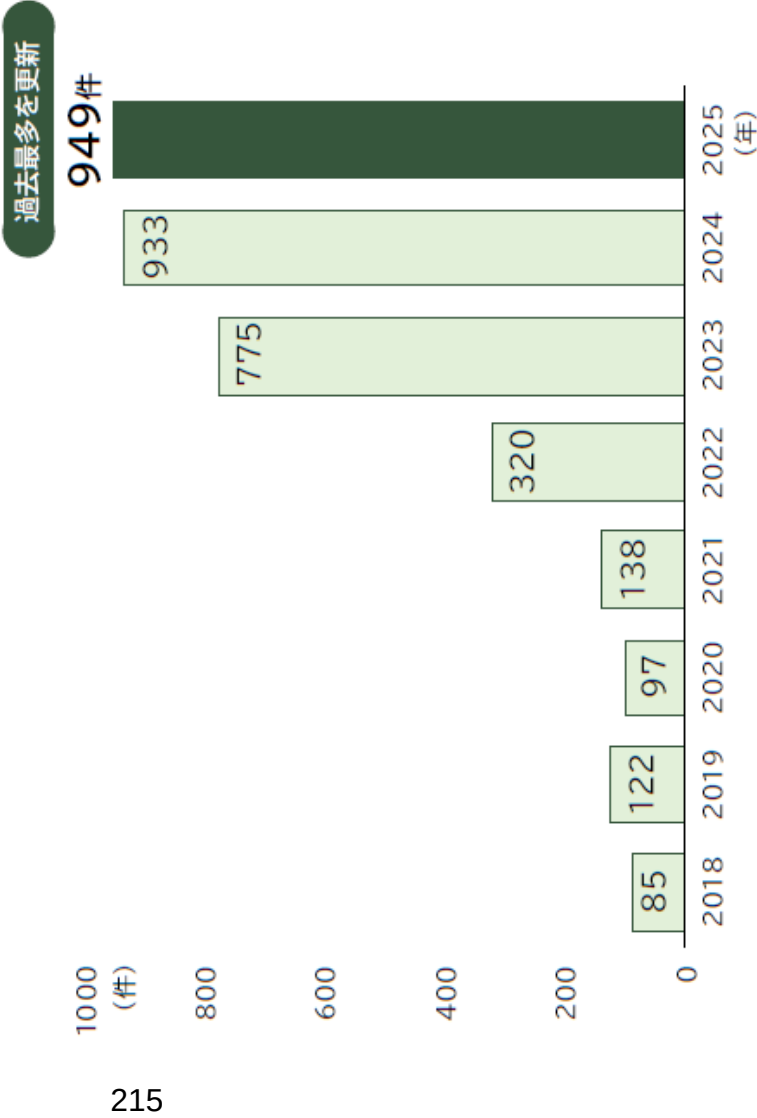
物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

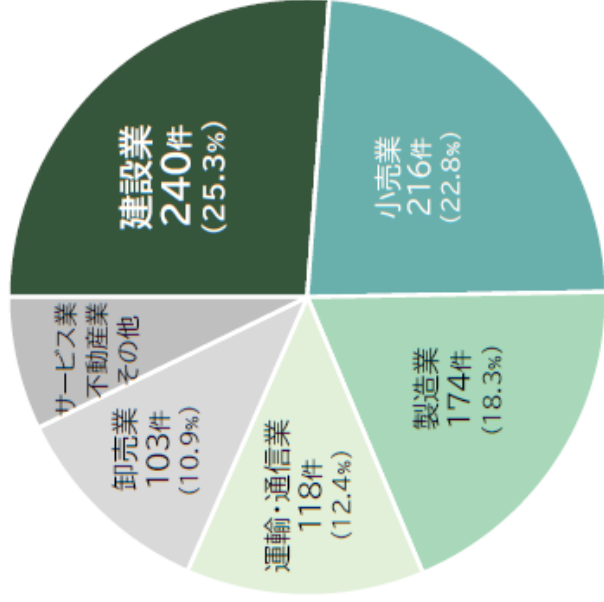
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」 件数推移



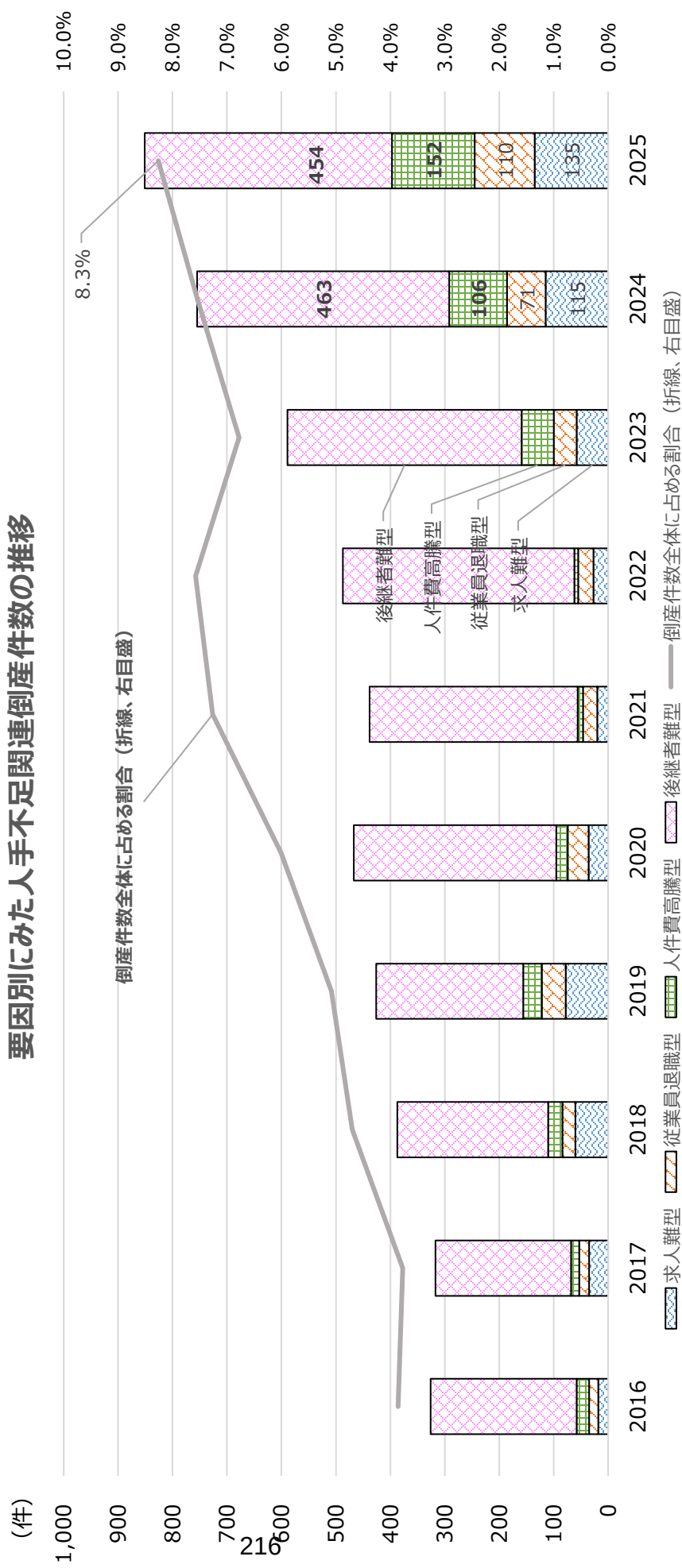
業種別 内訳(2025年)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

要因別にみた人手不足関連倒産件数の推移



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況

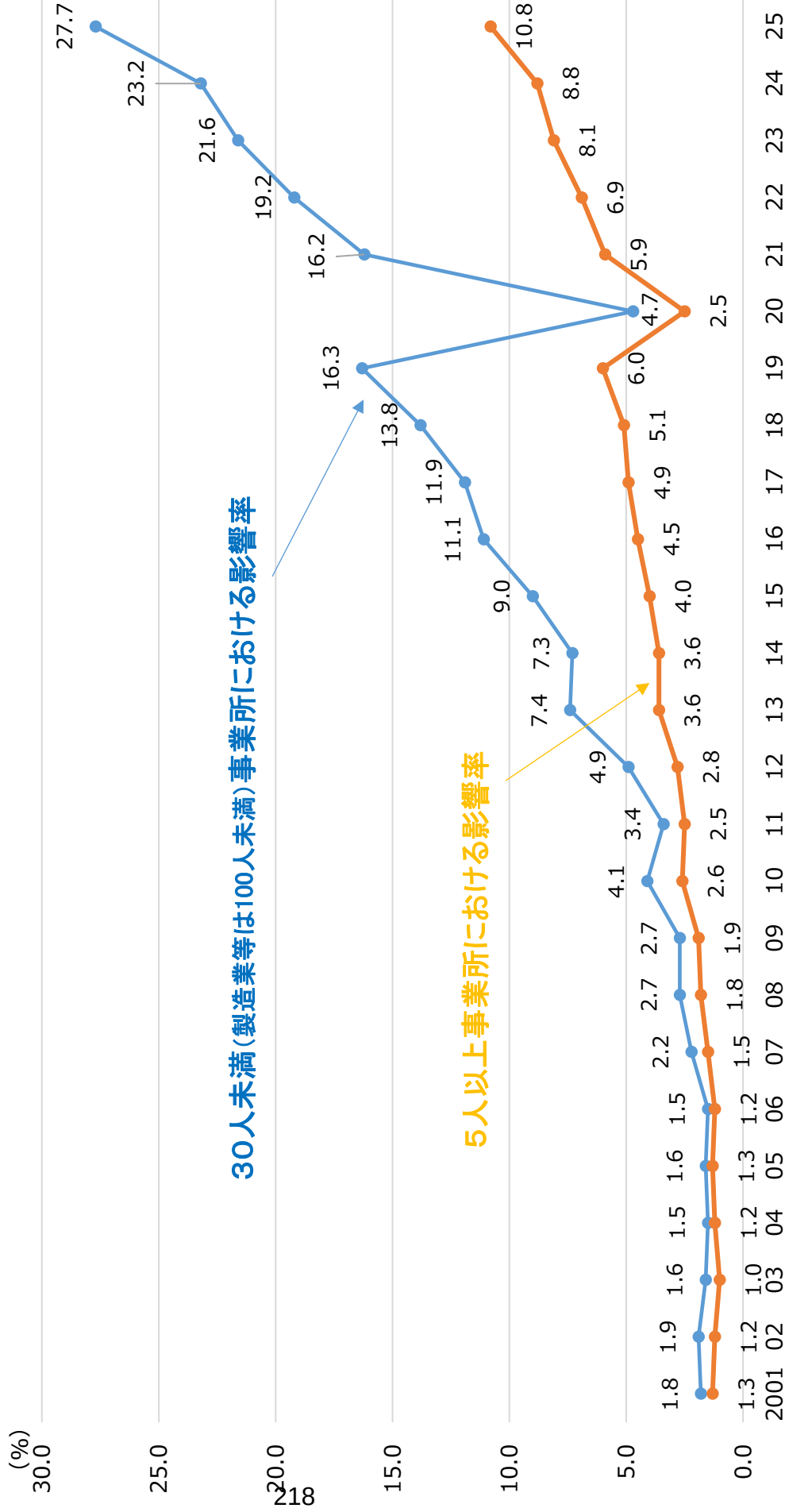
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

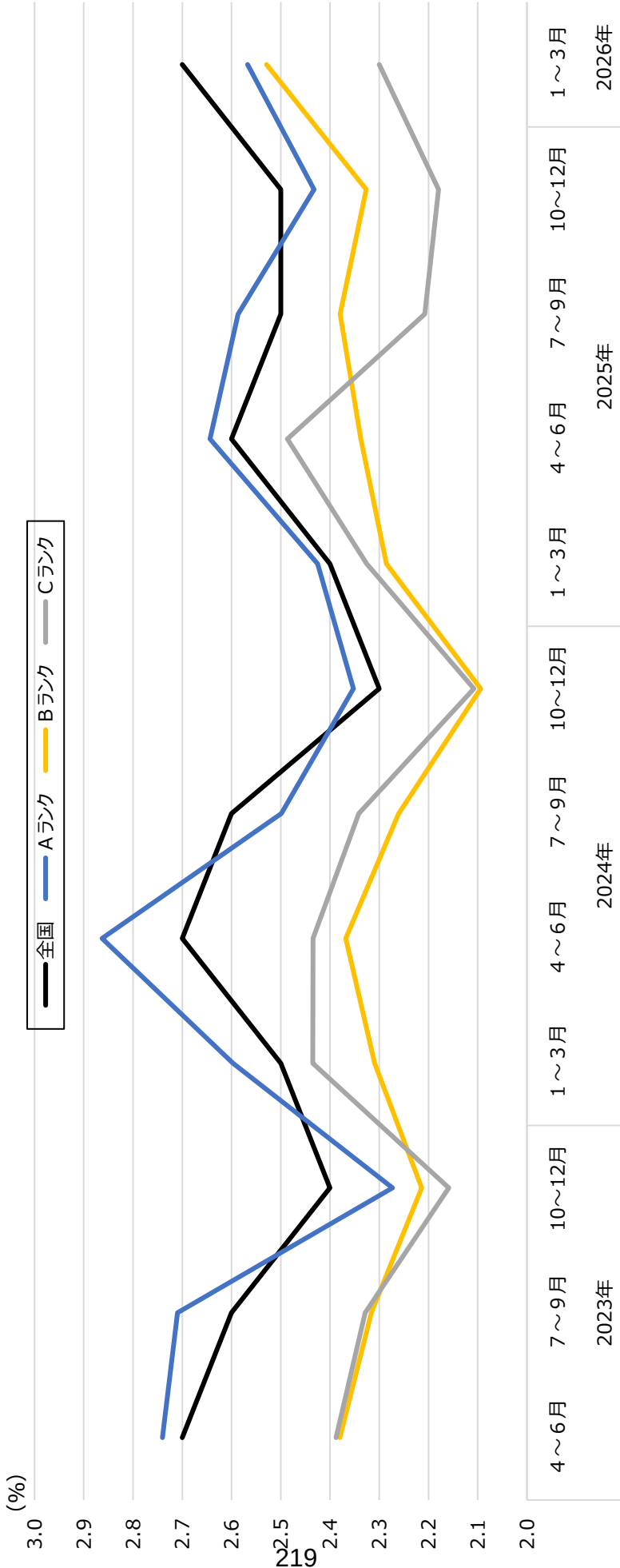
○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

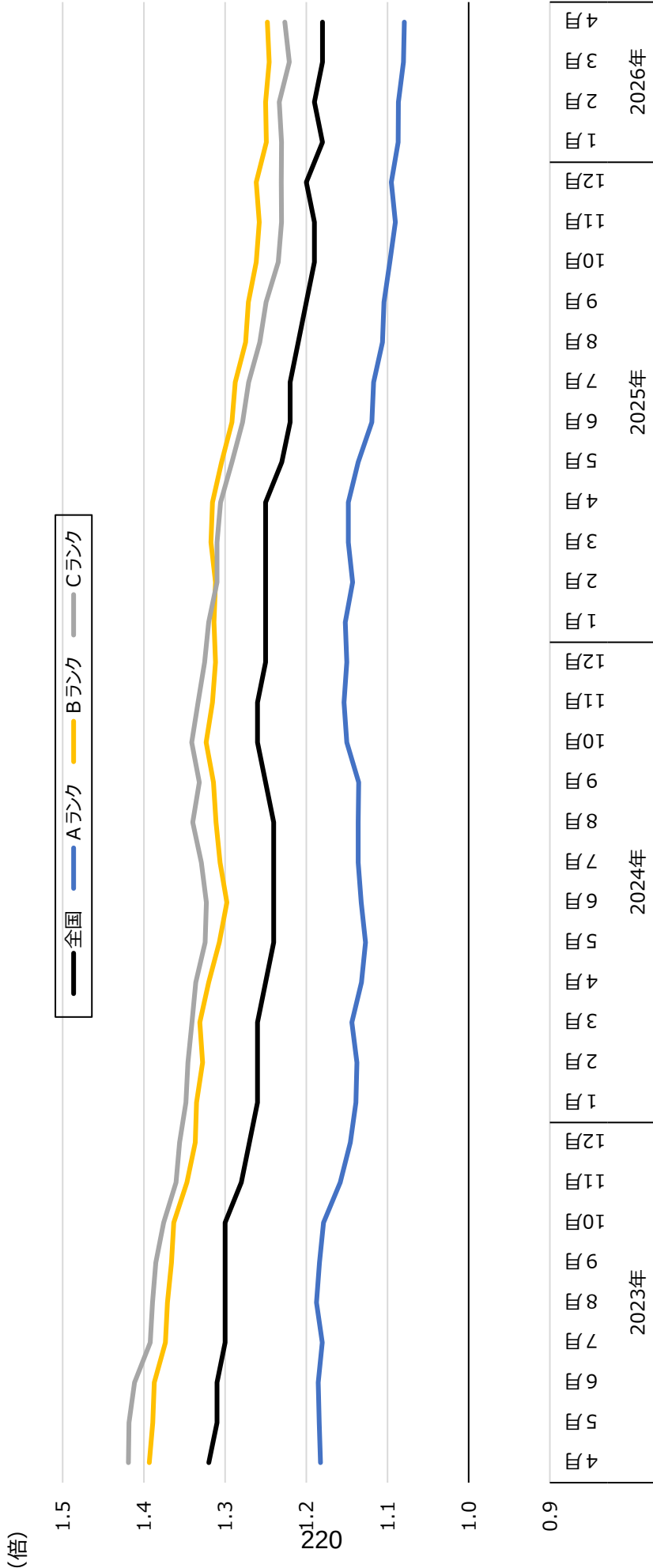
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

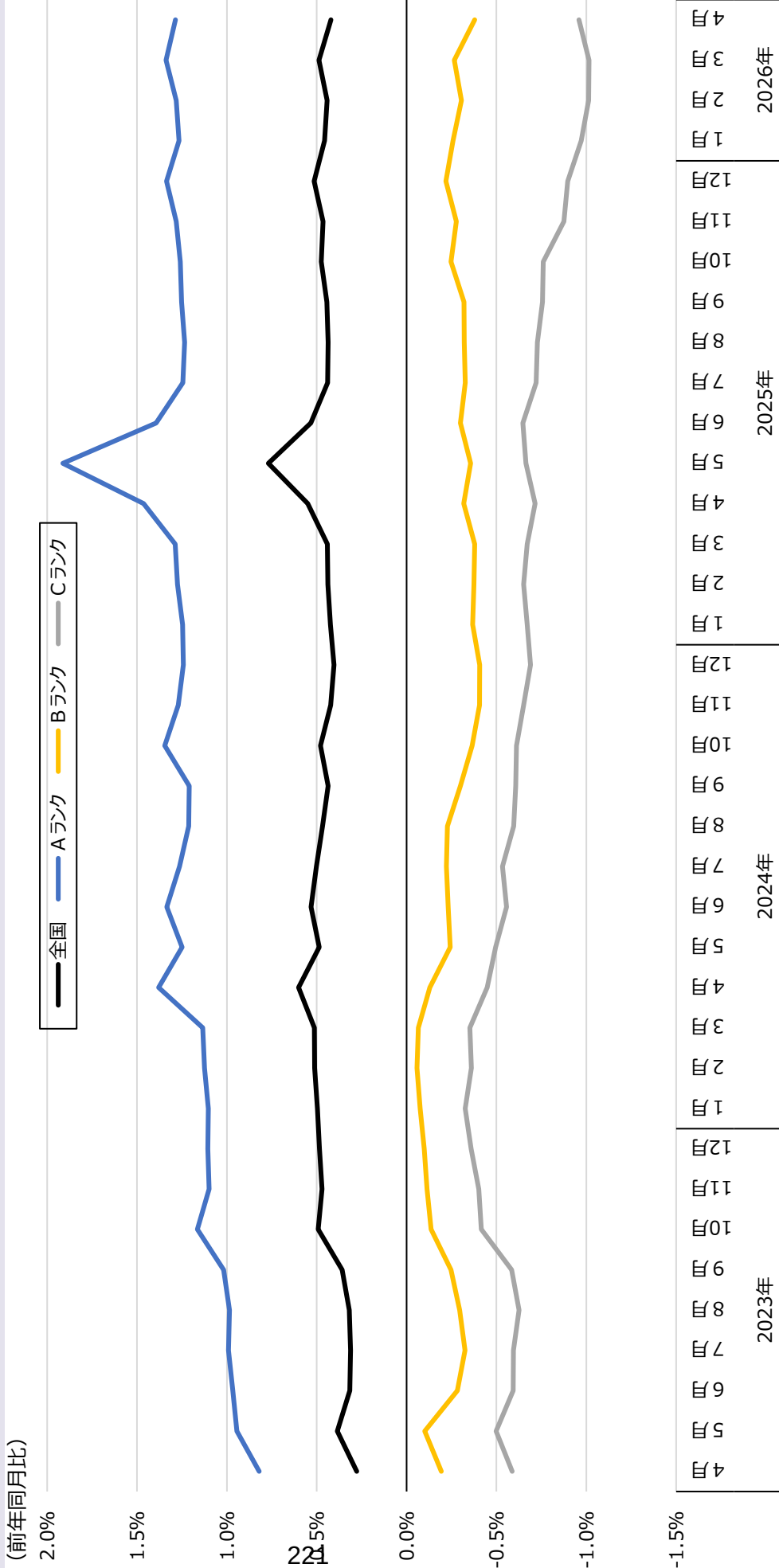
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

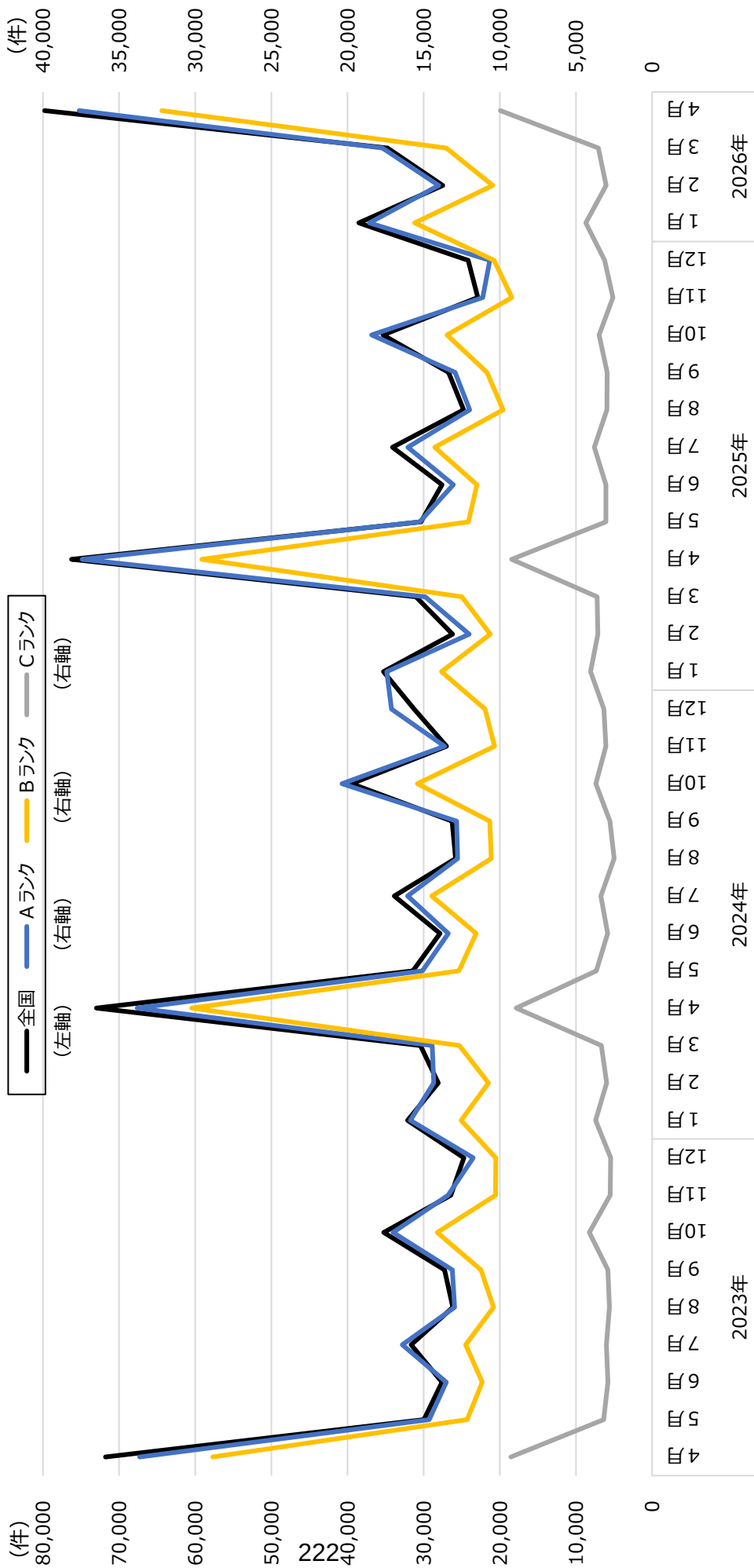
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



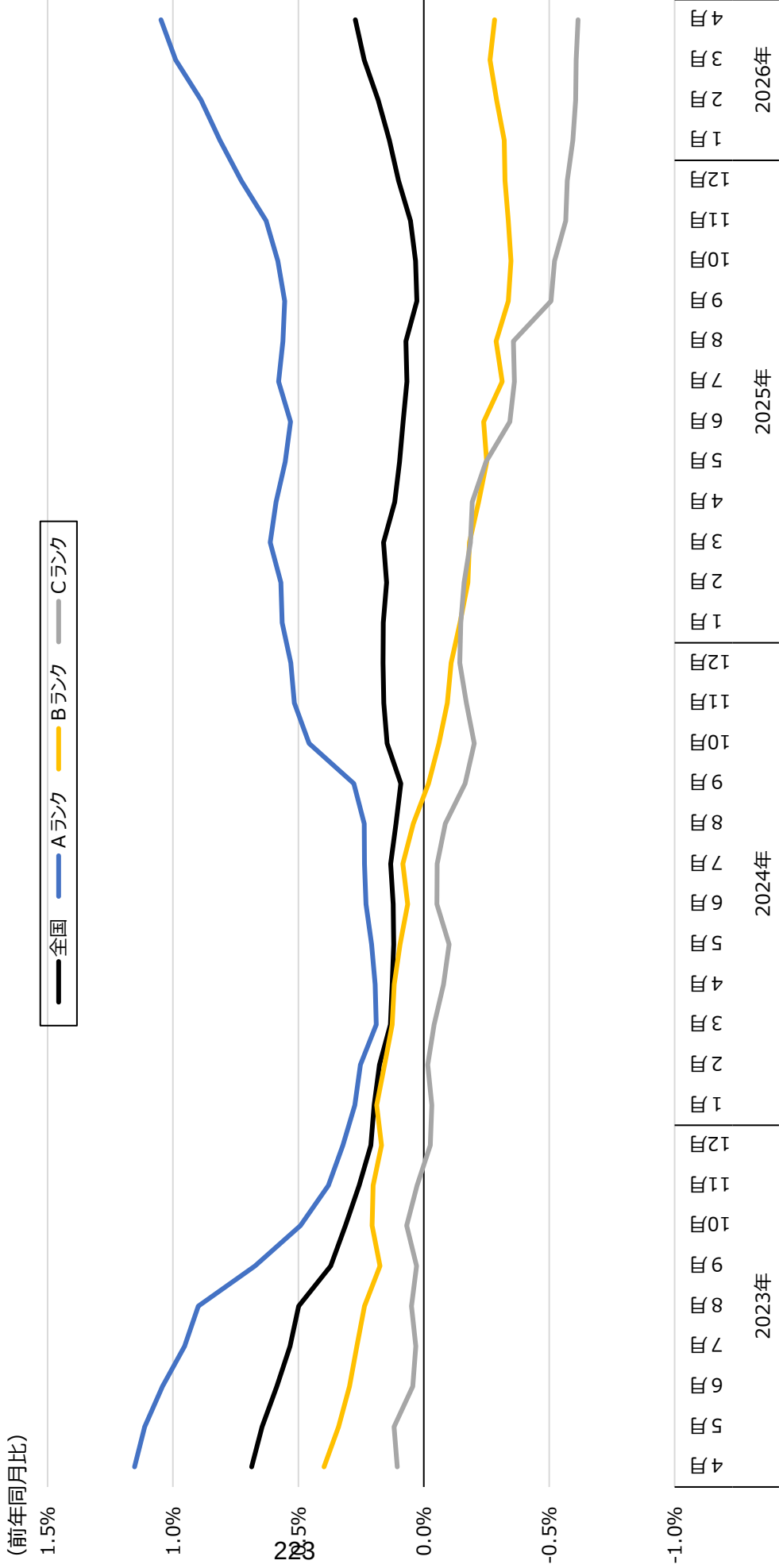
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



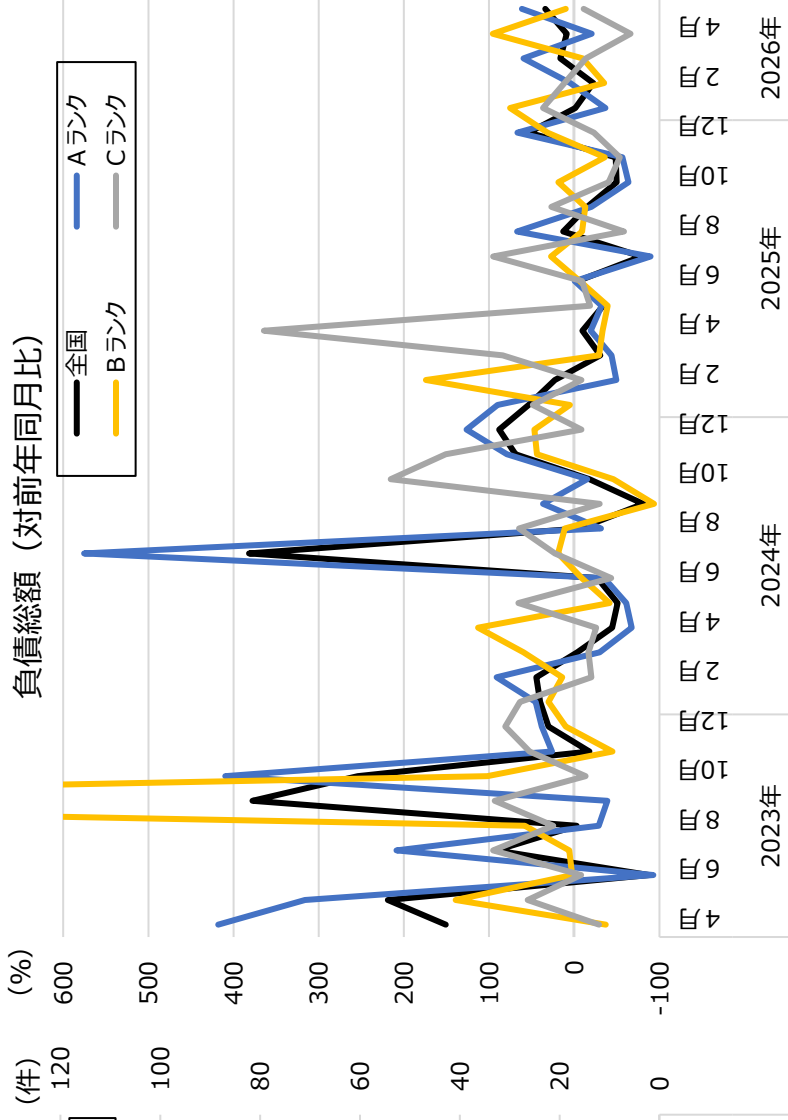
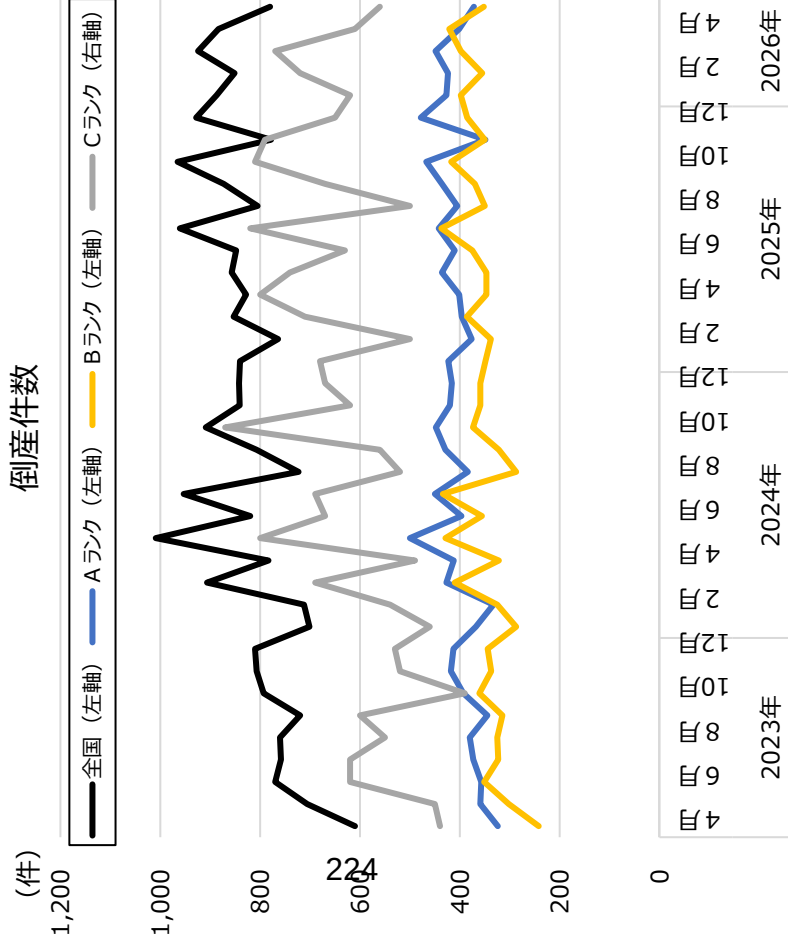
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

有効求人倍率（季節調整値）

(单位:倍)

2023年	2024年												2025年												2026年												2025年年初 累計占比/%	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月										
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.25	1.23	1.22	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18						
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91				
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.10	1.08	1.08					
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.22	1.22	1.23	1.22	1.22	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10				
宮城県	1.41	1.42	1.39	1.39	1.38	1.38	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11					
秋田県	1.47	1.44	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.26	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17					
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.45	1.43	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.27	1.26	1.29	1.29	1.28	1.29				
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.33	1.33	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.27	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22				
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.34	1.33	1.33	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.22	1.21	1.21	1.22	1.14	1.12				
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.14	1.13	1.14	1.13				
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.24	1.23	1.25	1.24	1.23	1.20				
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	0.98	0.97	0.96	0.98	0.96			
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99				
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.78	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.74			
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.83				
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.45	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38					
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48					
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.65	1.66	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.56	1.57	1.56	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.45	1.43	1.42
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.77	1.76	1.77	1.76	1.74	1.72	1.78	1.78	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37		
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.23	1.24	1.25	
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.50	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.14	1.12	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.08	1.06			
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.22	1.20	1.21		
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.22	1.21	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.22	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.18	1.19	1.18	1.19	1.17	1.17		
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.22	1.22	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.22	1.20	1.19	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.22	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.15	1.14	1.12	1.12	
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.02	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94		
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.16	1.15	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.15	1.13	1.11		
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.11	1.13	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.14	1.14	1.13	1.14	1.13	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.03	1.00	1.01	1.00		
鳥取県	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.27	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.25	1.22	1.25	1.26
岡山県	1.68	1.68	1.61	1.60	1.58	1.55	1.52	1.50	1.48	1.46	1.44	1.40	1.49	1.49	1.45	1.44	1.43	1.42	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.38	1.38	1.40	1.39	1.34	1.38	1.39	1.34	1.34	1.34	1.37	1.45	1.51		
広島県	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.53	1.56	1.56	1.54	1.50	1.47	1.46	1.44	1.43	1.39	1.42	1.43	1.46	1.45	1.46	1.45	1.43	1.45	1.46	1.46	1.45	1.42	1.40	1.37	1.36	1.31	1.30	1.27	1.29			
山口県	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42	1.43	1.42	1.43	1.45	1.43	1.40	1.41	1.42	1.44	1.46	1.43	1.42	1.43	1.40	1.38	1.36	1.39	1.38		
山梨県	1.58	1.52	1.49	1.49	1.49	1.50	1.49	1.50	1.50	1.51	1.52	1.52	1.51	1.47	1.46	1.46	1.43	1.43	1.47	1.50	1.47	1.44	1.42	1.42	1.45	1.44	1.45	1.44	1.43	1.40	1.36	1.35	1.33	1.31	1.29	1.29	1.31	1.32
徳島県	1.23	1.22	1.21	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.18	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.19	1.18	1.18	1.12	1.13	1.13	1.15	1.14	1.15	1.16	1.16	1.18	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.1						

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

都道府県 (受理地) 別有効求人倍率 (季節調整値) (パートタイムを含む一般)

↑
↓

雇用保険被保険者数(前年同月比)

2024年			2025年												2026年												2025年年末		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	
北海道	-1.1%	-0.2%	-0.2%	-1.5%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.1%	
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.9%	
宮城県	-2.2%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-1.0%	-1.0%	
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.3%	
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.2%	
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	0.3%	
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	0.2%	0.4%	0.5%	0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.7%	
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	0.7%	0.8%	1.2%	1.3%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.6%	2.3%	1.9%	1.9%	1.9%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	-0.2%	
福井県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%	
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	
京都府	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.3%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	1.8%	
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	
徳島県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	
香川県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-1.5%	
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	1.0%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.6%	
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.4%	
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.6%	
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.7%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.9%	-1.9%	
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	
長門県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.0%	
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-1.1%	-1.1%	
大分県	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.8%	-1.8%	
宮崎県	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	
沖縄県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.4%	-1.3%	

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末被保険者数を基に集計



↑
↓
低

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 累計引上り額			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月												
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-0.9%	-3.4%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	66											
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	65											
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	-26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	-0.8%	-13.6%	-3.0%	-40.5%	76											
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	-19.0%	79											
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	80											
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	94.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	80										
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	77											
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-23.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	78											
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	69											
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	11.1%	10.8%	64											
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	78											
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	63											
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	64											
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	63											
神奈川県	-2.1%	6.5%	-4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	63											
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-32.5%	28.9%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.2%	64											
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	64											
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.9%	-1.5%	70										
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.9%	-1.5%	69											
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	64											
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	63											
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.2%	-21.3%	9.6%	9.1%	64											
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	63											
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	63											
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	64											
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	63											
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	64											
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	63											
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	64											
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	65											
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	71												
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-78.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	73											
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	71											
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-13.1%	-28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	11.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	65												
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	65											
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	64											
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	37.0%	37.0%	66											
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-1.9%	1.6%	25.0%	28.6%	-47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	-34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.3%	66										
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-12.3%	10.3%	-0.5%	2.3%	-4.5%	19											

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 雇用引上げ率			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月												
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%												
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%												
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%												
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%												
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%												
宮城県	-0.4%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%												
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%													
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-1.9%													
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%													
茨城県	0.8%	0.9%	0.7%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%													
栃木県	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%													
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%													
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%													
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%													
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%													
神奈川県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.5%	-1.5%													
新潟県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.1%	-1.0%													
富山県	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%													
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%													
福井県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%													
山梨県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%													
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%													
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%													
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%													
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%													
滋賀県	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%													
京都府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	0.8%	0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%													
大阪府	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%													
兵庫県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%													
奈良県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%													
和歌山県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.9%													
鳥取県	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%													
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%													
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%													
山口県	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%													
徳島県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%													
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%													
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.9%													
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%													
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%													
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%													
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.3%													
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%													
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%													
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.6%													
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%													
沖縄県	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.3%	1.3%	1.3%													

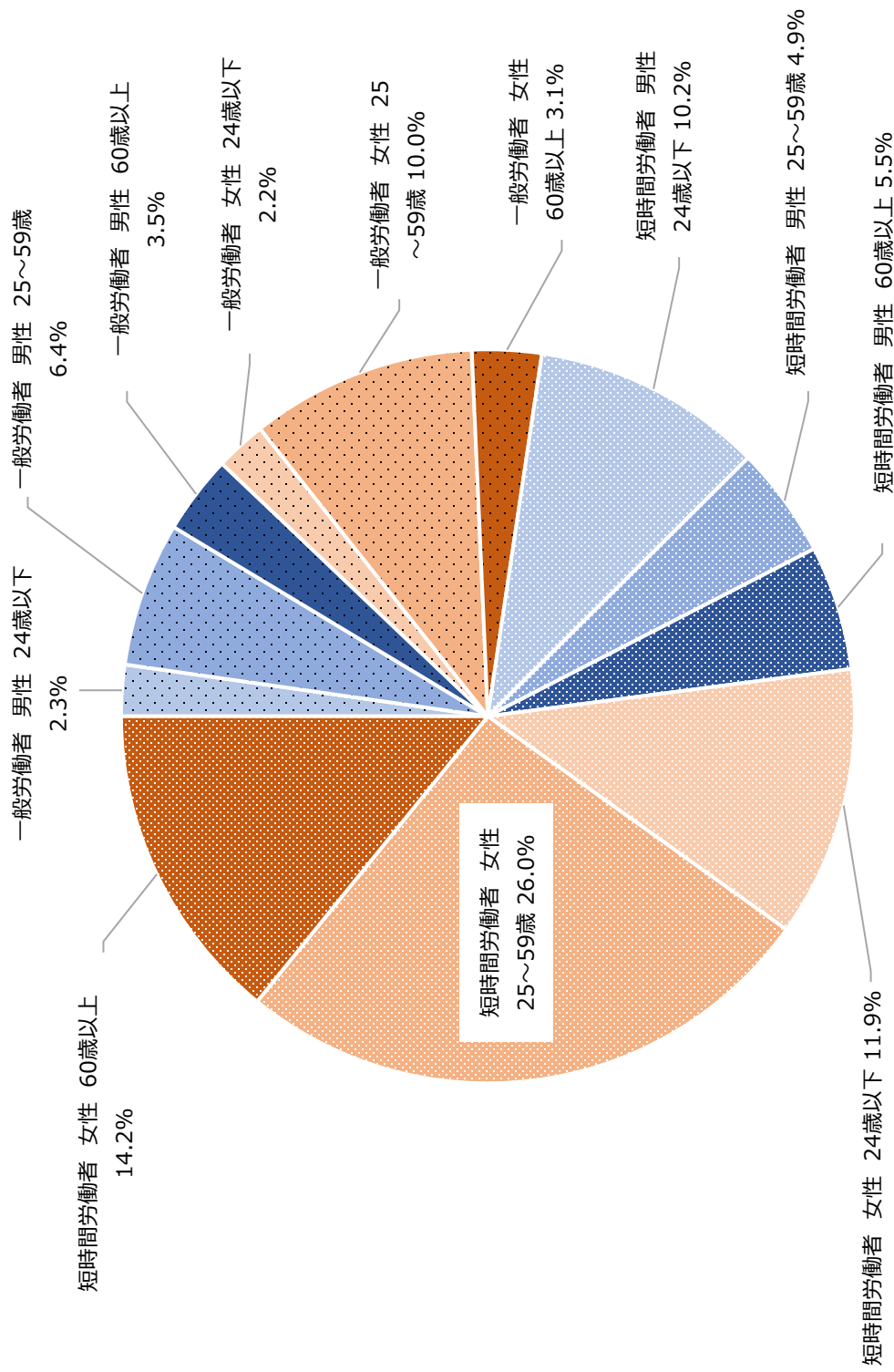
「賃金構造基本統計調査」を用いた分析

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



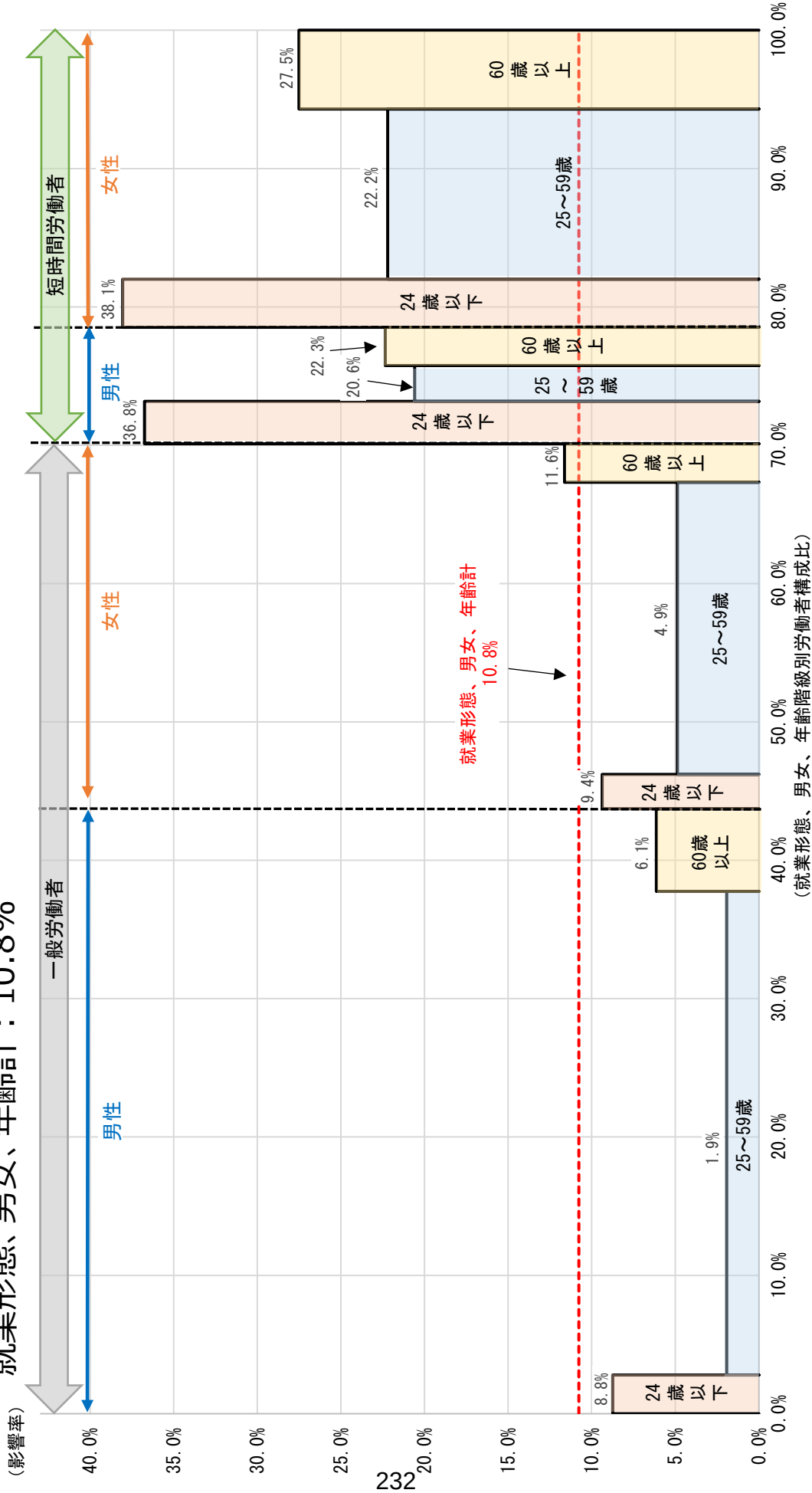
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

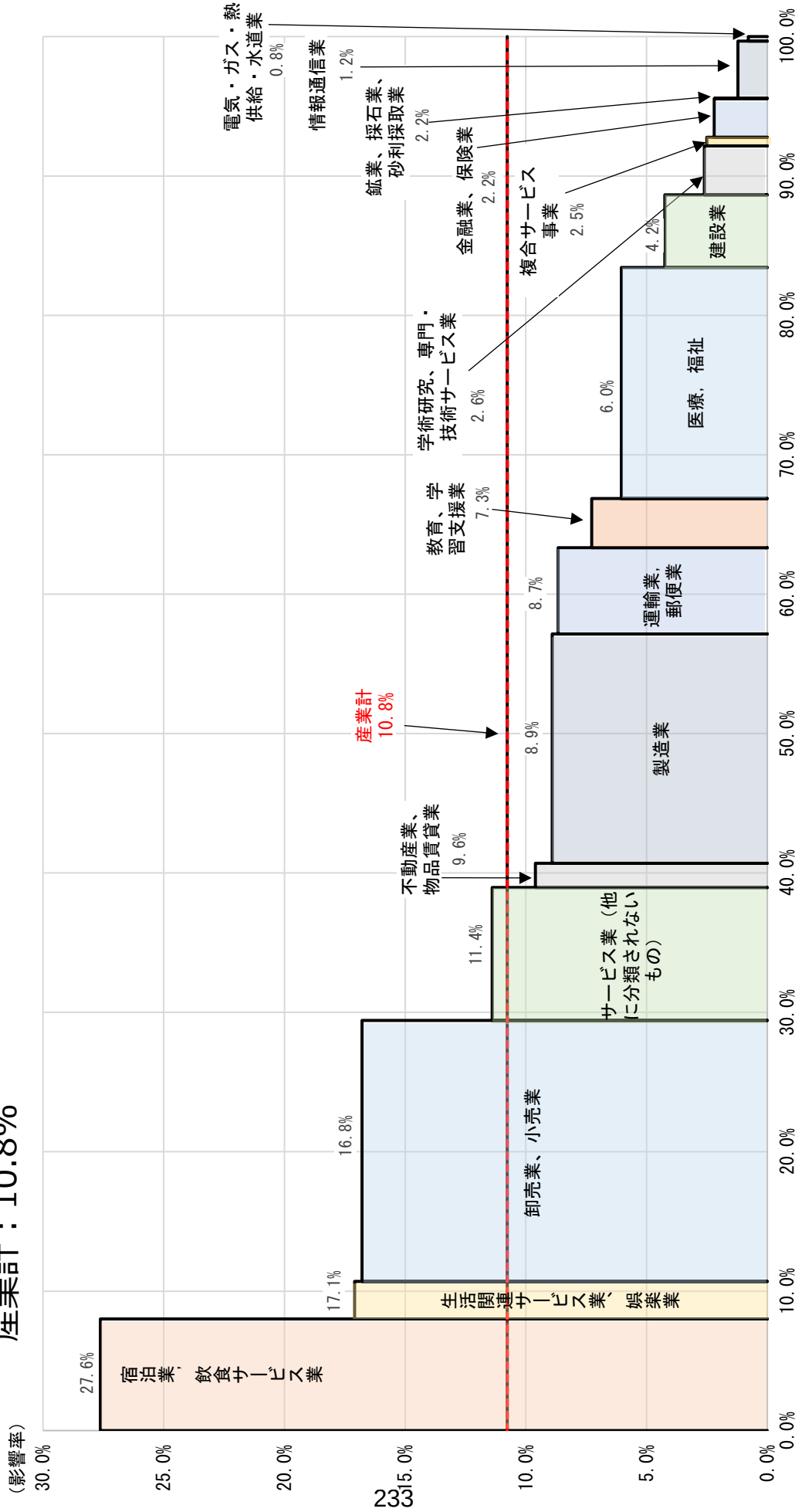
就業形態、男女、年齢計：10.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別の労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級別の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級別の常用労働者に占める比率）を示している。

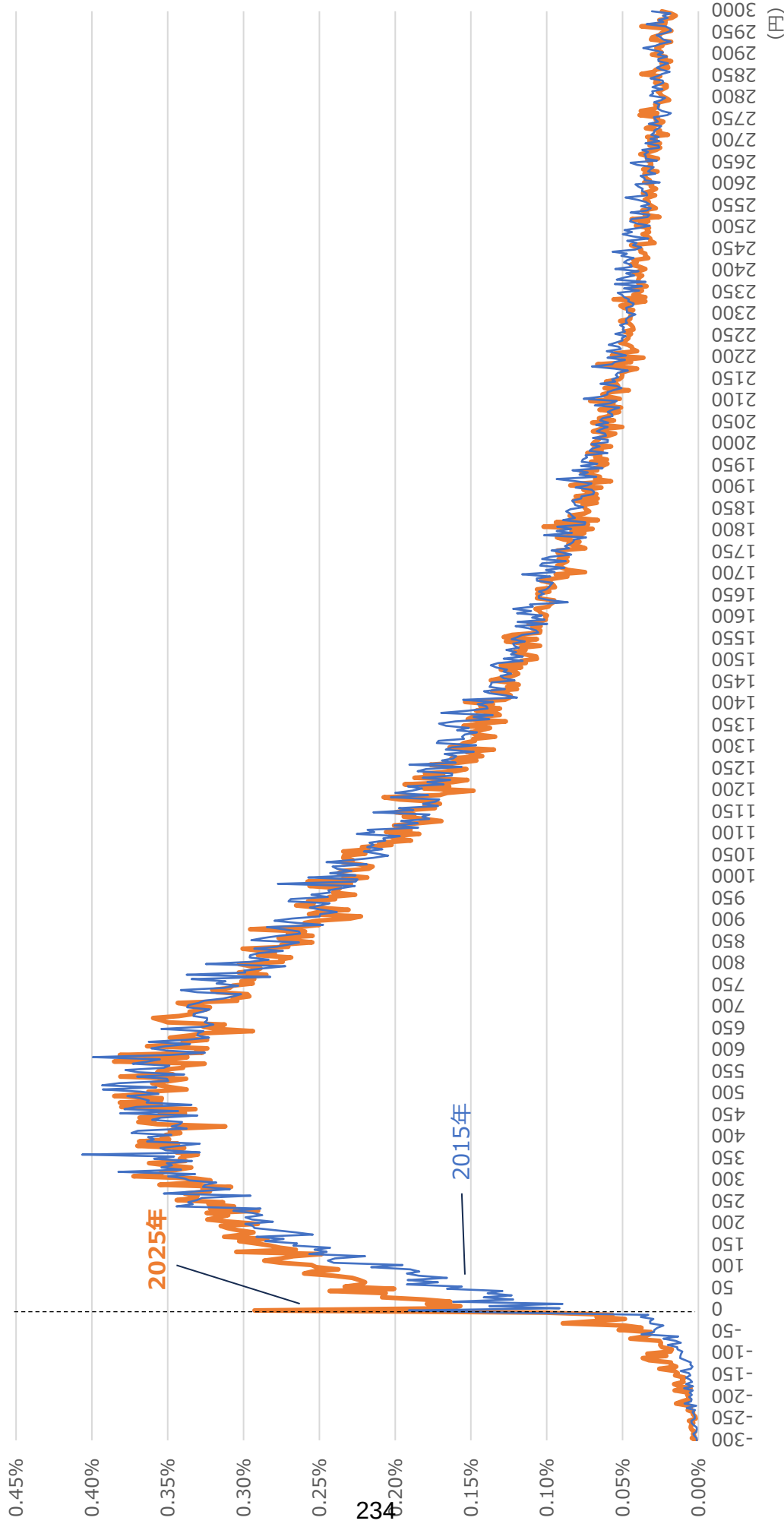
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

産業計：10.8%



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

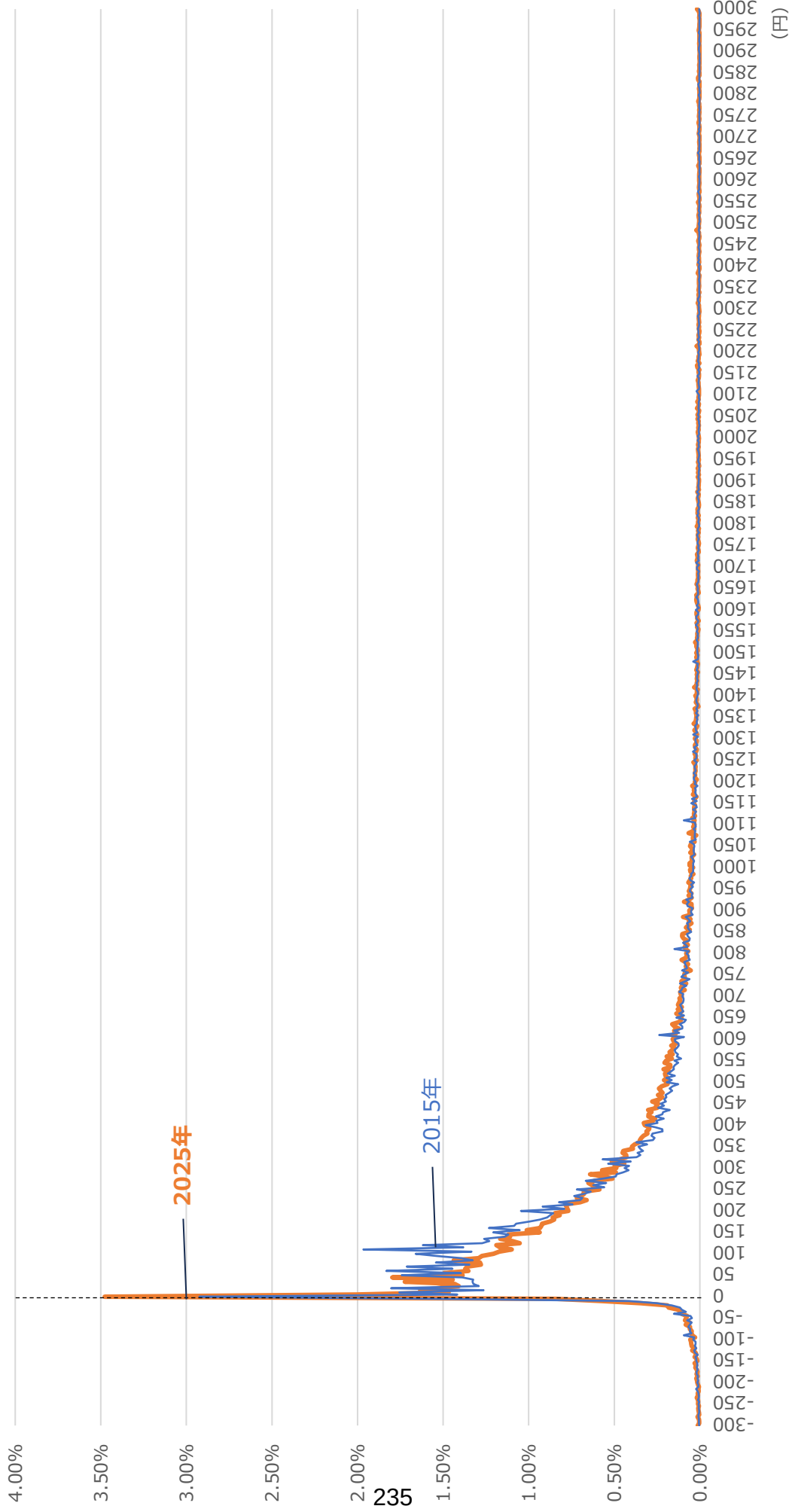
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

● **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保

● 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が**2年連続**で**5%台**で、約**30年**ぶりの高水準

主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資** ● **事業承継・M&A**の支援強化
- **資・省力化投資等の強化**
- 「**100億企業**」の創出支援 ● **予兆管理や再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定**の効果を前倒し、**医療・介護・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げ**を支援
- **ICT機器等の導入等**による**生産性向上・職場環境改善**の取組を支援

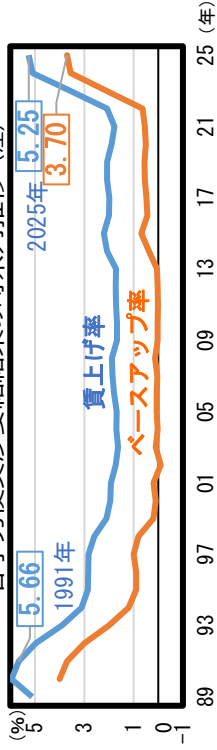
重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者**を支援
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

春季労使交渉交渉結果の時系列推移（注）



賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「省力化投資促進プラン」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」による、全国規模でのサポート体制を構築。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ①飲食業（農林水産省・厚生労働省） | ⑦運輸業 |
| ②宿泊業（観光庁・厚生労働省） | (1)鉄道（国土交通省） |
| ③小売業（農林水産省・経済産業省） | (2)自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省） |
| ④生活関連サービス業 | (3)海事（国土交通省） |
| (1)理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省） | (4)航空（国土交通省） |
| (2)冠婚葬祭業（経済産業省） | ⑧建設業（国土交通省） |
| ⑤その他サービス業 | ⑨医療（厚生労働省） |
| (1)自動車整備業（国土交通省） | ⑩介護・福祉 |
| (2)ビルメンテナンス業（厚生労働省） | (1)介護（厚生労働省） |
| (3)警備業（警察庁） | (2)障害福祉（厚生労働省） |
| ⑥製造業 | ⑪保育（こども家庭庁） |
| (1)中小製造業（経済産業省） | ⑫農林水産業 |
| (2)食品製造業（農林水産省） | (1)農業（農林水産省） |
| | (2)林業（農林水産省） |
| | (3)水産業（農林水産省） |

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）

1554億円(633億円)

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

18億円(制度要求)

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業

場等リスクリング支援コース） | 533億円(542億円) |

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組み中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

133億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>

各都道府県によらず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

① 中小企業成長加速化補助金（補助上限額：5億円、補助率：1/2）

…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。

② デジタル化・AI導入補助金（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。

③ 小規模事業者持続化補助金（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）

…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。

④ 事業承継・M&A補助金（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）

…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

① 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金（補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3）

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場、高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。

② 省力化投資補助金（カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3）

…人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） | 122億円（123億円） |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	—
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※１）	80,439	35,202	—
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	—
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	—
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※２）	6,568	1,950	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※２）	9,661	3,161	—
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	—
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	—
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスティング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※１「IT導入補助金」については、令和７年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※２「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和８年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となります。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円



適用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パート・タイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※) 括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器的の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	加算
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	賃上げ 初期賃金率
労働時間削減・ 年次有給休暇コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務時間インターバル 導入コース	50～150万円	25～100万円

(※1) 建設業の場合

(※2) 2階使用とする労働者数が10人以上30人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、併用使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3) 別添団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の資金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は賃金等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に賃金等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①資金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・10000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

(※3) 訓練コース・メニューによって上区分①～③のいずれが支給されるかが異なります(①～③までが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



適用のポイント 職業訓練 + 経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働者への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75%(50%)



適用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上乗額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上乗額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇入れした中途採用者に対して、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり1事業主あたり1,000万円)します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>

[賃上げ支援助成金(パッケージ)] <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>

ntslsite/bunya/package/00007.html



(R. 4)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度から の繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度へ の繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度
滋賀	223	266	263
京都	176	435	438
大阪	990	1,261	973
兵庫	550	853	968
奈良	159	242	280
和歌山	173	226	276
鳥取	171	183	150
島根	160	159	220
岡山	257	189	288
広島	385	409	522
山口	232	292	271
徳島	130	317	299
香川	236	315	406
愛媛	169	300	375
高知	191	164	163
福岡	511	811	754
佐賀	202	199	255
長崎	214	251	326
熊本	136	260	232
大分	225	290	280
宮崎	145	156	250
鹿児島	115	152	178
沖縄	215	334	489
全国計	12,977	17,616	18,515

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

<中小企業省力化投資補助金>

【既存基金を活用】

- **事業概要：**人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率：**カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額 + 6 %以上、かつ、事業場内最低賃金 + 3 %以上の場合 **上限額を最大1,500万円に引上げ**
- **一般型** 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合 **上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

<事業承継・M&A補助金>（事業承継促進枠）

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要：**事業承継に際して行う設備投資等を支援
- **補助率：**1/2～2/3
- **補助上限：**最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比 + 3 %以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

<新事業進出・ものづくり商業サービス補助金>

【既存基金を活用】

- **事業概要：**中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率：**補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合上限額を最大9,000万円に引上げ ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

＜小規模事業者持続化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

＜デジタル化・AI導入補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

＜中小企業成長加速化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
- ※対象者の要件
- (1) 「100億宣言」を行っていること。
- (2) 補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
- (3) 一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	総額2,000億円
2 補助上限額	50億円（補助率1/3以下）
3 補助事業期間	原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで
4 補助対象者	中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① 投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は投資額15億円以上 ② 賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等※）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※本社機能の一部移転・新設を含む

中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では**昨年の約3倍となる「総額3,000億円規模の100億企業支援」を措置**。

- ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
- ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置



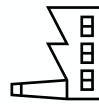
【概略】

※1次公募 採択倍率：約6.0倍

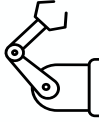
項目		内容
1 上限額	5 億円	（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内	
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）	
4 要件		・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等	



【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築

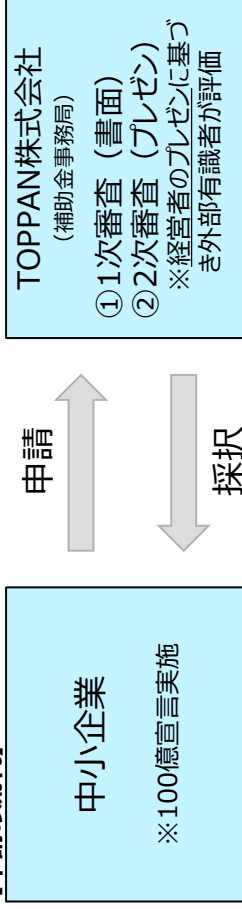


イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略

（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））

②賃上げ・投資の持続可能性

③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）

④適切な成果目標・管理体制

⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造

（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）

⑦地域のモデル企業としての取組

（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）

※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

⑧早期に実施可能な経営体制

⑨財務状況（ローカルベンチマーク）

⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

経営力

波及効果

実現

可能性

デジタル化・AI導入補助金

- ・ 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- ・ 令和7年度補正予算事業から、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

通常枠		複数社連携 デジタル化・AI導入枠		インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツール を受注者に共有し、取 引先のインボイス対応 を促す	クラウド利用料 (最大2年分)	サイバーセキュリティお 助け隊サービス利用 料 (最大2年分)
	2 対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象				
補助上限	単独申請可能なツールの拡大 ITツールのプロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	ハードウェア購入費 (a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円	
	補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以 上～令和7年度改定の地域別最低賃 金未満」で雇用している従業員が全従 業員30%以上である月が3か月以上で あることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性がございます

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、**新商品を開発**。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「**小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**」
◎限度額：2,000万円
※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

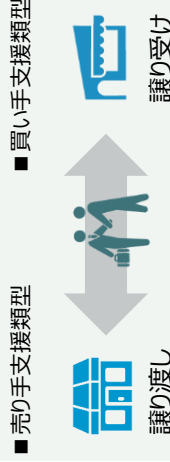
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※

※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型

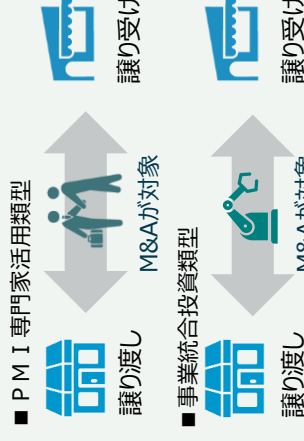
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料等
- デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A 後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助



■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円

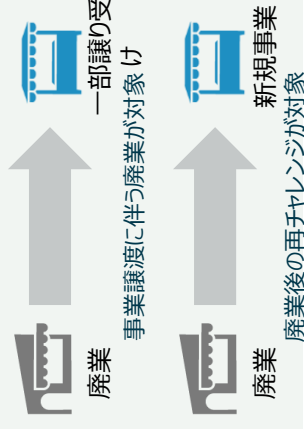
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、**土壌汚染調査費**

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)



事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。
これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

① 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

① カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

② 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

枠・類型、補助上限額、補助率			
	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅質上げを行う場合	補助率
新事業 進出・ものづくり 商業 サービス 補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
中小企業 省力化投資 補助金	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

取適法（改正下請法）の概要

法目的 中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

↑

↑

↑

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

中小
受託
事業者

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

↑

↑

↑

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

中小
受託
事業者

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6％）の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延（手形払等の禁止）

減額

返品

買いたたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

※赤色は改正内容

振興法（受託中小企業振興法）の概要

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件

（製造業、建設業、
運輸業その他）

委託 事業者	資本金が中小受託事業者より1 円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小 受託事業者より1人でも多い
-----------	---

中小 受託 事業者	資本金3億以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下
-----------------	--------------------------------------

②規模要件

（サービス業）

委託 事業者	資本金が中小受託事業者より1 円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小 受託事業者より1人でも多い
-----------	---

中小 受託 事業者	資本金5千万以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下 （個人含む）
-----------------	---

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勸奨。

③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融
支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2 の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、記載された**発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じて周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。**

★行動④：サブライチエーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サブライチエーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。**

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。**

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をするにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加点措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（脱炭素化・情報化等）
- (2) 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（※）（振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正

※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

256

（参考）コーポレートガバナンス・コード

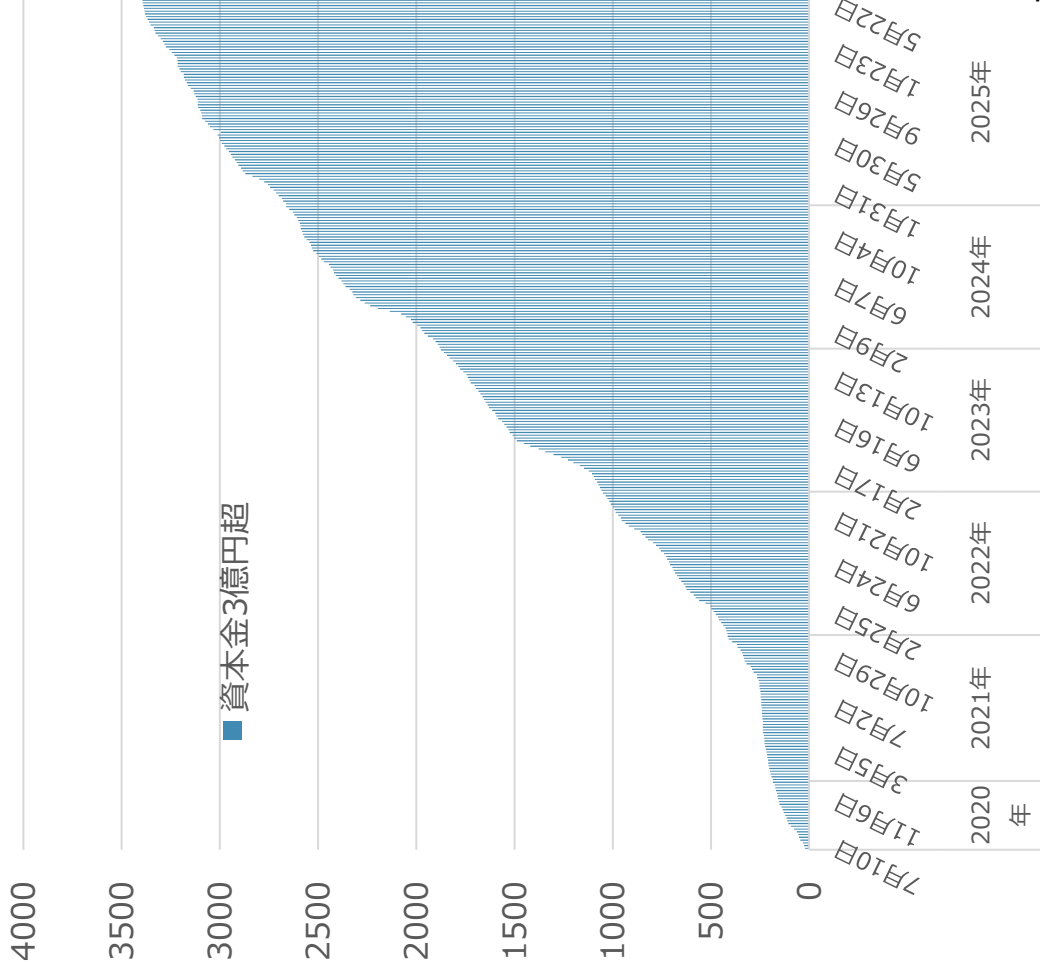
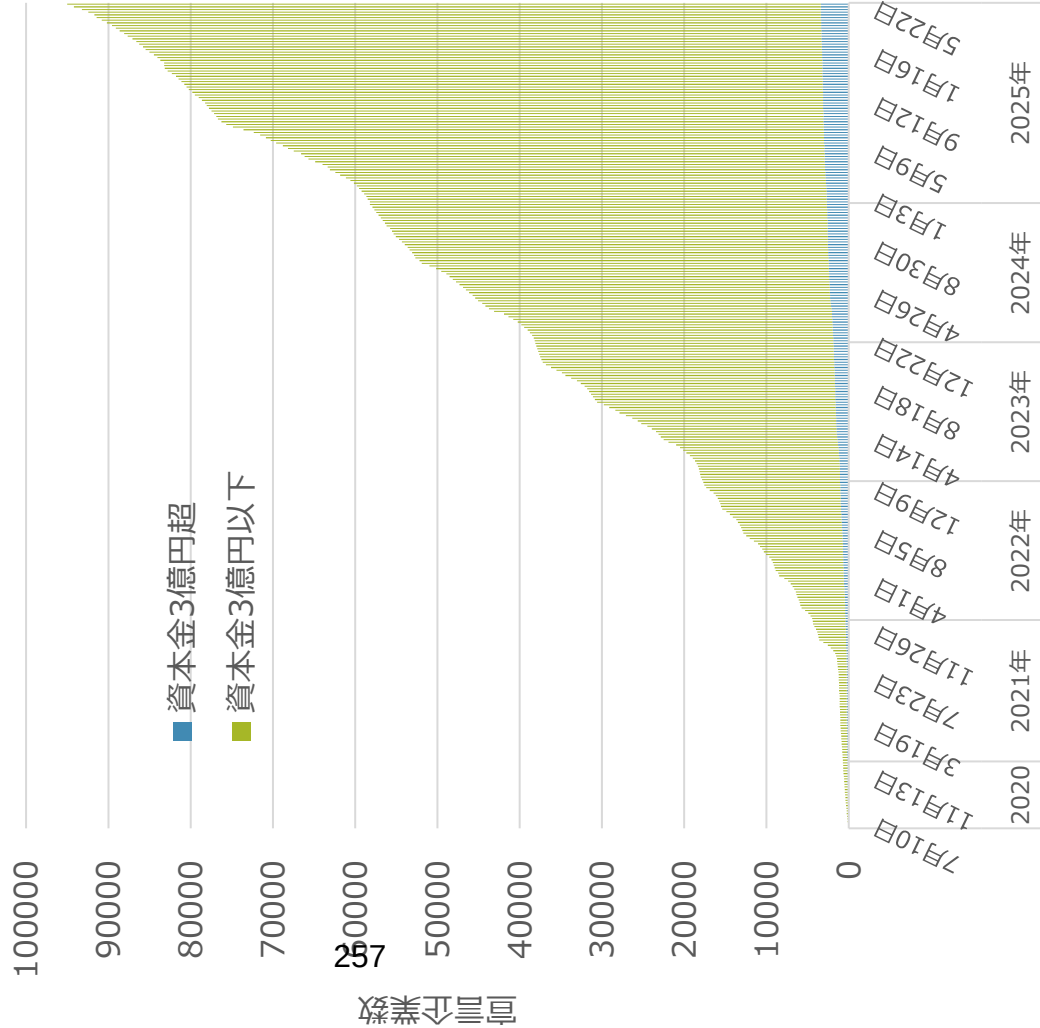
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2－3．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則2－3①】取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂） 抜粋】**取引先との公正・適正な取引**については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況について取締役会が監督することが有益**である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■ 宣言数の推移



2025年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間

2025年9月24日～11月7日

○回答企業数

69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率

23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

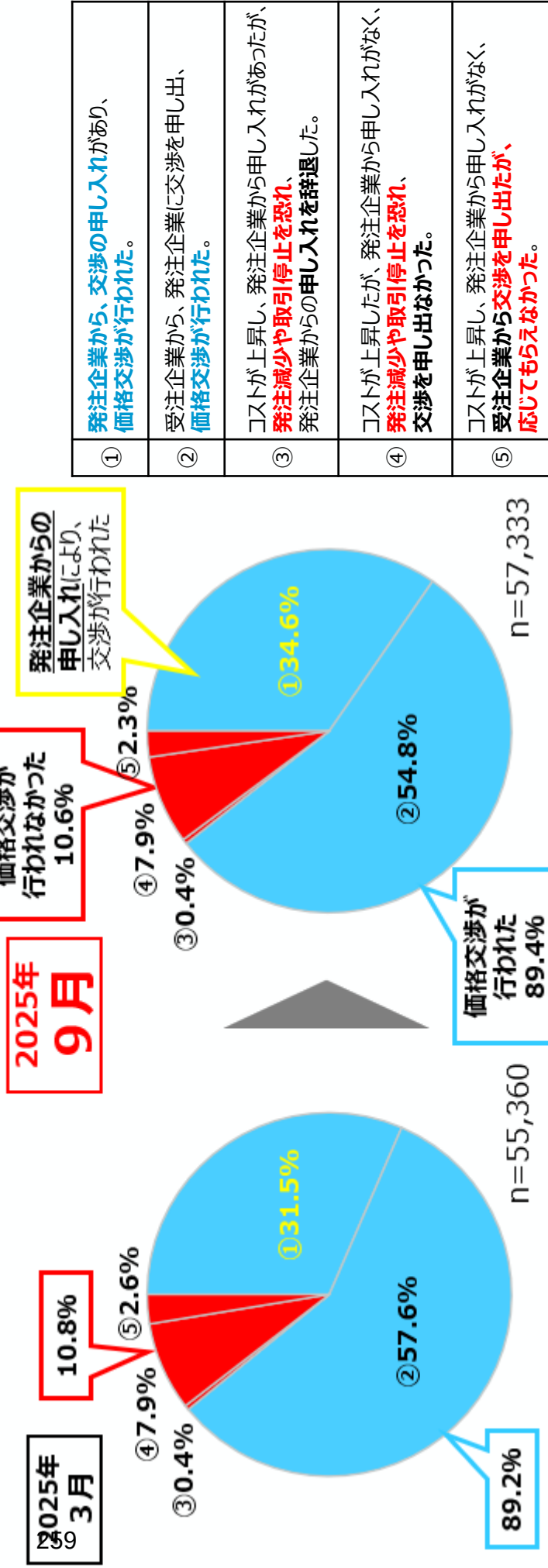
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合 (①) は、前回から約 3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合 (①②) は全体の 89.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合 (③④⑤) はほぼ横ばいの状況 (前回10.8%→10.6%) 。

➢ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



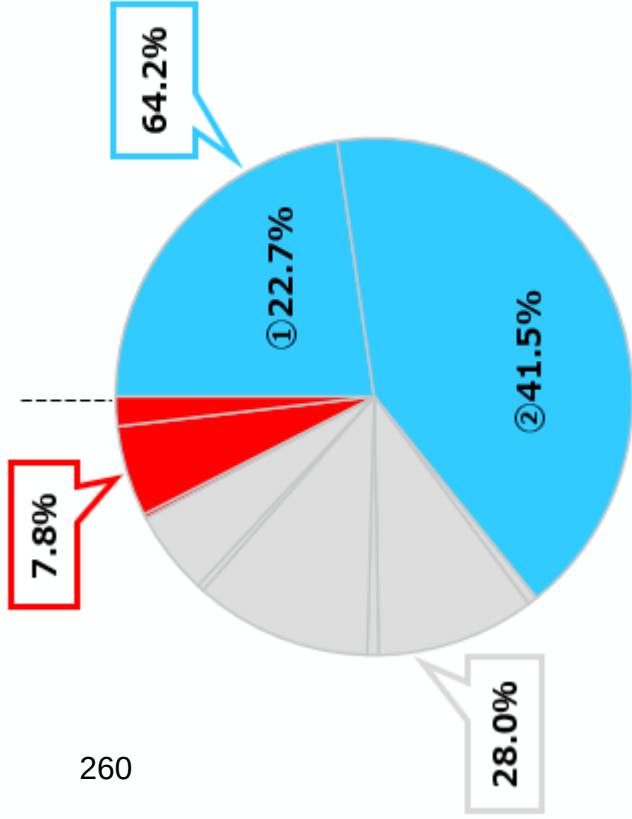
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.7%→22.9%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約6割（59.2%）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は若干減少（前回7.8%→7.0%）。

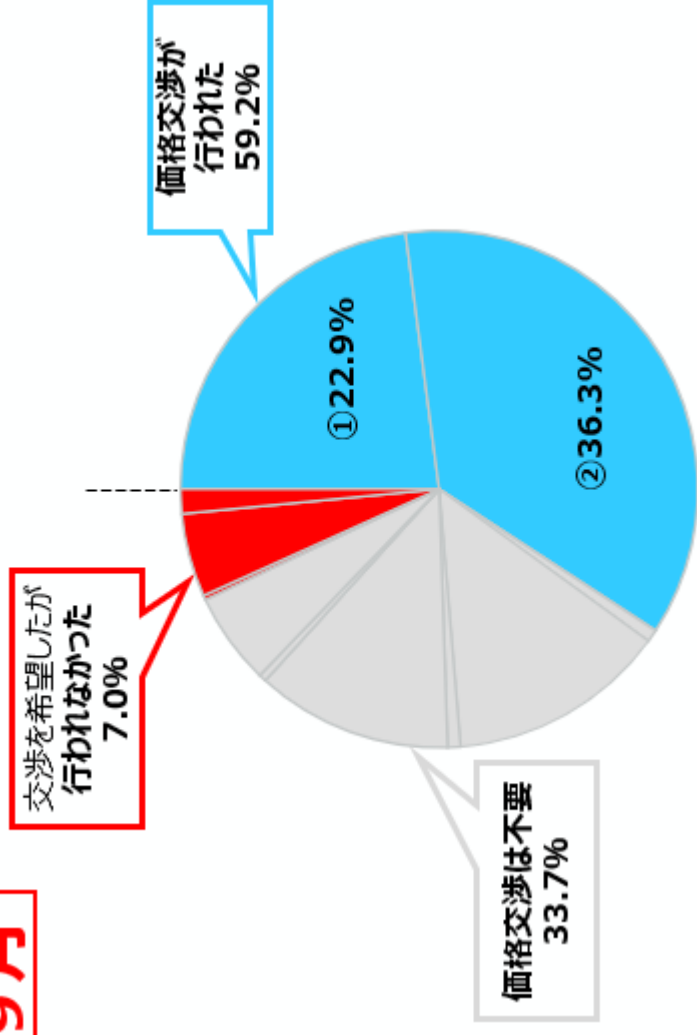
直近6か月間における価格交渉の状況

3月



n= 76,894

9月



n=86,538

【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

3月

9月

n= 76,894 n=86,538

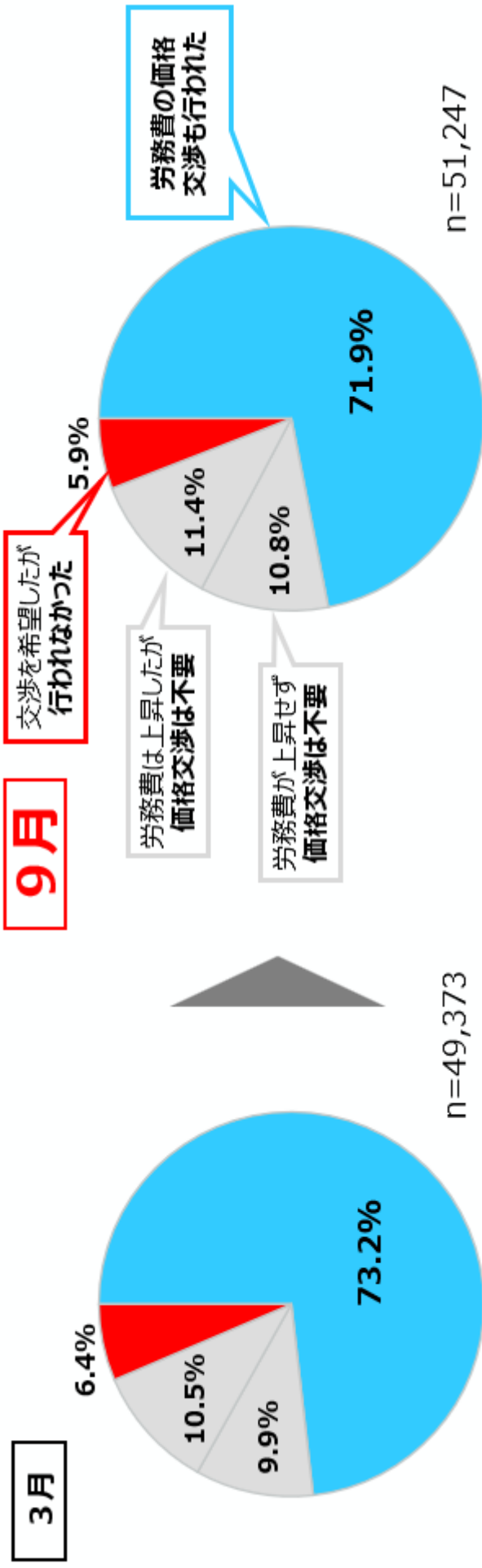
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%	22.9%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%	36.3%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	0.8%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%	13.7%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%	12.3%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%	5.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%	5.2%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（59.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回6.4%→**5.9%**）。
- 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を**周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費の交渉を申し出たものの、**自助努力で解決**すべき、他社に切り替える、などと言われ交渉が難航した。
- ▲ 労務費の価格交渉を申し出たが、**根拠資料を求められ、詳細資料を提出したが交渉に応じてもらえなかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
 - 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
- 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。
転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

3月

263

転嫁率【コスト全般】

52.4%

16.9%

⑥ 1.1%

⑤ 15.8%

① 25.7%

④ 25.0%

② 21.3%

83.1%

n=60,983

9月

転嫁率【コスト全般】

53.5%

全く転嫁できず
16.8%

⑤ 15.8%

① 10割

② 9割、8割、7割

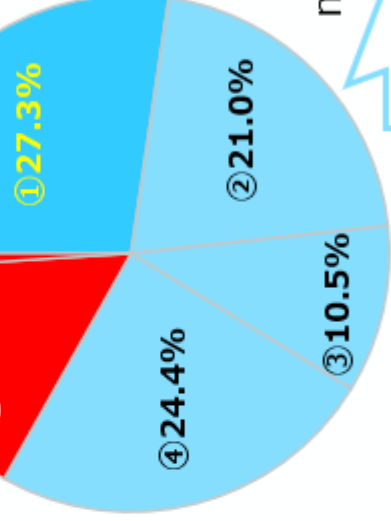
③ 6割、5割、4割

④ 3割、2割、1割

⑤ 0割

⑥ マイナス

全額転嫁ができた



n=64,085

一部でも価格転嫁できた
83.2%

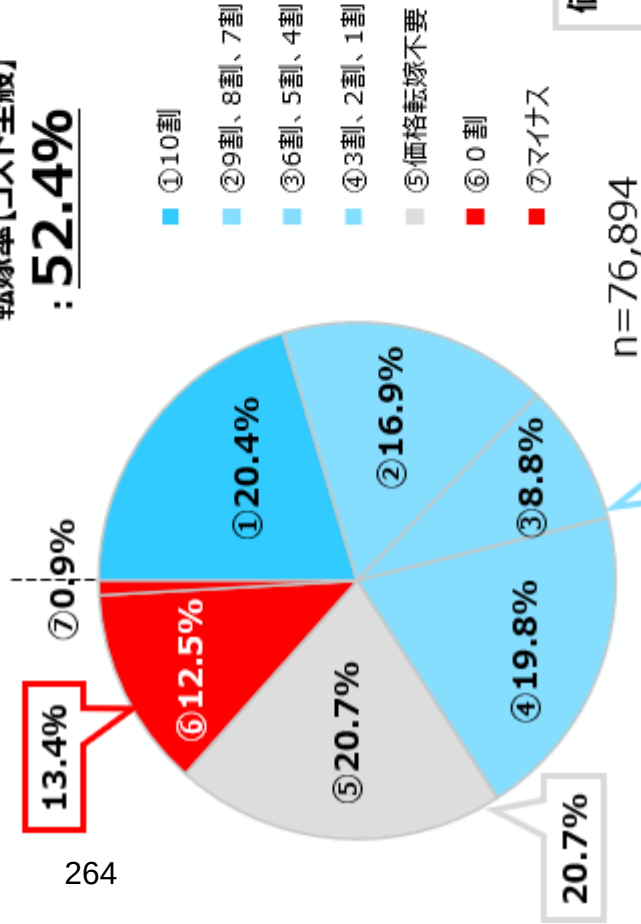
【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、6 割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少（前回13.4%→12.5%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況

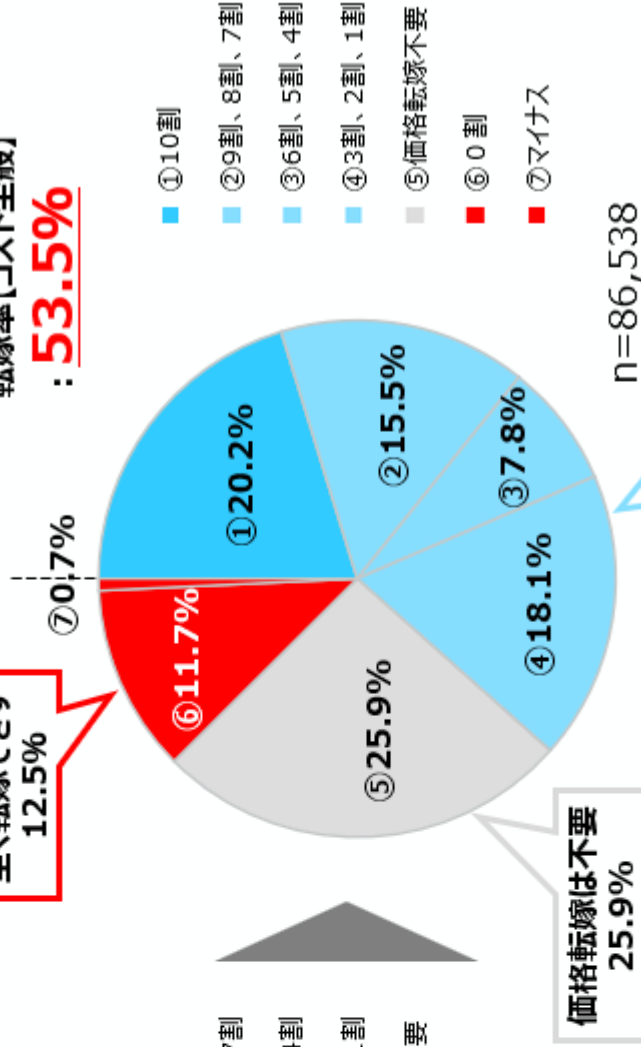
3月

転嫁率【コスト全般】
: 52.4%



9月

転嫁率【コスト全般】
: 53.5%



一部でも価格転嫁できた
61.6%

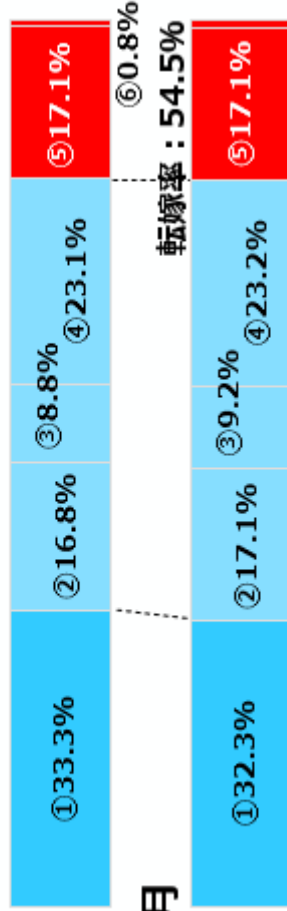
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて 5割に到達したものの、原材料費と比較して約 5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では 最も低い水準となっている。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めた コスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

9月

転嫁率：55.0%



3月

転嫁率：54.5%

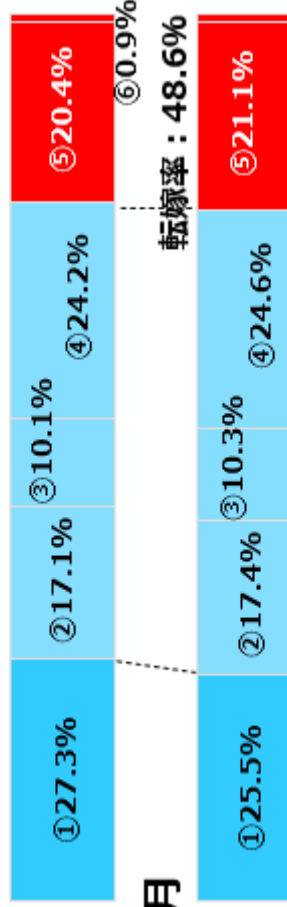
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費

9月

転嫁率：50.0%

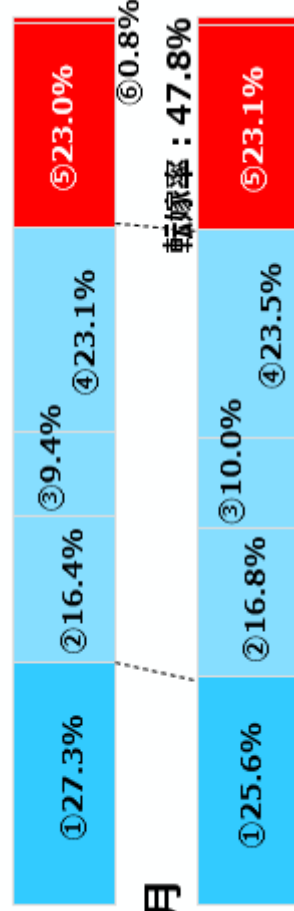


3月

転嫁率：48.6%

9月

転嫁率：48.9%



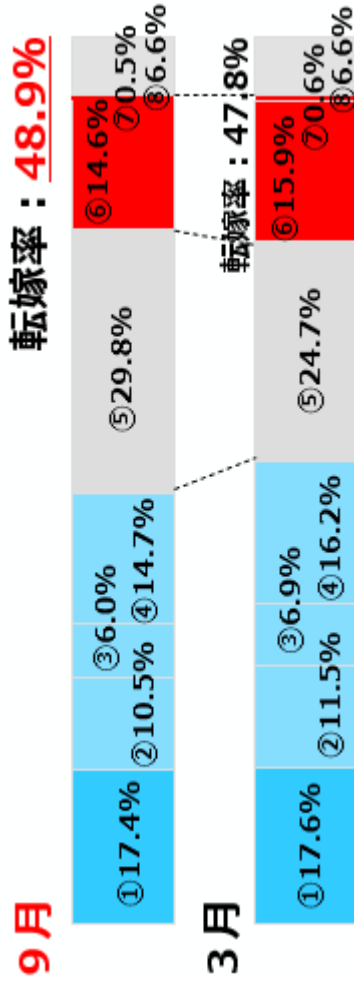
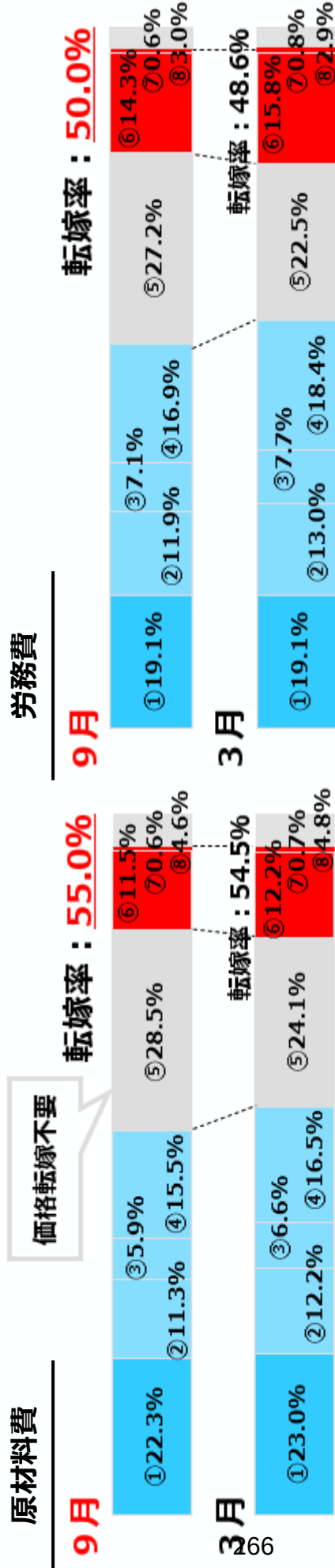
3月

転嫁率：47.8%

① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

【参考】価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ約1～2ポイント減少。
- 「全額転嫁できた」割合は、いずれのコストにおいてもほぼ横ばいの状況。



① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 価格転嫁不要
⑥ 0割
⑦ マイナス
⑧ 当該費用は支払代金に含まれない

価格転嫁に関する発注側企業による説明

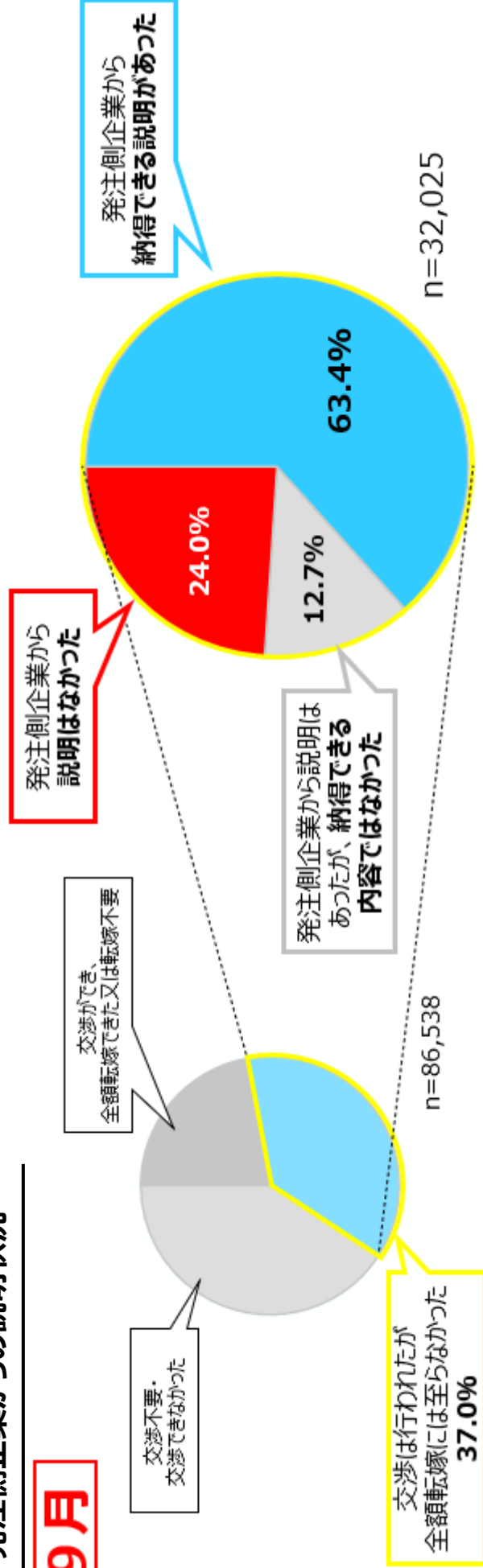
- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の37.0%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回38.2%→36.6%）。

- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」の施行により、価格協議において、**必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されるの旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

9月

267



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 値上げ交渉を行ったが、申し入れた金額は受け入れられず一方的に金額を決められたうえ、転注を示唆された。
- ▲ 根拠資料を提出して交渉を申し入れたが、エビデンスが足りないと一蹴され、協議に応じてもらえなかった。複数回申し入れたが、3～4か月経っても返事がなく諦めた。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が拡大。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
—	全体	↑ 7.30 (7.18)
1位	建設	↑ 7.96 (7.65)
2位	化学	↑ 7.94 (7.52)
3位	造船	↑ 7.58 (7.46)
4位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 7.55 (7.67)
5位	情報サービス・ソフトウェア	↓ 7.39 (7.40)
6位	自動車・自動車部品	↑ 7.29 (7.05)
7位	卸売	↓ 7.28 (7.36)
8位	不動産業・物品賃貸	↑ 7.26 (6.60)
8位	電機・情報通信機器	↓ 7.26 (7.38)
10位	製薬	↓ 7.22 (8.40)
11位	食品製造業	↓ 7.14 (7.19)
12位	農業・林業	↑ 7.13 (7.01)
12位	機械製造業	↑ 7.13 (6.86)
14位	通信	↑ 7.11 (6.36)
15位	飲食サービス	↓ 7.09 (7.67)
16位	広告	↓ 7.07 (7.13)
17位	金属	↑ 7.05 (6.44)
17位	小売	↓ 7.05 (7.27)
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↓ 6.98 (7.54)
20位	金融・保険	↑ 6.95 (6.86)
21位	放送コンテンツ	↓ 6.77 (6.84)
22位	鉱業・採石・砂利採取	↓ 6.67 (7.39)
23位	紙・紙加工	↓ 6.57 (6.97)
24位	印刷	↑ 6.48 (6.30)
25位	生活関連サービス	↓ 6.42 (6.54)
26位	繊維	↑ 6.38 (6.19)
27位	石油製品・石炭製品製造	↑ 6.35 (6.02)
28位	建材・住宅設備	↓ 6.27 (6.31)
29位	廃棄物処理	↓ 5.90 (6.15)
30位	トラック運送	↓ 5.60 (6.21)
—	その他	—

※ () 内は2025年3月の平均点を示す。3月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑ : 0.1～0.4ポイント上昇、↑↑ : 0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑ : 1.0ポイント以上上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	—	10点
	申し入れがなかった	—	8点
	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
	申し入れがなかった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	行われなかった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
	申し入れがあった	コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
	申し入れがなかった	コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	— 5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	— 10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、放送コンテンツ業、農業・林業などは、今年3月時点から転嫁率が悪化する結果となった。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率									
					原材料費		エネルギー費		労務費					
業種別	全体		↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)
	1位	化学	↑	66.7%	(64.8%)	↑	69.6%	(69.3%)	↑	62.5%	(62.4%)	↓	60.6%	(61.3%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	60.6%	(58.4%)	↑	64.5%	(62.8%)	↑	54.9%	(52.7%)	↑	56.0%	(53.3%)
	3位	機械製造業	↑	59.4%	(56.2%)	↑	64.8%	(63.3%)	↑	55.2%	(52.2%)	↑	54.5%	(50.6%)
	3位	造船	↑	59.4%	(57.6%)	↑	63.9%	(60.2%)	↓	55.1%	(57.9%)	↑	54.1%	(51.0%)
	5位	食品製造業	↓	59.3%	(60.3%)	↓	60.2%	(62.7%)	↑	53.1%	(52.2%)	↑	53.2%	(51.7%)
	6位	自動車・自動車部品	↑	58.9%	(56.6%)	↑	64.9%	(63.7%)	↑	56.0%	(55.0%)	↑	56.1%	(53.4%)
	7位	飲食サービス	↓	57.2%	(57.3%)	↑	60.7%	(58.4%)	↑	48.4%	(48.2%)	↑	48.5%	(46.1%)
	8位	金融・保険	↑	56.2%	(51.1%)	↑	58.6%	(50.5%)	↑	54.0%	(45.6%)	↑	56.0%	(47.7%)
	9位	金属	↑	54.2%	(50.9%)	↑	58.5%	(56.4%)	↑	49.4%	(47.5%)	↑	48.9%	(46.3%)
	10位	卸売	↓	54.1%	(54.4%)	↓	55.7%	(56.5%)	↑	49.4%	(48.1%)	↑	48.6%	(47.4%)
	11位	小売	↑	54.0%	(52.5%)	↑	55.7%	(53.4%)	↑	48.3%	(46.8%)	↑	48.0%	(46.3%)
	12位	建設	↑	53.2%	(52.6%)	↑	53.9%	(53.7%)	↑	49.8%	(48.2%)	↑	51.6%	(50.4%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9%	(52.2%)	↓	52.2%	(53.5%)	↓	48.6%	(51.0%)	↓	47.7%	(49.5%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7%	(53.6%)	↓	53.2%	(55.2%)	↓	49.3%	(50.1%)	↓	50.5%	(51.8%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4%	(51.5%)	↓	49.9%	(50.6%)	↓	45.8%	(48.1%)	↓	48.9%	(49.3%)
	16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7%	(48.5%)	↑	51.3%	(49.0%)	↑	47.2%	(46.0%)	↑	48.3%	(47.0%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9%	(54.3%)	↓	46.1%	(50.5%)	↓	43.2%	(46.0%)	↓	51.3%	(53.6%)
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0%	(46.0%)	↓	55.6%	(55.6%)	↑	44.9%	(42.4%)	↑	44.6%	(41.2%)
	18位	紙・紙加工	↓	50.0%	(51.4%)	↑	53.2%	(52.5%)	↓	45.5%	(46.8%)	↓	44.7%	(46.7%)
	20位	印刷	↑	49.9%	(47.7%)	↑	49.8%	(48.9%)	↑	42.7%	(41.3%)	↑	44.0%	(39.6%)
	21位	生活関連サービス	↓	48.9%	(50.2%)	↑	49.8%	(48.9%)	↓	42.3%	(44.5%)	↑	44.2%	(43.4%)
	22位	繊維	↑	48.1%	(47.5%)	↑	51.6%	(49.1%)	↑	44.6%	(41.6%)	↑	44.8%	(41.7%)
	23位	建材・住宅設備	↑	47.2%	(46.6%)	↑	48.9%	(48.3%)	↓	40.9%	(41.3%)	↑	41.6%	(39.5%)
	24位	製薬	↓	46.7%	(64.1%)	↓	50.8%	(68.7%)	↓	46.0%	(56.6%)	↓	42.6%	(61.7%)
	25位	通信	↑	46.6%	(37.7%)	↑	46.6%	(37.2%)	↑	43.4%	(34.1%)	↑	45.9%	(37.3%)
	26位	広告	↑	43.4%	(38.7%)	↓	43.6%	(48.4%)	↓	33.5%	(37.8%)	↑	42.8%	(36.3%)
	27位	農業・林業	↓	42.3%	(45.0%)	↓	41.9%	(44.6%)	↓	38.7%	(41.3%)	↓	38.1%	(38.9%)
	28位	廃棄物処理	↑	41.1%	(39.3%)	↑	38.0%	(37.2%)	↑	36.0%	(34.4%)	↓	34.9%	(35.3%)
	29位	放送コンテンツ	↓	40.1%	(43.2%)	↓	41.6%	(44.6%)	↓	34.2%	(36.0%)	↓	37.7%	(41.7%)
	30位	トラック運送	↓	34.7%	(36.1%)	↓	31.3%	(32.1%)	↓	30.4%	(33.1%)	↓	31.0%	(32.8%)
	－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。また、今年3月と比べ、上位業種と下位業種の転嫁率の差が拡大している。

2025年9月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率										
				原材料費		エネルギー費		労務費						
業種別	全体		↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)
	1位	化学		↑	64.5% <th>(64.4%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>66.5%</th> <th>(69.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>58.8%</th> <th>(60.9%)</th>	(64.4%)		↓	66.5%	(69.8%)		↓	58.8%	(60.9%)
	2位	機械製造業		↑	63.4% <th>(61.0%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>68.3%</th> <th>(66.7%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>60.4%</th> <th>(56.8%)</th>	(61.0%)		↑	68.3%	(66.7%)		↑	60.4%	(56.8%)
	3位	卸売		↑	61.8% <th>(61.3%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>63.8%</th> <th>(63.7%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>54.7%</th> <th>(52.9%)</th>	(61.3%)		↑	63.8%	(63.7%)		↑	54.7%	(52.9%)
	4位	電機・情報通信機器		↑	61.1% <th>(57.3%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>64.6%</th> <th>(62.5%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>55.1%</th> <th>(52.8%)</th>	(57.3%)		↑	64.6%	(62.5%)		↑	55.1%	(52.8%)
	5位	自動車・自動車部品		↑	58.1% <th>(53.4%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>66.6%</th> <th>(63.2%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>57.4%</th> <th>(53.4%)</th>	(53.4%)		↑	66.6%	(63.2%)		↑	57.4%	(53.4%)
	6位	小売		↑	57.3% <th>(55.7%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>60.0%</th> <th>(56.7%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>51.0%</th> <th>(46.9%)</th>	(55.7%)		↑	60.0%	(56.7%)		↑	51.0%	(46.9%)
	7位	食品製造業		↑	55.7% <th>(55.4%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>57.6%</th> <th>(57.4%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>50.4%</th> <th>(49.2%)</th>	(55.4%)		↑	57.6%	(57.4%)		↑	50.4%	(49.2%)
	8位	金属		↑	54.8% <th>(51.9%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>60.3%</th> <th>(59.8%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>49.7%</th> <th>(48.5%)</th>	(51.9%)		↑	60.3%	(59.8%)		↑	49.7%	(48.5%)
	9位	建設		↑	53.4% <th>(52.5%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>54.4%</th> <th>(53.9%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>50.7%</th> <th>(49.4%)</th>	(52.5%)		↑	54.4%	(53.9%)		↑	50.7%	(49.4%)
	10位	紙・紙加工		↓	53.0% <th>(55.7%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>54.9%</th> <th>(58.3%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>48.1%</th> <th>(49.3%)</th>	(55.7%)		↓	54.9%	(58.3%)		↓	48.1%	(49.3%)
	11位	情報サービス・ソフトウェア		↓	51.9% <th>(54.0%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>47.5%</th> <th>(50.1%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>44.4%</th> <th>(45.4%)</th>	(54.0%)		↓	47.5%	(50.1%)		↓	44.4%	(45.4%)
	12位	鉱業・採石・砂利採取		↓	51.3% <th>(53.0%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>49.7%</th> <th>(50.1%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>44.9%</th> <th>(50.3%)</th>	(53.0%)		↓	49.7%	(50.1%)		↓	44.9%	(50.3%)
	13位	造船		↓	51.2% <th>(54.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>51.9%</th> <th>(62.0%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>45.9%</th> <th>(61.8%)</th>	(54.8%)		↓	51.9%	(62.0%)		↓	45.9%	(61.8%)
	14位	運輸・郵便（トラック運送除く）		↑	50.7% <th>(50.7%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>48.2%</th> <th>(48.7%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>47.0%</th> <th>(48.3%)</th>	(50.7%)		↓	48.2%	(48.7%)		↓	47.0%	(48.3%)
	15位	石油製品・石炭製品製造		↑	50.3% <th>(46.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>57.9%</th> <th>(58.4%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>46.3%</th> <th>(42.4%)</th>	(46.8%)		↓	57.9%	(58.4%)		↑	46.3%	(42.4%)
	16位	印刷		↓	49.1% <th>(51.0%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>50.4%</th> <th>(52.3%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>42.2%</th> <th>(44.7%)</th>	(51.0%)		↓	50.4%	(52.3%)		↓	42.2%	(44.7%)
	17位	不動産業・物品賃貸		↑	49.0% <th>(47.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>48.4%</th> <th>(50.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>50.1%</th> <th>(50.6%)</th>	(47.8%)		↓	48.4%	(50.8%)		↓	50.1%	(50.6%)
	18位	建材・住宅設備		↓	48.2% <th>(49.4%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>49.6%</th> <th>(51.1%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>42.4%</th> <th>(44.3%)</th>	(49.4%)		↓	49.6%	(51.1%)		↓	42.4%	(44.3%)
	19位	広告		↓	46.8% <th>(48.3%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>45.4%</th> <th>(52.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>40.8%</th> <th>(47.4%)</th>	(48.3%)		↓	45.4%	(52.8%)		↓	40.8%	(47.4%)
	20位	繊維		↓	46.3% <th>(50.6%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>48.7%</th> <th>(51.6%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>43.6%</th> <th>(45.0%)</th>	(50.6%)		↓	48.7%	(51.6%)		↓	43.6%	(45.0%)
	21位	通信		↑↑	46.1% <th>(35.4%)</th> <td></td> <td>↑↑</td> <th>49.7%</th> <th>(35.7%)</th> <td></td> <td>↑↑</td> <th>44.4%</th> <th>(34.5%)</th>	(35.4%)		↑↑	49.7%	(35.7%)		↑↑	44.4%	(34.5%)
	22位	電気・ガス・熱供給・水道		↓	45.4% <th>(45.5%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>47.8%</th> <th>(47.2%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>42.8%</th> <th>(42.1%)</th>	(45.5%)		↑	47.8%	(47.2%)		↑	42.8%	(42.1%)
	23位	金融・保険		↑↑	45.0% <th>(28.5%)</th> <td></td> <td>↑↑</td> <th>36.4%</th> <th>(30.6%)</th> <td></td> <td>↑</td> <th>36.4%</th> <th>(32.1%)</th>	(28.5%)		↑↑	36.4%	(30.6%)		↑	36.4%	(32.1%)
	24位	農業・林業		↓	41.4% <th>(44.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>41.2%</th> <th>(43.4%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>38.3%</th> <th>(40.6%)</th>	(44.8%)		↓	41.2%	(43.4%)		↓	38.3%	(40.6%)
	25位	廃棄物処理		↓	39.6% <th>(40.1%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>36.7%</th> <th>(37.6%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>35.6%</th> <th>(38.8%)</th>	(40.1%)		↓	36.7%	(37.6%)		↓	35.6%	(38.8%)
	26位	生活関連サービス		↓	37.6% <th>(42.1%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>35.3%</th> <th>(41.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>32.2%</th> <th>(38.1%)</th>	(42.1%)		↓	35.3%	(41.8%)		↓	32.2%	(38.1%)
	27位	トラック運送		↓	36.5% <th>(37.6%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>32.5%</th> <th>(33.6%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>33.9%</th> <th>(35.4%)</th>	(37.6%)		↓	32.5%	(33.6%)		↓	33.9%	(35.4%)
	28位	放送コンテンツ		↓	34.0% <th>(41.0%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>34.9%</th> <th>(45.4%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>30.3%</th> <th>(38.2%)</th>	(41.0%)		↓	34.9%	(45.4%)		↓	30.3%	(38.2%)
	29位	飲食サービス		↓	33.0% <th>(36.9%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>25.7%</th> <th>(42.8%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>26.5%</th> <th>(44.6%)</th>	(36.9%)		↓	25.7%	(42.8%)		↓	26.5%	(44.6%)
	30位	製薬		↓	30.0% <th>(45.0%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>30.0%</th> <th>(66.7%)</th> <td></td> <td>↓</td> <th>30.0%</th> <th>(41.7%)</th>	(45.0%)		↓	30.0%	(66.7%)		↓	30.0%	(41.7%)
—	その他		—	—	—		—	—	—		—	—	—	—

賃上げ促進税制の見直し

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

経済産業関係

令和8年度税制改正について

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
+5%	15%		
+6%	25%		

中堅企業※1



改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+3% +4%	10% 25%	+10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ

全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5% +2.5%	15% 30%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ

中小企業※2



全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5% +2.5%	15% 30%	+5% +10%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのような向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。

272



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている
- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

くより深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

- #1 物価上昇！どうする？
- #2 物の値段はどうやって決まる？
- #3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？
- #4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！
- #5 物価はなんで上がらないの？
- #6 物価をウォッチしよう！



3～5分
で観られ
ます！

動画は[こちら](#)、または

消費者庁 物価について考える

検索

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。
※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。
※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。

273

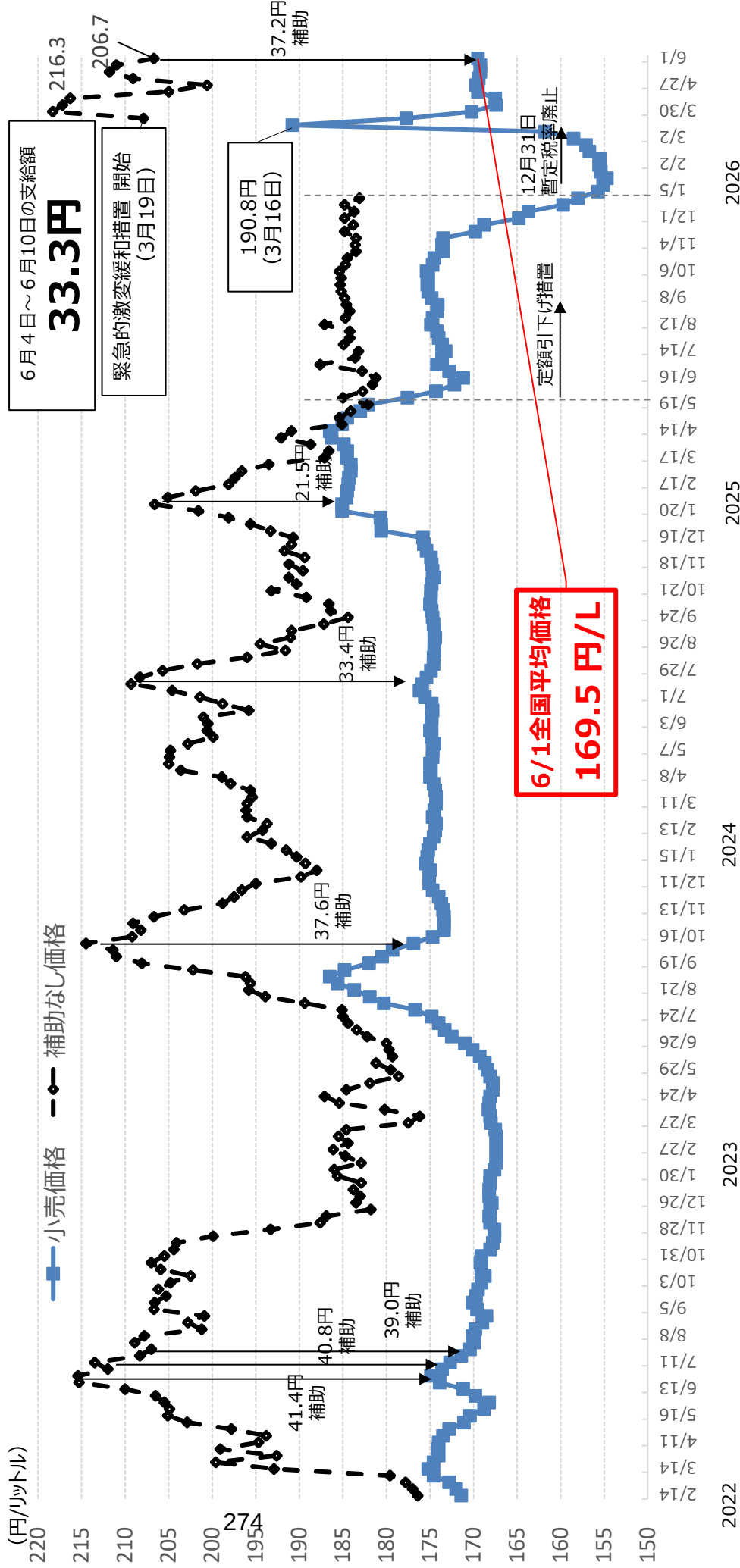
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
- 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
- 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。

※支給単価＝翌週の想定ガソリン小売価格（今週の価格169.5円+前週の支給額37.2円+原油価格の変動分-3.4円）-基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/㎡
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

概要

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない

➢ 加入すると、厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる

106万
(社保)
↓
撤廃

対策（令和7年以降）

- **令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）**
- ⇒ **賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）**
 - ※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）
- ⇒ **企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃**

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

- できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。
 - **キャリアアップ助成金の拡充**
 - ⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）
 - **被扶養者認定に係る見直し**
 - ⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）
 - ⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）
 - ※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。
 - ⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

130万
(社保)
↓
対応

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。
（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。
（注3）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- 撤廃

① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）

③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くことと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃　＜公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行＞

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 (実績値)	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

「法律で定める17業種 適用（現行どおり）」
「上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**」

※ 農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等
5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

〔支援策〕 ※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月開始、1人当たり最大75万円助成）

①

被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- ・ 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。

※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化。

278

②

学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

(注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。
- ・左記メニューからの切り替え可。
- ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
- ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用		

(注)・被用者保険への継続加入が必要。

- ・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
- ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
（被用者保険適用後1年目と2年目で比較）
- ・賃金は基本給。
- ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

令和8年度当初予算額 1,022億円 (1,025億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化支援

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

- ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む
- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

年収の壁
突破

支給額（1人当たり）

【重点支援対象者※】		【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）

※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b：雇入れから3年未満で、次の①②③いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者

➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数：20人

- ①有期→正規：90万円（67.5万円）
- ②有期→無期：45万円（33万円）
- ③無期→正規：45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満：4万円（2.6万円）
 - ②4%以上5%未満：5万円（3.3万円）
 - ③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円）
 - ④6%以上：7万円（4.6万円）
- 上限人数：100人

1事業所当たり 60万円（45万円）
1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円（30万円）
1事業所当たり1回のみ

60万円（45万円）<75万円>（※）
※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 20万円（15万円）
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 40万円（30万円）
- 非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】
1事業所当たり 20万円（15万円）

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施
1事業所当たり 20万円（15万円）
- 昇給制度を新たに設けた場合
1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合
1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



100

(参考) 「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、

被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当

（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たった際の労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



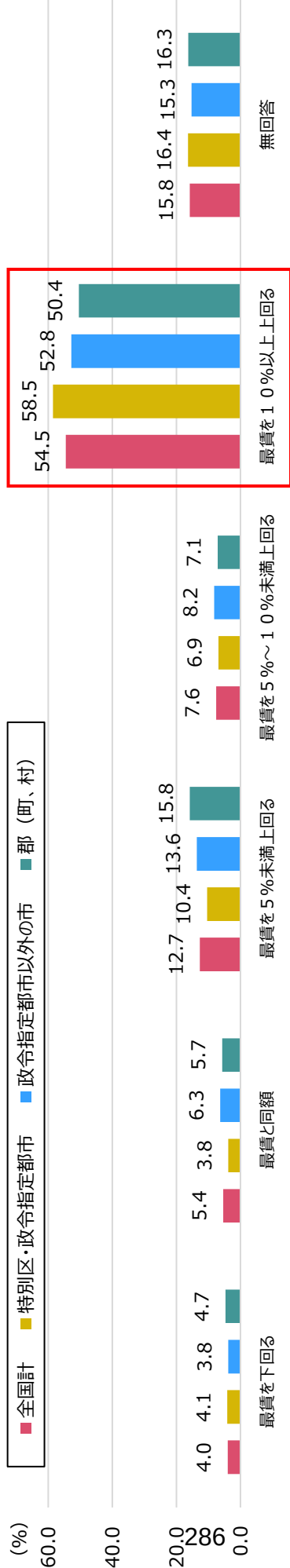
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）		
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年度の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。		
	調査の対象	従業員規模 1 人以上300人未満の全国の企業20,000社。 ※2024年調査に回答があった企業(8,618社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,382社を抽出。8,618社には、2021～2024年調査とも回答があったパネル接続可能企業（1,836社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。		
	調査方法	郵送による配布・回収（回収にはオンライン併用）		
	調査期間	2026年 1 月23日～ 2 月20日（3月末までに到着した調査票を集計）		
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,754社（43.8% / 20,000社） （うち、2021年～2024年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,450社（79.0% / 1,836社）		
	集計対象企業の主な属性	ランク	集計対象企業数	構成比（%）
		Aランク	1, 886	21. 5
	Bランク	4, 469	51. 1	
	Cランク	2, 399	27. 4	
	従業員数	集計対象企業数	構成比（%）	
	1～4人	3, 359	38. 4	
	5～9人	1, 895	21. 6	
	10～19人	1, 492	17. 0	
	20～29人	647	7. 4	
	30～49人	661	7. 6	
	50～99人	457	5. 2	
	100～299人	243	2. 8	
	業種	集計対象企業数	構成比（%）	
	建設業	1, 884	21. 5	
	製造業	1, 469	16. 8	
	情報通信業	163	1. 9	
	運輸業	357	4. 1	
	卸売業	817	9. 3	
	小売業	1, 161	13. 3	
	金融業、保険業	109	1. 2	
	不動産業、物品賃貸業	343	3. 9	
	宿泊業	114	1. 3	
	飲食サービス業	403	4. 6	
	生活関連サービス業	266	3. 0	
	娯楽業	69	0. 8	
	教育、学習支援業	93	1. 1	
	医療、福祉	450	5. 1	
	上記以外のサービス業	1, 056	12. 1	
備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・集計結果は、産業、従業員規模、ランク別の集計後の企業構成比が母集団の企業構成比と同様となるように復元処理（ウェイトバック）したものである。			

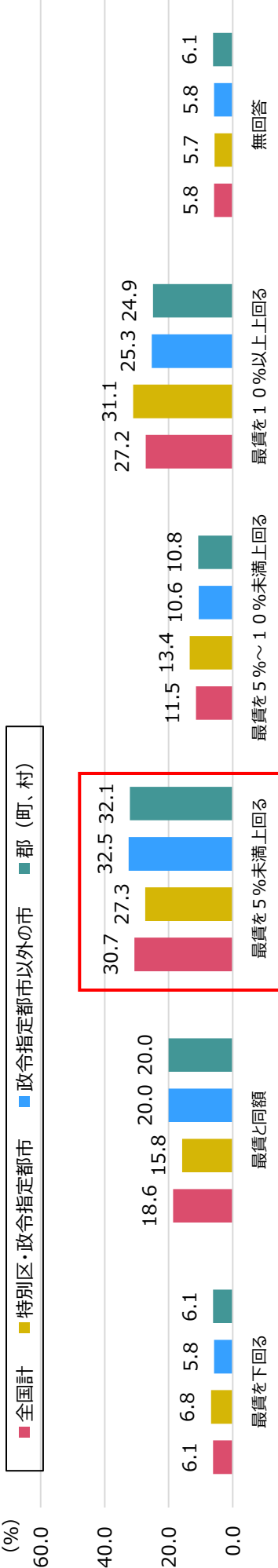
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

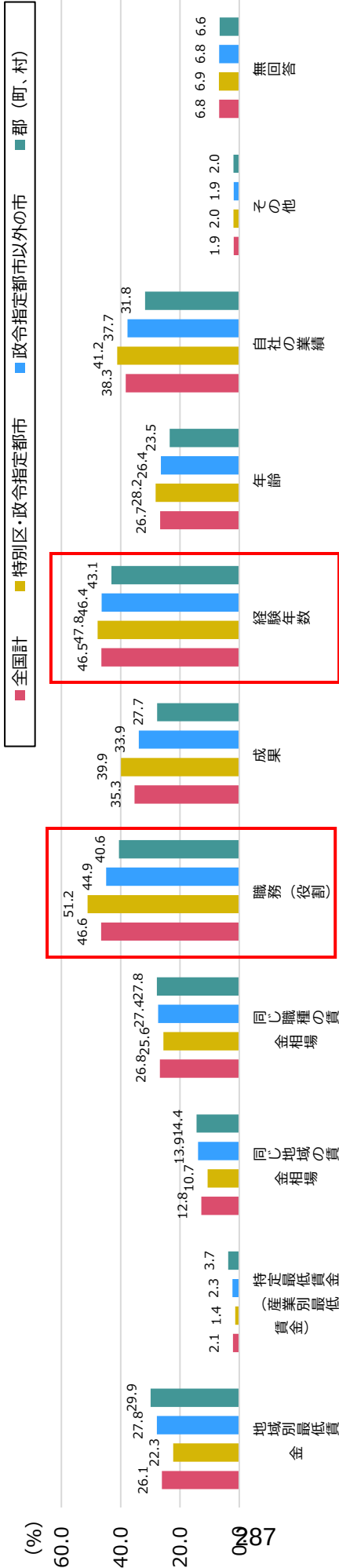
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」12,094社、「政令指定都市以外の市」15,457社、「郡（町、村）」11,195社、無回答8社である。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したものを。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

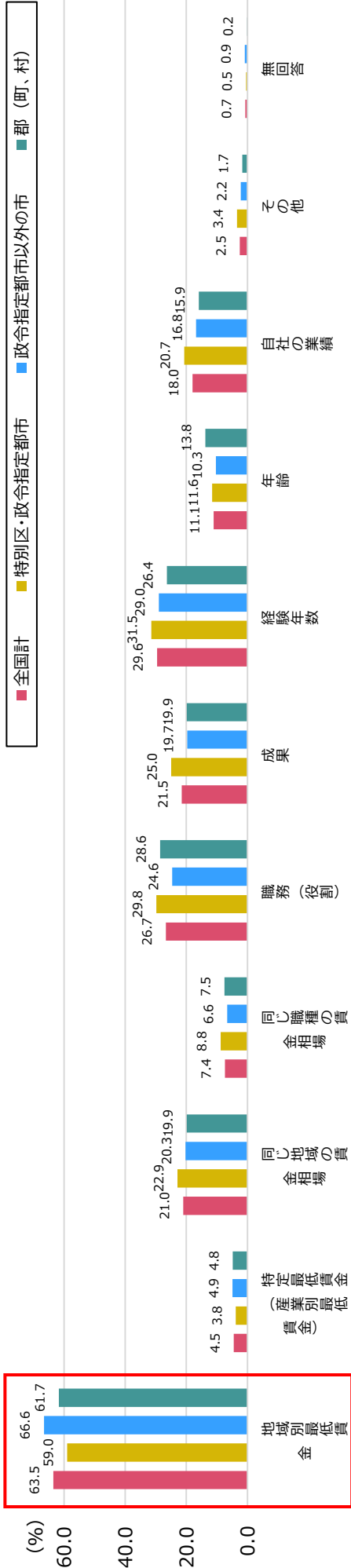
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



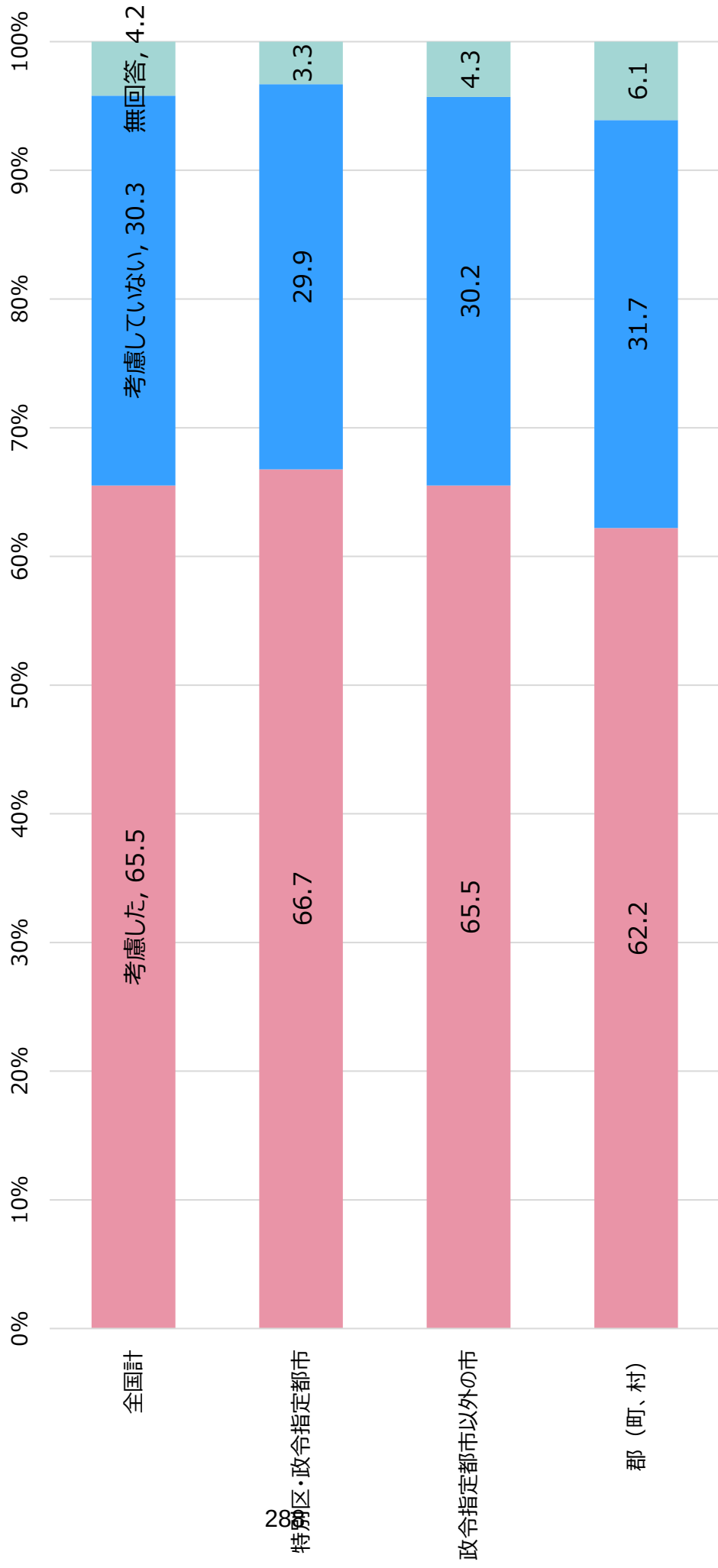
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

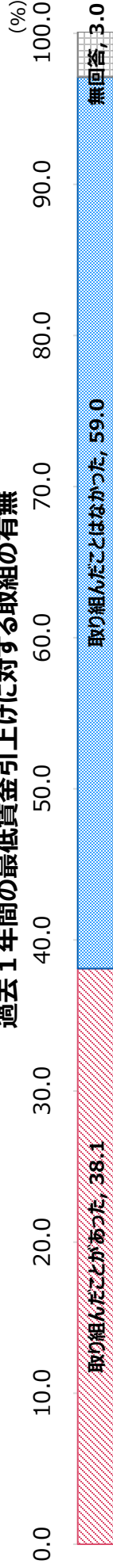


(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

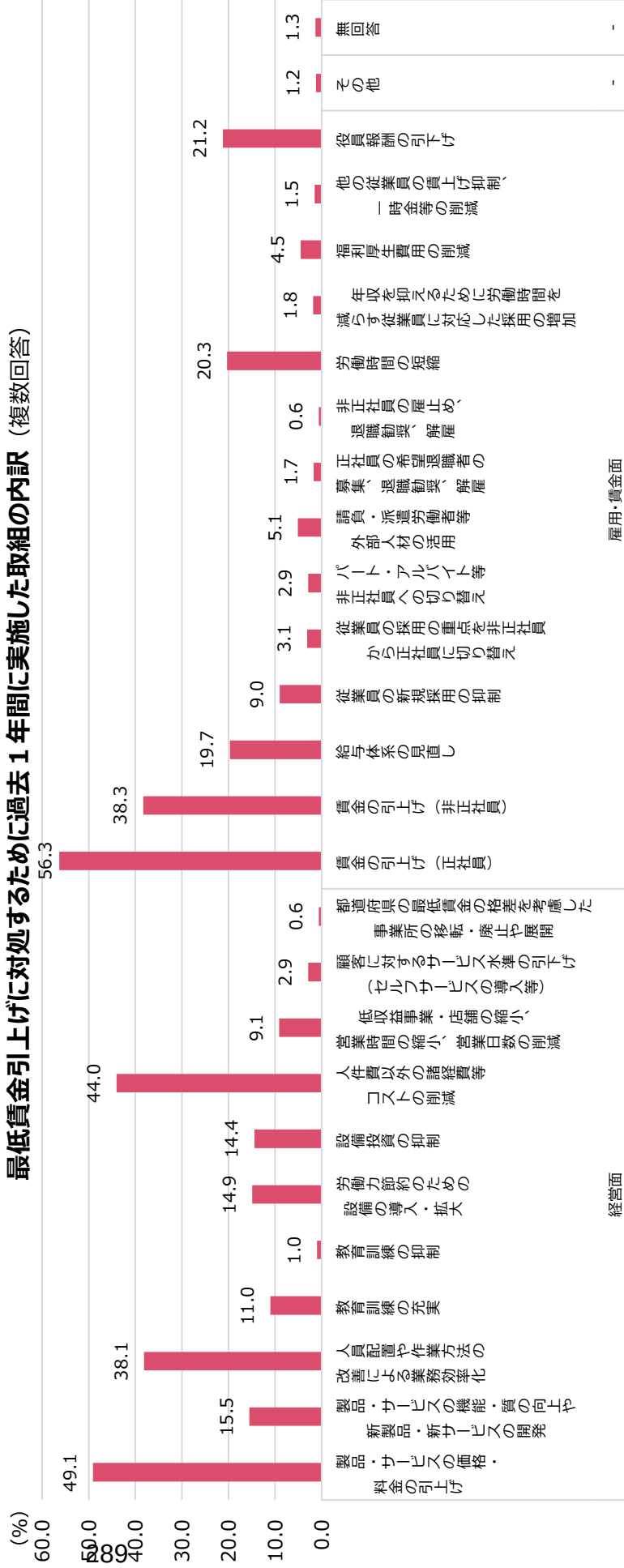
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

過去1年間に、最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は38.1%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

過去1年間の最低賃金引上げに対する取組の有無



最低賃金引上げに対処するために過去1年間に実施した取組の内訳 (複数回答)

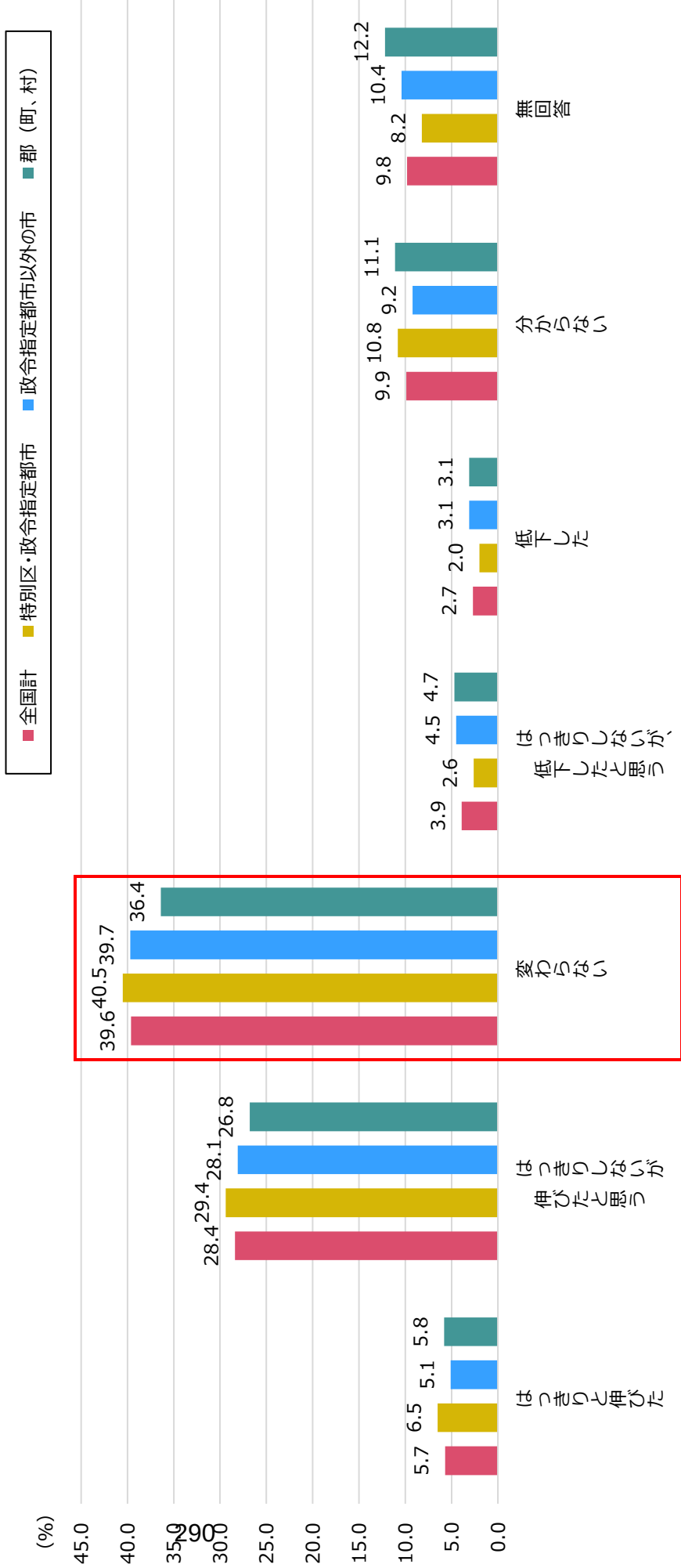


(注) 上図は集計対象企業(8,754社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(3,589社)について集計。本数が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

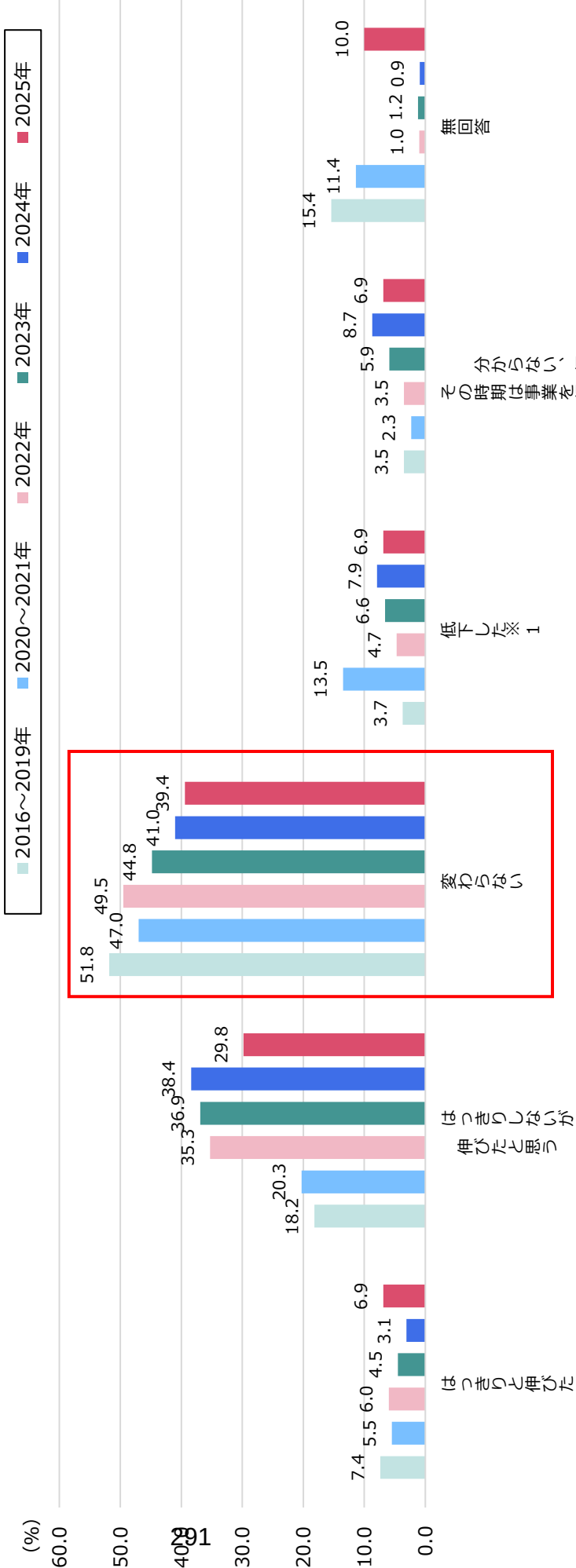


(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2025年調査:3,589社)について集計。
本数が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多いが、2023年以降、その割合は低下している。2025年は「はっきりしないが伸びたと思う」の割合も低下している。一方、「はっきりと伸びた」の割合が上昇しており、2016～2019年に次ぐ水準となっている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※ 1 2022年～2025年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※ 2 2022年～2025年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業（1,450社）のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業

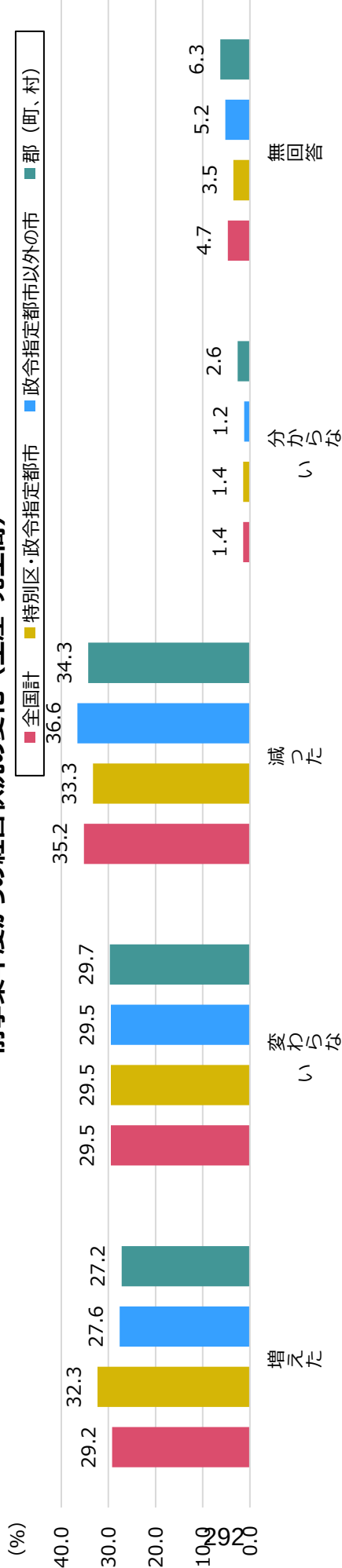
（2025年調査：601社、2024年調査：708社、2023年調査：735社、2022年調査：523社、2021年調査：819社）について集計。

本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

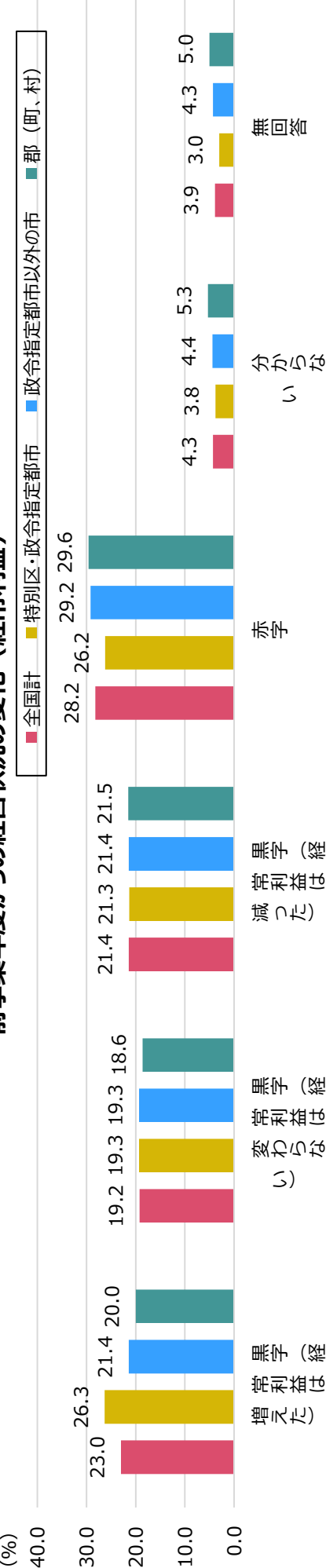
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」「減った」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっており、同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

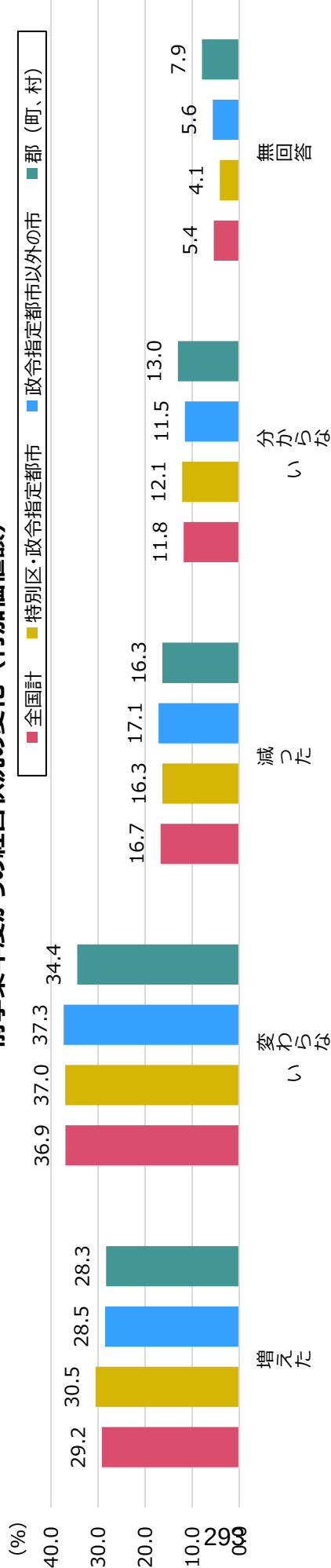


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

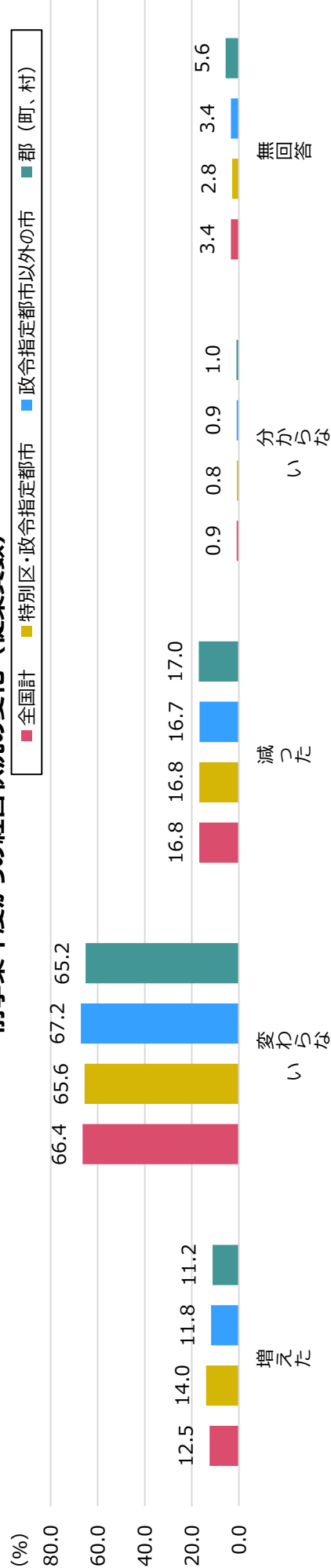
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

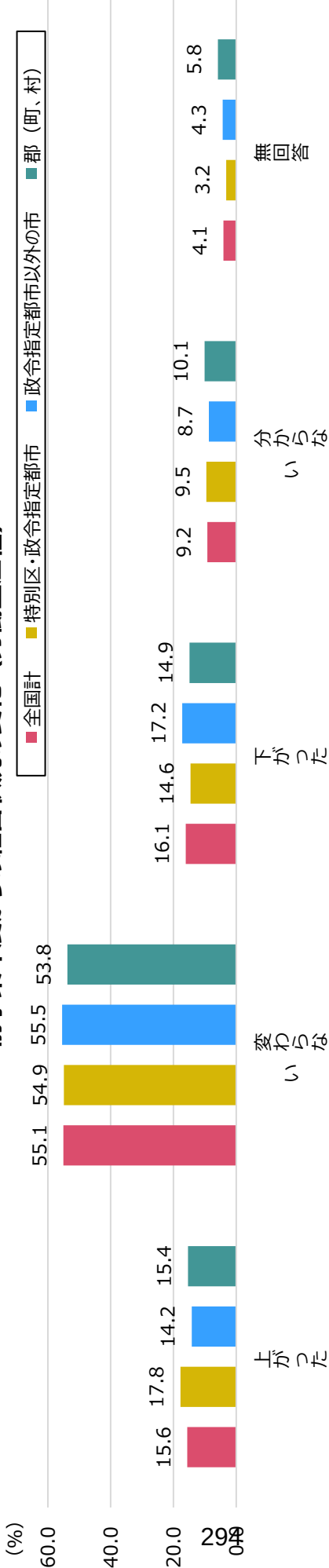


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

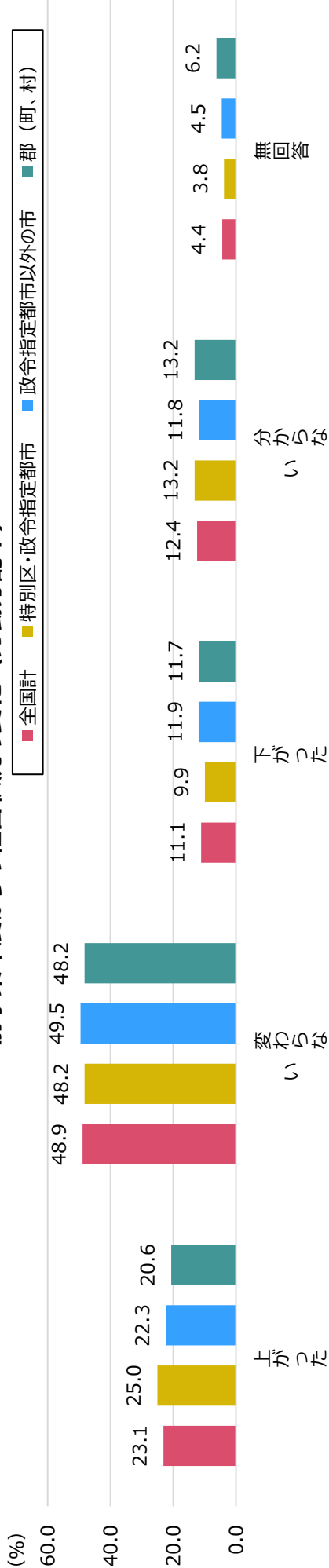
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）

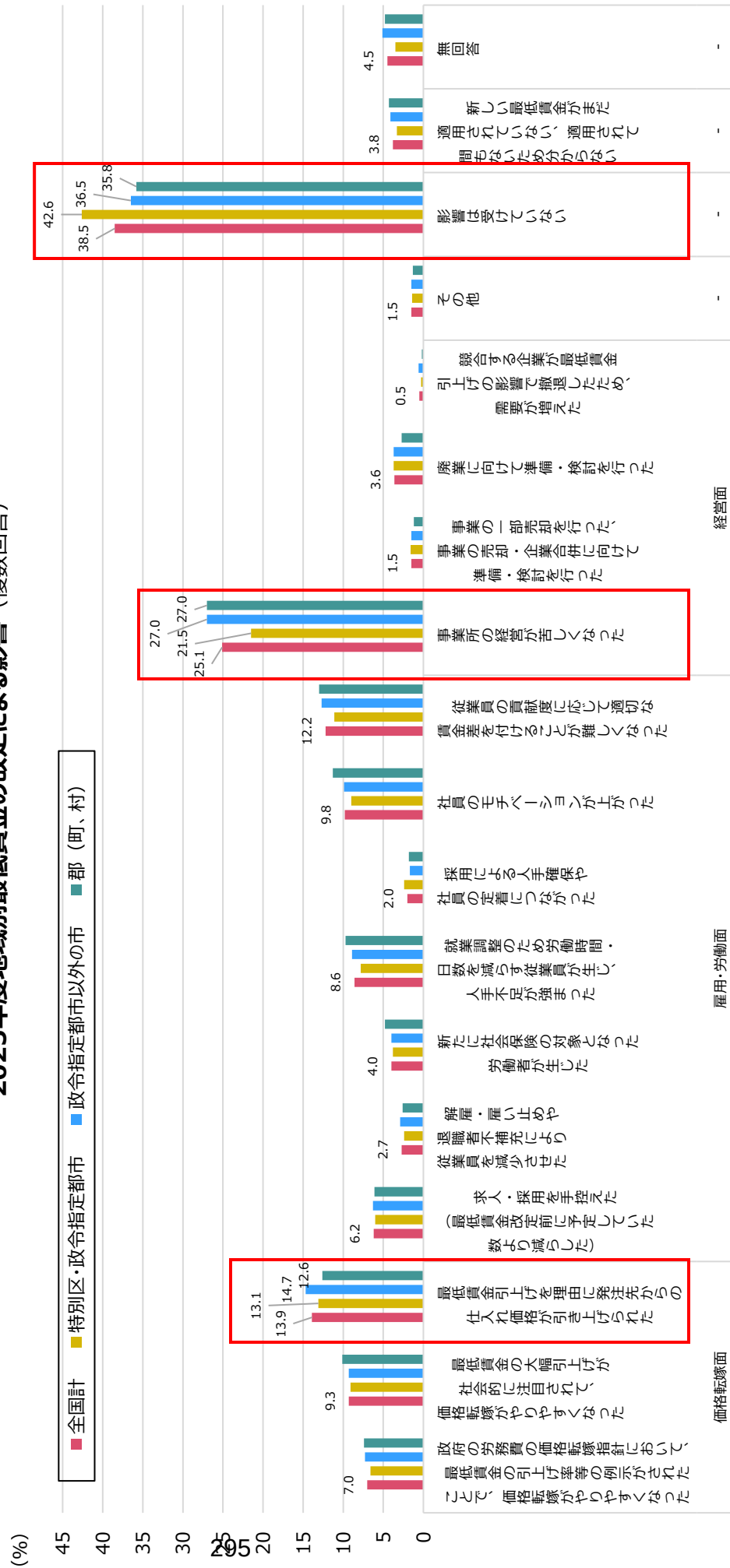


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員 1 人 1 時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。12

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）

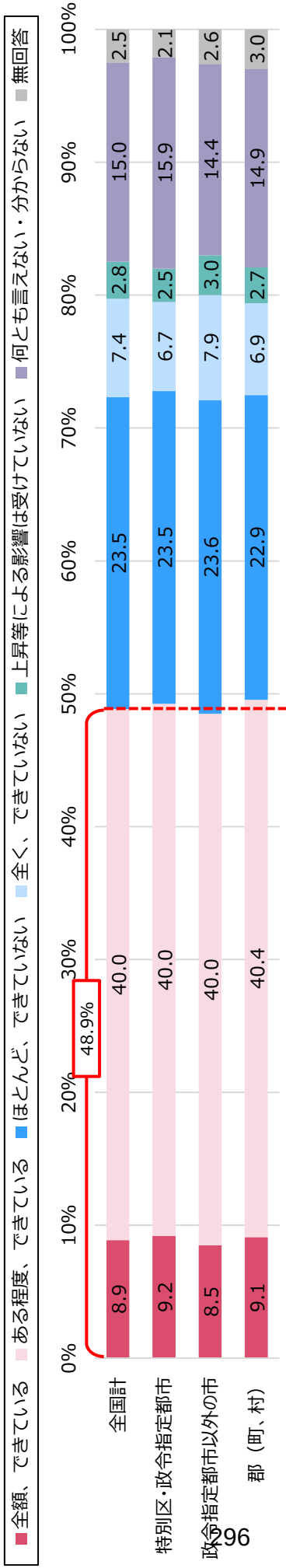


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

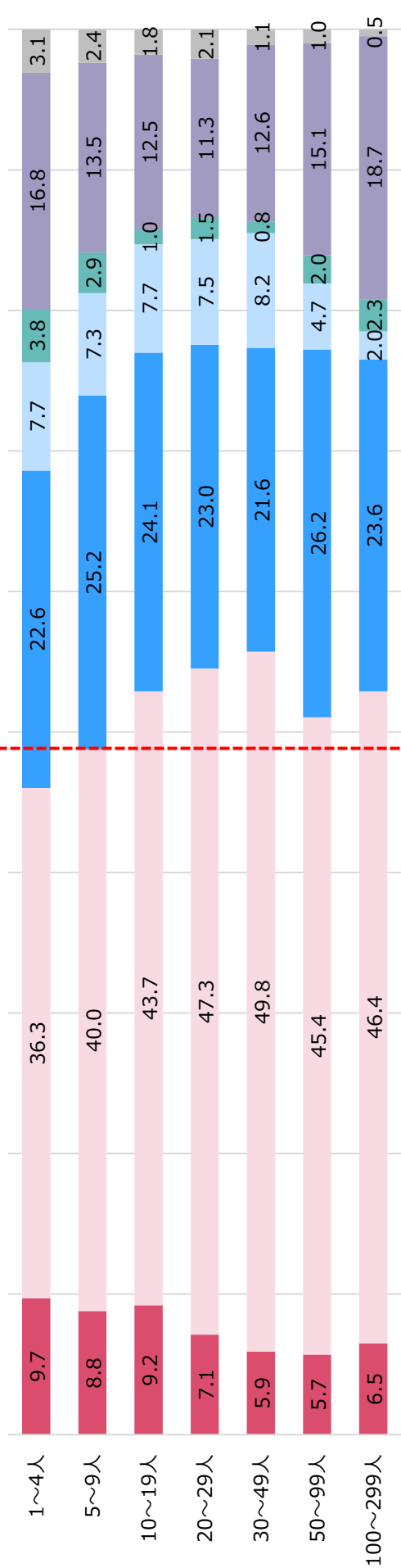
原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、「特別区・政令指定都市」、「政令指定都市以外の市」、「郡（町、村）」でほぼ同じであり、また、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



(参考) 従業員規模別

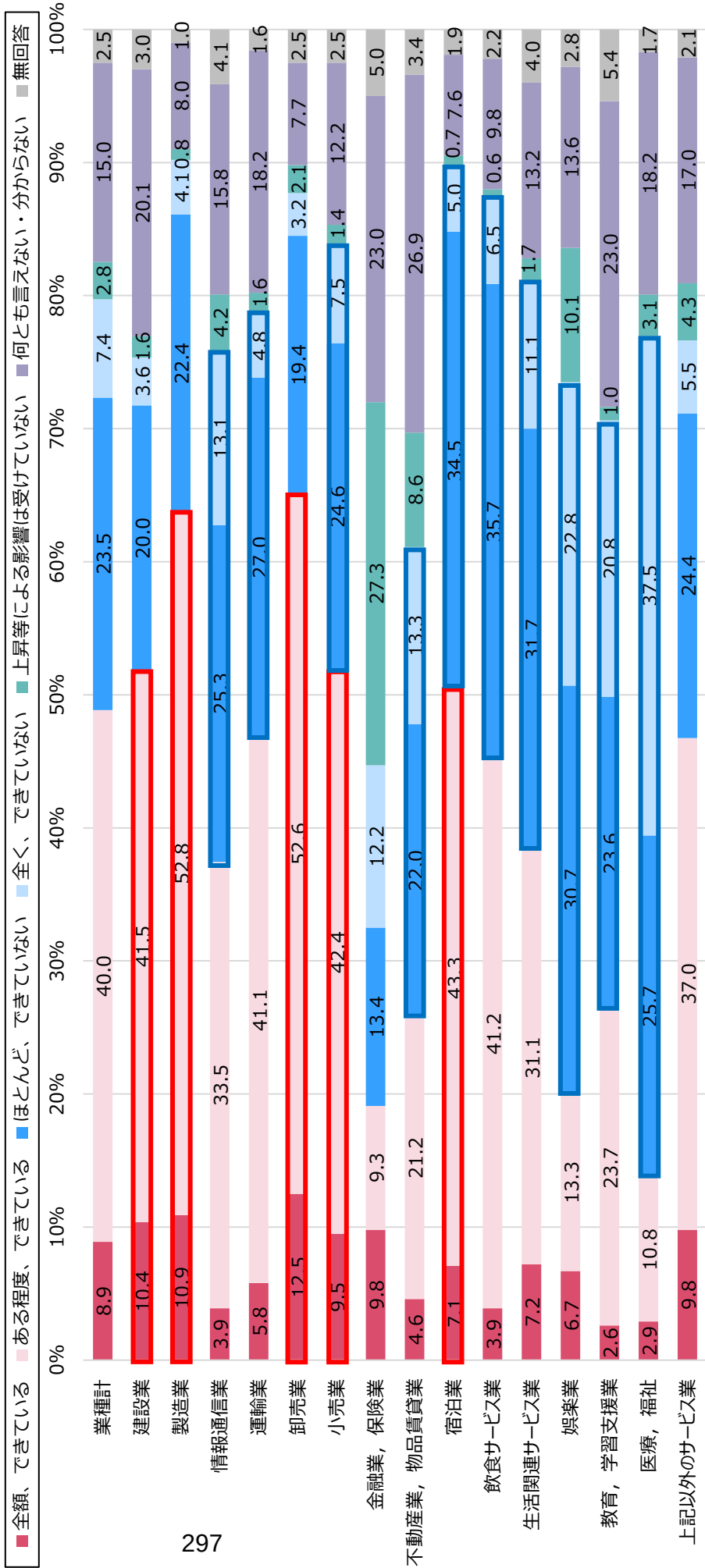


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（情報通信業、運輸業、小売業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育，学習支援業、医療，福祉）もある。

(参考)業種別

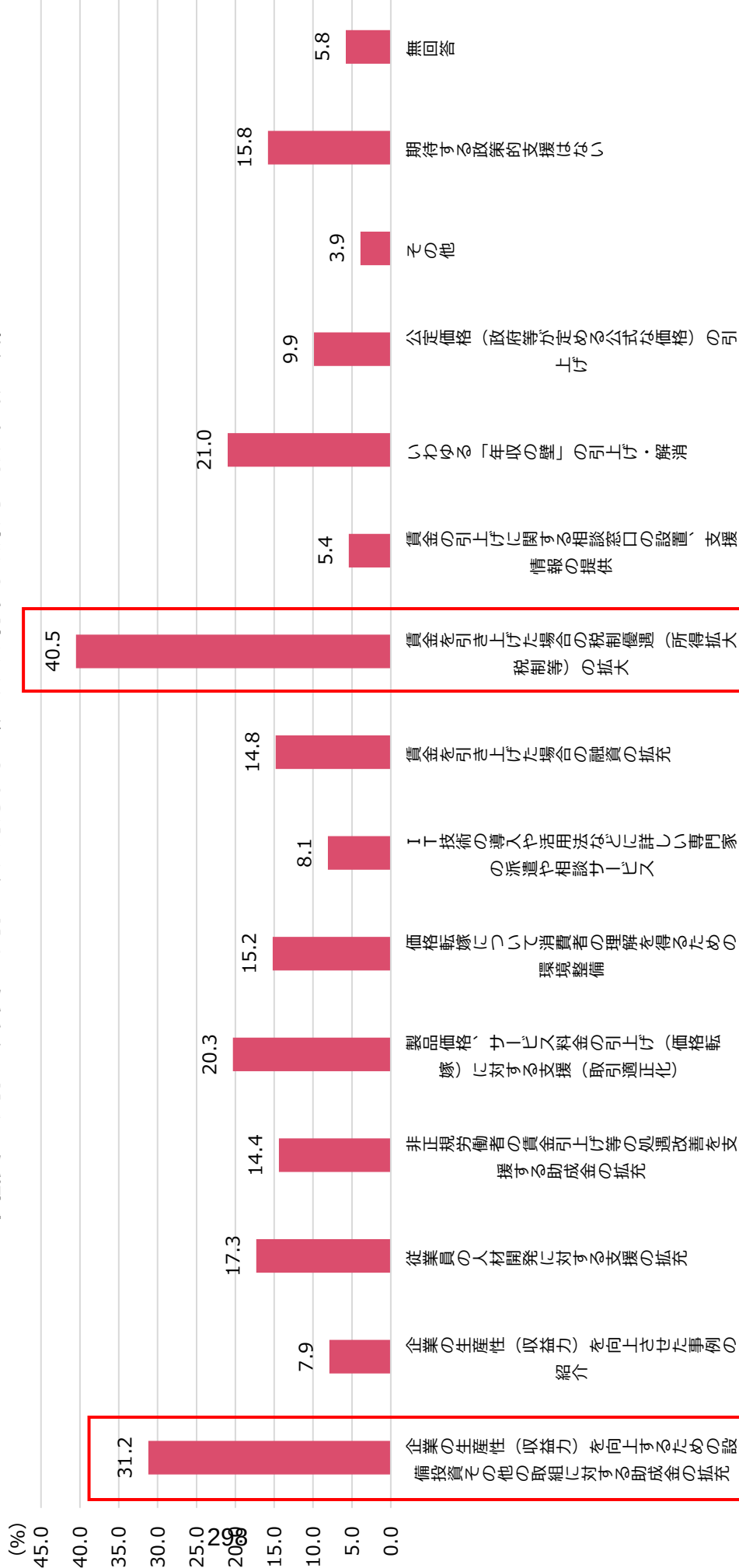


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

最低賃金引上げや賃金の引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が地域別最低賃金の改定や賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げや賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）

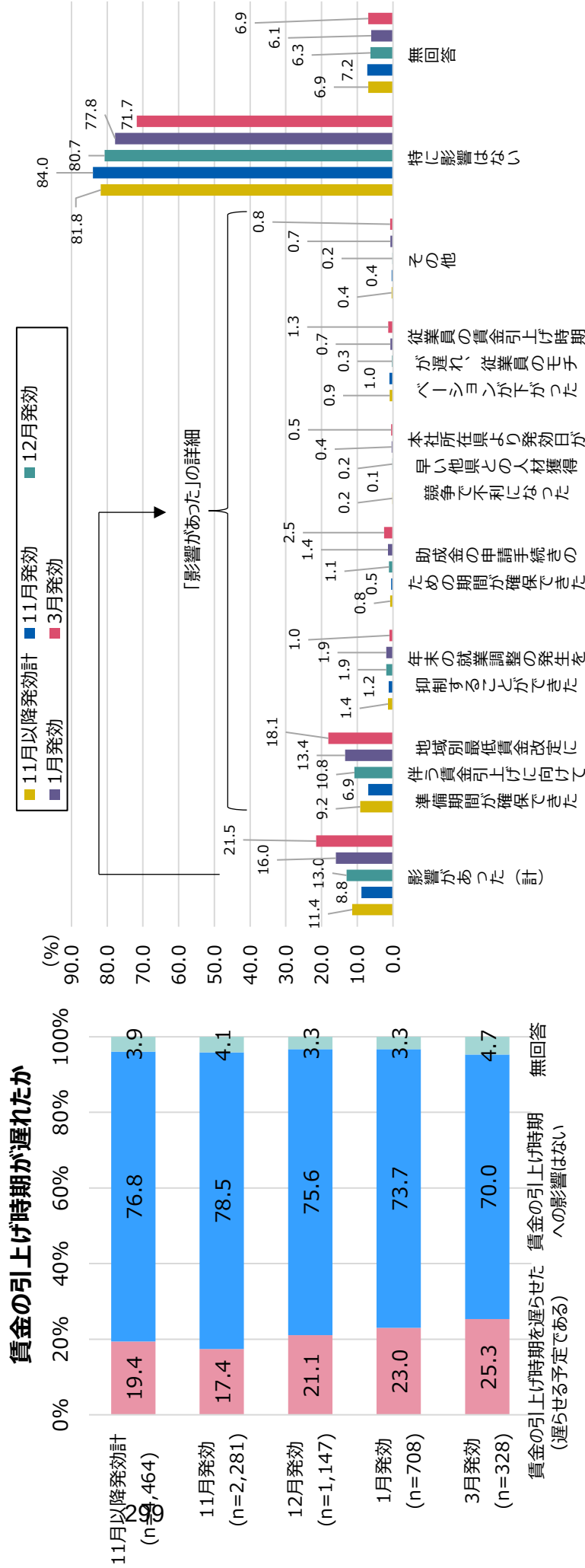


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

2025年度の地域別最低賃金の効力が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。何らかの影響があったと回答した中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、埼玉、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島(以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄(以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



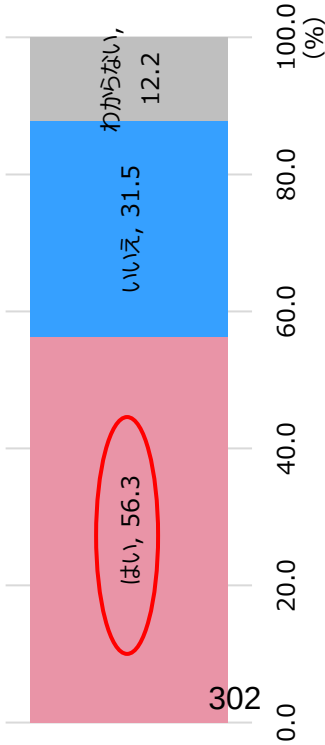
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査の概要	実施機関	株式会社クロスマーケティング（厚生労働省委託事業）																																				
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2026年調査」と表記） なお、株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）は、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2025年調査」と表記）																																				
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。） ※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																				
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																				
	調査期間	2026年5月1日～15日																																				
	集計対象者数	集計対象者数：4,033人																																				
集計対象者数等	集計対象者の主な属性	【性別】	<table><tr><td></td><td>復元前</td><td>復元後</td></tr><tr><td>男性</td><td>1,194人</td><td>824人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,839人</td><td>2,176人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table>		復元前	復元後	男性	1,194人	824人	女性	2,839人	2,176人	合計	4,033人	3,000人	【年齢階級】	<table><tr><td></td><td>復元前</td><td>復元後</td></tr><tr><td>29歳以下</td><td>207人</td><td>671人</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>875人</td><td>298人</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>706人</td><td>441人</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>985人</td><td>611人</td></tr><tr><td>60歳以上</td><td>1,260人</td><td>979人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table>		復元前	復元後	29歳以下	207人	671人	30～39歳	875人	298人	40～49歳	706人	441人	50～59歳	985人	611人	60歳以上	1,260人	979人	合計	4,033人	3,000人
			復元前	復元後																																		
男性	1,194人	824人																																				
女性	2,839人	2,176人																																				
合計	4,033人	3,000人																																				
	復元前	復元後																																				
29歳以下	207人	671人																																				
30～39歳	875人	298人																																				
40～49歳	706人	441人																																				
50～59歳	985人	611人																																				
60歳以上	1,260人	979人																																				
合計	4,033人	3,000人																																				
		【勤務地の地域区分】		<table><tr><td></td><td>復元前</td><td>復元後</td></tr><tr><td>Aランク</td><td>1,318人</td><td>1,437人</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>1,871人</td><td>1,266人</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>844人</td><td>297人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table>		復元前	復元後	Aランク	1,318人	1,437人	Bランク	1,871人	1,266人	Cランク	844人	297人	合計	4,033人	3,000人																			
	復元前	復元後																																				
Aランク	1,318人	1,437人																																				
Bランク	1,871人	1,266人																																				
Cランク	844人	297人																																				
合計	4,033人	3,000人																																				
		※ 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、Bランクのうち福島県・群馬県・徳島県、Cランクのうち秋田県・熊本県・大分県の各県が勤務地である者についてはサンプル数が多くなるよう、各属性毎の目標回答数を設定。集計に際しては、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性別の構成比と同様となるよう、復元処理（ウエイトバック、復元後の全体回答数は3,000人）を行った。																																				
	備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和8年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																				

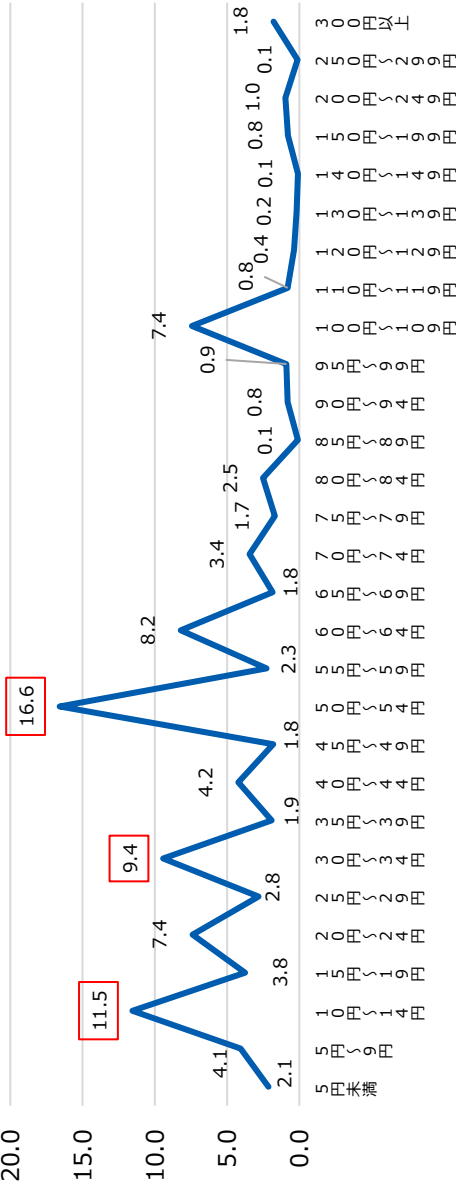
過去1年以内の時間当たり賃金の有無と上昇額、上昇した理由

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは56.3%であり、賃金上昇額は「50～54円」（16.6%）、「10～14円」（11.5%）、「30～34円」（9.4%）の順に多くなっている。また、時間当たり賃金が増えた理由は、「最低賃金が増えたから」（80.3%）が最も多くなっている。

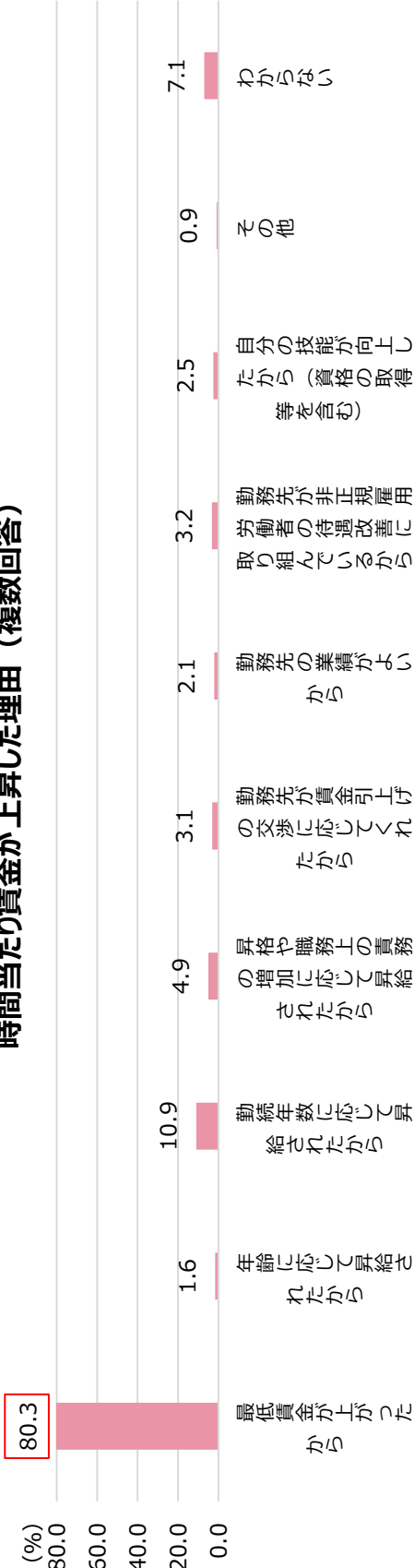
過去1年以内の時間当たり賃金の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



時間当たり賃金が増えた理由（複数回答）

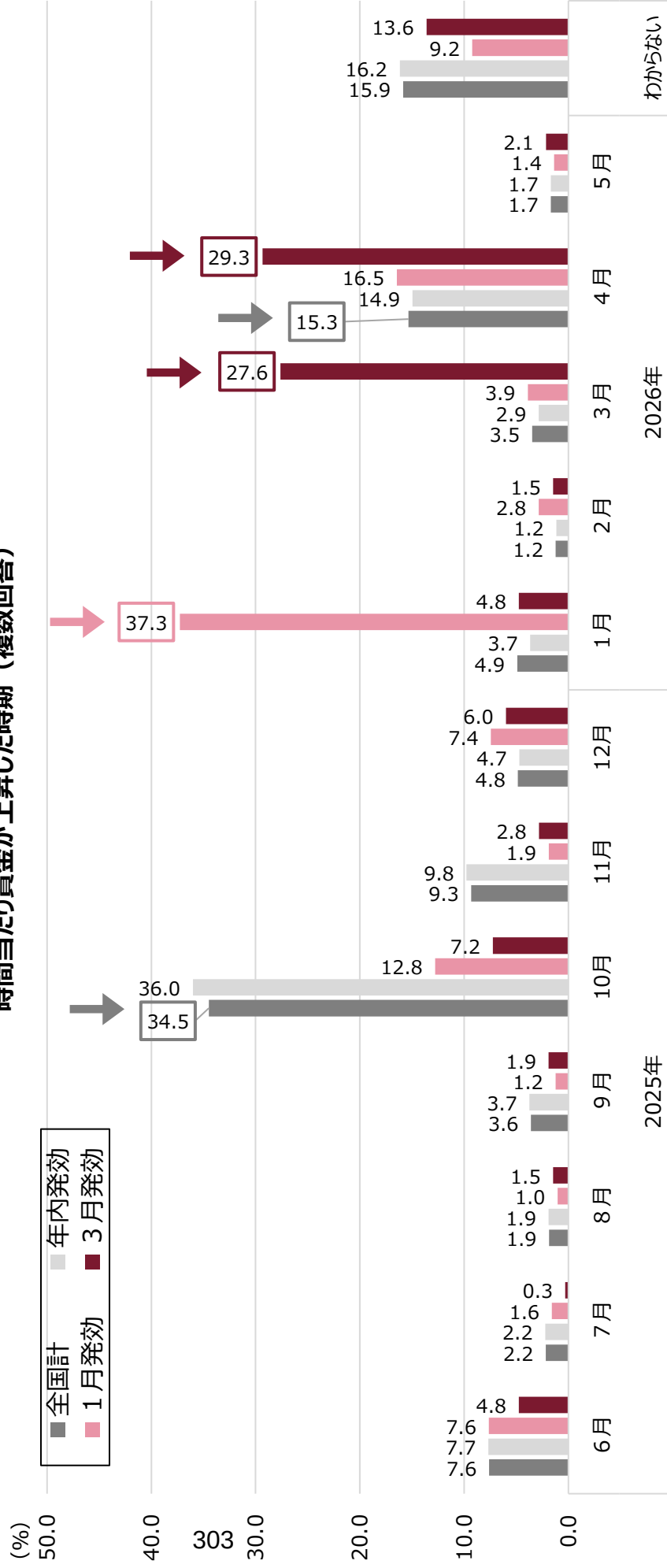


（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
賃金上昇額及び賃金が増えた理由は、有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5％）が最も多く、「2026年4月」（15.3％）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3％）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3％）が最も多く、「2026年3月」（27.6％）が次いで多くなっている。

時間当たり賃金が増加した時期（複数回答）



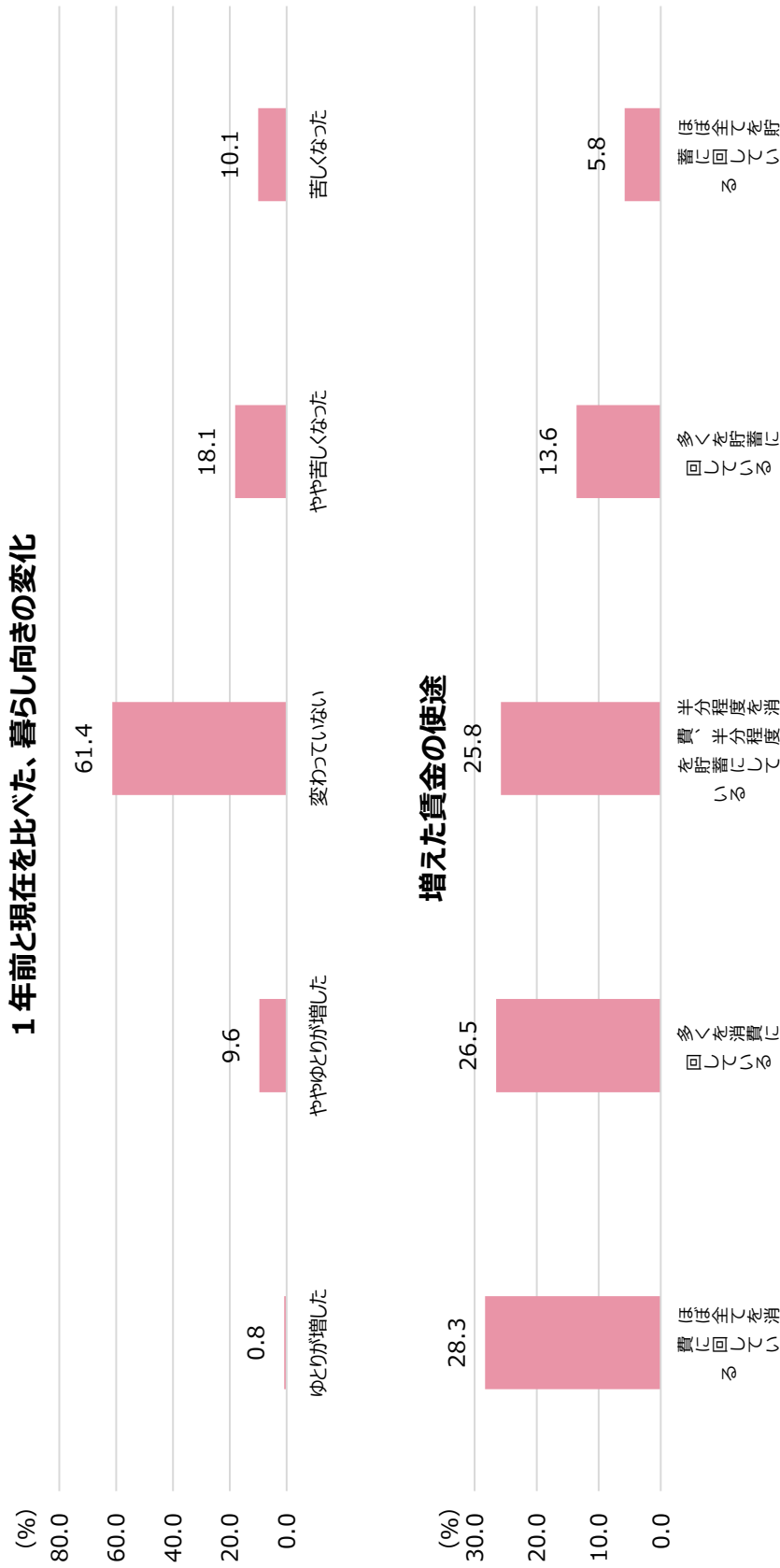
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。

有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれ以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」が10.4%、「やや苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使用の用途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」が計54.8%となっている。

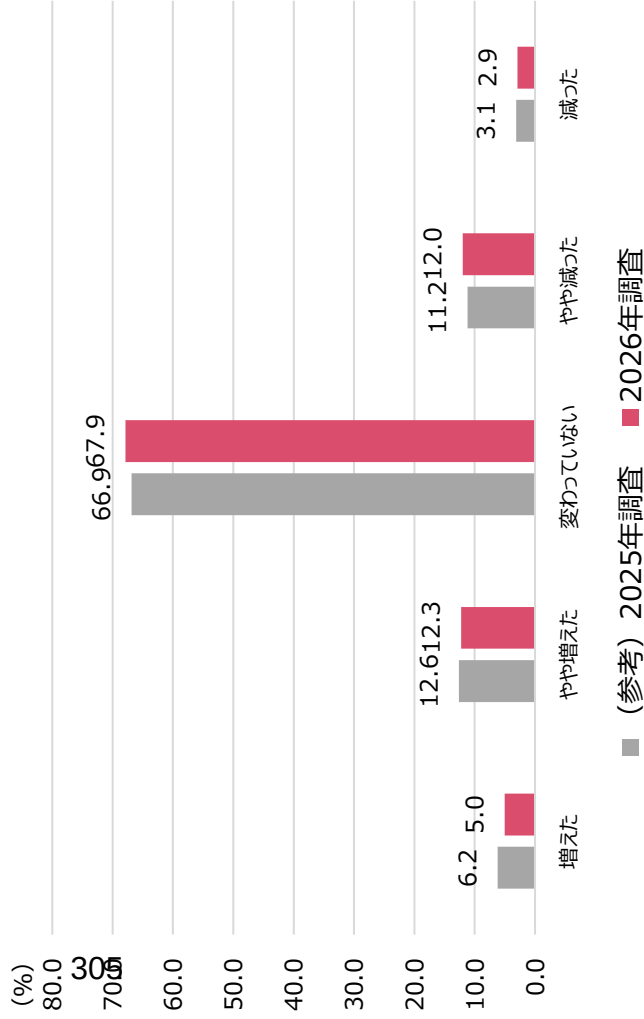


(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使用については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

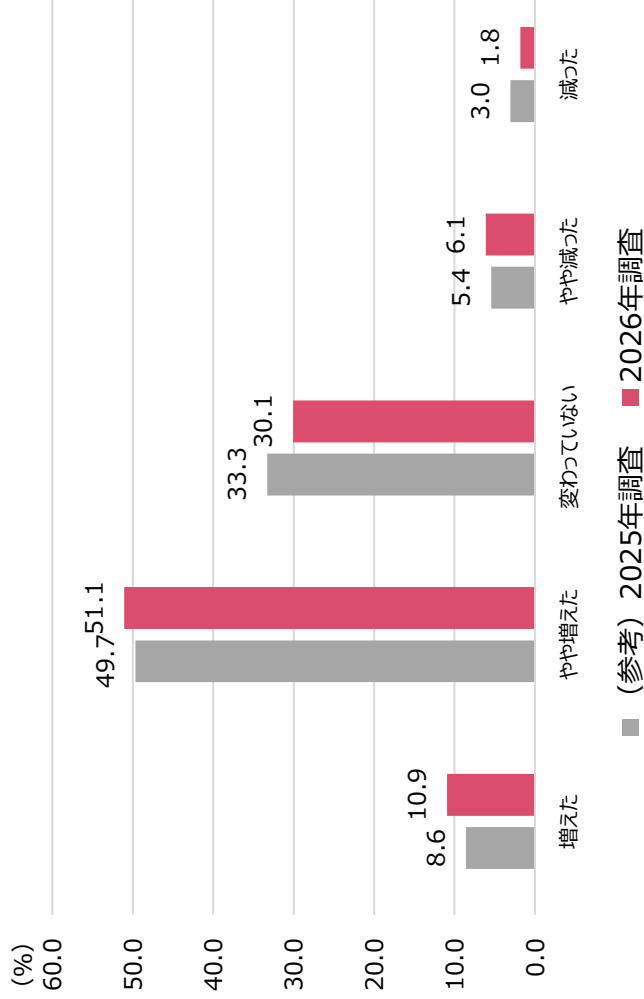
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の労働時間及び賃金の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が67.9%と最も多く、2025年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計62.0%、「変わっていない」が30.1%、「やや減った」「減った」が計7.9%となっており、2025年調査の結果（「増えた」「やや増えた」が計58.2%）と比べて、「増えた」または「やや増えた」者の割合がやや高くなった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減

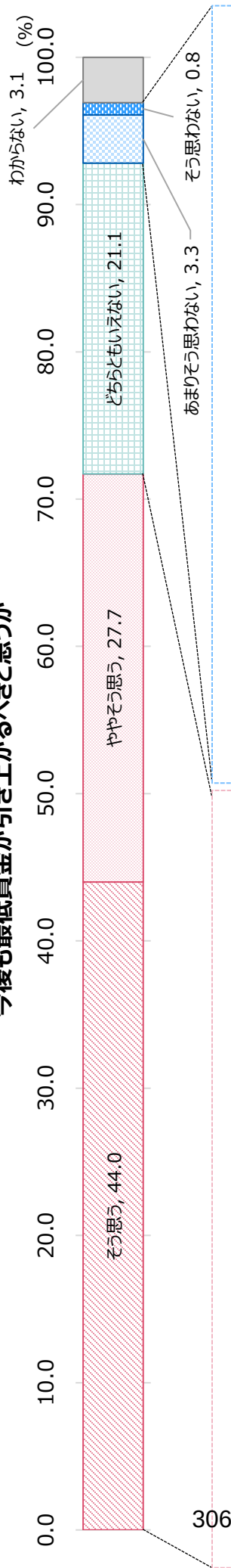


(注) 2026年調査については、調査内での設問内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：有効回答数3,000中1,214人、2026年調査：復元後の有効回答者数2,990中1,351人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

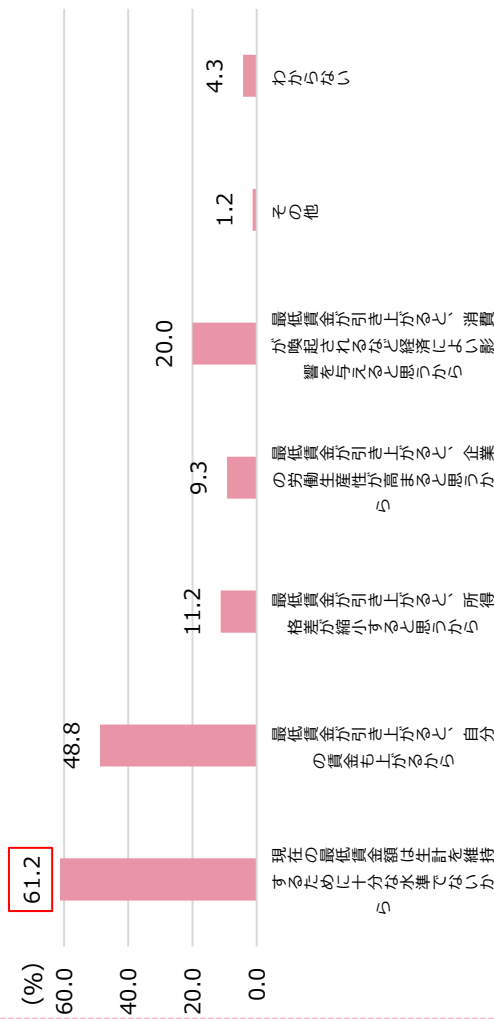
今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計71.7%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計4.1%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が61.2%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」（41.1%）を除くと、「最低賃金が引き上がると、物価が上昇するなど経済に悪い影響を与えそうか」が20.1%と最も多くなっている。

今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由（複数回答）



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由（複数回答）



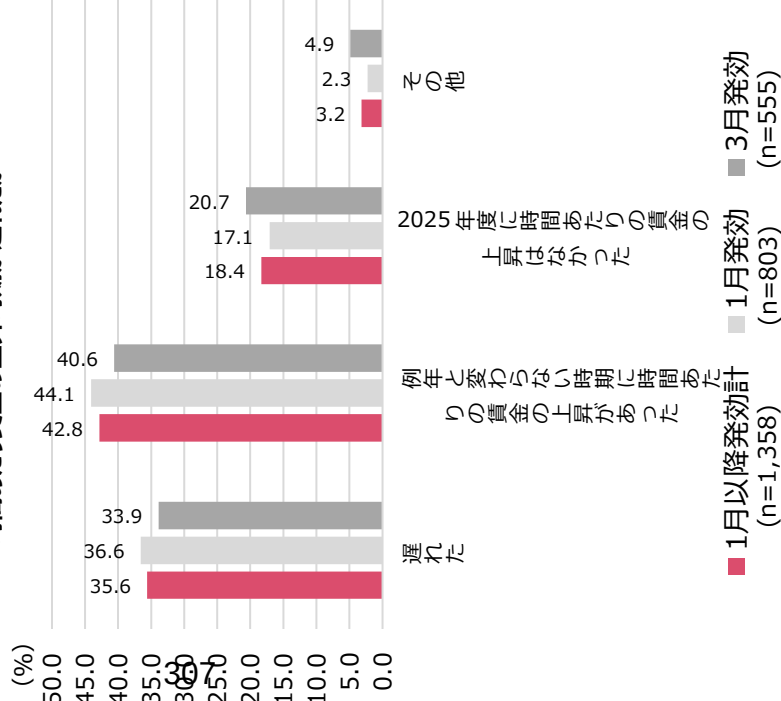
（注）今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者（復元後3,000人）について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、「そう思う」「ややそう思う」と回答した者（復元後2,151人）、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者（復元後123人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

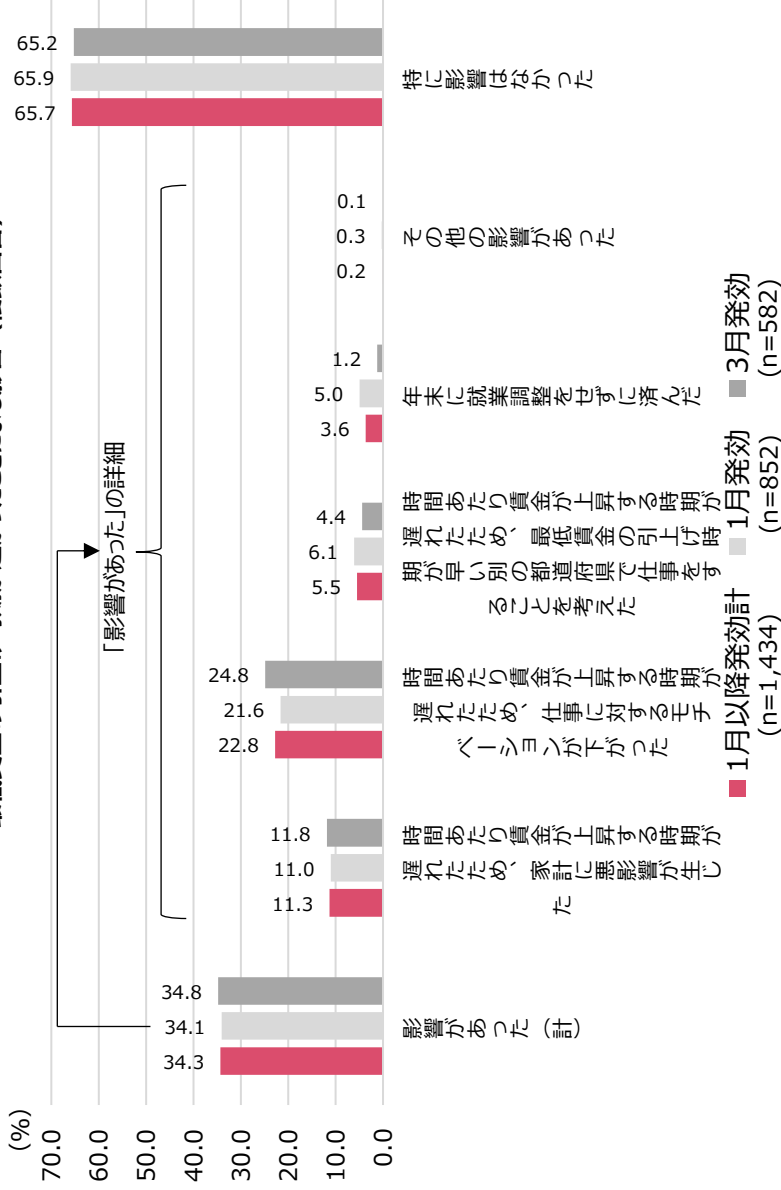
最低賃金の引上げ時期が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものである。

